



---

# 平成28年第1回 本別町議会定例会会議録

---

自 平成28年 3月 1日  
至 平成28年 3月22日

本別町議会

## 平成28年本別町議会第1回定例会会議録(第1号)

平成28年3月1日(火曜日) 午後1時30分開会

### 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	議案第11号	平成27年度本別町一般会計補正予算(第11回)について
日程第 7	議案第12号	平成27年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)について
日程第 8	議案第13号	平成27年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について
日程第 9	議案第14号	平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)について
日程第10	議案第15号	平成27年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)について
日程第11	議案第16号	平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)について
日程第12	議案第17号	平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第4回)について
日程第13	議案第18号	平成27年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)について
日程第14	議案第19号	平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第7回)について
日程第15		平成28年度町政執行方針・教育行政執行方針

### 会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議会運営委員長報告
日程第 3	会期決定の件
日程第 4	諸般の報告
日程第 5	行政報告

日程第 6	議案第 11 号	平成 27 年度本別町一般会計補正予算（第 11 回）について
日程第 7	議案第 12 号	平成 27 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）について
日程第 8	議案第 13 号	平成 27 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 9	議案第 14 号	平成 27 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 回）について
日程第 10	議案第 15 号	平成 27 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 6 回）について
日程第 11	議案第 16 号	平成 27 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 4 回）について
日程第 12	議案第 17 号	平成 27 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 4 回）について
日程第 13	議案第 18 号	平成 27 年度本別町水道事業会計補正予算（第 3 回）について
日程第 14	議案第 19 号	平成 27 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 7 回）について
日程第 15		平成 28 年度町政執行方針・教育行政執行方針

出席議員（12 名）

議長	12 番	方 川 一 郎 君	副議長	11 番	林 武 君
	1 番	矢 部 隆 之 君		2 番	藤 田 直 美 君
	3 番	篠 原 義 彦 君		4 番	大 住 啓 一 君
	5 番	山 西 二 三 夫 君		6 番	黒 山 久 男 君
	7 番	小 笠 原 良 美 君		8 番	方 川 英 一 君
	9 番	高 橋 利 勝 君		10 番	阿 保 静 夫 君

欠席議員（0 名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	砂 原 勝 君
会 計 管 理 者	吉 井 勝 彦 君	総 務 課 長	大和田 収 君
農 林 課 長	工 藤 朗 君	保 健 福 祉 課 長	村 本 信 幸 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	飯 山 明 美 君	住 民 課 長	千 葉 輝 男 君
子 ども 未 来 課 長	大 橋 堅 次 君	建 設 水 道 課 長	能 祖 豊 君

企画振興課長	高橋哲也	君	老人ホーム所長	井戸川一美	君
国保病院事務長	毛利俊夫	君	総務課主幹	小坂祐司	君
建設水道課長補佐	高橋優	君	総務課主査	長屋聖子	君
教 育 長	中野博文	君	教 育 次 長	佐々木基裕	君
社会教育課長	菊地敦	君	学校給食共同調理場所長	久保良一	君
農委事務局長	郡弘幸	君	代表監査委員	畑山一洋	君
選管事務局長	大和田収	君			

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巢正樹	君	総務担当副主査	塚谷直人	君
------	------	---	---------	------	---

## 開会宣告（午後 1時30分）

### 開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成28年第1回本別町議会定例会を開会します。

### 開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、高橋利勝君、黒山久男君、及び矢部隆之君を指名します。

### 日程第2 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第2 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕 報告いたします。

平成27年12月16日第4回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日3月1日から3月23日までの23日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、3月3日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに3件の提出がありました。軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情、日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情、マイナンバー制度の廃止を含めた抜本の見直しを求める意見書の提出を求める陳情書、以上3件については、議会運営基準139運用例5によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。

次に、提出議案の取り扱いについて申し上げます。

提出議案中、議案第25号平成28年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第33号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件の議案については、議長を除く11名の委員で構成する平成28年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査する取り扱いを予定いたしました。

以上報告いたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

#### 日程第3 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、3月1日から3月23日までの23日間とすることにしたいと思  
います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日3月1日から3月23日までの23日間とすることに決定  
いたしました。

#### 休会の議決

議長（方川一郎君） お諮りします。

議事の都合により、3月2日から7日、11日から21日の計17日間を休会にしたい  
と思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、3月2日から7日、11日から21日の計17日間は、休会とすることに  
決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 1時35分 休憩

午後 1時36分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第4 諸般の報告

議長（方川一郎君） 日程第4 諸般の報告を行います。

報告第1号専決処分報告、公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定める  
ことについて、及び報告第2号専決処分報告、公用車両の交通事故に起因する和解及び損  
害賠償額を定めることについて。以上、2件について一括報告を求めます。

能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖豊君） 報告第1号及び報告第2号公用車両の交通事故に起因する  
和解及び損害賠償額を定めることについて、御説明申し上げます。

本事故は、先の12月定例会で行政報告させていただきました、スクールバスの事故で

あります。

平成27年12月11日午前7時45分頃、公用車両、スクールバス帯広200さ308が、児童2名が乗車し運行中、本別町西仙美里124番地において、路面凍結のためスリップし、カーブミラー及び立木に衝突し、同乗していた2名の児童生徒が被害を受けたものです。

事故後直ちに町国保病院にて受診していただき、異常はみられませんでした。一定期間身体の様子をみて、2月16日に示談が成立しましたので、民法第695条の規定に基づき、和解し損害賠償額を定めたことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

なお、報告につきましては、和解の相手方、和解の要旨のみ報告させていただきます。

報告第1号専決処分報告。

公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることにつきまして、1、和解の相手方でありますが、当事者 さんの親権者で、住所は中川郡本別町、氏名は 氏であります。

2、和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金2万3,535円と定め、うち未払い分治療費1万5,135円を差し引き、残金8,400円を本別町が 氏に対し、支払うものとする内容であります。

次に、報告第2号専決処分報告。

公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることにつきまして、1、和解の相手方でありますが、当事者、 さんの親権者で、住所は中川郡本別町、氏名は 氏であります。

2、和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金3万135円と定め、うち未払い分治療費2万1,735円を差し引き、残金8,400円を本別町が 氏に対し支払うものとする内容であります。

なお、この損害賠償額につきましては、全額、自動車損害賠償責任保険金により賄われます。

今後このような事故を起こさないよう、交通安全に十分注意を払い、より一層の安全運行に努めてまいります。

以上、報告第1号及び報告第2号の専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

報告第3号専決処分報告。平成27年度本別町一般会計補正予算（第10回）について報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第3号専決処分報告。

平成27年度本別町一般会計補正予算（第10回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

今回の補正は、ただ今報告しました公用車両の交通事故に起因する損害賠償金であり  
ます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、歳入歳出  
予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,848万8,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

2、歳出であります。8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費22節  
補償補填及び賠償金5万4,000円の補正は、乗車していた児童の治療費等を損害賠償金  
として支払うものです。

上段、歳入の20款諸収入5項1目7節雑入5万4,000円は、この費用の全額が自動  
車損害賠償責任保険金で賄われるため計上いたしました。

以上、簡単ではありますが専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

次に、監査委員から平成28年1月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありま  
した。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、平成27年度学校林現況報告が町長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が、総務、産業厚生各常任委員長から提出がありまし  
た。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成27年第4回定例会以降における主な審議内容  
について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成27年第4回定例会以降における主な審議内容に  
ついて、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、十勝環境複合事務組合議会の平成27年第4回定例会以降における主な審議内容  
について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、とかち広域消防事務組合議会の平成27年第4回定例会以降における主な審議内  
容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、議長の動静について。

平成27年第4回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

#### 日程第5 行政報告

議長（方川一郎君） 日程第5 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 平成27年度各会計の予算執行状況について報告いたします。

1月末現在の一般会計の執行状況につきましては、歳入が予算額6億688万2,000円に対し、収入済額5億3,313万6,000円で77.7パーセントの執行率となっております。歳出は、支出済額4億405万3,000円で69.7パーセントの執行率となっております。

次に地方交付税の状況であります。普通交付税は前年度比0.5パーセント、額にして、1,465万4,000円減の2億7,894万4,000円になる見込みであります。

交付税財源の不足分を地方が直接借入れをしている臨時財政対策債は前年度比5.4パーセント、1,312万6,000円減の2億2,831万1,000円で、普通交付税を加えた総額では前年度を0.9パーセント下回る結果となっております。

特別交付税につきましては、現時点では未確定であります。現予算では30.9パーセント減の2億4,943万6,000円を見込んでいます。

次に国民健康保険特別会計であります。歳入が予算額13億9,200万2,000円に対し、収入済額9億8,327万9,000円で70.6パーセントの執行率で、国保税の収納率は現年度が95.2パーセント、滞納繰越金分が19.3パーセントとなっております。歳出は、支出済額10億454万6,000円で72.2パーセントの執行率となっております。

歳出総額の66.4パーセントを占めます保険給付費と後期高齢者支援金はそれぞれ72.1パーセントと81.8パーセントの執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入が予算額1億1,910万円に対し、収入済額9,616万1,000円で、80.7パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額9,590万8,000円で、80.5パーセントの執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入が予算額9億4,329万3,000円に対し、収入済額6億8,315万9,000円で72.4パーセントの執行率となっております。

このうち、介護保険料につきましては、調定額1億8,493万2,000円に対し、収納額が1億5,047万2,000円で、81.4パーセントの収納率となっております。

歳出は、支出済額6億9,857万3,000円で74.1パーセントの執行率となっております。このうち、保険給付費については、6億4,068万1,000円で、支出済額の91.7パーセントとなっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入が予算額2億7,003万9,000円に対し、収入済額1億7,106万5,000円で63.3パーセントの執行率で、サービス収入の収納率は、99.9パーセントとなっております。

歳出は、支出済額2億1,339万8,000円で、79.0パーセントの執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入が予算額1億3,389万2,000円に対し、収入済額5,511万3,000円で41.2パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額7,081万4,000円で、52.9パーセントの執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計であります。歳入が予算額4億9,950万円に対し、収入済額2億2,596万1,000円で、45.2パーセントの執行率となっております。

歳出は、支出済額2億4,767万5,000円で、49.6パーセントの執行率となっております。

次に、水道事業会計の決算見込みについて報告いたします。

収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は1億5,798万7,000円で、支出見込額は1億5,798万7,000円となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が8,680万円、支出見込額は1億4,379万1,000円で、不足額5,699万1,000円は過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

次に、病院事業会計決算見込みについて報告いたします。

まず、患者数の動向であります。平成28年1月末現在の延べ患者数は、入院患者が1万4,128人、前年同期比528人、3.6パーセント減、外来患者は4万2,465人、前年同期比1,920人、4.3パーセント減となっております。

次に、収益的収入及び支出につきましては、収入見込み額は11億8,391万8,000円、支出見込み額は12億9,285万2,000円となる見込みであります。収益から費用を差し引いた1億893万4,000円が純損失となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込み額が1億3,109万4,000円、支出見込み額が1億5,777万6,000円で、不足額2,668万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

以上、平成27年度各会計の予算執行状況及び企業会計決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、第6次本別町総合計画後期基本計画について報告いたします。

総合計画につきましては、基本構想、基本計画、実施計画の3部で構成しておりまして、基本構想の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、ともに学び支えあい活力あるまちづくりを基本理念とする本別町の将来像と目標を示すものとなっております。

基本計画は、基本構想に掲げます将来像や目標を実現するため、分野ごとに施策を大別し、基本構想10年間の期間中、前期5年、後期5年に分け、事業の展開方策を示すものとなっております。

総合計画の基本計画につきまして、前期5年を終了し、平成28年度から後期5年を迎えますことから、この度、後期基本計画を策定しましたので、報告させていただきます。

計画策定にあたりましては、前期計画についての事業実績や進捗状況の総括から、今後の課題を整理し、国や北海道の動き、地方創生の流れ等も注視しながら、また社会経済情勢の動向を踏まえ、目指す将来像の実現に向け、産学官金労福等の代表や一般町民で構成する本別町総合計画策定審議会への諮問、答申をいただき、計画づくりを進めてきたところであります。

後期基本計画の推進にあたりましては、町民ニーズの把握に努めながら施策事業の展開を図り、町民の皆様とともに計画推進について努めてまいりますので、今後とも議員各位の特段の御理解と御支援を賜りますようお願いいたします。

次に、まち・ひと・しごと創生について報告いたします。

本町では、昨年10月にまち・ひと・しごと創生法に基づきます、本別町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を策定したところであります。

また、国は昨年12月24日まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について閣議決定を行い、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みと相互に連動させながら進めていくことといたしました。

1月には、平成27年度補正予算として、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策の一環として、地方版総合戦略に基づく各自治体の取り組みについての先駆性を高め、レベルアップの加速化を図ることを目的とした地方創生加速化交付金が創設されたところであります。

この交付金につきましては、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携など先駆性とされる要素を踏まえ、事業化を進める必要がありまして、本町では地域間連携、いわゆる広域連携を視野に入れた取り組みについて検討してまいりました。

現在、十勝東北部の枠組みと十勝全体の枠組みにおいて、それぞれ移住・定住促進関連事業や観光振興関連事業等について、内閣府地方創生推進室へ実施計画を提出しておりまして、できる限り有利な財源を確保しながら、地方版総合戦略に掲げます事業を早急に展開する姿勢を基本に、効率的かつ効果的な事業により、直面する課題の克服を図ってまいりたいと考えているところであります。

議員各位におかれましては、今後とも御支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、この関連予算につきましては本定例会に提案しておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、本町における平成27年国勢調査の経過及び、北海道が2月17日に発表した国勢調査速報値について報告いたします。

国勢調査は、平成27年10月1日を基準日に、日本国内に居住する全ての人、及び世帯を対象に行われるもので、今回の調査の実施にあたりましては、総合的かつ効率的な調査実施体制を整え、調査に万全を期すため、平成27年国勢調査本別町実施本部を4月に設置したところであります。

また、調査員につきましては、正確かつ安全な調査実施に配慮する必要がありますことから、その担当する調査区は、地理に明るい地域の方とすることを基本とし、各自治会より推薦していただいた69名、指導員につきましては、過去に諸統計調査に従事された方から直接依頼し5名を配置いたしました。

今回の国勢調査における調査方法、調査事務での大きな変更点では、記入負担の軽減、利便性の向上を図る等の観点から、インターネット回答が採り入れられ、パソコンやタブレット端末、スマートフォンから回答できるようになったことから、これらを円滑に実施するため、調査員、指導員を対象に事前の事務打合せ会を開催したところであります。

調査の結果、速報につきましては、既にマスコミ報道で御承知のとおりであります。本町の人口は7,343人となりまして、前回の平成22年国勢調査と比較しますと、総数で932人、11.3パーセントの減少となりました。

今回の減少の要因といたしましては、前回の調査と比較し、北海道横断自動車道の工事宿舎が移転したこと、更には出生者数が平成27年では直近5年の平均が50人程度で推移していましたが、半数近くまで減少していること等と捉えております。

なお、各種基本集計等につきましては、今後、順次公表されることを申し上げ、報告とさせていただきます。

次に、旧仙美里中学校跡地利活用状況について報告いたします。

平成26年3月で閉校いたしました仙美里中学校の跡地利活用につきましては、平成27年第3回定例会におきまして、検討経過及び公募に向けた準備中である旨、行政報告をさせていただき、2月12日の議員協議会におきましても説明をさせていただいているところですが、改めて、定例会以降における経過について、報告させていただきます。

跡地利活用につきましては、地域で組織します旧仙美里中学校跡地利活用検討会において、施設一体での再利用により地域活性化に資する方策を検討してもらいたい旨の要望をいただいたところです。

この要望を受け、市場価格の把握のため、不動産鑑定士に評価を依頼し、結果につきましては、学校という特殊な不動産が一般需要とは大きく乖離している状況から、経済価値が見出せず、交換価値がない、との評価がされたところです。

これにより公募に際しまして、譲渡、貸付の両面を検討いたしました。仮に無償により譲渡した場合でも国税等における高額な負担が発生しますことから、譲渡はせずに無償による貸付とし、貸付条件として施設一体の活用、維持管理費の利用者負担を基本とする募集要項をまとめ、平成28年1月20日に地域の皆様にその内容を説明し、御理解をいただいたことから、2月15日号暮らしの情報紙かけはしと、本町のホームページにおいて公募を開始したところであります。

現在は広報とホームページでの公募となっておりますが、今後、文部科学省のホームページにも登録をするほか、インターネットを活用した広告宣伝も行い、更にはマスコミの御協力をいただくなどして広く募集を行っていく予定としております。

また、応募を待つだけではなく、コネクションも探しながら、積極的に働きかけていくなどして、地域が望む結果に結び付くよう、鋭意努力してまいりますので、議員各位におかれましても、今後とも御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、第2期十勝定住自立圏共生ビジョンについて、これまでの策定経過及び内容について報告いたします。

定住自立圏構想は、中心市と周辺市町村が役割分担し、相互に連携することで、人材の確保や育成、地域間交流、医療の確保等により地域社会を再生し、集約とネットワークの考えのもと、地方への定住を促進することを目指すものであります。

十勝圏域においては、圏域全体の活性化を目的とした連携、協力を推進するため、中心市であります帯広市と周辺市町村が平成23年7月7日、1対1の協定を締結し、19項目にわたる十勝定住自立圏共生ビジョンに基づきまして取り組みを進めてきたところであります。

共生ビジョンにつきましては、計画期間をおおむね5年間としておりまして、平成27年度をもって計画期間が終了することから、この度、次期共生ビジョンの策定作業を順次進めてきたところであります。

検証経過といたしましては、毎年度、各市町村におけます8つの作業部会や各関係機関における幹事会、市町村長会議において、取り組み状況の確認や追加事項を協議し、管内各分野の関係者及び学識経験者で構成されました十勝定住自立圏共生ビジョン懇談会から意見聴取を行い、改訂版を策定、公表してきたところであります。

次に第2期目となる定住自立圏共生ビジョンの策定についてですが、市町村における地方版総合戦略との関係性を鑑み、計画期間を平成28年度から平成31年度までの4年間として、検証作業と同様、各関係会議により5年間の総括から検討、協議を重ね、さらに、住民意見の募集、パブリックコメントを実施し、素案への反映を行ってきたところです。

策定のポイントといたしましては、医療、福祉、雇用、物流、観光、地域公共交通などあらゆる分野に視点を置きまして、住民生活に直接的な関わりが深いものの、1つの自治体だけでは解決が難しい地域の共通課題など、実情に応じた連携の手法について検討し、新たに高齢者の生活支援体制の構築、スポーツ大会の誘致、航空宇宙産業基地構想の推進、

結婚を希望する若者の支援、圏域レベルのデータ集積、活用の5項目を盛り込み、素案をまとめてきたところです。

また、共生ビジョンの改正によりまして、定住自立圏形成協定の一部変更が必要となることから、議会の議決に付すべき事件に関する条例に基づき、本定例会におきましても議案を提案しておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

なお、定住自立圏共生ビジョンに基づく取り組みの一環として、職員研修及び圏域内人事交流を行っております。この機会にあわせて、十勝圏複合事務組合と構成市町村との人事交流につきまして報告させていただきます。

十勝圏複合事務組合との人事交流につきましては、帯広市との交流を管内ブロック輪番制で実施しておりますが、本年4月1日から平成30年3月31日までの2年間、東北ブロックから派遣することになりました。

本別町、足寄町、陸別町の三町で協議をしました結果、今回、本町から派遣することとなったところであり、派遣期間と同じく帯広市から本町に職員の派遣を受けることとなります。

現在、職員には、地方分権への対応や今後の自治体経営のため、より一層の広い知識と政策形成、実行能力が要求されますことから、帯広市との職員の日常的な交流と情報交換を図る過程で職員の能力向上はもとより、人的ネットワークの構築や地域間の連帯、連携に寄与するものと期待をしているところであります。

以上、報告とさせていただきます。

次に、幼保連携型認定こども園の整備状況について、12月定例会以降の取り組み経過について報告いたします。

この間、釧路カトリック学園と締結しました協定に基づき、こども園の整備、運営に向けて、本町の保育職員とカトリック幼稚園教諭、合同による研修会を開催し、新たな教育、保育内容を想定しながら、こども園の平面プランづくりに取り組んでまいりました。

こども園の施設概要につきましては、敷地面積12,935.81平方メートル、鉄骨造平屋建て、延べ床面積1,750平方メートル、定員は160名、機能といたしまして、幼保連携型認定こども園、病後児保育、延長保育、子育て支援センター機能を併設し、保育室5室、遊技ホール、医務室等を整備し、暖房は床暖房とし、内装は極力、木質化を予定しているところであります。

また、就学前教育と保育のあり方、こども園の整備について周知を図るため、本別町自治会連合会、本別町行政改革推進委員会に説明させていただき、さらに、保護者に対しては保育所入所説明会におきまして、平成29年4月から民間が運営主体となりますこども園への移行についての説明を行うとともに、協議中であります教育、保育内容や新たなサービスについて説明をしてきたところであります。

協定書に基づく釧路カトリック学園に対する支援につきましては、こども園の施設整備に要する費用から補助金を控除した額で釧路カトリック学園が平成28年度に金融機関か

ら借り入れた債務を本別町が平成29年度から債務補償することとしております。

加えて、質の高い教育、保育サービスを継続し、円滑な移行を進めるため、児童福祉行政の経験を有する職員を登用したい旨の要請がありましたので、平成28年3月退職予定の管理職員を推薦しているところであります。

本別町初のこども園の整備につきましては、子ども・子育て会議などの関係団体や通園することとなる保護者等の思いを丁寧に取り上げながら、子どもにとっても保護者にとっても最善の施設づくりを目指すところでございますので、町民の皆様をはじめ、議員各位の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、2月15日に設立しました本別町居住支援協議会について報告いたします。

居住支援協議会は、低所得者や高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮を要する方々の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅情報の提供等の支援を実施することにより、福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりを目指しています。また、行政だけでは解決できなかった地域課題が地域の団体と行政との協働による取り組みで解決できることが期待されています。

本別町居住支援協議会につきましては、地域で住宅の確保に配慮を要する皆様、安心して円滑に民間賃貸住宅等に入居し、住み続けることのできる環境を目指すとともに、平成26年度より取り組んできました低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業による空き家等対策に基づいた空き家の適正管理及び有効活用、特定空家等に関する対策の総合的かつ計画的な実施について取り組んでいくことによりまして、本別町における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的に設立いたしました。

協議会は、不動産関係団体として、本別町建設業協会、本別建築士会、本別金融協会、平田不動産連絡所の4団体、居住支援関係団体として、本別町社会福祉協議会、本別町自治会連合会、本別ひまわり基金法律事務所の3団体と町関係部局で構成しております。

また、専門的な助言を得るために、北海道建設部住宅局建築指導課、一般財団法人高齢者住宅財団など6団体にオブザーバーとして参加をいただいているところであります。

全国的な居住支援協議会の設立状況は、平成27年12月現在で41都道府県、12の区と市で設立されておりますが、町村単位での設立は本別町が初めてとなります。

今後の具体的な活動につきましては、住宅の確保に配慮を要する方々への情報提供や、社会福祉協議会のあんしんサポートセンターと町内不動産業者等の連携により相談体制の整備、遺品、家財整理に関する新たなサービス創設などに向けた協議を進めるとともに、本年度内に、本町における空き家等に関する対策についての基本理念等を定める空き家等対策計画の策定、特定空家等判断基準や措置方針の検討を進め、住宅と福祉に関する団体のネットワーク化及び連携による地域包括システムの向上に努めてまいりますので、町民の皆様をはじめ議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金について報告させていただきます。

国の平成27年度補正予算におきまして、国が実施します一億総活躍社会の実現に向けた施策の一環として、低所得の高齢者などを支援するために年金生活者等支援臨時福祉給付金が実施されることとなりました。

高齢者向け給付金は、平成27年度に実施した臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になられる方が対象となり、対象者1人につきまして3万円を支給するものです。

また、平成27年度の臨時福祉給付金の支給要件を満たしていれば、昨年申請をされていない方や、辞退をされた方も対象となります。

申請の受け付けは、総合ケアセンター内保健福祉課、子ども未来課、役場勇足、仙美里両出張所の各窓口で行い、申請期間は、受付開始日から三カ月を基本としていますことから、4月15日から7月15日までを予定しております。

周知につきましては、給付金に関するチラシを広報ほんべつ4月号に折り込むほか、多様な手段により周知を図りますとともに、平成27年度に給付金の支給を受けられた方のうち、平成28年度中に65歳以上になられる方については、4月に給付金の御案内と申請書を郵送できるよう、準備を進めてまいります。

なお、本定例会に関係予算を提案しておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

次に、運用開始まであと一カ月に迫りました、とかち広域消防について報告いたします。

まず、現在の準備作業などの進捗状況ですが、平成26年度から2年間にわたり進めてきました消防救急デジタル無線工事が3月中旬の完成に向け順調に工事を進めております。

また、本年度から本格的に準備を開始いたしました高機能指令センターにつきましても、去る1月27日から帯広市内の119番通報の受信を先行して切り替えを行い、すでに試験運用と細部の調整を順調に行っているところであります。また、広域化スタートまでに必要となる事務的な作業といたしましては、2月26日に開催されました、とかち広域消防事務組合議会で新年度一般会計予算、消防関係条例制定など議決をいただき、細部の運用規定として必要な条例施行規則、規程、要綱等を定める作業も大詰めの段階を迎えているところであります。

また、通信関係職員に対する習熟訓練につきましても、4月1日からは、新たな高機能指令設備によりまして、ただちに本格的な指令業務を開始する必要があることから、事前の訓練として2月1日から3月下旬までの間、新指令台での訓練を行っているところであります。

消防団につきましては、消防団の設置に関する条例等の議決をいただいておりますが、新年度からは所属が本別町となりますことから、現在、これまで同様に本別消防署職員が本町の消防団事務を執行できる体制に必要な関係規則などの整備を取り進めているところであります。

運用開始の住民周知につきましては、広報ほんべつでお知らせをしているところですが、

暮らしの情報紙かけはしにも折込チラシを入れ、更なる周知を図ってまいります。

今後ともこれまでどおり防災体制の機能を低下させることなく、町民の安全、安心の確保をしっかりと守り、構成団体として、十勝圏域全体から信頼される消防体制の構築に向けた取り組みを進めてまいりますので、町民の皆様をはじめ議員各位の御理解、御協力をお願いいたしまして、現段階での経過報告とさせていただきます。

次に、常勤医師の確保及び退職について報告いたします。

平成27年6月に常勤医師1名の退職後、常勤医師を募集しておりましたが、3月22日付けで着任する見込みとなりましたので報告させていただきます。

新任医師の氏名は草野学医師でありまして、年齢は53歳、近畿大学医学部出身で、医師免許取得後27年、消化器内視鏡専門医の資格をお持ちでありますことから、専門である消化器はもちろん内科一般を幅広く診ることが出来る、経験豊富な医師であります。町民のかかりつけ医として御活躍いただけるものと期待をしているところであります。

次に、常勤医師の退職について報告させていただきます。

平成25年6月から3年間、内科及び外科で診療いただいております迫口太郎医師から、一身上の都合により、3月31日付けで退職したい旨の申し出がありました。事情を私どももずっと聞いておりましたが、誠に残念なことでありますけれども、家庭の事情ということで、やむを得なく申し出を受理したところであります。

今後の内科及び外科の診療体制につきましては、これらの事から現状と同様に常勤医師3名体制の運営となり、引き続き外科の水曜日午後外来及び外科、内科の金曜日午後外来を休診にせざるを得ない状況にあります。

患者様には大変御不便をおかけしますが、御理解をお願いいたします。

今後の医師確保につきましても、引き続き鋭意努力してまいりますので、議員各位の御支援、御協力を賜りますようお願いするところであります。

なお、関連予算を本定例会に提案させていただいておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

以上、本別町議会第1回定例会行政報告とさせていただきます。よろしく御願いいたします。ありがとうございました。

議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

#### 日程第6 議案第11号

議長（方川一郎君） 日程第6 議案第11号平成27年度本別町一般会計補正予算（第11回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第11号平成27年度本別町一般会計補正予算（第11回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、地方創生による加速化交付金事業、情報セキュリティ強化対策費補助事業、高齢者の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の追加、平成27年度事業終了に伴う係数整理などが主な内容であります。その他での補正の主なものといたしましては、歳入では、町税の減額、地方交付税の増額、歳出では、燃料費の減額、国民健康保険特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、簡易水道特別会計への繰出金及び上水道事業、病院事業への負担金、基金への積立金の増額などが主なものでございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億5,818万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億667万1,000円とする内容であります。

今回の補正につきましては、地方創生加速化交付金事業と平成27年度補正分が合わさっておりますので、まず、先に地方創生による加速化交付金事業から説明をさせていただきます。

地方創生加速化交付金事業につきましては、事業の目的、施策等の説明は省略をさせていただきますが、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策としての地域のしごと創生に重点をおいた緊急支援のための広域連携事業交付金事業であります。

なお、この事業の推進にあたっては、国との事前協議におきまして、実施計画の申請が受理されておりますことから提案するものであります。

また、この事業の補助率が10分の10となっておりますので、平成28年度の予算と一体化した事業となっております。

それでは、予算説明資料の1ページをお願いします。

この交付金事業は、大きく分けて3つの事業となっております。項目、事業内容、予算科目、ページ数も記入しまして説明、事業費と記載しておりますが、科目が少し飛んでおりますので、予算書と突き合わせて御確認をお願いいたします。

まず1ページ、1点目の、道の駅を核とした仮称、銀河の里DMO観光地域づくり連携事業です。

補正額は、4,905万6,000円でありまして、体験、滞在型の観光地域づくりによる交流人口の拡大を目指すものであります。

(1) 3町圏域への入込客等動態・観光地づくり調査1千万円は、観光等入込客動態・観光地域づくり調査研究を委託するものであります。

次の、(2) 地域人材育成事業118万円は、DMO立ち上げに必要な人材、観光戦略拠点化研修、道の駅スタッフ研修等を行うものであります。

次の、(3) 拠点施設等魅力創出事業1,619万8,000円は、道の駅、観光情報センター、本別公園の整備、及び次のページ、つつじ祭りなどイベントの充実を図るものであ

ります。

次の、(4) まちの賑わい創出事業 1,403万9,000円は、各種イベントに対する補助金ですが、特にきらめきタウンフェスティバルは20周年を迎えるため、増額をしております。

次の、(5) 特産品マーケティング事業 144万5,000円は、特産品のPRを行うものであります。

次の、(6) 観光誘客プロモーション事業 619万4,000円は、本別公園等の観光PRを図るものであります。

次のページ、2つ目の事業です。

圏域版移住アドバイザーを活用した、とかち東北部移住促進事業です。補正額は、1,764万6,000円でありまして、移住、定住に関する取り組みを3町が連携して行うものであります。

(1) 十勝東北部移住サポートセンター開設事業 562万4,000円は、移住、定住相談窓口の一元化を図る移住サポートセンターを開設するとともに、移住希望者への対応するため移住アドバイザーを配置するものであります。

次の(2) 移住者の受入体制整備事業 477万円は、移住希望者に対する仕事、住まいの情報提供など受入体制を行うものであります。

次の(3) 移住者の働く場の確保・創出調査研究事業 560万円は、移住者に対する働く場の環境づくりを図るものであります。

次のページ、(4) 首都圏等へのプロモーション事業 165万2,000円は、首都圏にあります、ふるさと回帰支援センターにPR用ポスター等を出展するものであります。

3つ目の事業です。十勝管内広域連携事業ですが、十勝・イノベーション・エコシステム構築事業、クリエイティブ人材移住促進事業、十勝アウトドアブランディング事業の3事業で、18万円となっており、地方創生十勝管内広域連携事業負担金としています。

地方創生事業加速化交付金は、事業費で、6,688万2,000円となっております。

以上で、地方創生に係る補正予算の説明を終わらせていただき、これからは平成27年度の補正予算について説明をさせていただきます。

それでは、歳出から御説明いたしますが、先ほど申し上げたとおり今回の補正は大部分が事業確定による執行残等の係数整理でございます。

25、26ページをお開きください。

歳出です。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費4節共済費臨時職員保険料90万5,000円の減額は、社会保険料で加入延べ人数の減少によるもの。

次の7節賃金中、臨時雇賃金193万円の減額は、ワークシェアリングの減及び退職者がふえたことによるものであります。

次の8節報償費中、ふるさと納税71万5,000円の補正は、寄付者に対する特産品の増加によるものであります。

次に29、30ページ下段にあります、8目企画費13節委託料中、生活維持路線運行70万円の補正は、利用者の増加に伴う運行回数の増によるもの。

次の31ページ、32ページ中ほどにあります、10目電算事務処理費13節委託料中、情報セキュリティ対策5,451万3,000円の補正は、国の情報セキュリティ強化対策事業に伴うもので、別添予算説明資料の5ページをお開きください。右側の事業説明ですが、個人番号利用事務系静脈認証システム一式381万2,400円、LWAN系ファイル転送システム一式361万3,680円、外部媒体利用禁止システム一式552万6,360円、インターネット系では、シンクライアント導入・ネットワーク分断一式4,156万560円、総事業費5,451万3,000円となります。左側の事業費、補正額5,451万3,000円の増額、財源内訳は、国庫支出金560万円、地方債4,520万円の増額、一般財源371万3,000円の増額であります。

以下、この資料での説明は省略いたします。

32ページに戻りまして、一番下段にあります、14目基金費25節積立金6,230万2,000円の増額の主なものは、次のページ、基金積立金、財政調整基金に246万7,000円、農業振興基金に1千万円、町有林振興基金に1千万円、職員退職手当基金に3千万円、酪農ヘルパー振興基金に1千万円を積み立てることによるものです。

なお、財政調整基金は、当初1億9千万円の取り崩しですが、前回までの計上分と合わせて、1億4,862万9,000円を積み戻すこととなり、農業振興基金以下の基金は、新規に積み立てるものであります。なお、農業振興基金は27年度末で、1億348万1,000円、町有林振興基金は5,752万2,000円、酪農ヘルパー振興基金は1,078万8,000円、職員退職手当基金は2億1,002万4,000円となる見込みであります。

この積み立てで、土地開発基金を除く全基金の現在までの現在高は、前年度より1,010万2,000円増の33億9,794万9,000円程度になる見込みであります。

なお、3月末に特別交付税が確定されますので、平成27年度末の最終現在高は、変更になる予定であります。

次の35ページ、36ページをお願いします。上段にあります3項1目戸籍住民基本台帳費19節負担金補助及び交付金131万5,000円の補正は、マイナンバーカード交付に係る関連事務によるものであります。

下段にあります、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費7節賃金161万6,000円の減額は、臨時職員1名退職によるものであります。

次の37ページ、38ページ中段にあります、28節繰出金2,986万円の増額は、国民健康保険特別会計繰出金で、決算見込みによるものであります。

次の一番下段、4目臨時福祉給付費3,681万円の増額は、高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金事業が主なものであり、1人当たり3万円の1,220人を見込んでおります。

飛びまして、41ページ、42ページをお願いします。中段にあります、3目介護保険

費 2 8 節繰出金 2,611万5,000円の補正は、介護保険事業特別会計繰出金及び介護サービス事業特別会計繰出金となりますが、いずれも事業の執行見込みによるものであります。

次の 4 3 ページ、4 4 ページをお願いします。中ほどにあります、3 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費 2 0 節扶助費児童手当 7 8 0 万円の減額は、支給対象児童数と金額の確定によるもので、あわせて、歳入の国、道負担金も減額補正を計上しております。

次の 4 5、4 6 ページをお願いします。中段にあります、4 款衛生費 1 項保健衛生費 4 目老人保健費 1 3 節委託料 1 5 3 万 3,000 円の補正は、各種検診など受診者の増によるものであります。

次の 4 7 ページ、4 8 ページ下段にあります、3 項上水道費 1 目水道公営企業費 1 9 節負担金補助及び交付金 2 7 0 万 3,000 円の増額及び 2 目簡易水道費 2 8 節繰出金 1 9 7 万 7,000 円の増額は、いずれも決算見込みによる収支補填分であります。

次の 4 項病院費 1 目病院公営企業費 1 9 節負担金補助及び交付金 8 0 1 万 2,000 円の増額及び、次のページの 2 4 節投資及び出資金 8 1 0 万円の減額は、繰入基準に基づく調整及び事業費の確定によるものであります。

次の 5 1 ページ、5 2 ページ、6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費 1 9 節負担金補助及び交付金 9 1 5 万 3,000 円の減額は、事業対象農業者がいなかったことによるもの、及び事業費の確定による減額であります。

一番下段の 5 目農地費 1 9 節負担金補助及び交付金 5 7 0 万 9,000 円の減額は、道営畑地帯総合整備事業の事業量及び事業費の確定によるものであります。

次の 5 3 ページ、5 4 ページ、中段の 2 項林業費 2 目林業振興費 8 節報償費 3 9 万 5,000 円の増額は、有害鳥獣の捕獲数の増によるものであります。

次の 5 5 ページ、5 6 ページ、7 款 1 項商工費 3 目観光費 4,059 万 4,000 円の補正は、地方創生加速化交付金事業が主な内容であります。

次の 5 7 ページ、5 8 ページをお願いします。8 款土木費 2 項道路橋りょう費 1 目道路橋りょう総務費 1 1 節需用費中、修繕料、車両 2 4 8 万 1,000 円の補正は、スクールバス交通事故による車両修繕によるものであります。

次に中ほどにあります、3 目道路新設改良費 1 5 節工事請負費 1,595 万 1,000 円、2 2 節補償補填及び賠償金 1 0 0 万円の減額は、交付決定額の確定による事業費の確定によるもので、別添予算説明資料の 6 ページをお開きください。右側の事業種別ですが、町道美蘭別活込横断道路、補正前事業費 2 千万円、道路改良延長 7 4 メートルを補正後事業費 5 8 9 万 7,000 円、道路改良延長 2 4 メートルに、町道美里別川沿道路、補正前事業費 3,880 万円、道路改良延長 2 0 0 メートルを補正後事業費 3,595 万 2,000 円、道路改良延長 4 0 メートルとするもので、事務費、補正前 7 0 万 2,000 円を補正後 5 4 万円に変更するものです。左側の事業費、補正額 1,711 万 3,000 円の減額、財源内訳は、国庫支出金 1,104 万 4,000 円、地方債 6 0 0 万円、一般財源 6 万 9,000 円

の減額であります。

予算書の58ページにお戻りください。

一番下段にあります、4項都市計画費3目下水道費28節繰出金470万円の減額は、公共下水道特別会計繰出金で、公共下水道事業債の借入利率の確定及び収支補填によるものであります。

次のページ中ほど、5項住宅費2目公営住宅建設費15節工事請負費977万5,000円の減額は、栄町団地建替事業執行額の確定によるものであります。

次の61ページ、62ページの、10款教育費2項小学校費1目学校管理費11節需用費中、修繕料252万6,000円の補正は、勇足小学校体育館のステージ緞帳用カーテン、モーター修繕及び仙美里小学校体育館の暗幕カーテン、レールを修繕するものであります。

次の63ページ、64ページ、18節備品購入費中、本別中央小学校28万4,000円の補正は、掃除機1台、会議用テーブル5台の購入、仙美里小学校10万3,000円の補正は、会議用テーブル2台を購入するものであります。

次の65ページ、66ページ、3項中学校費、1目学校管理費、18節備品購入費中、勇足中学校33万6,000円の補正は、ホワイトボード1台、MSパウチ1台、視聴覚室カーテンを購入するものであります。

飛びまして71、72ページをお願いします。中ほどにあります、5項保健体育費2目スポーツ振興費18節備品購入費中、柔道用畳99万4,000円の補正は、40枚の購入で、老朽化により更新するものです。

次の73ページ、74ページをお開きください。12款1項公債費2目利子23節償還金利子及び割引料929万円の減額は、平成26年度起債の借入額及び利率の減少によるものです。

以上で歳出を終わります。

議長（方川一郎君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時55分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

歳入の説明からとします。

総務課長（大和田収君） 歳入の説明をさせていただきます。

9ページ、10ページをお開きください。

1款町税1項町民税1目個人1節現年課税分1,843万円の減額は、個人所得割で、農業所得、給与所得等が当初見込額より減額となったことによるものであります。

2項1目固定資産税1節現年課税分699万7,000円の増額は、償却資産で、課税客体となる法人の償却資産取得が伸びたことによるものです。

下段、10款1項1目地方交付税8,762万3,000円の増額は、普通交付税を計上するもので、決定額は、28億7,894万4,000円、対前年0.5パーセントの減であ

ります。

その下、12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金1節農業費分担金224万円の減額は、道営畑地帯総合整備事業の受益者分担金で、事業費の確定によるものであります。

次のページ、2項負担金1目民生費負担金4節児童福祉費負担金592万2,000円の減額、次の13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料3節児童福祉使用料216万7,000円の減額は、常設保育所及びへき地保育所の保育料で、保護者の保育料の階層区分の確定によるものであります。

次に15ページ、16ページ上段にあります、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金3節児童手当負担金557万6,000円の減額は、歳出で説明しましたが、支給対象児童数と金額の確定によるものであります。

次の段、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金中、情報セキュリティ強化対策費補助金560万円、次の地方創生加速化交付金広域連携事業6,123万4,000円の増額は、歳出で説明しました国の補正予算によるものです。

次の2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金中、一番下にあります年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金3,660万円の増額は、歳出で説明しました高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金で、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策に位置づけられた、国の補正予算によるものであります。

次の5目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金1,318万9,000円の減額補正は、歳出で説明しましたが、事業費の確定によるものであります。

飛びまして、19ページ、20ページ上段にあります、15款道支出金2項道補助金4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金866万5,000円の減額は、歳出で説明しましたが、事業対象農業者がいなかったことによるもの及びその他は事業の確定によるものであります。

次の21、22ページ上段にあります、16款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入2節その他不動産売払収入、立木売払収入258万1,000円の増額は、仙美里小学校学校林売払いによるものです。

次の2目1節物品売払収入33万5,000円の増額は、スクールバス廃車に伴う売払いによるものであります。

次の18款繰入金1項1目特別会計繰入金3節国民健康保険特別会計151万2,000円の増額は、臨時職員の人件費が北海道国民健康保険特別調整交付金対象経費となったことによるものです。

下段にあります、20款諸収入5項1目、次のページ7節雑入中、下から5行目、町村有自動車損害共済金247万9,000円の補正は、スクールバス交通事故による車両破損に対する共済金であります。

次の21款1項町債1目1節総務債4,520万円及び7目1節臨時財政対策債1,48

8万円の増額は、額の確定によるもの、2目衛生債以下その他の町債は、事業費の確定などによる減額であります。

以上で歳入を終わらせていただきまして、5ページをお開きください。

第2表繰越明許費でございます。

2款総務費1項総務管理費一番上、情報セキュリティ強化対策事業5,451万3,000円、飛びまして、3款民生費1項社会福祉費中、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業3,857万6,000円は、年度内では実施期間の確保ができないため、翌年度に繰り越すものであります。その他はすべて地方創生にかかる加速化交付金事業で、6,688万2,000円となります。

次のページ、第3表債務負担行為補正は、1、変更、事項、公共施設等総合管理計画策定業務委託料、限度額975万9,000円を859万8,000円に変更するもので、期間の変更はございません。

次の事項、農地流動化資金に対する利子補給、限度額、利子補給対象額1千万円を342万円に、期間、平成27年度から平成38年度を平成27年度から平成37年度に変更するものであります。

次の第4表、地方債補正であります。1、追加。起債の目的、一般補助施設整備等事業、限度額4,520万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法は現行と変わりありません。

2、変更。これは、事業量、事業費の変更及び確定に伴い限度額を変更する内容であります。

起債の目的。辺地対策事業2,470万円を2,220万円に、過疎対策事業2億1,790万円を1億9,960万円に、公共事業等2,190万円を2,170万円に、次のページ、公営住宅建設事業5,600万円を5,200万円に、臨時財政対策債2億1,343万1,000円を2億2,831万1,000円に、それぞれ変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、平成27年度本別町一般会計補正予算(第11回)の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

まず歳出からとし、一括とします。

25ページから77ページまで。

大住啓一君。

4番(大住啓一君) 1点だけ確認させていただきたいと思います。52ページの農地費でございますが、歳入とも関連ありますけれども、道営畑総整備事業の570万円ほどの減額は、確定ということでの説明がありました。これは、畑総の確定でございますので、基盤整備事業等々、線路事業も入っているかと思いますが、確定された内容といたしますか、それをお手元の資料の中であれば報告をいただきたい。

議長（方川一郎君） 工藤農林課長。

農林課長（工藤朗君） 大住議員からの御質問ですが、道営畑総の27年度分の事業の経過といいたいでしょうか、実績を報告させていただきます。仙美里地区であります、工事量といいたいでしょうか、区画整理が1.5ヘクタールに対しまして4.19ヘクタール、暗渠排水事業が9.6ヘクタールに対しまして7.56ヘクタール、除礫事業であります、1.2ヘクタールに対しまして7.81ヘクタール。勇足地区であります、27年度当初、区画整理事業が10ヘクタールに対しまして12.58ヘクタール、暗渠排水事業が30ヘクタールに対しまして27.71ヘクタール、除礫事業であります、2.3ヘクタールに対しまして0.49ヘクタール。本別地区であります、当初、区画整理事業が22ヘクタールに対しまして13.58ヘクタール、暗渠排水事業10ヘクタールに対しまして80ヘクタールというような事業量になってございます。以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 細かく説明をいただきました。地区割にして、年の事業等々での面積の減少ということでの確定ということでの理解はいたしました。これは、今定例会の予算委員会で、特別委員会で新年度予算は審議させていただきますが、今現在として減額された部分は次の年以降にやるという考え方があるのかないのかだけの確認を取らせてください。

議長（方川一郎君） 工藤農林課長。

農林課長（工藤朗君） 事業の進捗といいたいでしょうか、事業の予定期間でございますが、平成28年度新年度予算につきましては、仙美里地区及び本別地区が完了というふうな計画でございます。勇足地区については29年度まで、2カ年かかるというような計画で事業を推進していく予定でございます。以上です。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 何点かお伺いしたいと思います。まず36ページの一番下のですね、13節委託料の関係ですが、予算説明書によりますと、障がい者サポートNPO等で、障がい者の農業等への就労調査事業ということですが、目的については理解をしますが、具体的にどういう内容について調査をするのか、まず1点お伺いをしたいと思います。

それから次、56ページですね、これも観光費の13節委託料で、アンテナショップ開設事業ということですが、これは共栄の情報センターだと思うのですが、今もやってるわけですが、一応あそこに本別の特産物を購入に行ったら、実はなかったと。その特産物を置く範囲というのはですね、どういうふうを選択をされているのか、更に今後その販売する商品を広げる必要はあるのかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、同じく19節負担金補助金のきらめきタウンフェスティバル実行委員会ですが、20周年ということですが、実行することについては別に問題ないんですけど、一応

予算を1,100万円ということで取ってあるので、どのようなことをね、まだ実行委員会が結成されていませんから詳細は別にしても、予算をつくるにあたって、どのようなことを考えているのかお伺いをしたいと思います。

それとですね、予算説明書の5ページ、町道美里別川沿道路ということで、補正前と補正後ということで減額になっていきますけど、改良の量を見ると200メートルが40メートルになっているのですが、3,500万円とそう変わらないということなので、それなりの中身があると思うのですが、その内容についてお伺いをしたいと思います。以上です。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） ただいま高橋議員のほうから御質問のありました、雇用創出調査研究事業の具体的な内容についてということでございますけども、この事業につきましては地方創生の加速化交付金事業ということで、今考えておりますのが、農業との連携による障がい者の新たな雇用創出のための調査研究事業、これをまず大きな柱としております。中身なんですけども、農産物生産や加工への就労実証ということで、例えばトマトですとか、そういった農作物をつくっていく、そういった過程で障がいのある方たちがどういった作業が適しているのか、あるいはどういった課題が出てくるのか、そういったこともこの事業の中で調査研究をしていきたいなというふうに考えております。

もう1点が、今の関連でいきますと、障がいのある方の就労の可能性ですね。今町内には、つつじの園ですとかフリーライフ、それぞれNPO法人がB型の事業所を運営しておりますけども、そこに通われている方たちがどういった作業が適しているのか、どういった作業ができるのか、そういったものもこの農作業の中で見出せないかなというふうに考えております。

もう1つが、将来的なビジネスモデルへの展開、それに向けての課題整理、そういったものも行っていきたいというふうに考えております。

ですから、畑でつくった農産物を、まずつくって収穫をしていく作業、そしてそれらを活用して、ゲンキキッチン等を活用いたしまして、それらを加工できる、そういった作業がどの程度できるのかとか、そういったこともこの研究事業の中でやっていきたいなというふうに考えております。以上です。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） アンテナショップの関係につきまして、答弁させていただきます。現況のアンテナショップの運営につきましては、私どもといたしましては、基本的には地元の企業から10社以上、そして90パーセント以上の品目を地元のもので扱ってほしいというようなことをお願いはしているところでございます。ただ、その中で、例えば消費期限の問題ですとか日持ちの問題、あるいは返品の問題だとかというところの中で、まだ十分にいたっていないところがある部分がありまして、その部分については委託業者とも先日も打ち合わせをしながら、そういった部分整理していくように努めているところでございます。

また、加速化交付金等を活用した部分でございますけども、ここで目指しているのはですね、圏域における交流人口の拡大とですね、それから、稼ぐ力を拡大いたしまして、地域の経済の活性化ですとか、雇用をふやしていきたいというところの一貫で考えておりました、もちろん直接地元の観光品、それから観光地のPRもそうですが、そういった部分、更には広域連携の中ですね、それぞれの自治体が持っているいいものをですね、お互い更に発信できるような取り組みを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、きらめきタウンフェスティバルの関係でございますが、28年度は第20周年ということでございまして、通常分から約350万円強のですね、増額というところの中で今計画しているところでございまして、魅力充実分といたしましては花火大会のほうにおおよそ100万円、それから2日間にわたるステージイベント等の内容充実等で100万円の増額、更にはPR関係、新聞、インターネットウェブ等を使った広告等の関係で140万円程度、それからプレイベントといたしまして、早い段階からですね、いつも例年9月に実施しておりますけれども、早い段階からのプレイベントということで、それぞれいろんな町内の中におけます行事等においてですね、こういった周知活動あるいは、そういった媒体等だとかも使いながらですね、充実させていくという考えのもとで、今のところいるところでございます。よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） 能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖豊君） お答えをさせていただきます。予算説明資料の6ページでございますけども、美里別川沿道路補正前が3,880万円から補正後3,595万2,000円、事業費は284万8,000円の減でございますが、工事延長としては、改良が200メートルから改良が40メートルということでございます。内容につきましては、この40メートルの改良のほかにはですね、前年度と今年度分の改良を行なった380メートル分の排水処理、両側のトラフでございますが、排水処理を380メートル掛ける両側でございますので、760メートル分を実施しております。また、路盤工といたしましてアス安定処理を100メートルほど実施をしてございます。工事の延長としてはですね、改良ですとか舗装が完了した時点で、工事延長出てくるのですけども、こういう付帯設備の場合につきましては工事延長として出て来ませんので、こういうような書き方というふうになっております。以上です。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 1問目の障がいを持つ方々の農業の就労へということですが、考え方はいろいろあると思うのです。障がいを持っている人に見合った農産物をつくるということが一番ベターだと思うのですけども、障がいを持っている方々もそれぞれの状況があってですね、ちょっと心配をするのは、例えばこういうことをやるということで、じゃあこれをできる人はこの人とこの人ということに、障がいを持っている人たちの中に、差別ではないけれども、本当はしたいのだけとできないとかという、いろいろ障がいのあり

ようにってはありますよね。ですからやっぱりそういうところは、私は単純に考えるのではなくて配慮しながらやっていくという、差別解消法ではないですけども、そういうことが必要だと思うのですが、その点の考え方についてお伺いしたいと思います。

それともう1つはアンテナショップですけれども、基本的にはアンテナショップで、あそこは観光情報センターということですから、いつも言われている道の駅の、ある意味では端末ということですね。そこで本別のいろんなことを案内するということも含めてあるわけですよね。ですから置く物も、私はそういう意味でいえばできるだけ多く置くべきだと思うのと、例えば求めて来てそれがなかったら、それは本別町のどこどこにありますとかという、そういうような役割というものもあると思うのです。やっぱりそういったことも含めてアンテナショップとして、またあそこはトイレもいいから、けっこうあそこに駐車をして行く人たちもいるものだから、それは規模と言ったっていろいろあるから要望に全部応えられるわけではないけども、なるべくそういった人たちの期待に応えられるようなアンテナショップにするべきと思うのですが、その辺もう一度お伺いします。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 高橋議員の御質問にお答えいたします。議員が御心配いただきました内容ですけども、当然そのことは私どもも意識していかなければならない重要なことだと思います。当然、事業をいろいろ展開していく中で、お一人お一人に見合った作業、そういったものはやはり私たちが作り出していき、あるいは見つけていくということも必要ですし、今この事業の中で考えておりますのは、こういった作業をしていくためにはまずジョブコーチ、こういった方々の活躍が非常に重要だと思っておりますので、そういった人材をしっかり育成をしていきたい。そして当然農作業ですから農作業の知識ですとか技術、そういったものも当然必要になってきますから、町内にいらっしゃる方ですとか、あるいは町外にいらっしゃる方、そういった方々の御協力を得ながら、アドバイザーとして参加をしていただいて、そういった中で1つの事業としてつくっていきたいと。その中でそれぞれ、お一人お一人に見合った仕事というのを作り出して行って、それをマッチングさせていくというような、そういったことを、始めのうちは大変だと思いますけども、そういった方向をこの中でつくっていきたいというふうに考えております。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） またお答えさせていただきますが、言われるとおりですね、本当に、お客様が来て欲しいものが買えなかったとか、そういった部分については当然補っていかなくてはならないというふうに思いますし、おっしゃられるとおりだというふうに思っています。ちょっと私も説明が足りなかった部分あるのですが、基本的には観光情報センターでございますので、当然町内にお客様を誘導するですとか、そういったお土産を買う所、あるいはお食事する所だとかという所は当然アンテナショップの役割として担っていただいているところでございます。ただ、御指摘といたしますかそういった部分、まだ町民の皆様含めですね、不足してるんじゃないかということについてはですね、

私も御指摘受けた部分と同じように考えておりますので、内容のほう充実させていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 何点か伺います。26ページですが、8節報償費の説明ではふるさと納税の関係ですが、特産品の増ということで71万5,000円の補正を組むということで、今回11回目の補正なのですが、何回かまとめてですね、今これくらいになっていますという話しは伺っているのですが、今回の補正の時点で寄付総額とこれまでの返礼品の総額、できれば計算すればわかるんですけども差引ということで、この時点でのまとめをお願いしたいというふうに思います。

54ページですが、6款農林水産業費の8節報償費の説明では有害鳥獣駆除で39万5,000円の増は捕獲数の増で、これエゾシカのことかなというふうに思っておりますが、同報無線などで聞くと27年度は回数が多くなったようなふうに、数えているわけではないのですが、増になった要因と、この時点で捕獲頭数が何頭になって前年比がわかればお願いしたいと思います。

それから56ページ、ただいま高橋利勝議員の質疑の所と同じですが、アンテナショップは共栄のことですね。昨年の12月にちょっとお邪魔をして、あそこで販売をできるようになったというのを私も知らなくて、非常にいいことだなと思って見て来ました。それで、情報端末があってそれを操作したところ、例えばですね、もう営業していない商店や何かが入ってたりとか、簡単に言うと情報が古い。それから新たに店を広げている所とか、それはその店との相談もあるのでしょうか、食べ物でも新たな物が開発されたりしていて、それがのってないと。しかもキレイマメを使ってる物だったりすると、のってないと非常にショックを受けて帰って来たのですが、情報の更新というのは、やっぱりなるべく現状に近い形が望ましいと思うのですが、それはどのような形で行なっているのか。せっかく入れ物も装置もいい物があるし、恐らくあの情報は本別の道の駅と同じ中身だと思うのですが、そこまでは確認はしていませんけども、さっき言ったように更新すべき中身だというふうに思うものですから、その辺の対応はどうされて来たのかということをお願いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） まず1点目のふるさと納税に関しましてお答えしたいと思います。2月29日現在で、最新で集計をさせていただきます。寄付金納入件数353件で、寄付金額は494万円となっております。これに対しまして特産品の提供額、予定をしておりますのは212万5,000円、約43パーセントの負担というふうになっております。以上でございます。

議長（方川一郎君） 工藤農林課長。

農林課長（工藤朗君） 阿保議員からの報償費の関係で有害鳥獣駆除の増額の御質問で

ございましたが、昨年は105頭というような結果になってますが、現在2月中で209頭の捕獲を見ているところでございます。この原因につきましては、北海道のほうでは2010年に63万頭いたものが2014年には48万頭に減少したというような報道もございましたが、本町の状況を見ますとまだまだ出沒数が多いということは、生息数が多いのではないかというふうに考えているところでございます。また、昨年105頭から209頭ということで、約100頭以上ふえたという経緯につきましては、やはり猟友会の方々が活発的な活動をしていただいたということと、あと銃器の使えない部分で、くくり罠を使いながら捕獲をしたということが今回のこの成果につながったのかなというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 観光情報センターの情報の内容についてお答えさせていただきます。観光情報センターの端末の部分でございますけども、更新する際に、技術的にお願いする部分がございますして、1ページ変更するのに3万円程度かかるというようなこともあってですね、ちょっとその部分十分にされてなかったところにつきましては今後適切に整理してまいりたいというふうに思っております。また、今後そういった部分もですね、お金かからず、どうやってやるかということも今回DMOの取り組みの中で、更に御意見いただきましたので、そういったところも踏まえて考えてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 1ページ更新に3万円かかるというのはちょっと私も認識してなくて、そういう時間とか金額ということなのですが、一般的に言うホームページや何かだとそういうことにはならないなと思って聞いていたのですが、この情報端末は情報端末としてですね、似たような中身を町の情報として、お金かからない方法でやる方法はあるんじゃないかなと思って聞いていましたけども、その辺もし考え方があれば伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） はい、阿保議員言われるとおりですね、そういった部分、工夫もつと必要だと思いますし、本別町でも公式ホームページ当然持っておりますので、合理的にといいますか、効率、効果的な方法を考えてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 46ページの老人保健費委託料についてお伺いをしたいと思います。増額補正ということですが、この時期になるとですね、この検診については減額補正で出てくるのが常だったというふうに記憶しております。ここにですね、数字で言うと十五、六パーセント位の数字になるんじゃないかなと思うのですが、ここでこういうふうにしてですね、検診を受ける方がふえたということですが、多分担当の方が努力を

されてきたのではないかなと思いますが、ただ普通のように検診がありますということではふえたということではないですよ。その辺のところ、どんな努力をされてここに至ったのかということ、ちょっとお伺いをしてみたいと思います。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長

保健福祉課長（村本信幸君） 小笠原議員の御質問にお答えをいたします。確かにこの3月補正の時期で委託料が増額しております。実際、受診された方の件数というのもふえているのが実態です。特に前回は話題になったのですが、例えばテレビのタレントの方の影響で乳がん検診が受診される方がふえたですとか、そういった要因もあるのですが、町の保健担当のほうでは日頃からやはり声かけですとか、当然広報ですとか健康管理センターだよりはその中で案内はしておりますけども、例えば地域に出て行ったときに呼びかけをするですとか、あるいは日頃の教室ですとか、そういった集まりの中で声かけをしたりですとか、あるいは必要に応じては個別に御案内をしたりですとか、そういったことの繰り返しで今回こういう形になったのかなというふうには今捉えております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） ないということですので、これで歳出を終わります。

次に歳入に対する質疑を行います。

歳入は一括とします。

9ページから24ページまで。

小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 22ページのですね、上段のその他不動産売払収入というところで、立木売払収入258万1,000円とありますが、この内容を教えていただきたいと思います。

議長（方川一郎君） 佐々木教育次長。

教育次長（佐々木基裕君） はい、お答えしたいと思います。立木の売払収入258万1,000円ですけれども、昭和33年に植栽しました仙美里小学校の学校林を売り払ったものでございます。カラマツ613本、トドマツ27本、それに雑木約300本でございませう。所在は仙美里361番地1で、通称名で言いますと奥仙美里の様地先でございませう。面積は1.98ヘクタールでございませう。このカラマツは昭和33年に植栽したものでございませうが、昭和55年に間伐、56年に風倒木処理、平成元年に2回目の間伐を行なっております。

入札は、辞退を除く3社で行なわれてございませう。

学校林売払による学校への還元につきましては学校及びPTAの要望をお聞きしまして、遊具を購入することとしてございまして、ジャングルジムと平行棒を新年度予算に計上しているところでございませう。以上でございませう。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) これで歳入を終わります。

次に、繰越明許費、債務負担行為補正及び地方債補正に対する質疑を行います。

5ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号平成27年度本別町一般会計補正予算(第11回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号平成27年度本別町一般会計補正予算(第11回)については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第12号

議長(方川一郎君) 日程第7 議案第12号平成27年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) 議案第12号平成27年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)について提案内容の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業終了及び交付金等の額の確定に伴う計数整理などが主な内容でございますが、国及び道からの財政調整交付金が減額となる見込みであることから、不足分を財政調整分として一般会計より繰り入れを行っております。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ471万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,773万3,000円とする内容でございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。12ページ、13ページをお開きください。

2、歳出。

2 段目の 1 款総務費 2 項徴税費 1 目賦課徴収費 5 2 万 1, 0 0 0 円は、随時に発行する納付書等が不足するため印刷製本費を増額補正するものでございます。

下段の 2 款保険給付費 1 項療養諸費の各目における一般、退職それぞれの補正の増減額は、受診件数の増減等に比例して補正を行うものです。

1 4 ページ、1 5 ページをお願いします。

2 段目、2 款保険給付費 4 項出産育児諸費 1 目出産育児一時金 2 9 4 万円の減額は、対象件数を当初 1 7 件見込んでおりましたが、決算見込みとして 1 0 件に減額したものです。

4 段目、7 款 1 項共同事業拠出金の計の欄 4 3 0 万 2, 0 0 0 円の減額は、高額医療費、保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定によるものでございます。

下段、8 款保健事業費 1 項特定健康診査等事業費 9 0 万円の減額は、健診等の受診者、保健指導対象者が当初予算よりも少なくなったためのものです。

1 8 ページ、1 9 ページをお開きください。

2 段目、1 0 款諸支出金 2 項繰入金 1 目病院事業会計繰入金 1 9 8 万 7, 0 0 0 円の増額は、国保病院の救急患者受入支援事業、療養環境改善事業等について特別調整交付金が増額されたことによるものです。同じく 2 項一般会計繰入金 1 5 1 万 2, 0 0 0 円の増額は、収納率向上対策として道の特別調整交付金の対象経費となった臨時職員賃金分を一般会計に繰り出すものです。

続きまして、歳入に入らせていただきます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

1 款 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税 1, 3 1 0 万円の減額、及び 2 目退職被保険者等国民健康保険税 3 9 4 万 1, 0 0 0 円の減額は、それぞれ現年課税分の調定額が当初見込みより減額したため補正をするものでございます。

その他国庫補助金、道支出金、交付金等につきましては、一定のルールに基づいて国及び道、国保連合会から、それぞれ額の確定がされたこと及び交付申請等による見込み額により補正を行ったものです。

8 ページ、9 ページをお開きください。

下段、1 0 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 3 節その他一般会計繰入金中の財政調整分 2 千万円は、歳入歳出不足額を財政調整分として一般会計より繰り入れるものでございます。

以上で議案 1 2 号平成 2 7 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）について提案内容の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案12号平成27年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号平成27年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第13号

議長(方川一郎君) 日程第8 議案第13号平成27年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) 議案第13号平成27年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について提案内容の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業終了に伴う計数整理が主な内容でございます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ123万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,786万9,000円とする内容でございます。

次に、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

1款総務費2項1目徴収費12節役務費2,000円の増額補正は決算見込みによるもので、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金123万3,000円の減額は額の確定によるものでございます。

続きまして歳入に入らせていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料1節現年度分70万円の減額は決算見込みによるもので、2節滞納繰越分2万8,000円の増額は、滞納1件分の決算見込みによるものです。

2款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節保険基盤安定繰入金1万1,000

0円の増額は、額の確定によるもの、2節その他一般会計繰入金57万円の減額は、決算見込みによるものです。

以上で議案第13号平成27年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について提案内容の説明とさせていただきます。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号平成27年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号平成27年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第14号

議長(方川一郎君) 日程第9 議案第14号平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本保健福祉課長。

保健福祉課長(村本信幸君) 議案第14号平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、介護保険料及び介護給付費負担金等の調整、介護サービス給付費の増額などが主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,681万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,701万1,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

8 ページ、9 ページをお開きください。

歳出ですが、1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 1 9 節負担金補助及び交付金 1 8 万 3,000 円の減額は、本別町介護職等研修支援事業の執行見込みによるものであります。

下段の 2 款保険給付費 1 項介護サービス諸費 1 目介護サービス給付費 1 9 節負担金補助及び交付金 1,714 万 4,000 円の補正は、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費の執行見込みによるものであります。

次の 10 ページ、11 ページの 3 目高額介護サービス給付費 1 9 節負担金補助及び交付金 52 万 9,000 円の補正、及び下段の 4 目特定入所者介護サービス費 1 9 節負担金補助及び交付金 796 万 9,000 円の補正は、給付費の執行見込みによるものであります。

一番下段、5 款 1 項 1 目基金積立金 2 5 節積立金 807 万 1,000 円の減額は、給付費の増額等による財源調整のため減額するものであります。

4 ページ、5 ページをお開きください。

歳入ですが、1 款 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者介護保険料 338 万 5,000 円の増額は、決算見込みによる調整であります。

中ほどにあります、3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費国庫負担金 424 万 2,000 円の補正は、給付費の執行見込みによるものです。

下段の 2 項国庫補助金 1 目調整交付金 415 万 1,000 円の減額は、給付費の執行見込みにより調整を行うものであります。

次の 4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金 218 万 5,000 円、下段の 5 款道支出金 1 項道負担金 1 目介護給付費道負担金 408 万 2,000 円の補正は、給付費の執行見込みによるものであります。

次の 6 ページ、7 ページの 7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 1 節介護給付費繰入金 818 万 2,000 円の補正は、給付費の執行見込みにより財源調整を行うものであります。

以上、平成 27 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 回）の提案説明に変えさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号平成27年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第5回)については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第15号

議長(方川一郎君) 日程第10 議案第15号平成27年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長(井戸川一美君) 議案第15号平成27年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入は介護給付費収入、自己負担金収入の見込みによる調整、歳出は旅費、需用費、役務費、委託料等の執行見込み及び執行残の係数整理が主な内容でございます。

それでは予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,020万2,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により補正の主なものについて歳出から説明させていただきます。5ページ、6ページをお開き願います。

1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費9節旅費8万6,000円の減額は、執行見込みによる調整であります。

11節需用費2万7,000円の減額は、消耗品費が入所者の重介護度化による介護材料78万4,000円、光熱水費が入浴回数増による水道料等10万9,000円の増額、燃料費がA重油等の単価改定による92万円の減であります。

12節役務費9万8,000円の減、13節委託料21万円の減額及び19節負担金補助及び交付金3万7,000円の減額は執行見込みによる調整であります。

2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費9節旅費1万円の減額、2目介護予防支援事業費9節旅費1万2,000円、及び28節繰出金92万1,000円の減額は、執行見込みによる調整であります。

次に3ページ、4ページにお戻り願います。

歳入ですが、1 款サービス収入 1 項 1 目介護給付費収入 1 節施設介護サービス費収入 7 7 9 万 5, 0 0 0 円の減額は、介護報酬単価改定及び入所者の入院率増によるものであります。

2 節短期入所生活介護費収入 5 5 2 万 8, 0 0 0 円の減額は、介護報酬単価改定及び短期入所生活介護利用者の減によるものであります。

3 節居宅介護サービス計画費収入 3 3 6 万 1, 0 0 0 円と、4 節居宅予防支援サービス計画費収入 9 3 万 3, 0 0 0 円の減額は執行見込みにより調整するものであります。

2 目自己負担金収入 1 節施設介護利用者負担金収入 9 0 万 5, 0 0 0 円の減額は、介護報酬単価改定及び入所者の入院率増によるものであります。

2 節短期入所生活介護利用者負担金収入 1 0 9 万 2, 0 0 0 円の減額は、介護報酬単価改定及び短期入所生活介護利用者の減によるものであります。

以上、平成 2 7 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 6 回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 1 5 号平成 2 7 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 6 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 5 号平成 2 7 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 6 回）については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後 3 時 5 9 分 休憩

午後 4 時 1 0 分 再開

日程第 1 1 議案第 1 6 号

議長（方川一郎君） 日程第 1 1 議案第 1 6 号平成 2 7 年度本別町簡易水道特別会計

補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖豊君） 議案第16号平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出、予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ733万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,674万円1,000円とする内容であります。

次に事項別明細書により、主なものについて、歳出から説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

1款1項簡易水道費1目一般管理費11節需用費12万1,000円の増額は、在庫不足による納入通知書等の印刷によるものです。

2目維持修繕費11節需用費24万6,000円の増額は、劣化により機能がままならない、勇足浄水場の浄水池水位計用電源変換器を修繕するものです。

15節工事請負費中美里別簡易水道配水管工事673万2,000円の減額は、町道美里別川沿道路改良延長減による工事延長の減によるものです。

その他の補正は、事業費確定及び決算見込みによるものです。

4ページ、5ページにお戻りください。

歳入であります。1款分担金及び負担金1項負担金1目簡易水道費負担金417万9,000円の減額は歳出で説明しました町道改良延長減による工事負担金の減額であります。

2款1項使用料及び手数料1目水道使用料1節現年度分249万4,000円の減額は使用水量の減によるものです。

4款1項繰入金1目一般会計繰入金197万7,000円の増額は収支の調整によるものです。

7款1項町債1目簡易水道事業債250万円の減額は、事業費確定によるものです。

次に、3ページをお願いいたします。

第2表地方債補正。

1、変更。

起債の目的、簡易水道事業、限度額2,840万円を2,590万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上、平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出、地方債補正一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号平成27年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第12 議案第17号

議長(方川一郎君) 日程第12 議案第17号平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第4回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

建設水道課長(能祖豊君) 議案第17号平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第4回)について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出、予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ639万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,325万5,000円とする内容であります。

次に、事項別明細書により主なものについて、歳出から説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費11節需用費19万3,000円の増額は、在庫不足による検針お知らせ票等の印刷によるものです。

2項施設管理費2目処理場管理費11節需用費中消耗品費処理場用99万4,000円の増額は汚水処理薬品の在庫が不足した事によるものです。

8ページ、9ページをお願いいたします。

下段、3款1項公債費2目利子309万7,000円の減額は借入実行による額の確定によるものです。

その他の補正は、事業費確定及び決算見込みによるものです。

4ページ、5ページにお戻りください。

歳入であります。2款使用料及び手数料1項使用料1目公共下水道使用料1節現年度分97万3,000円の減額は使用水量の減によるものです。

4款1項繰入金1目一般会計繰入金470万円の減額は、収支の調整によるものであります。

3ページをお願いいたします。

第2表地方債補正。

1、変更。

起債の目的、公共下水道整備事業の限度額3,270万円を3,250万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額1,430万円を1,400万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上、平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第4回)の提案説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出、地方債補正一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号平成27年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第18号

議長(方川一郎君) 日程第13 議案第18号平成27年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

建設水道課長(能祖豊君) 議案第18号平成27年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

第2条、平成27年度本別町水道事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する内容であります。

収入の第1款水道事業収益第1項営業収益を302万1,000円減額補正し、第2項営業外収益は35万2,000円増額補正し、収入の総額を1億5,798万7,000円とするものです。

支出の第1款水道事業費第1項営業費用を138万5,000円減額補正し、第2項営業外費用を128万4,000円減額補正し、支出の総額を1億5,798万7,000円とするものであります。

予算説明書により主なものについて説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

収入の1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益の294万円の減額は使用水量減によるものです。

2項営業外収益2目他会計補助金270万3,000円の増額は収支の調整による一般会計補助金であります。

4目消費税及び地方消費税還付金174万4,000円の減額は決算見込みによるものであります。

支出の1款水道事業費1項営業費用、次のページ、7ページ、8ページをお願いいたします。4目総係費印刷製本費41万2,000円の増額は在庫不足となった検針お知らせ票等の印刷によるものです。

5目減価償却費106万8,000円の減額は平成26年度取得資産の精査によるものです。

2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費128万4,000円の減額は平成26年債の確定によるものです。

1ページにお戻りください。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中、5,858万4,000円を5,699万1,000円に、5,001万4,000円を4,896万1,000円に、857万円を803万円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款資本的収入では、事業費確定により第1項企業債で570万円減額補正し、収入の総額を8,680万円とするものであります。

支出の第1款資本的支出第1項建設改良費は729万3,000円減額補正し、支出の総額を1億4,379万1,000円とするものです。

補正の内容は事業費の確定によるものです。

予算説明書の説明は省略させていただきます。

第4条、企業債であります。事業費が確定したことにより、予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるものであります。

起債の目的、配水施設整備事業の限度額5,730万円を5,160万円に改めるものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

2ページをお願いします。

第5条、他会計からの補助金であります。予算第11条に定めた補助金の金額を270万3,000円増額補正し、1,676万8,000円に改めるものです。

第6条、たな卸資産の購入限度額であります。予算第13条中、604万5,000円を596万4,000円に改めるもので、今回補正する量水器売却の8万1,000円の減額によるものです。

以上、平成27年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)の提案説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号平成27年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号平成27年度本別町水道事業会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第19号

議長（方川一郎君） 日程第14 議案第19号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

毛利病院事務長。

病院事務長（毛利俊夫君） 議案第19号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益収支では、収益の決算見込み、及び経費等の最終的な調整を行い、資本収支では、事業費確定に伴う調整が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益を1,758万7,000円減額、第2項医業外収益を245万8,000円増額し、収益の合計を11億8,391万8,000円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用第1項医業費用を555万2,000円減額、第2項医業外費用を11万8,000円減額し、費用の合計を12億9,285万2,000円とするものであります。

今回の補正によって、収益から費用を差し引いた純損失は、1億893万4,000円となりますが、現金を伴わない減価償却費等を差引ますと、単年度不良債務は発生しない見込みであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧書き中、2,466万5,000円を2,668万2,000円に、1,808万5,000円を2,117万5,000円に、658万円を550万7,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款資本的収入を1,853万6,000円減額し、1億3,109万4,000円に、支出の第1款資本的支出を1,651万9,000円減額し、1億5,777万6,000円とするものであります。

次の2ページになりますが、第4条、企業債については、予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるもので、起債の目的、医療機械器具整備事業、限度額4,590万円を事業費の確定により3,750万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

第5条、他会計からの補助金は、一時借入金支払利息を11万8,000円減額し、1万9,000円に、退職手当組合事前納付金を35万9,000円減額し、615万7,000円に、基礎年金拠出金公的負担経費を5万2,000円減額し、1,674万1,000円にそれぞれ改めるものであります。

第6条、たな卸資産の購入限度額ですが、1億9,089万1,000円を、1億8,228万9,000円に改めるものでございます。

5 ページ、6 ページをお願いします。

補正予算説明書であります。収益的収入及び支出の収入では、1 款病院事業収益 1 項 医業収益 1 目入院収益 2,341 万 5,000 円の減額につきましては、上期の実績を勘案した 12 月補正後の予算と対比いたしますと、入院では、1 日平均患者数で 1.2 人減の 47.4 人と予算見込みを下回る状況から、今回補正するものであります。

補正後数値を前年度決算と比較いたしますと、入院で 1,043 万 1,000 円の減と見込まれ、入院、外来収益を合わせた減収見込み額は 1,324 万 2,000 円となり、入院、外来収益の決算見込み額は 7 億 7,384 万 7,000 円となる見込みでございます。

3 目その他医業収益 3 節一般会計負担金 952 万 9,000 円の増額、及び 1 段飛んだ下段の 2 項医業外収益 2 目他会計補助金 52 万 9,000 円の減額、及び下の 3 目負担金交付金 100 万円の増額については、入院、外来収益の状況を踏まえ、一般会計から繰入基準に基づき、繰入れを行うものであります。収益収支における繰入基準額は 3 億 2,210 万 3,000 円ですが、今回の補正による実質繰入額は 3 億 2 千万円となり、前年度と比較すると 4,833 万 6,000 円減の繰入額となりますが、前年度においては、屋上防水補修経費 4 千万円を含んでおり、これを除いた繰入金の総額は昨年度に比べ 833 万 6,000 円の減となっているところであります。

4 段戻りまして、3 目その他医業収益 2 節公衆衛生活動収益 204 万 4,000 円の減は、決算見込みによるもの、1 段飛んだ 4 節委託料 165 万 7,000 円の減は、ヒブ及び小児肺炎球菌ワクチン接種者数の減が主なものであります。

一番下の 2 項医業外収益 7 目繰入金 198 万 7,000 円の増額は国保調整交付金の追加交付分を国保会計から繰入れるものでございます。

次に、7 ページ、8 ページの支出であります。1 款病院事業費用 1 項医業費用 2 目材料費 1 節薬品費 221 万円の減額及び、下段の 2 節診療材料費 349 万円の減額につきましては決算見込みによるもの。

3 目経費 3 節旅費交通費 14 万 9,000 円の増額は、行政報告いたしました、医師着任に伴い、職員の旅費に関する条例の規定に基づく移転旅費等を計上するもの、7 段飛んだ 19 節雑費 54 万円の増額は、今回の医師着任に関し、紹介、斡旋を受けた全国自治体病院協議会に対し、規定に基づき、採用が成立した場合に生じる紹介手数料を計上するものでございます。

戻りまして、7 節光熱水費 70 万 2,000 円の減は電気料の減によるもの、8 節燃料費 290 万 2,000 円の減額は、主に、A 重油単価の減によるもので、11 節修繕費 49 万 4,000 円の増は、医療器械備品における、オーダリングシステム用のパソコン及びプリンター修理、院内外補修として、厨房オープン、プレハブ冷蔵庫の修理及び煙感知器などの交換を行うものでございます。

13 節賃借料 239 万 1,000 円の減額は、主に在宅酸濃縮装置使用患者数の減によるもの。

14節通信運搬費22万6,000円の減、及び15節委託料298万6,000円の減は決算見込みによる調整を図ったものであります。

委託料説明欄中、整形外科医師派遣につきましては、平成21年9月から帯広協会病院より派遣をいただいておりますが、同院における医師体制の状況変化により、昨年5月から中止になったことから今回減額するものであります。

6目資産減耗費1節固定資産除却費753万5,000円の増額は、MRIなど19品目の医療機器の更新や廃棄に伴う固定資産を除却するために残存価格を計上するもの、2節、たな卸資産減耗費63万7,000円は、使用期限切れとなった薬品等を廃棄するものです。

次に9ページ、10ページをお願いします。

資本的収入及び支出であります。収入では、1款資本的収入1項企業債840万円の減、2項出資金1目他会計出資金810万円の減、3項負担金1目他会計負担金198万8,000円の減及び4項繰入金2目医療施設等整備基金繰入金4万8,000円の減は、いずれも事業費確定に伴い調整を行ったものであります。

下の支出では、1款資本的支出1項建設改良費3目固定資産購入費1,651万9,000円の減額につきましても、事業費確定に伴い調整を行ったものであります。

以上、平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第7回)の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第7回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号平成27年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第7回)については、原案のとおり可決されました。

ここで、本日の会議時間は議事の都合により、予めこれを延長いたします。

## 日程第 15 平成 28 年度町政執行方針・教育行政執行方針

議長（方川一郎君） 日程第 15 平成 28 年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を行います。

まず、町政執行方針について、高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕平成 28 年度の町政執行方針を述べさせていただきます。

平成 28 年町議会第 1 回定例会の開会にあたりまして、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と施策の大綱について申し上げます。

私は就任以来、まちづくりはひとづくり、町民参加による協働のまちづくりを基本理念に、そして、まちづくりの重点目標として、協働で安心と活力と夢あふれるまちづくりを掲げ、元気で明るく温かく、そして豊かなまちほんべつを目指し、町民の皆さまとのふれあいを大切に、町民生活に起点をおいたまちづくりを全力で進めてまいりました。

この間、町民の皆さまをはじめ議員各位の御支援御協力を賜り、住民に最も身近な基礎自治体として行政サービスの維持、向上を図り、創意と活力に満ちたまちづくりが推進できましたことに対し、改めて敬意を表し、深く感謝を申し上げる次第であります。

更なる本別町の発展を目指して、全力を傾注してまいりますので、町民の皆さまをはじめ議員各位の御支援御協力をお願いいたします次第であります。

まず、町政に臨む基本姿勢であります。

政府の経済見通しによれば、平成 28 年度の我が国の経済は、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策の推進等により、雇用、所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が更に進展するとともに交易条件が緩やかに改善するとされています。堅調な民需に支えられた都市部では景気回復の兆しがみられていますが、地方においてはその実感がまだなく、依然として景気の低迷が深刻化しております。今後の地方財政を取り巻く環境は、厳しい状況が続くものと思われまます。

国の予算編成方針におきましても、平成 28 年度は、経済・財政再生計画の初年度に当たりますことから、財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しをし、引き続き手を緩めることなく推進し、地方においても国の取り組みと基調を合わせ徹底した見直しを進めるとしてあり、地域の産業や国民生活への影響が心配される所でございます。

地方財政対策では、本年度も通常収支分と東日本大震災分を区分して整理し、通常収支分については、重点課題対応分として、自治体情報システム構造改革推進事業、高齢者の生活支援事業、森林吸収源対策、まち・ひと・しごと創生事業、公共施設等の老朽化対策を前提として、地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとあります。

しかしながら、これを本町財政の視点で見ますと、地方交付税は、地方財政計画では前年度を下回り、町税収入の増加も見込めず、さらに国・道補助負担金の一般財源化や削減など歳入の確保が難しく、他方では、地域経済の活性化や雇用機会の創出、高齢、障がい、子育て支援を始めとする福祉、医療などの地方負担が増加し、行政需要に対する財源対策

が充分とはいえず、厳しい状況にあります。

このような状況下において、政府は昨年11月に一億総活躍社会の実現に向けた対策、加えて総合的なTPP関連政策大綱を決定し、またこれに先行して実施しております、まち・ひと・しごと創生総合戦略を更に加速し、地方創生や地域経済の活性化に向けて本格的に取り組む姿勢を示しております。本町といたしましても人口減少の克服、地方創生に資する喫緊の課題に対して国の取り組みと十分に連携をし、自らの地域の将来は自ら決めるという決意を新たに、全力でこの課題に取り組んでいかなければならないと考えているところでもあります。

以上のことを踏まえ、平成28年度の町政執行にあたりましては、行財政改革の推進、中長期的視野に立った地方創生の取り組みにより、出来る限り有利な財源の確保を進め、将来に向けた財政基盤の確立と財政運営の安定を図りながら、地域の活性化や諸課題解決に向けた取り組みを推進し、新年度の予算編成にあたっては、第6次本別町総合計画を基調に、予算の重点化、効率化を図る中で、本別町の個性と元気が発揮、発信できるよう、併せて、町民生活に密着した事業の確保と町民が夢と希望の持てる施策の展開を図ることとしております。

次に、平成28年度の町政を執行するにあたり、主要な施策の推進について、その基本的な考え方を申し上げます。

1つ目は、生涯を通じて学び、夢と未来を育むまちづくりであります。

新教育委員会制度により、新たに設置された本別町総合教育会議において、学校教育及び社会教育の更なる充実を図ることを目的に本別町総合教育大綱が策定されたところであります。

町民の皆さんが、安心と活力と夢あふれる生活を創造していくために、行政や各関係機関、団体などとの協働による町づくりを推進するとともに、子どもたちが将来の夢や希望をしっかりと描きながら、未来に大きな目標をもって、生きていく心を育む環境づくりが求められていますことから、家庭、学校、地域が一体となり、大人と子どもが一緒になって日々学ぶ、ほんべつ学びの日宣言の理念のもと、関係機関、団体と連携を図りながら、四つの風事業の推進と教育環境の向上に努めてまいります。

また、第7次社会教育中期計画の3つの基本目標、学びのための環境づくり、学びからの人づくり、学びを通じてのネットワークづくりを社会教育の実践活動と位置づけ、次代を担う子どもたちから豊かな知恵と経験を備えた大人まで全ての町民がいきいきと活躍するため、生涯各期における学びの場として社会教育活動の充実を図ってまいります。

さらに、その学びの成果を日々の生活や地域活動などに活かすため、町民一人一人が主体的に学び続けることができる環境づくりに努めてまいります。

2つ目の、地域資源を活かした豊かなまちづくりであります。

本町の基幹産業である農業は、昨年、過去に類を見ない生産を確保するなど地域経済に大きな役割を果たしております。しかし、地方経済の停滞などにより依然として厳しい状

況下にあることから、今後も引き続き本町農業の持続的発展に向けて、安全で安心な農畜産物の安定供給と環境保全などの農業振興に努めてまいります。

そのために、担い手の育成、確保対策を始め鳥獣被害防止対策、土づくり事業及びてん菜の作付振興対策など引き続き取り組んでまいります。

次に、畜産振興につきましては、生乳の増産体制の確立のため、搾乳牛の導入、育成牛預託事業及び酪農ヘルパー事業の支援、更には酪農システムの構築の推進により畜産経営の安定を図ってまいります。

農地の基盤整備につきましては、基盤整備事業を推進するとともに食料供給基盤強化対策事業に取り組み、受益者負担の軽減を図ってまいります。

また、多面的機能支払交付金を活用した地域共同作業により、農地、農業用施設等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取り組みを支援してまいります。

次に、林業の振興につきましては、造林未済地解消対策に取り組むとともに、民有林の造林経費の軽減を図り、町有林の整備に努めるとともに森林の多面的機能の啓発及び緑化思想の普及を推進するため、植樹祭を実施し町民の皆さまに親しまれる山づくりを目指してまいります。

環太平洋経済連携協定、ＴＰＰにつきましては、ＴＰＰから町民の暮らしを守る姿勢をオール本別で貫いてまいります。

次に、商工業につきましては、大変厳しい経済情勢にありますが、これまでに引き続き、地域資源や地域の特性を活かし、付加価値を高める取り組みとそれを担う人材育成に努めてまいります。

さらに、消費者にとって安心、安全で魅力ある商店街づくりを進め、商工業者と消費者が共感できる愛町購買意識の向上を目指してまいります。

また、本別町企業誘致条例、及び起業家支援要綱による新規開業や新分野での事業活動、工場等の新設、増設に対し、積極的な支援を行い、雇用の創出、安定化を図り、商工業の振興に努めてまいります。

次に、観光の振興につきましては、北海道横断自動車道の延伸によりまして、十勝地域への交流人口が大幅に増加していることから、義経の里本別公園や道の駅などの観光施設の整備と併せ、基幹産業を農業とする本別ならではの食など、魅力ある地域資源の整備、活用を図り、観光の振興に努めてまいります。

さらには、活力ある地域づくりを推進していくために、地域の豊かな資源や優位性などの魅力を積極的に発信し、交流人口の拡大や移住促進につなげていくことが必要です。関係機関、近隣自治体等との連携を図りながら移住、観光など地域情報の提供をはじめ、各プロモーション活動とともに、インターネット、ケーブルテレビなどのメディアを最大限活用し、町の情報発信に努め、圏域外からの交流人口の誘引、移住、交流の促進に取り組んでまいります。

3つ目の、ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくりであります。

本町の高齢者人口のピークは平成29年度と見込んでいますが、後期高齢者が今後も増加する超高齢社会を迎える中で、これまで参加、連帯、自立を理念とした健康長寿のまちづくり条例を基本に、町民参画による創造的な福祉施策に取り組んでまいりました。

ともに支え合い、いつまでも安心して暮らせるまちを願い、町民の総意により宣言していただいた福祉でまちづくりを合言葉に、福祉サービス基盤整備、子育て支援や生きがいづくり、地域の見守りや日常生活支援など、地域住民、福祉団体、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、重層した福祉サービスの充実に努めてまいります。

また、近年の社会経済環境の変化に伴い生活困窮者をめぐる問題が深刻化する中で、経済的困窮からの脱却、就労や社会参加など自立支援に向けた支援体制の整備などに向けて検討を進めてまいります。

さらに、悲惨な孤立死や社会的孤立などを防ぐ地域づくりを目指した在宅福祉ネットワーク活動への支援に努めてまいります。

空き家等対策につきましては、住宅セーフティネット法に基づき設置しました本別町居住支援協議会により、住宅確保が困難な方々に対する支援の仕組みを一体的かつ継続的に推進するとともに、空き家等の適正管理及び有効活用、特定空家等に関する対策を総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

次に、子育て支援につきましては、本別町子ども・子育て支援事業計画に基づき、昨年度からスタートいたしました子ども・子育て支援新制度により、子どもの最善の利益を実現するための各種施策を総合的、効率的に推進してまいります。

また、就学前教育、保育施設につきましては、本町で初めてとなります幼保連携型認定こども園を整備する学校法人釧路カトリック学園に対して、協定に伴う支援のほか、平成29年4月からは同法人が運営主体となりますことから、保護者に対する十分な説明を行いますとともに、本町の保育職員の研修、教育、保育内容の充実など、円滑な移行に向けた準備を進めてまいります。

勇足、仙美里へき地保育所の保育時間及び児童の受入年齢の拡大を行いますとともに、乳幼児医療制度による医療費の無料化を中学生から18歳まで拡大し、子育て世代の支援を図ってまいります。

また、仙美里小学校区において、仙美里地区放課後子ども教室を開設し、児童の健全育成を図ってまいります。

高齢者福祉及び介護保険事業につきましては、第6期銀河福祉タウン計画に基づき、高齢者福祉施策の充実を図るとともに、介護保険事業の安定した運営に努めるため、関係機関や町民の皆さまと協力して推進してまいります。

介護人材の確保につきましては、介護サービス事業所等の現状や意向を踏まえながら支援の充実に努めるとともに、町内の事業所、介護福祉士の皆さまによる人材確保事業として、ほんべつ福祉セミナーを開催いたします。

地域包括支援業務では、本人の状態に応じた適切なマネジメントにより、出来る限り住

み慣れた地域で暮らし続けられるよう医療、介護サービスや生活支援サービス、地域の見守り等切れ目のない支援体制の構築に努めてまいります。また、地域包括ケアシステムの構築に向け、関係機関と調整を図りながら認知症施策、在宅医療、介護連携の推進に努めてまいります。

権利擁護事業につきましては、社会福祉協議会と連携しながら、法人後見業務の取り組みや担い手の育成、町民からの各種相談や生活課題等に対応する、あんしんサポートセンターの運営に対する支援に努めてまいります。

次に、障がい者福祉につきましては、本別町障がい者福祉計画に基づき、住み慣れた地域でいきいきとした生活が送れるよう、各種障がい福祉サービスの相談支援やマネジメント体制の充実に努めるとともに、居住と就労の場の創設に向けた支援など生活の安心の拡大に向けて、町内NPO法人や関係機関と協議を進めてまいります。

健康管理業務につきましては、乳幼児期から高齢期まで、町民一人一人が健康の重要性を自覚し、全てのライフステージにおいて健やかに安心した生活が送れるよう各種検診事業の普及啓発に努め、受診率の向上を図りますとともに、特に生活習慣病の予防など健康づくりに必要な健康相談や保健指導を推進してまいります。

母子保健につきましては、安心して子どもを産み、育てられるよう妊婦一般健康診査の助成を継続するとともに、特に妊娠期や乳幼児健診、産後の相談など母親への支援事業の充実に努めてまいります。また、不妊治療費助成事業を拡大してまいります。

成人保健につきましては、特定検診の受診者の拡大に努めるとともに、各種がん検診につきましては、新規受診者や未受診者に対する啓発と合わせて、受診意向調査事業を取り組み、受診者数の拡大を図りますとともに町民の健康づくりに努めてまいります。

心の健康づくり事業につきましては、月1回心理カウンセラーによる、心のほっと相談を継続し、町民の健康管理に努めてまいります。

老人ホームの運営につきましては、利用者一人ひとりの生活リズムを大切にしながら、利用者の持っている力を最大限活かし、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援してまいります。

また、関係機関と連携を密にし、サービスの質や量の向上を図り、利用者、家族、地域に信頼される施設運営に努めてまいります。

老人ホームの改築につきましては、昨年6月に策定いたしました基本構想に基づく高齢者福祉ゾーン整備基本指針及び第1期整備計画を策定し、引き続き町民の皆さまや関係団体等からいただいた御意見、御要望等を踏まえ、事業を進めてまいります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、依然として厳しい財政運営であります。地域の経済状況、高齢者の負担増などを考慮し、本年度も税率改正は行わず、基金の繰り入れなどで対応してまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、今後とも高齢者等にかかる医療制度の情報収集を続け、運営主体の広域連合と連携を図ってまいります。

次に、病院事業につきましては、中、長期計画を推進し、病床数60床の維持や初期救急など現在の医療水準の確保を図り、周辺地域の拠点病院としての役割を担ってまいります。

病院事業会計の運営につきましては、引き続き医師、看護スタッフなどの確保を進め、外来患者及び病床稼働率の向上による収益確保を図りながら、材料費、維持管理費などの経費節減に努め、経営体質の強化に努めてまいります。

診療体制は、内科、外科の基礎診療科を中心に、医療機器の更新や病診連携など診療機能の充実を図り、1.5次医療として耳鼻咽喉科、眼科など、町民の医療ニーズに応えた専門診療科の充実に努めますとともに、町民の皆さまに病院運営に参画していただく活動を推進し、地域に開かれ、信頼される病院づくりに取り組んでまいります。

次に、防災対策につきましては、町民の皆さまや各関係機関と連携を図りながら、大地震を想定した本別町防災総合訓練を実施いたします。

災害時における避難行動要支援者への支援につきましては、自治会や民生児童委員など、町民の皆さまの御協力をいただきながら個別計画の作成、自主防災組織の設置を推進してまいります。

災害用備蓄品については、年次的に食料、物資等の整備を行い、市街地に3カ所、勇足、仙美里、美里別地区にそれぞれ配備を進め、町民生活の安心、安全を確保しますとともに、自治会、関係機関を対象とした防災研修会等を開催し、風水害や地震、土砂災害などの各種災害に対して、防災意識の啓発を図ってまいります。

さらには、交通事故のない、犯罪のない明るく住みよいまちを目指し、関係機関の支援をいただきながら町民一人ひとりの防犯、交通安全意識の啓発に努めてまいります。

4番目の、快適でやさしさのあるまちづくりであります。

安全で快適な生活環境の基本となる生活路線の整備は重要であります。本年度の町道整備につきましては、新規事業1路線、継続事業で4路線の道路改良、舗装工事及び橋梁長寿命化事業を実施してまいります。

また、交通手段を持たない町民の足を確保するため、ふるさと銀河線代替バス、生活維持路線バス、浦幌・本別線、太陽の丘循環バスや町有バスなどの公共交通機関の安定的な運行に努めてまいります。

次に、循環型地域社会の推進につきましては、太陽光などの再生可能エネルギーの推進や電力供給逼迫による省エネルギー対策が推進されてきております。本町としましては、今後も身近な自然エネルギーの活用を図り、新エネルギー、省エネルギー対策の普及活動を推進してまいります。

また、現在進めています太陽光発電設置、高齢者住宅改修支援、住宅リフォーム助成制度のほか、新築住宅に対する助成制度の導入を図ってまいります。

次に、水道につきましては、町民生活や経済活動を支える施設として重要な役割を担っております。このため施設の整備や維持管理を計画的に進め、安全で良質な水を安定的に

供給できるように努力をしております。

また、無水地帯解消の取り組みとして平成25年度より、水源調査等を進めてきておりました美蘭別地区営農用水事業につきまして、本年度から本工事に着手し、早期完了に向け事業の推進を図っております。

下水道につきましては、施設の整備と維持管理に努め、水洗化の促進を図り、公共下水道区域外で実施しております浄化槽整備事業につきましても、引き続き事業の推進を図っております。

公営住宅の整備につきましては、住環境の向上を図るため本別町住宅政策推進計画を基本に実施しております。

公園緑地の整備につきましては、全道各地から観光客が訪れます義経の里本別公園をはじめ、その他の公園施設についても効率的な維持管理を行い、町民の憩いとふれあいの場としての快適な環境づくりに努めてまいります。

次に、ごみ処理事業の推進につきましては、地域、町民の皆さまのご協力により、資源集団回収事業を活発に取り組んでいただき、今年1月からは小型家電の回収を開始しており、さらなるごみの減量化や資源化の向上に努め、今後、より一層のリサイクル率の向上を目指しております。

また、近く埋立地が満了となります銀河クリーンセンターに代わる新たなごみの中間処理と終末処理場の確保に向け検討を進めてまいります。

5つ目の町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりであります。

地域コミュニティ意識が多様化する社会に対応するため、引き続き協働の視点で、町民の皆さまや企業、団体、学校などと連携し、これまでに培ってきた町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりを進め、併せて、行政の持つ情報を積極的に公開し、町政の透明性、公平性に努めてまいります。

次に、行財政改革につきましては、第4次行財政改革大綱の5年間の検証を踏まえ、人口減少と行財政運営のあり方、展望を見据え、第5次大綱と推進計画の策定を図り推進しております。

本町の公共施設等は、老朽化対策が今後大きな課題となり、厳しい財政状況が続く中、また人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されるため、今後の公共施設のあり方に関する基本的な方針として本別町公共施設等総合管理計画を策定し、町民と行政が施設に関する課題を共有し、長期的な視点に立った公共施設等の管理を図っております。

地方創生につきましては、本年度より本格的な開始年となりますことから、庁内に設置した本別町まち・ひと・しごと創生推進本部を中心に、町民の皆さまや関係団体の意見を聞きながら、本町における人口ビジョンや地方版総合戦略の進捗状況の確認、評価を進め適切な執行に努めてまいります。

また、自分たちの町のことを自分たちで考えて決めていくという理念のもと、町民、議

会、行政が連携し町政を運営するため、自治体における仕組みの基本ルールを定める自治基本条例の制定に向けた検討を引き続き進めてまいります。

次に、広域行政の推進につきましては、十勝の市町村と連携し、効率的で質の高い行政サービスの提供を図るため、第2期定住自立圏構想の取り組みを積極的に推進するとともに、近隣市町村との多様な連携による交流人口の拡大と地域経済の活性化を目指してまいります。

消防の広域化につきましては、本年4月より、とかち広域消防の運用が開始されますが、これまでどおり防災体制の機能を低下させることなく、町民の安全、安心の確保をしっかり守り、構成団体として、十勝圏域全体から信頼される消防体制の構築に向けた取り組みを進めてまいります。

本別町個性あるふるさとづくり寄付金につきましては、個性と魅力あるふるさとづくり事業の取り組みを全国にPRするとともに、本町の観光資源、地域資源を活用した返礼品、特産品の充実を図り、寄付金のより一層の有意義な運用を図ってまいります。

国際交流活動につきましては、本年度オーストラリア、ミッチェルとの姉妹提携25周年を迎えるため、使節訪問団を派遣し相互の友好関係発展と積極的な国際理解の充実に努めてまいります。

むすびであります。以上、平成28年度の町政に臨む所信を申し上げます。

本町を取り巻く環境は一段と厳しさを増しておりますが、これまでと同様、町民の皆さまと築いてきたまちづくりの実績と信頼を大切に、まちを支える町民の皆さまの頼もしい力をいただきながら、ともに学び、支えあい、活力のあるまちづくりを目指しますとともに、地域資源を最大限活かした企業誘致、雇用の拡大に向けて全身全霊を傾け積極果敢に取り組んでいく所存であります。

町民の皆さま、町議会議員各位の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。執行方針といたします。

議長（方川一郎君） 次に、教育行政執行方針について。

中野教育長、御登壇ください。

教育長（中野博文君）〔登壇〕 平成28年町議会第1回定例会の開会にあたり、教育行政執行方針について申し上げます。

近年、急速な少子高齢化による社会活力の低下や地方人口の減少など、社会情勢が激しく変化する中、地方教育行政における責任の明確化や首長との連携強化等を図るための地方教育行政制度の改革がなされ、昨年4月に新たな教育委員会制度がスタートしました。

本町におきましても、新制度の下で首長主宰による総合教育会議を設置し、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱を策定いたしましたが、時代の変化に対応した教育施策を展開するため、大綱の方針に基づいた施策を確実に実践していくとともに、地域全体で学びを支援する取り組みを充実させる必要があります。

本別町教育委員会といたしましては、これらを背景とした教育を取り巻く社会情勢に対

応しつつ、学校教育と社会教育のさらなる推進と教育環境整備の充実に向け、関係機関、団体等と連携を図りながら町民皆さまの信頼に応えるよう教育行政を推進してまいります。

また、地域の子どもは地域で育てるを念頭に、本町ならではの取り組みである、ほんべつ学びの日のさらなる普及と推進事業の充実を図るとともに、町民一人一人の自主的な活動を支援し、文化、スポーツを通したまちづくりを推進してまいります。

次に、平成28年度の教育行政を推進するにあたり、主な施策の基本的な考え方について申し上げます。

学校教育の推進につきましては、本年度の新たな取り組みとして、学校を核とした地域全体で子どもたちの学びを育むため、勇足地区において文部科学省の指定を受け、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティスクール導入に向けた調査、準備を進めてまいります。また、昨年度に引き続き、教職員等の協力を得ながら土曜日学習、授業を実施するほか、保育所、幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高校など、幼児教育から高校教育までを連続的に繋ぐ異校種間連携事業を推進してまいります。

義務教育の推進につきましては、児童生徒一人一人が生きる力を身に付けることができるよう、全国学力・学習状況調査及び全国体力調査等の結果を分析し、確かな学力と体力の向上を図るための授業改善に努めるとともに、臨時講師を活用して望ましい学習習慣や生活習慣の定着化を図ってまいります。

国際理解教育の推進につきましては、引き続き中学校に英語指導助手を配置し、生徒の実践的コミュニケーション能力の育成に努め、小学校におきましても外国語活動に対応した英語に慣れ親しむ活動の充実を図ってまいります。また、本年度は、姉妹都市オーストラリア、ミッチェルに中高校生を派遣し、ホームステイによる生活習慣や交流研修等を通じて、外国の文化や歴史、自然環境等を学ぶ国際理解教育の推進を図ってまいります。

特別支援教育につきましては、特別支援学級を設置する全ての小中学校に特別支援教育支援員を配置し、一人一人の子どもたちに応じた個別支援の充実を努めるほか、本年度から活用する個別支援計画に基づき、幼児期から就学、そして就職に至るまでの持続的な支援を行ってまいります。

いじめや不登校の根絶に向けた取り組みにつきましては、引き続き中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、アンケート調査や定期的な学校指導訪問を実施するなど、未然防止、早期対応に努めてまいります。

教育環境の整備につきましては、老朽化している勇足小学校の校舎及び体育館を改修するため、本年度において大規模改修工事実施設計業務を委託し、平成29年度に改修工事を行います。また、生徒に適切な指導を行うための中学校教師用指導書や中学校の校務用パソコン、小学校の教育用パソコンを更新するほか、新たに小学校へタブレットパソコンを導入するなど、視覚的効果を進展させた環境づくりに努めてまいります。

本別高校への支援活動につきましては、少子化により今後も中学卒業生が減少の一途を辿ることから、入学生の2間口確保は大変厳しい状況にあります。文武両道の魅力ある

本別高校のPRに努め、本別高校の教育を考える会を通して支援活動を継続し、全町挙げての支援活動を展開してまいります。

食育の推進につきましては、食の安全、安心を確保しながら、地産地消を基本とした地場産品を積極的に使用し、美味しくて喜ばれる栄養バランスのとれた学校給食を提供するとともに、食育の一層の推進に努めてまいります。

社会教育の推進につきましては、第7次社会教育中期計画に基づき、全ての町民の皆さまが心豊かに生きがいのある充実した生活を営むための施策を推進しておりますが、本年度におきましては、さらなる社会教育の充実を図るために第7次中期計画の検証を行い、平成29年度からスタートする第8次社会教育中期計画を策定いたします。

ほんべつ学びの日の取り組みにつきましては、啓発事業であります学びの日フェスティバルを通して学びの関心を高めるとともに、家庭、学校、地域、行政が連携して4つの風、光風、祈風、夢風、実風事業を展開してまいります。

心豊かに生きがいのある取り組みにつきましては、本別の魅力を再発見する、ほんべつ学、高齢者を対象とした義経教室、幼少期の子育てを支援する、なかよしリフレッシュ講座、ジュニアリーダーを育成する本別・南三陸ふるさと交流研修会等の各種事業を実施してまいります。

公民館活動につきましては、地域に根付いた創造的な芸術文化活動の活性化を図るため、文化祭をはじめ吹奏楽合同演奏会、音楽祭、民謡三味線発表会、舞踊祭等を開催するほか、成人を対象としたきらめき講座や子どもを対象とした工作教室など、公民館を拠点とした各種講座を開設してまいります。

図書館につきましては、胎教からの読み聞かせの大切さを伝えるファーストブック事業を継続するとともに、芥川賞作家の玄侑宗久氏を招いた本のまち夢づくり講演会や出前授業を開催するなど、読書の普及と町民ニーズに沿った図書館事業を展開してまいります。また、郷土資料のデータ整備を進め、ふるさと情報の充実に努めてまいります。

歴史民俗資料館につきましては、戦中、戦後の混乱期を生き抜いた女性の目から見た戦争と生活をテーマにした、7月15日本別空襲を伝えるをはじめ、川が育てたふるさとや、ほんべつ化石展等の企画展を開催するなど、あらゆる世代が学びあえる場となるよう努めてまいります。

社会体育につきましては、体力増進センターのさらなる利活用と利便性の向上を図るため、夜間利用時間を延長するとともに、ウォーキングマシンを購入するほか、スポーツ推進委員による運動指導も実施してまいります。また、町民一人一人が年齢や体力に応じて多様なスポーツに親しむことができるよう、あかげら少年団、チャレンジデー、義経の里スポーツフェスティバル等を開催するなど、町民皆スポーツの推進に努めてまいります。

以上、平成28年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましては、本町の将来を担う子供たちが、心豊かにたくましく成長することができるよう、学校、家庭、地域と連携し、課題を共有しながら教育の質の向上

を図るとともに、町民の皆さまが芸術や文化、スポーツに親しみ、希望に満ちた暮らしとなりますよう効果的な施策を進めてまいりますので、町民の皆様をはじめ町議会議員の皆様の深い御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、平成28年度教育行政執行方針といたします。

#### 散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日3月2日から7日までの6日間は休会であり、3月8日午前10時再開であります。

これをもって通知済みとします。

なお、一般質問の通告は、3月3日正午をもって締め切ります。

質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 5時20分）

# 平成28年本別町議会第1回定例会会議録(第2号)

平成28年3月8日(火曜日) 午前10時00分開議

## 議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告  
日程第 2 一般質問

## 会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告  
日程第 2 一般質問

## 出席議員(12名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

## 欠席議員(0名)

## 説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	吉井勝彦君	総務課長	大和田収君	
農林課長	工藤朗君	保健福祉課長	村本信幸君	
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君	
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	能祖豊君	
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君	
国保病院事務長	毛利俊夫君	総務課主幹	小坂祐司君	
建設水道課長補佐	高橋優君	総務課主査	長屋聖子君	
教育長	中野博文君	教育次長	佐々木基裕君	
社会教育課長	菊地敦君	学校給食共同調理場所長	久保良一君	
農委事務局長	郡弘幸君	代表監査委員	畑山一洋君	
選管事務局長	大和田収君			

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 鷺 巣 正 樹 君 総務担当主査 松 本 恵 君

総務担当副主査 塚 谷 直 人 君

## 開議宣告（午前 10 時 00 分）

### 開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

### 日程第 1 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第 1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕 おはようございます。報告いたします。

議会の運営に関する事項、意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日まで 2 件の提出がありました。軽度外傷性脳損傷、脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書、TPP 協定の国会批准をしないことを求める意見書については、22 日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告といたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

### 日程第 2 一般質問

議長（方川一郎君） 日程第 2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

10 番阿保静夫君。

10 番（阿保静夫君） 議長のお許しがあつたので一般質問を行います。2 点目の本別高校支援のあり方については、この場での質問を保留させていただきます。

それでは 1 問目、ふるさと納税、さらなる前進をということで伺っていきたく思います。

本別町個性あるふるさとづくり寄付金について、これまでつながりを生かす取り組みや特産品の充実、新たな返礼の企画などさらなる前進が期待されますが、見解を伺います。

本別町個性あるふるさとづくり寄付金について、平成 27 年度は 2 月 27 日現在、353 件の寄付があり、特産品などの返礼品の総額は 212 万 5,000 円とのことです。少しずつですが、ふるさと納税の取り組みとともに本別応援団を全国に広げてきたのではないかと考えます。

個性あるふるさとづくり寄付金は平成 18 年に条例が制定されたと認識しておりますが、20 年からのデータ、総務省のほうに報告しているデータでいうと平成 20 年は 1,462 万 6,000 円の寄付があつたと。これは中身が多分、大口の方もいらっしやつたのかなというふうに思っております。

その後、例えば平成20年は22件でした。それで、平成25年は17件で288万3,000円という金額になっております。

その間48万円から230万円ほどで推移しておりまして、年によって金額的な差はありますけれども、10件から20件以内ぐらいが続いてきました。そして、平成26年にいわゆるふるさと産品、返礼品を送ることがスタートして2014年、平成26年には363件、いきなり20倍くらいになったという中で、金額は646万円という金額がふるさと納税されたということです。大きな広がりを見せたという経過です。

そして、先ほど言ったように平成27年度は途中経過ですけれども353件で212万円ほどという経過です。さらなる前進のためには課題も多いと思います。先進例なども参考に以下の点について見解を伺いたいと思います。

一つ目です。季節の返礼品ではアスパラ、パレイショ、トウモロコシなどの農産品が大変人気だということですが、量の確保を始め生産体制の充実、また新たな返礼品の導入などについて今後の考え方を伺います。

二つ目ですが、物品だけでなく、体験としての返礼、例えばきらめきフェスタ、あるいはつつじ祭、あるいはアイスクャンドルなどのときのイベントにあわせて御所に泊まっていただく、無料宿泊券などを返礼品とあわせて送るなどのことを考えてはどうかというふうに思っておりますけれども、体験ということについての考え方を伺いたいと思います。

三つ目ですが、東京本別会などの既設の企画に準じて仮称ですが、ふるさと納税の感謝祭というような企画を交流企画を催してはというふうに考えます。これについて、大きな予算ということにはならないと思いますけれども、そういうチャンスを生かした取り組みというのをぜひ行ってはというふうに思っておりますけれども、見解を伺いたいと思います。

四つ目ですが、以上について若手農業者を始め、商工青年部などの意見を聞く機会を設けるなど、まちづくりの一つとして取り組むべきというふうに考えております。アイデア勝負という面が非常にこれは大きいというふうに思っているのです。それで、いろいろな方の意見の中から採用したらいいのではないかという意見が出てくることを期待して、このように提案したいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員のふるさと納税、さらなる前進をの質問の答弁をさせていただきます。

まず、阿保議員の質問のほうで細かく、詳しくそれぞれ個性あるふるさとづくり寄付条例の状況も含めて御質問をいただきました。

当初は、本別のまちづくりにそれぞれ共感をして共鳴していただく、また興味を持っ

ていただくという方に個性あるふるさと納税という制度を18年に設けて実施をしてきました。おかげさまで予想を超える大きな、先ほど質問がありましたように大型の寄付もあり、その思いをしっかりと発信することができました。

そこにきて、今度は返礼品付のまさにふるさと納税という形で、都市部から地方へ納税をすると、1万円をすれば2,000円を除いた8,000円が税の免除になると、そういうようなことでいろいろな景品合戦になっていかなものかと思うぐらい全国すごいのですけれども、やはり人気があるのはカニだとか、水産物だったり、やはり肉製品だとかですから、近隣の町村でもテレビの放映をした日に有名なタレントさんが来て、窓口で手続きをしたら、次の日は朝から晩まで、まさに電話が鳴りっ放しだったそうです。2億円から一気に9億円までいったということですから、すごいPR効果があって、本当に大変なにぎわいを見せて、今、大きな財源になっているということで、あわせて東京、大阪に今、御質問にありましたような、そういう感謝祭みたいなものをやりながら、またさらにこの納税いただいた方に広くつながりを持っていただくと、そのようなこともやっています。

今、議員の御質問のとおり、1点目の質問につきましては今まで阿保議員からも何回も提案いただきながら、このふるさと納税の景品というのですか、物産、商品はつくってきました。

今、昨年ぐらいから話を進めているのは、どちらかというとも季節限定が非常に人気あるのです。アスパラ、ジャガイモ、それからトウモロコシ、全体のうちの6割以上占めるものですから、これはやはり1年通じてないものですから、そして後は御質問にありますように生産体制、量の問題ですね、確保の。天候に左右するというのはあるのですが、ジャガイモでしたら全体で農協に協力していただいていますからできるのですけれども、トウモロコシだとか、アスパラというのは割りと作付している人が限定されるものですから、その量を確保するというのは非常にやはり難しいところがありますので、もう少し全体的にこれを広げる意味で、ことし取れたから来年とれるという、アスパラはそういうものではありませんので、非常に厳しい状況なのですが、その生産を拡大した後のフォロー体制なども含めてしっかりとこの政策を立てながら拡大をしていって、やはり広くニーズにこたえていくと、このような体制をとっていきたいなというふうに思っています。また、町内のそれぞれ企業の商品がたくさんありますので、それらも含めて単独で返礼品にするのか、また組み合わせで返礼品にするかなど含めても、多くの選択できるメニューを用意しながら、このふるさと納税の期待にこたえていくと、そのようなことも今、具体的に担当のほうでは進めていますので、観光協会中心に一層またこれらのリニューアルをした中で進めていきたいなというふうに思います。

さらに、リニューアルだけでなく、ホームページの充実を図って、また外部の専用サイトによる申し込みホームだとか、またクレジット決済、最近では、これ非常にや

はり求められておりますので、これらの導入もさらには町の魅力と特産品のPR、寄付の手続きの方法やJAの優遇措置をわかりやすく紹介、説明するパンフレットの作成などもしながら対応していくということで今、検討しているところであります。

2点目の体験型、御所などの町内宿泊の宿泊券の返礼ということではありますが、まだまだ本町の御所、それと町内の例えば温泉だとか、旅館だとか宿泊施設あるのですが、これちょっとまた少し課題が多いのかなというような気がしますので、それぞれ先進的にも取り組まれている事例など含めて、十分に調査検討させていただきながら、先進地の事例を参考にさせていただいて、何とかそのような方向も含めて、このせっかくの自然の中でいろいろな体験ができるわけですから、それら含めても御質問の趣旨を十分に踏まえながら、検討を進めていきたいなというふうに思います。

3点目ですが、これは質問にいただいておりますとおり、帯広、札幌、東京の会員のPRを優先ということですが、実際に寄付していただいている方々の名簿を見ると本当に多いのです。やはり本別にゆかりのある人というのは非常に多く寄付をいただいています。

そのほかはもちろんインターネットや何かで見ますから、たくさんの方が応募していただいておりますが、そのことはとにかく大事にしてしっかりと継続していけるように具体的なイベントの紹介だとか、費用対効果も含めながら本町の応援してくれる人のつながりを大切にして、これからもそれぞれ大事なこの情報の提供だとか、それからイベントの紹介などなど含めたり、また、新しく先ほど申し上げましたシステムの拡大など、しっかりとつながっていけるように努力していきたいなと思っています。

4点目ですが、これらの財源の確保とともに、本町の魅力を発信して最終的には本町に来ていただけるようなことも想定しているということではありますが、それら含めて御質問にありますように商工会の青年部の方だとか、また農村青年の方と懇談を大分進めています。

いろいろな社会情勢含めて、非常に危機感を持っているこの青年層ですから、やはりこれから自分たちのなりわいとしているこの職業をどう発展していけるのか、また継続できるかという意味では非常に危機感を持ちながら自分のふるさとをしっかりとPRしていくということも含めて、すごく力を入れてくれています。

その一つが町内でのそれぞれ雪あかりナイトだとか、肉祭りだとか、また農産物、畑作のほうのいろいろなミステリーサークルだとか、小麦だとか、たくさん連携してしっかりとこの農商工問わず、また勤労者も含めて連携して、そして何かを発信していこうと、そしてまた、他に誇れる、また発信のできる新しい商品も開発していこうと、こういう熱意を持っている青年層との懇談になりますので、それら含めて具体的にそれらの方向性出たらしっかりと、また一緒に取り組みを進めながら、一層魅力あるまちづくりにさらに力を入れていきたいなというふうに思っています。

議員の御質問のとおり、将来にやはり寄付者のこの要望をしっかりと受けとめて、

将来に町全体が活性化するため事業をさらに進めていくということで答弁をさせていただきたいと思いますが、一つ一つ重ねてきた結果こうですから、さらにまた、本当に今までどちらかというと余り売物がないと、商品の数がないというところでしたけれども、それを超えて今、いろいろな加工品をつくろうということで今、試作も始まっているということもありますので、しっかりそれぞれの必要な関係団体などなど含めて、全体で取り組んでいけるように努力していきたいなと思っております。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 再質問させていただきます。

ただいま答弁いただいた方向性ということについては、全くそのとおりでいろいろな知恵を集めて、また先進例にも学びながら進めていくということが基本的な姿勢だというふうに思っておりますので、それは農業者として応援できる場面は大いに応援したいというふうにも私自身も思っておりますので、その方向性についてさらに進めていただきたいと思いますと思いますが、若干、細かいことで今回、質問に当たっているいろいろ調べたのですけれども、何といってもやはり今はインターネットですよ。それで、全部は印刷できなかったのですけれども、多分、全部印刷したら20ページぐらいになるカタログ状態で名前はふるさとチョイスという名前でも代表的なページが出ておまして、数えたら全ての都道府県が入っているということで、全ての町村ではないかもしれないけれども、県としては全ての県がここに載っているという状況ですし、例えばアスパラを一つとっても道内でも何カ所もメインの返礼品に掲げているということで、そういう意味の競争率というのは相当高いなというふうに思っておりますけれども、先ほど町長のお話にもあったとおり納税の仕方がかなりいろいろな方法がある中で、例えばコンビニ決済とか、先ほど言ったクレジット決済とか、今の新しい方法でいろいろあるようなので、それは先ほど町長おっしゃったように今後のいろいろな課題として進めていただきたいと思いますのですけれども、一つインターネット調べている中で、ほとんどのところはふるさとチョイスという全国的なページに入ったら、そこをずっと行って町村を押し、そこから直接申し込みができるというシステムになっているのです。本別町を見ると、ふるさとチョイスからの直接の申し込みはできませんと、私が調べた限りではそういうのが出ているのです。

ですから、ほんの些細なことで本別町に入ればやれるのですけれども、その辺が、もしたくさんお金のかかることならまだちょっと今の段階では無理なのですが、本別町ふるさと納税とやれば多分、インターネットですぐ入れると思うのですけれども、いずれにしても全国的な観点からいうとちょっと1段階あるみたいな格好になっているものですから、この辺についてもしわかれば、その対応がもしできるのであればそちらのほうも対応したほうがいいのではないかなという思いが一つあるので、提案含めて質問として伺いたいと思います。

それから、返礼品のない時代からずっと築いてきた本別応援団のつながりを強めるという点では、一定の前進が来たというふうに思っております。それで、先ほど町長から費用対効果というお話もあったので、今の段階ではやはりゼロが一つ足りないなというふうに思っております、金額的に。

それで、では今の段階でできることはいろいろ考えて、一提案ですが考えましたが、例えば暑中見舞いをその段階までの寄付者、つかめる範囲の寄付者に暑中見舞いを送ると、もちろん暑中見舞いの挨拶だけでなく、例えば今ならちょっとした写真をはがきに入れたりできるようですし、イベント紹介とか、そういう紹介などを取り組んで、入れ込んで、そういう暑中見舞いを送るといようなのも一方法ではないかなと、方法論はいろいろあるので、例えばの話なので、はがき1枚は52円ですから100人に送って5,200円、1,000人に送って5万2,000円ですから、この金額的にいえば費用対効果はあるのではないかなというふうに思います。

そういうつながりを強めるという取り組みの一例として提案したいと思えますけれども、考え方を伺いたいと思えます。

イベントを紹介しながら宿泊券をとすることは先ほど町長の中で一つ、今後の課題だというような趣旨だと思いますので、それは機が熟すればぜひ進めていただきたいし、地元にいるとわからないすばらしさがほかの町というか、ほかの県の人から見るとすごいということが時々ありますし、本別公園一つとっても私たちは見なれた公園なのですけれども、公園の中に自然の川が流れていて、そしてひょうたん池の施設があるというような、水と遊べるというか、そういうのがあるというのは早々あるものではないので、その一つとってもそういうことなのです。

ですから、定期的に先ほど言った若手の農業者や商工青年部の方、あるいは町の担当者など交えた会議というか、話し合いを定期的に年1回でも持ちながら進めていくといういろいろなアイデアが出るのではないかなというふうに思えますけれども、その点について再度、伺いたいと思えます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 2回目の質問ですけれども、インターネットのふるさとチョイスの関係は担当のほうから答弁させていただきます。

先進地の事例に学びながら取り組むということは大事だということですが、まさにそのとおりだと思っておりますから、どうしたらあれだけ成功しているのかなどなど、品物の有無は別にして、その取り組む意欲だとか、それぞれ大事にされているものだとか、そういうことをしっかりシステム的にも学びながら対応していくということについては、先ほど申し上げましたけれどもしっかりと対応していきたいなというふうに思っております。

ただ、暑中見舞いなど送るといのは非常に私ども考えているのは本当にそのとおりだと思うです。ですから、つながりを消さないようにするというのは、例えば今、

御質問ありましたように暑中見舞いがいいのか、またふるさと通信という形ではがきだとか何とか、広報を毎月送るというのは、ちょっとまた方向がどうなのかなというのもあるのですけれども、それはネットや何かで見る方も多いのですが、本別のこの便りをしっかり家庭まで届けると、そういう方法をしっかりやっていけばなと思っています。

今のこれと別ですけれども、ふるさと住民票というのを今、これから取り組もうとしていますから、去年、それぞれ全国の協議会設立してやりましたから、それは直接の住民票ではありませんけれども、仮想的なものですけれども、それも一つの大きな本別に対する強い思いだとか、そのつながりを持っていただくための住民票ということでありまして、このような取り組みも一つとして十二分に、また活用できるのではないかと、このように思っています。

また、すばる支部にはたくさんあるというのはまさにそのとおりでありまして、近い話では、小松島市の議員さんだとか、市長さん方が来てくれて、この前、私も久しぶりに訪問させていただいたのですけれども、その話の中で例えば特産品の話になっても、アスパラはすごいよねと、あれだけのものはなかなかどこにも売ってないよねという話でしょう、そして本当にありがたい話なのですけれども、ジャガイモはどこで植えてもこういう味が出ないと、本州のやつ買っても、九州のやつ買ってもあの味は出ないと、本別のどこの畑でも同じもの取れるのというから、畑によってはそれぞれ味は違うかもしれないけれども、でも総じてそういう気候風土含めて、畑の土づくりも含めてしっかりとやっていますからというような話をすると、やはり産地というのは違うねという話になって、本当に非常に評価は高いですね。

我々も気がつかないようなところ、もちろん公園の話も、この田園風景もそうですけれども、たくさんのそういう私どもが当たり前としていることがすごく新鮮だし、本当に言ってみれば観光にも値するような、そういう評価もいただいておりますので、それらを含めてしっかりと若い世代の方にもそのことを伝えながら、またいろいろ体験をしていただきながら、それぞれの職員を中心としての町のにぎわいも含めたこれからの取り組みを希望を持った町の取り組みをしていただくと、こういうことで、最近、農業塾、ちょうど4回開催して今回、閉校したのですが、その中でも多くの6次化の学習だとか、また新しい、それぞれのいろいろな取り組み、また新しい農産物の取り組みなどを紹介してくれたり、本当に意欲的に取り組みを頑張っていますので、そういう世代の人たちをまた、いろいろな世代の人たちを巻き込みながら地域を元気にしながら、取り組んでいくということで非常にそういう意味では若い世代の方の意欲というのがスクラム組んで、しっかりと広がっていているということですので、この思いを大事にしてしっかりとこのふるさと納税にもつながるような、そしてまた、これを一つの切り口として多くの連携、スクラムを組んで、それぞれの新しい本別の畑作4品、プラス1品、2品のその願いを含めて、さらにまた加工も含めてしっか

りできて、それが直接、わかりやすくはもうかる商売につながると、こういうような希望を持って取り組んでいくと、そういう一助にもしていきたいなと思いますので、以上を申し上げて答弁とします。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 私のほうからインターネットの関係につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

給付の件数なのですが、道外の方からは大体89.8パーセント、今年度、今現在ですけれども9割に近い方が道外から寄付をされております。そのうちの大体51パーセントがインターネットによる寄付の申し込みとなっております。

先ほどふるさとチョイスのお話がありましたけれども、平成26年当初につきましては、各本別会を通じながら寄付をPRをしてきました。年度途中にふるさとチョイスに加入をいたしまして、その後、インターネット、もしくは全国から寄付をいただくようになりまして、先ほど阿保議員のおっしゃったような件数となっております。

私は、この導入に当たりましては当初、特典サービス合戦になるのではなく、本当に気持ちのある人が受けて、その人に返礼品を返していきたいというふうなお話をさせていただきました。また、先日、北海道内にあります市では受動喫煙防止条例に対する寄付が相次いだというふうなことです。基本的にはやはり、このような応援したい町に寄付をするというのが基本かと思います。

しかしながら年間、ここ2年ですけれども400人近い方が全国各地から縁もゆかりもない方が北海道のこの本別町に寄附をしていただきました。何かの目的を持って寄付をされております。であれば、このせっかくのチャンスを生かしていきたいというふうに思っております。特に観光、特産品のPRにつなげ、またさらには移住定住につながっていけばいいのかなというふうに考えているところでございます。

そういう部分でありまして、今、御提案ありましたような物品、以前からあります特産品、スイーツ等もありますので、そういう部分の充実を図っていきたいなというふうに考えております。

先ほど農業関係者、商工会という方も話がありましたように、今後、関係機関、関係者と随時協議をしながら本別町で安心、安全なものができるような返礼品の取り組み、または滞在型のできるような返礼品の取り組みを今後も考えていきたいと思っていますし、あわせてパンフレットの充実、それから先ほど言いましたように寄付しやすい方法、クレジット決済の検討もしていきたいというふうに思っております。

来週、具体的にこのような取り組みの先進地を視察をする予定をしておりますので、具体的になりましたらまた検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

阿保議員おっしゃるようにゼロ一つふやしたいという気持ち、私も思っておりますので、それに向けて今後、努力していきたいと思いますので、御協力のほどよろしく

お願いいたします。

10番（阿保静夫君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、9番高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 議長の許可をいただきましたので、2問について質問させていただきますが、消防の広域化についての質問はこの場での質問を保留をさせていただきます。

1問目のT P P交渉の取り組みについて質問をさせていただきます。

環太平洋連携協定、T P P交渉は、十勝、本別の基幹産業である農業に大きな影響を与えるだけでなく、他の分野にも及び地域経済に大きな影響を与えるとしてオール十勝、オール本別で反対運動を取り組んできました。

しかし、残念ながら私たちの反対の声も届かず、昨年10月5日に大筋合意、ことしの2月4日にT P P参加国12カ国が協定文書に署名をしました。これを受けて政府は、国会にT P Pの協定書そのものを承認する議案と11の関連法案を提出するとしています。

けさのニュースでは、きょう、本日閣議決定をして提案される内容となっています。町長は、町政執行方針でT P Pから町民の暮らしを守る姿勢をオール本別で貫くとしております。私も引き続き、オール本別で取り組むべき課題と思っています。

しかし、約3,000ページにも及び協定事項は明らかになっていない部分も多く、影響額とか対策費の数字が踊っているのが現状で戸惑いがあります。町民の暮らしを守るためには、またオール本別で取り組んでいくためには適正な情報の把握が必要だと思えます。現状をどのように受けとめ、今後、どのように取り組んでいくか、まずお伺いをします。

2点目でありますが、私たち町民というか、私は消費者の立場ということで質問させていただきますが、農業は安全な食料を提供していただける大切な産業と思っています。

しかし、政府のT P P関連政策大綱は攻めの農業への転換として国際競争力の強化が強調されています。食料の確保にとって大切な受給率の向上が見えていません。食の安全については、食の安全に関する情報提供、輸入食品に対する監視主導等となっていますが、アメリカは日本が不透明で化学的な根拠に基づかない検疫措置をとっているとして批判していることから、今後、変更を求められる可能性があります。

本町においては、これまた町政執行方針で、本町農業の持続的発展に向けて安全で安心な農畜産物の安定供給と環境保全などの農業振興に努めていくこととしています。ヨーロッパでは、政府が農業は食料を確保するための共有財産だと説明し、農業支援イコール消費者保護という文化が定着しているとも言われています。

私は、やみくもに国際競争力の強化を求めるのではなく、国民の食料の確保のための自給率向上を、地産地消を基本にした農業の振興に取り組んでいくべきだと思います

が、どのように考えているか、まずお伺いします。

また、食の安全についてでございますが、遺伝子組みかえ作物の取り扱いが今、世界で問題となっています。アメリカで遺伝子組みかえ作物の栽培と流通が始まって21年がたち、今、モンサントなどというまさに大植物メジャー企業が世界中に行き渡っているとされておりまして。

日本にも、大量の遺伝子組みかえ作物が輸入されており、TPPなどにより自由貿易がさらに進めば、事態はさらに悪化することになります。現在、北海道では遺伝子組みかえ作物の栽培は禁止されていると思います。食の安全の確保のためには、引き続き認めることなく、安全な農畜産物づくりを進めるべきと思いますが、どのように考えておられるか、以上、お伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員のTPP交渉の取り組みについての質問の答弁をさせていただきます。

毎回のよう、この定例議会の中でTPPの質問をいただきますが、まさに政権政党含めて、もう特に北海道の代議士会はこぞって私どもがしょっちゅう機会あるごとに北海道、また十勝、釧路、北見、それにオホーツクのそれぞれ期成会など含めて要請をずっとしているのですが、誰もこのTPPに批准をする、賛成するという人はいないのです。いないはずなのです。それでも、これだけ交渉が進んでいくというか、なってしまうのですが、でも交渉が進んででもまだ締結した、調印をしたわけでありませんから12カ国の部分のその署名をしたということですから。これからアメリカの大統領選の情勢もいろいろあるでしょうけれども、ただこのTPPというのは環太平洋パートナーシップは、国にすれば12カ国あるのですけれども、そのGDB総生産の約9割はアメリカと日本なのです。

だからアメリカがそのうちの8で日本が2と。アメリカか日本がどっちかが離脱をすれば、これらはもう御破算になってしまうと、こういうことの中身なのです。

それで、どうしてここまでいくのかということなど含めると、今、高橋利勝議員の御質問がありますように、これは国会議員の皆さん方の情報はまだまだ知らされていないのですよ。それできょうから提案をして審議をするというのですが、情報というか、内容が開示されていないのにやるというのは非常に厳しいのだろうと、厳しいものというのが当たり前だとして厳しいと思いますし、どういうぐあいに質問していいのか、どう対応していいのかわからないと思うのです。わかっている人はほんの一部しかいないのです。

アメリカはどうかというと、アメリカは国ではないですね、いろいろ聞いたり、調べたりすると。だから、アメリカの大統領候補の8人中6人はTPPには反対だと、こうやって選挙の予備選で戦っているのですが、でもアメリカではないけど、アメリカのグローバル企業、企業がそれぞれ弁護士や何か立てて、そういう人たちが交渉の

窓口になって、そこの交渉をリードしていると、そこに日本は甘利大臣の経済産業省含めても、ここが国として行っていると、こういうことなものですから、ちょっと構造的にはわかりづらい構造なのですけれども、でも日本の国益を守るためには、これは行ってみて、参加してみただめなら帰ってくればいいのではないかと、こういうことが最初だったのです。

でも、交渉の聞く、ほんの一部しか我々の耳に入っていないのですけれども、その情報では日本の国益にかなうものが何かあるかといったら一つもまだあらわれていないのです。そして、もう既に先取りしてやられるのは例えば軽自動車の税率を上げるとか、BSEの20カ月検査が30カ月に延ばされるとか、特にがん保険は日本の簡保だとか、生命保険はやっちゃんらないとか、要するにアメリカの資本が入ってきてそこでやらなければならないとかいって、A社というところが日本の郵政、簡保とは全部提携しても、2万店舗以上の簡保が、要するに郵便局がその代理店みたいになってしまったとか、もう完全に先取なのです。

それよりほかに恐ろしいのは、農業のことばかり言っているのですけれども、農業だけで24分野あるのです。これには知的財産ももちろんそうですけれども、金融も保険も医療もそうなのです。医療は、例えばの話ですけれども、今の日本では盲腸の手術というのはよく例に出されるのですが、盲腸の手術をすると約80万円から90万なのです。だから保険が効いて、それぞれの支払いにいくということなのですが、この皆保険というのは絶対認めないということですから、今度。互助制度だとか共済制度は認めないということですから、それがあつたら企業は入っていけないから、参入できないからそういう規制は全部排除するということですから、それでルールをかえさせられて、こういうことですから、そうなる国民皆保険というずっと日本の医療制度守ってきた、皆保険は全部崩壊してしまう。

そのため何をするかというと、その医療に応じて対応できるような民間の保険に加入していなければならない、例えば盲腸だといったらどの保険に入っていますかと、それを医者が聞いて、聞いてから手術しなければ後からお金が入ってこないのが大変だというような実例がとっくにしているということです。

幾らぐらいなのですかと言ったら、アメリカで手術した経験のある人はいろいろな、これは女性が話したけれども約700万かかると、保険入っていなかったらとても払えません。入っていなかったら手術もできませんというようなことになってしまう、そういうルールに日本も変えられてしまうということの危険性なのです。

そこでもう一つは、ISD条項というのがあって、企業がもうからなければ、参入できなかったら関税含めて、非関税含めて障壁などがあつたら、ルールとして、日本の今あつた保険だと、例えば金融だとか、雇用みんなそうですけれども、例えば簡保もそうですよね。簡保の360兆円という、その資金がやはりアメリカに行くということになるし、それで今、JAの預貯金、共済ですよ今度。そこになると、本当に

日本は丸裸になってしまうということですから、そのようなことを含めて、I S D 条項になると、一番いい例が N A F T A といって北米自由貿易協定ですか、カナダとアメリカとメキシコをやりました。それぞれ、一つの例ですけれども、アメリカがカナダに燃料、要するに車の燃料を輸出したのですが、それにはちょっと神経が麻痺するような物質が入っていると、それはカナダの国では使ってはならないということで、これ輸入ストップすると、それはルール違反だろうと。変えなさいということで、その規制が変えられると、こういうことが現実に起きて、カナダが 28 項目だから、その I S D 条項で提訴したら、これ全敗ですよ。アメリカが 19 項目、そのカナダのやつを提訴したら全勝です、全部。そして規制が解除になって、メキシコも同じ状況になりました。

このようなことが先進としてあって、米韓の F T A もそうですけれどもそういうことがあって、それは I S D 条項というのはやはりこれはまずいと、国の主権を脅かすものだからこれは絶対にならないというのだけれども、今回はそれも入っていると、そういうことになると、答弁後先になりますけれども、食の安全というのは本当に守られるのだろうか、日本は生産履歴も、それからポストハーベストも残留農薬もやはり厳しく規制しています。より安全・安心ということで規制します。遺伝子組み換えは、遺伝子組み換えを使っておりませんという表示が入ります。これを表示したらダメなことになる、今度、それが入ってくると。それを表示しているから我が社の業績が悪くなったら、あなたの国が悪いと国が訴えられます。訴えられて賠償をしなければならぬし、そしてその規制をする表示は取り除かれると、こういうことになりまますから、消費者としては選択のしようがない、情報がないということになってきます。残留農薬も全てがそういうことになってくるのです。

ですから、安い物が入ってくるのがいいとかということではなくて、本当にそれだけ危険なものがこの交渉の中には条項としてきちっと入っているということも含めて、やはりもっともっと情報を開示して、国民がもっと選択できるような、情報を知り得るようなことでなければ、これは批准をしたらまずいだろうと、そういうことが当然、国会も国会議員もそうですけれども、国民の暮らしを守ることが大前提ですから、安全・安心含めて、そのことでこれが今回、署名ということになりましたけれども、最後の最後までそういうことはぜひ国会の中でも情報をしっかりと開示していただいて、正しくお互いに同じ情報を共有して、信用していただいて、そしてこのことについてはこういうところの問題がある、このことについてはやはり推進していこうとか、そういうような交渉、議論していただきながら、だめなところにはこういう対策を打つ、そして大変なところにはこういう、想定されるものに対策を打つ、明らかにしないうちに対策だけするから大丈夫だという言い方、そして一昨年までの交渉に参加するまでのそれぞれ被害額、G D P の額などはかなりの額になっていた、何兆円という額になったのが、それがもう今は 5 兆円から今、3,000 億だとか、1,50

0 だとか、何十分の 1 も下がってしまった。GDP は今度、その 20 倍も GDP は上がっていくと、こういう計算にもなっているのです。

だから、こういうことでは私たちの暮らし、本当にどうなるのでしょうか、24 分野、この話をしていたら何時間にもなってしまいますのですけれども、24 分野どれをとっても国民の暮らしに無関係なものはないということで、全部が関係あります。その関係あるということは、先ほど申し上げましたけれども、どれをとっても国益に叶うものは出てこない、ということになったらまさに影響を受けるのは国民の暮らしですし、日本の育成がどうなるかというくらい大変なことだと思うのです。

特に私どもの本町は畑作 4 品です。これ、いつも言いますが畑作 4 品が一番影響を受けるわけでありまして、おまけに北海道糖業、そして明治乳業という、これだけ恵まれた企業があって、ここに影響を及ぼすことは、町そのものが将来、やはり大変な結果になってしまうことですから、そう絶対ならないように情報をしっかり開示していただいて、必要な持続、継続できる体制をつくっていただく、こうでなければ地域が成り立たないと。

本別だけではなかなかそれは言い続けられないし、答えられない。それでオール十勝、オール北海道、知事を先頭にしてオール北海道でこのことについては全力を尽くして地域を守るために、そしてそれぞれの産業経済を守るために、子どもたちの未来のために頑張ると、こういうことでしっかりと今、取り組んでいるところであります。

反対だから反対だけではなくて、ちゃんとした根拠を持って本当に持続、継続できる、将来に向かって安心して頑張れば暮らしていける、そういう体制をつくっていくためにこの TPP の交渉をぜひ進めていく中での一つの大きなやはり判断材料にしてほしいと、こういうことで取り組んでいるわけでありまして。

御質問にいただいた分に前後して、いろいろな方向に行ったかもしれませんが、基本的にはこのような形の中でしっかりと、やはり何といても情報を持ちながら影響があるかないかは情報を開示して、その結果として影響あるかないかというのを見て、その影響に合わせてどのような対策、政策をつくるかということではほしいと思っています。

できれば、対策でなくて持続、継続できるような政策としてしっかりと担ってもらいたいと思っています。これは健康もそうです、保険もそうです、金融もそうです、労働もそうです、24 分野、そういう方向で、特に産業を支える第 1 次産業、地域を支える第 1 次産業、この肩書きが崩れたらこの地域が崩壊するということになりますので、そういうことを含めてこれからは当たり前として町民の暮らし、そしてこの地域を守るために国にもしっかりとそのことをお願いしながら、情報をしっかりと開示していただいて、共に国づくり、地域づくりができるような、まさに地方創生ですからその思いも大事にしながら、この TPP 問題については対応させていただきたいと、こう思っているところであります。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 再質問をさせていただきます。

今、答弁にもありましたけれども、農業だけではなくていろいろな分野、21分野だとか、24分野というようなことは交渉の経過の中で言われていましたが、その分野でも影響を受けるということで、大きく言うとオール十勝は、そういう意味では商工会議所とか、労働組合とか、あるいは消費者協会とか、多くの人が結集をして取り組んできたわけです。

その取り組みの中で、もちろん今、指摘されているいろいろな懸念事項もありましたけれども、結果としてそれが交渉が妥結をすれば、その地域に与える影響はどのくらいになるのかという、数字というのがいいのかどうか分かりませんが、そういう意味では本別は本別でTPPに関する影響額というのを試算して発表しているわけですが、今の答弁のようになかなか情報が開示されない中で、それに対して対応をどうするかということが決定をしていかないから、必ずしもそういう意味では影響額とか、そういう問題がなかなか試算できないのかもしれませんが、ただ、きのうの国会でもやっていたけれども、例えば国の試算と長野県の農協の試算というのは全く違うということで議論になっていました。

そのように、それぞれ情報が正確に開示されていないがゆえに、それぞれの得た情報の中で物事をそういう計算とか、試算をしていくといろいろな差が出るということがありますけれども、ただ、この十勝はオール十勝でやっているわけですから、その農業だけではなくて、先ほど言った消費者という立場から言えば、先ほど答弁があったいろいろなこともやはり、なるべくこういった開示によってこういった影響を受けるといようなことを、あとはもっと広く知らしめるということが私は大事ですし、本別町の町民として、また消費者としてもそういうことで受けとめていくことが先ほど言いましたように結果としてオール十勝の取り組み、オール本別の取り組みということになっていくのではないかと思うので、その情報が開示をされたときには速やかにそれぞれの地域や十勝にどういう影響を与えるのかというようなことを、やはり一定の協議をして、整理をして、そのオール十勝、オール本別にコメントとしてちゃんと明らかにしていくべきだと思いますが、その点についてまずお伺いします。

それと2点目ですけれども、農業の問題、今、言われていましたように、特にTPPの中では当初から指摘があって、その対策として先ほども言いましたように農畜産物でも国際競争力強化ということが最後に必ず入っているわけですが、もちろん農産物によっては一定の努力によって輸出するということが、またはこの日本で取れない農産物については一定の食料確保のために輸入をするということについて否定をするものではありませんけれども、ただ、やはり今、全体的に懸念をしていることは、そういったこと、輸出をどんどん奨励する、そして一方では安い農産物が入ってきて、

先ほど言ったように安全な問題でも、いろいろな問題がある、日本の我々消費者からしてみると、日本の農業の品質のよい農産物が単純に考えると輸入されていけば、その分、自給率が見合っていないわけですから、当然、輸入の農産物で賄わなければならないというようなことになりはしないかということで、そういう意味ではそれぞれ特に輸入ということになれば、アメリカでは言う人が言いますと食料は世界の安保戦略といいますが、食料戦略ということで、日本の消費者に安心して安全な農産物を輸出をして、補償するということではなくて、それは食料戦略の一環だから、もし外国で、輸入先で取れなかった場合には、我々はその非常に困難な状況になるということまで指摘をされている訳です。

ですからそういう意味では私は先ほど町長も答弁しましたけれども、町政執行方針にあるように今、この本別の農業の方針として安心な農業というか、それとか安全な農業というか、それから地元の中でそういうものが輪作体系をつくって、今日まで取り組んでいた農業をきちっと守っていくということが私たち消費者にとっても安心を与えるというか、そういう思いを持っているわけですが、その点についてもう一度お伺いをします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） このＴＰＰが締結されれば、自由に農産物が輸出できるということを考えている部分というのは非常に多いと思うのです。

でも、なかなかそうはいかないらしいです。それ以前に、まず日本は特に自給率という面では非常に少ない国ですから閣議決定で食料・農業・農村改革で、以前は５０パーセントだったのです、国の目標は、それが５０から今、３９なのです。

だから、ＴＰＰの議論するときも、私ども本当に願っているのは強い農業というなら自給率もっと上げて、農家全体がもっともっとすそ野広げて、そしていい汗かいて、安全・安心の食料、もっともっとつくって、そして逆に食料のいろいろな環境問題だとか、いろいろな食料問題があるところに輸出するぐらいのやはり日本の農業のあり方というものを考えるべきだと思うのです。

いろいろな気象学の先生方からのお話を聞くと、地球の中で潤沢に農産物が生産できるというのは南のほうの国は暑くて砂漠化して本当にだめなのだと、寒いところはずっと寒くなってきて、一番は水があって、環境の四季があって、この食料をつくれるというのは日本だと、その中でもこの北海道、十勝というのは最高の、これは日本の、世界の宝になる農業地帯になっていくということなのです。言われてみれば地下水からなにかあるから、もちろん気候風土の中でこれは自然の恵みで、そのことを生かしてやるのだけれども、残念ながら島の中のまた島だからと私は勝手に言うのだけれども、日本は島の中のまた島だから、北海道は特に、なかなか中央と北海道の理解ってなかなか進んでいないと。

食料自給率は１，１００パーセントなんて、今度は１，２００の自給率になりました

と言っても、ああそうですかと言うだけで具体的に何もそんなすごいですねという反応でもないです。

だから、どうも私どもが思っている認識と、やはり日本の中の農水だとか中央の皆さんが思っているというのはなかなか一致しないというのがあるのです。風景は、圧倒的に水田風景ですよ、普段浮かべるのは。これは仕方ないですよ、今までがそうですから。私どもこの風景ですから、牛がいたり、馬がいたり、そして小麦がなびいてみたりと、こういう風景でしょう。あとは豆があったり。でも、本州の人はなかなかそうはいかないですね。青森から既にそうですから。

だから、そういう中でのこの農業の自給率なんていうのは非常にやはり広い産業で見たら取り上げづらいですよ。だから今回、TPP交渉のいろいろな話をしても1回も自給率高めるなんて話、聞いたことないですよ、全然。

その中で強い農業で打って出るよといっても、何を打って出ると、60パーセントも外国に依存している国が何を出すのと、長いもあるじゃないかと必ず言うの。長いものは大したものですよ、日本の中で売りづらかった企画の大きいやつを何とか商品化しようと、それを持って行ったのですから。そうしたら、それこそ薬草、薬膳食みみたいなもので非常に健康にいいということ含めて、しっかりあそこまでできました。

それでも約3,233億のうち、このうちのまだ10億ですから、それでも。そういうことを含めると、そんな簡単に隙間産業で1個1,000円だとか、何千円のリンゴを輸出する人いますよ、でも日本の食料を支えるだけの、産業を支えるだけのその業として輸出ができるかということ、私はそんな簡単ではないと思うのです。現場はそんなこと誰も思っていない。

だから、そのことを含めると政府が一生懸命そうやって言うということは、それはそれでいいのだけれども、でも現実を見てくださいと、そんなことになっていません。うちは去年は本当に気候に恵まれて、農業者も頑張っただけの史上初めてという生産力誇りました、それまでは大変ですから毎年。おとしだって、十勝管内24農協のうち23が史上最高だったのだけれども、我が町は最低だったから、畑作4品しかなくて、気候が悪くて、こういう現実ですよ。それでも一生懸命頑張っているのですから、そのことがやはり食料をつくっている現場で、大事なことがちゃんと理解されて、そこにやはり大事な政策や持続、継続できる環境でつくっていただかなければならないと、こういうことを思っていますから、今、御質問にありますように特に安い物が入ってくるという部分については、この前も国会議員の皆様方とお話しをしたら、必ず水産物も農産物も検疫がある、検疫があったらちょっとでも色がついたものだとか疑わしいものは絶対入りませんから、検疫を通して自由に輸出できるといったら、相当やはりハードルが高いだろうと。

一つの例で言ったら、コイヘルペスというのが1回発生して、池に飼っている鯉がどんどん、どんどん死んでしまうと、これはほかの魚もそうなのですが、だから水産

物だってそんな簡単なものではないですよという話がありました。そこに持ってきて、普通の自由貿易で、検疫だけでそれなのに、逆にそういうことがあるからこそ安全、安心守られるのだけれども、このＴＰＰでＩＳＤ条項が入ると、それを撤廃させられちゃうという、障壁だから、我が社のルールに従いなさいということだから、だからもう安全、安心が全く目隠しされてしまう。だから、それだから恐ろしいですよ、健康被害になるのですよということも含めてしっかり訴えていかなければならないというふうに思うのです。

ですから、今、御質問にありますように、とにかく影響額を広く知らしめるというのは、これは国ももちろん今、国会が始まって提案されますからしっかり出てくると思うのです。それにあわせて、北海道で十勝の全体会議あるので、北海道として影響額を算出していただけませんかということで、十勝振興局にお願いしました。国の試算が出てこないの、それにあわせてできないかということなのですが、出てきたらこのようにがばっと影響額が少なくなって、ＧＤＰが高くなる、２０倍上がると、こういうことになっていますから、本当にそういうことになっていくのかどうか含めて、これは正しく国会議論も含めて、また国民に開示してもらって、その上で十勝としてもしっかりとした今までの取り組み３０団体、振興局も入ってみなですから、ここで本当の影響額だとか、情報をいただきながら対策や政策含めて今後担っていくと、こういうことで最大の努力をしていきたいなと思っております。

あとは不作のときというのはもちろん、これだけ食料難が世界中叫ばれていますから、今こそ本当に日本がその役割を果たさなければならないという役割を担っていると思いますので、だから食料安全保障以前に、やはりこの人が暮らしていく上での人道的な役割というのがあるものですから、そういうこと含めてぜひ世界に誇れるこの農業大国ということも含めて、農業分野だけとればまずそのことができ得る国ですから、そのことにぜひ日本列島、耕作放棄者がなく、一部の大企業が株式会社で参入すればいいということではなくて、やはりそこに後継者が育って、そしてその地域産業がさらにまた発展して、地域が活性して、まさに地方創生、１億総活躍社会が目の前に来るような、そういうやはり政策が頑張ればできるわけですから、そのことを国も主導してぜひ地方が求める地方としての行き方をぜひ応援していただけるようなこの取り組みをこれからもしっかりとやっていこうと思っています。

以上を申し上げて答弁といたします。

９番（高橋利勝君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午前 11 時 04 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3 番篠原義彦君。

3 番(篠原義彦君) 議長の許可がございましたので、質問をさせていただきます。

先ほど高橋議員のほうから消費者の立場で T P P の質問がございました。私は、農業生産者の立場で何点か御質問させていただきたいと思えます。

T P P の大筋合意による農業への対応についてお伺いいたします。

本年 2 月に署名を終え、さまざまな対策が政府のほうから講じられています。本町農業を守るためにもどのような対策を講じるのか、町長の考え方を伺いたしたいと思います。

昨年は好天に恵まれ、農業全般に最高の出来秋を迎え十勝管内でも 3,200 億という史上例のない生産額が上がりました。現在、国や北海道で T P P の影響についての算定額が示されています。十勝管内の影響額はどの程度なのか、また本別の影響額はどの程度になっているのかお伺いいたします。

二つ目に影響を最小限にとどめるためには基盤整備事業や農道も道の整備が計画的に実施されるべきと思えます。特に、本町は家族経営が主体です。現在、政府から出されている対策を活用して、足腰の強い農業経営にしなければならないと認識をしております。

また、町民の皆さんに対しても不安材料を払拭すべきと思えますが、町長の考え方を伺いたしたいと思います。

議長(方川一郎君) 高橋町長。

町長(高橋正夫君)〔登壇〕 篠原議員の T P P 大筋合意による農業への対応ということでの質問の答弁をさせていただきます。

1 点目の十勝及び本町の影響額についてですが、国が今年の 1 2 月ですけれども、農林水産物の生産額の影響についてということで公表しました。これを受けて、先ほども申し上げましたけれども、北海道では国の試算に従って関税の削減などによる生産額の影響を試算しています。

その結果、北海道全体の農産物 13 品目を対象としているのですが、この生産額が 337 億円から 478 億円ということで少し幅があるのですが 13 品目の生産額の 4 から 6 パーセントと、こういうことで試算をしています。

これは本当に先ほど言いましたけれども、当初の心配したときから見ると大幅にこの金額が変わっているということなので、非常に懐疑的な様子もあるのですけれども、一応、国の算定方式に従うと北海道もこのような金額になると、こんなことでいいのいかいといったら、いやこれしかないのだよねという話なのですけれども、それぞれまたこれから具体的なものもより出てくるのではないかなと思えますが、今のところの公表はこうであります。

十勝についてですけれども、公式な減少額がまだ試算されていませんけれども、影響額についてはやはり先ほど言いましたように全体的に農業界も含めて、これは過小

評価だろうと、こんなことでは済まされないぞと、そういう意味では信ぴょう性に非常に疑問を持っていると、こういうことであります。

本町の影響額についてですけれども、本町で生産額多い主な5品目、小麦とテンサイ、ビートと天然のバレイショ、乳製品、牛肉について、これも北海道が示した減少額のこれに比率によって試算をしてみました。

25年度の本町のJAの取扱高、これ101億円ですから、これに対して約5.7パーセントの減、約5億8,500万円減少するというところで試算をしたところですが、これもその国の試算ですから、うちでいう大きい小麦がマークアップが減収しただけで何億もの影響があるわけですから、こんな影響だけではないよと。おまけにビートも砂糖そのもの直接ではないけれども、加糖餡だとか、甘味資源などで入ってきたらまさに影響するわけですから、これらも大変なことになりますし、また牛肉や何かもどれだけ影響出るかわからないということなのですが、何回も言いますが国の示された方式でいくとこのような額になる。それにしてもやはり大変なものですよ。

2点目ですが、基盤整備の重要性ということではありますが、特に基盤整備については毎回、審議いただいておりますが、特に今、3地区、勇足、本別、仙美里でその畑総事業を取り組んでいますし、この事業は平成29年度に勇足地区を最後に全ての地区が完了することになります。また、完了して終わりなのかということなのですが、これは基盤整備はこれからずっとやはり続けなければなりませんし、いつも申し上げますが、畑の中は馬耕でやっていた時代と違って大型トラクターからトラック、みんな走りますから、もう10年も前にやった暗渠もなかなか透水力も悪くなるなどなど含めて、基盤整備というのは本当に常時、効果が出るような整備をしなければならない部分含めて、平成30年度からまた新しい事業に向けて今、聞き取り調査をしながら計画を立てているところですが、現在のところですけども今、69戸の申し込みがあったのです。暗渠では575ヘクタール、そして区画整理、これが85ヘクタールほどの希望があります。

畑の除礫については70ヘクタールの要望が出ているところで、これらをまとめてこれから30年度からの事業に計画として取り組んでいくと、このような計画をしております。

次の農道網の整備であります。郊外地の町道は国土交通省の社会資本整備総合交付金事業によって実施をしています。地域の要望や道路の状況、交通量も含めますので、これは本町総合計画、この中で上げながら計画的に道路網の整備は進めています。

今後も今までの実施している事業地区の進捗状況だとか、財政の配分状況含めて、国の政策を勘案しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

今まで道営畑総なども結構、農道など整備していた時代がずっとあったのですが、最近はかなり採択厳しくなって、今始まったものではないのですけれども、例えば片側に国道があって、道道があって、町道があると、その中の農道というのはなかなか

整備が採択にならないとか、いろいろな条件が厳しくなるものですから、実施をする側としたらやってほしいと思うのだけれども、国だとか道にしたら、そんなにそんなに道路いるのかいなんていう話もないわけではないのですけれども、やはり我々のほうは農作業のほうの機械だとか何とかも非常に大型化しているし、そこに行き交うにはやはり距離もないし、また生活道路と一緒になので、なんとか認めてほしいということで、担当も含めて最大限努力しているのですが、少しずつですけれども、その実現に向けて、暮らしとか、農作業に支障のないようにしっかりその維持管理もしていくということにしています。

また、国が先ほども申しあげましたけれども、まだどんな影響が出るというのはわからない中でも対策ということで、予算を27年度の補正予算も発表しました。28年度の新年度の予算も発表していますが、補正予算では総額で4,008億ですか、この予算を出したのですが、それぞれ農政事務所の国の機関ですけれども、所長さん方が説明してくれました。説明が終わって、ところでこれ十勝、本別で使えるものあるといったらほとんどないのだよねと、こうなのです。本州ばかりといったら何か変ですけれども、要するに水田地帯に使える予算というのは非常に多いのです。

でも、畑作専業地帯、私どもだとか、オホーツクだとか、こういう専業地帯というのはなかなか使い勝手のいいものがなかなか来ないということですが、それながらも今度はTPP関連予算ということで3,126億円つけるぞということですから、この予算をなるべく有効にどれが使えるかということを含めて、しっかりアンテナ高くして取り入れて、今後、少しでもピンチがチャンスではないですけれども、やはり使えるような、予算を何とか取り入れたいなというふうに思っています。

今、予算で来たのは済みません、機械のやつは来たのです。これは、経営強化支援事業というやつですね、それとか畜産クラスターだとか、それから担い手育成の3本柱なのですけれども、この経営強化支援事業とあって、この事業費が3,500万なのです。そのうちの補助ですから半分なのです。半分以下かな、1,500万円なのですけれども、これはポイント制なのです。なぜかしらポイント制なのですよね、申し込んでどうこうでなくて。

だから、新しく事業を拡大するとか、また農薬をがばっと減らすだとか、そういうような新しいメニューにつけるということで、これもたくさんの方が申し込んだらほとんど当たらないのですけれども、今のところ本別だけが1件当たるようになったということで、これは本当にありがたい話だなと思うのですが、これら1,500万ぐらいですか、それぐらいの事業ですけれども、コンバインの導入に補助がもらえると、このようなことも含めてやっています。

さらに、機械リースの事業は、これも3億5,800万円の予算を組んでいるのですが、そのうちの1億7,900万円の半額ですから、これのショベルローダーやこれらを今、リース事業にエントリーしているということで、当たるか当たらないか別です

けれども、たくさんいればなかなか当たらないこんなことも含めて、28年度の国の慣例予算につきましても農協はもちろんですから、農業者、農協各団体含めて、そして本当に何としても事業の要望に応えるだけの予算を何でも確保するようにしっかり情報をとりながら対応していきたいなというふうに思っていますから、それらも今、一つ二つだけ成果が出ていることで、ほかはほとんど該当しないということです。そういう予算になっていますから、マスコミや何かでは何ぼついた、何ぼついたと発表してくるのですが、幾らついてこの地域で使える予算に該当しないということは非常に大変なことなので、これら含めてないものでもこの次は予算をしっかりと配分していただけるような、この要請も含めて取り組んでいくということで今、準備を進めています。

また、新たな影響や課題が想定されていきますから、またこの町民の皆さんの不安を払拭するという点については、必要な対策をしっかりと要望しながら、とにかく何回も言いますから、本当にどういうことをやったらいいのか、どういうことが問題なのか、どういうことが本当に前向きにいけるのかということを含めて、しっかりとした情報をいただいて、その中で対策から政策から含めて、そして住民の願いにも沿っていけるような、その方法をとれるように最大限努力していると、これは本町農業ならず本当にオール十勝、北海道も含めて、そのことで全力尽くして地域を守るため頑張っていくと、こういうことで努力していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

以上を申し上げて答弁といたします。

議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

3番（篠原義彦君） 再質問をさせていただきます。

基盤整備の話出ましたけれども、まさに今までも生産性向上、効率化を図り、基盤整備を計画的にやってきた成果が去年の好天にも恵まれた農業生産にきていると思います。

そこで、雇用を今、ふやすためには本別町はやはり農業が一番だというふうに思っております。そこで、今、農作業等でトラクターを1人で2台を使うという時代に向かってきています。これは、GPSを利用したトラクターなのですが、これは農業経験なくても、町長でも運転して豆まいたり何かできるというシステムで、ちょうどけさ農協のほうから取りまとめの文書が入ってきました。

これはざあっとの予算ですけれども、1台につけると大体120万から150万の間でつくそうです。現在も本別町に五、六台のトラクターにつけて去年から実施をやっているのですが、農業の生産現場で働く人が今少ないということで、雇用も含めた中で土建業界の人だとか、いろいろな合間を見て仕事のできる人にこのことを利用すれば農家も大分助かって楽になるのではないかなというふうに思っています。このことについて、また補助金つけてくれといっても、早々つくものでないと思ってい

ますけれども、将来的に考えていただきたいと思います。

それから、2番目の家族経営のことなのですが、やはり本別家族経営が主体で今まで発展して町の経済やら地域社会を支えてきたと思います。

町長が今後、イメージする本町の農業と対策と農村の姿について少し考えていることがあればお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） GPSトラクターは私も農機具覧などに行ってよく見ますけれども、間違いなく私どもが車庫入れするより、ずっと上手に車庫入れできるぐらい精度が高いと。もう土幌などやっているのですが、私も見せてもらったのですが、建物の中において、いってみれば子どものゲームみたいなものですからこうやってもって、得意な人だったら本当に細かく、天候に左右される、ぬかることさえなければできるといいますから、すごく省力化については得意かな。

あとはアンテナを立てたり、そういう基盤の整備がありますから取りまとめてどのぐらいがあるか、これはぜひ農作業事故防止も含めてそういうことがあれば、慌てて夜電気つけて、せっかく頑張っただけで事故起こすなんていうことも、少しは解消されてくるのかなと思いますから、ましてやはり長い年月、農作業に従事していただくというのも大事なところかなと思いますから、それら含めてこれはもう当然のように農協との協議ももちろん出てこようかと思えますから、そういう精神的なものも含めて取り入れるときにはしっかりとその対応も含めて、全体でどのようにしていくか、ただ、公平さだけ欠くわけにはいきませんから、買える人だけいいと言われることないようにしていかなければなりませんし、それは農業振興全体の中で考えて対応していかなければならないというふうに思っております。

この雇用をふやすというのは特にそうなのですが、今言われた部分について私はコントラの話も昔から言っていますから何度も町内でやってくれと、そして料理でも何でもやはり町でやらないとだめだと、ほかのところに行ってもせっかくみんな町をつくっているのに、自分の都合のいいときにほかで物買って、ならないよと言ってくれている一人ですからよく理解をしていただいているところですが、コントラもやはりほかの町の人に世話になっている、それはもうありがたいです。でも、もうそろそろ本当に我が町で、これだけの技術を持っている人も、また勇退された人もたくさん人材いるので、また働き手は建設関係の従業員の方やたくさんいるから、それぞれ必要な知識は教えていただいて、そして直接、作業する、また運営するような人はまたそれぞれの役割分担で、そうしたらコントラ事業というのは24時間、365日、きちっと通年雇用ができるという環境がありますから、本町に、やりましょうということを書いて、農協もこの方向に向かって今、協議会を立ち上げて頑張っていることでもありますから、ぜひここでまた本当におれも年だからそろそろ農業引退するかなということが少しでも延びていっていただけるような、そういうこの環境もそうですし、

そして春先から全て全部自分で、大変な重量作物までつくる、作業も何も全部やるということではなくて、やはり役割分担して、少しでも軽減できるような、そういうコントラの役割含めて、しっかり推進して本当に永く営農できるような、そんな環境をつくりたいなというふうに思っています。

イメージとしては、これはずっと言ってきましたが、畑作4品というのは政府管掌ですから、これは大事だと、やはり安定して。でも、そこでプラス1品、2品、やはり新しい物、できればそこから加工ができて、言ってみれば6次化までいかなくていいから、それから1.5次、2次、3次ぐらいまでいけるような、そういうようなものもつくっていかうということで、これずっと懇談してきました。

だから、私が言ったからやるとか、やらないとかという問題ではないのだけれども、そうしたら農業塾が何か始まったときも当然、若い人たちですから、話たらどうだといって、本州の人たちもそういう6次化の先生、必ず1回は来てもらっているのです。そうしたら、アンケートなど取ると畜産なんかやっている若い人はわかると、6次化というのはわかるけれども、考えてくださいと、私たち今、質問あったように家族経営やって、そこまでの余裕はないよと、時間的に、そこだけ理解してほしい。

例えば畑作だったら、その農閑期でいろいろなことやる時間もあるかもしれませんが、畜産の現場は朝から搾乳に出て、夜もやって、そしてもうこれだけの時間がとればほかに研究したり、物つくる時間がないと、まさにそういうこともあるのです。

それらも含めてしからばどうしていくかということになると、やはりそういうことはやはり地域の中で、それこそ法人だとか、そういうような労力、そしてまた新しい経営体制をとりながら、やはり地域地域が、農村部の地域地域がやはりお互いに声をかけられて、にぎわいも持つというのか、イメージ的に、おはようという声があつと響くような、そういうような地域の連携だとか、そういう営農の形をぜひつくっていったらなという、ずっとそういう思いはあります。

それは、畜産だけでなく畑作もみんな同じですから、そのためには安定したものをきちっと作りながら、さらにいろいろ希望を持って、夢を持ってお互いに情報交換しながら連携して物をつくれるような、そういうような農村社会というのをイメージしながら、そしてそこには子どもたちも集うし、そしていろいろな交流人口も来ると、そういうイメージを持ちながら本町の農業をやはり活性化できればないつも思っています。

でも、なかなか、町長そんなこと言ったって畑作4品で大変なのだから、そんなものなかなかそこはつukれないよというのが今まで政策懇談会での率直な意見として出ていました。それは、それでももちろん仕方ない話ですから、しからば中でもやはりそういう希望を持って、例えば町外からこの本別に嫁いできてくれたり、また新しく入って来てくれたり、息子さん夫婦が帰ってきたりと、そういう人たちがやはり畑ばかり

でない、畜産ばかりでない、そこから生まれたもので何かをつくりたいという意欲が非常に大きくなってきていますので、そういう人たちが本当に元気よく、自分の仕事にびっちりとられることなく、少しの時間でもあくような、そういう方向含めてしっかり応援をさせていただきながら、豊かな笑顔のコミュニケーションが溢れる、そういう農村地域をつくっていききたいなと、それが消費者の市街地区の人とも本当に一緒に連携して、本当に本別はやはりいいねと、お互いに声をかけていただける、そんなイメージを持ちながら頑張っていきたいなと思っています。

ちなみに、それら含めて、やはりコントラの話もしましたけれども、今まで酪体の会議なんか行ってもヘルパーもそうですけれども、ヘルパーの資金がなければ、これは家族大変だと、それらもということを含めて今回も予算をつけさせていただきましたけれども、また基金を積んで、できる限り少し応援してもらう、そこにはせっかく農業大学ありますから、そこを卒業した生徒さん方が本町でそういう関連の仕事に就いてもらって、希望があれば何年後には本町で営農を続けていただくと、そんなサイクルも含めて大事な農業大学校の人材を生かしながら、本町の担い手としてやはり成長してもらおうと、そんなことも今、農業大学校、それから農協とも協議をしながらその方向性を見て、ことしも1名、2名採用していただくことになりましたから、ゆくゆくは町としてもそれらのことも、さらにまた拡大できて、地域社会に加工ばかりでなくて、そういう営農指導だとか、また技術的な継承だとか、そういう人材をしっかり育てさせていただきながら、また協力いただきながらそういう豊かな希望することができる、農村社会をつくっていききたいなと思っております。

大体、何かイメージつかないかもしれませんが、そのような話をさせていただきたいと思います。以上であります。

議長（方川一郎君） 篠原義彦君。

3番（篠原義彦君） 今、町長のほうからいろいろとお話ございました。

農村道の整備、これ町道なのですけれども、せっかく町長、日本一の豆の町で宣伝してくれても、農村道の整備がされていないと種まいて、芽が出ておがっても、泥水やらほこりがかぶって、イメージ的にこれが本当に日本一の豆かなと思うところが随分、町内にはございます。

町の中の町道はほとんど整備されて砂利道探すのは大変なぐらいですけれども、やはり計画的に早期にやってほしいと思うのですけれども、その計画、もし何年かでやりたいというあれがあるのだったら聞かせてください。

それと、町長、十勝の連絡協議会の会長やっていますよね、TPPの。今、町長、缶バッチ断固反対のをつけていますけれども、今、農協はもうその缶バッチ外して違うバッチつけています。その話し合いというのはあったのでしょうか、なかったのでしょうか、その辺聞かせてください。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 道路網のやつは建設課長から道路の計画案、ＴＰＰの話ですけども、私これ誤解だと思うのですけれども、新聞に中央会が反対の旗をおろしたと出たことがあるのです。私、飛田さんに、会議ありますから知っている人ですから聞くのだけれども、どうしたのと言ったら、いやそんなことはないよと、そんなことはないけれども、断固反対というやつから少し変えて、でも、これは節目節目で変えて、新しいこのシンボルをつくって、そして考え方は何も変わりませんから、連絡協議会は北海道も十勝も入っていますから、私どもと一緒にやっていますから、それは一緒に変わらないと。

でも、それはしっかりとした形の中で節目で変えて、そしてその新しいこのバッチをつくって、バッチをつくっているのではないけれども、新しいシンボルをつくってきちっと継続してやっていきますので、いささかも変わっていませんので、そこら辺は安心してください。だって何もわからないのに、中にはこれはあまり表で話しすることができないのだけれども、中にはトップの方々が何人かはそんな反対と言ってもあれだから、もうここまで来たのなら中身で、条件闘争ってわかりやすく言えばそのようなこともと考えるとどうなのだという人もいましたけれども、条件するもの何も中身がわからないのに条件いかないのだから、これはきちっとした形で今までやってきているから、これだけはやっていただきますよと。

そうしたら、私たちは断固反対だけれども、わからないところでやるから断固反対なので、きちっとしてくれれば、それは断固反対とかだけでなくて、それはしっかり楽しみましょう。

それは何のためにやるかといったら、やはり十勝がなくなってしまうと、こういう大きな危機感のもとで大同団結してやっているわけですから、そのことだけはと言ったら、それはいささかも変わりないということなので、私の町は職員だとかみんなみずからつくってくれた缶バッチですから、それは基本的にはそれはそのとおり一新していきますし、農協の本当の中央会も改めてまた、節目で新しいそのシンボルをつくって、気持ちは変わらずにやっていくということですから、そのことについては私もしっかり話をしてやっていますので、単独でどこかで抜けたとか、どこかに離脱したとかということは決してありませんから、オール十勝、オール北海道は先ほど言いましたように知事を先頭にして、知事にもわかったという話はしないでほしいと、あくまでもやはり北海道の未来のために政策的にしっかり確立するまで国は責任を持ってやってほしいということをぜひ貫いてほしいという話をしながら対応していますので、そのことについては、そのことがやはり住民も含めて、これから本当にどうなるのだろうという心配、先ほども言いましたけれども、特に農村の青年の方が本当に大変な思いをしているということですから、それら含めて決して１人でないよ、みんなでこれからはもしっかりみんなと一緒にスクラム組んで、できる限りの応援ももちろんさせていただきながら、この本別ですっと営農できる、継続できることをしっかり求めていくよ

うに、それから一緒に頑張ろうなど、そういう話もさせていただきましたので、その辺は御心配をいただいている部分については、ちょっと報道のほうがあったのかなという気もしますが、当事者の皆さんに聞くとそんなことは一切なくて、今までどおりしっかりやっていくということでありますので、申し添えておきたいと思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖 豊君） 町道の整備についてお答えをさせていただきます。

まず、現在、平成28年度から町道の整備を事業展開しているのは5事業ということでございます。

計画的な整備ということでございますが、町長の1回目の答弁にもありましたように、地域の要望ですとか、道路の状況を見ながら総合計画等に上げながら計画的に実施をしていきたいというふうに考えてございます。

農道の整備率、町道の整備率でございますけれども、郊外地という部分で現在、町道の延長が423キロございまして、そのうち改良済みが64.6パーセント、舗装済みが50.4パーセントというふうになっております。

また、先ほど町長のほうからもありましたように、国の予算が高度成長期時代に多数建設された橋だとか、トンネル、こういうのがちょうど更新時期に来ておりまして、そういう防災安全のほうにシフトしていきまして、なかなか一般の町道自体の採択等もなかなか難しいということでございます。

それで、費用対効果、BバイCというのですけれども、そういうものにのっとらなければなかなか事業の採択が難しいと。大体、工期は採択されればおおむね5年から7年ということですので、今、展開しております5事業をなるべく早く完成をさせまして、そういう要望ですとか、道路の状況を含めた中で計画的に実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

3番（篠原義彦君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午前 11時52分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番大住啓一君。

4番（大住啓一君） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました3問について質問をいたします。なお、人口減少対策についての項目はこの場での質問を保留し、ほかの消防広域化のスタートにあたっての項目と農業の振興についての項目を質問いたします。

冒頭に、東日本大震災が起こってから今週11日で5年を迎えます。亡くなられた方々、被害を受けた方々に御冥福をお祈りし、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、1問目の消防広域化のスタートにあたってについてお伺いいたします。

消防の活動は、町民の皆さんの生命、財産を守る重要な役割を担っています。本年4月に管内19市町村の消防広域化がスタートします。そこで、以下3点について伺います。

1点目として、消防広域化がスタートするに当たり、町民の皆さんや団員の方々に幾度となく説明はされているものと思います。3月1日の町広報においても細かく説明されていますが、市街地から離れている自治会の方々や高齢者の方々などにも説明を続けるべきと思いますが、考え方を伺います。

2点目といたしまして、広域化がスタートする際、職員の方々の待遇、給料の統一化などがございますが、どのようになりますか。また、本別消防署から2名の職員の方が広域消防局に派遣されるものと認識していますが、職員の補充について考え方を伺いいたします。

3点目といたしまして、サイレンの吹鳴についてですが、消防のサイレンは昨年8月の大雨のときに故障したものと認識しています。現在の状況についてお伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の消防広域化のスタートにあたっての質問の答弁をさせていただきます。

まず、十勝圏における消防広域化につきましては、これまでに必要に応じて町民の皆様や消防団員、さらにまたこれらの広報活動として町広報やまた自治会連合会の総会、さらにまた移行区での住民の説明会並びに団員の研修会などでずっと説明をさせていただきながら、また御理解をいただいていたところであります。

今後におきましても、御質問にありますように必要に応じて、また町民の皆様からの要望があれば説明はしていきたいと考えているところです。

職員の給与などの処遇につきましては、現行どおりそれぞれの市町村の制度を適用して、消防士によって異なる制度で、いわゆる自賄い方式でスタートすることとなります。

こうした処遇の統一につきましては全市町村の合意を前提として、今後とも慎重に協議検討していくものとしております。また、職員数に当たりましては消防局に2名の職員の派遣となりますが、総計21名での残りの活動となります。

119番通報の受理、または無線の通信、指令業務の軽減によりまして、必要数は確保しているものと考えているところであります。

また、サイレンの吹鳴ですが、昨年9月定例会で行政報告をさせていただきました。御質問にありますように、8月11日の大雨、そして落雷によりまして消防署に設置

してありましたサイレンの吹鳴装置が故障したところでもあります。以降、防災行政無線の屋外拡声器を使用してサイレンを吹鳴してきたところですが、消防救急デジタル無線化による新サイレン吹鳴装置が設置となりまして、3月1日より運用開始をし、サイレンを吹鳴しているところです。吹鳴再開につきましては、暮らしの情報紙かけはしで町民の皆さんにお知らせをさせていただいているところではありますが、今後とも防災対策に関しましては、市町村と消防の連携体制を維持しながら、広域化によるスケールメリットを活かし、消防防災体制のさらなる充実強化に取り組んでいくところでもありますので、以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長のほうから細かく答弁をいただきました。

職員の関係と吹鳴の関係についてちょっと確認を含めてですが一、二点になるのかと思いましたが再質問をさせていただきたいと思っております。

職員の関係について、2名の派遣職員ということで、去年の12月定例会でも担当課長のほうからも説明がありました。別段、支障がないのだというような内容だったというふうに理解をしておりますけれども、私が思うに細かくは聞いておりませんが、職員の2名の方が本別町の今、住んでおられるところから帯広の広域消防局のほうに通勤をするという内容かと思いますが、一般的に職員の方が50キロの道を毎日通うということになると、これは相当な負担になるのではないかなというふうに認識しております。

一般職でも相当、町民の皆様のために仕事をしなければならない立場の地方公務員の方々ですから、まして消防ということになりますと突発的な災害等々にも火災も含めてででございますが、対応しなければならないということでございます。

50キロの通勤ということになりますと、おおむね1時間程度かかる中で、消防局としてどういう体制になるのか、支障がないということですから支障がないのでしょうかけれども、あらぬ心配がもしもせんけれども、十勝全体の市民の方、町民の方、村の人など住んでいるの方々に対してどのように考えておられるのか、その辺を再度確認させていただきたいということでございます。

それと吹鳴、サイレンの関係でございますが、昨年8月の豪雨で、落雷でいうことでございます。これは自然相手ですから壊れることは仕方ないといまして、漏れ聞こえてきた団員の方から聞こえてきた話でございますけれども、正月早々町内で火災がございました。そのときに、団員の方々の参集がおくれて支障を来したということではございませんけれども、消防署員の方々も消防自動車というのですか、そちらのほうに駆けつけたことによって大きな支障はなかったようでございますけれども、小さかったのではないかと。

それと、これは私どもの感覚でございますから、詳しいことはわかりませんが、どうも半年近く前の小さい音のサイレンといいますが、それで聞いていたもので

すから、今、3月1日から鳴っている部分がそんなに大きくないのではないかという  
ような町民の方々から私も実際聞いてございますので、それは技術的に何ら問題ない  
のだよということであれば、それに越したことはないのですが、これは人間の感覚で  
聞いてございますので、その辺の考え方をどのように考えているのか、また実態とし  
てこうだよということで、技術的な説明をいただければ解決するのかなと思っている  
ところでございますので、2点ほどでございますけれども、答弁を求めるものでござ  
います。

議長（方川一郎君） 小坂総務課主幹。

総務課主幹（小坂祐司君） 大住議員の御質問にお答えをしたいというふうに思  
います。

まず1点目、サイレンのほうから先に御説明させていただきたいというふうに思  
います。

現状、サイレン吹鳴ですが、サイレン本体をかえているわけではございません。サ  
イレンを鳴らす機械、吹鳴装置をかえているわけでした、サイレンの音量が調節を  
できるとか、できないとかという問題ではないということで御理解を願いたいという  
ふうに思います。

また、1月の火災のときのサイレン吹鳴、聞こえなくて出勤がおくれたのではとい  
うようなことですが、当時、防災無線のサイレンでしたので、聞こえる、聞こ  
えないというのがあるのだと思います。出勤記録を見てもおくれたという記録には  
なってございません。

また、現在使用しているモーターサイレンでも聞こえるライン、聞こえないライン  
が出てくるものというふうには認識しているところでございますが、広域化を現在、  
行っているこのサイレンの吹鳴と防災行政無線での個別受信機での招集が行って  
おります。

広域化になりまして、そのほかに携帯電話のメール、それから電話、順次指令、音  
声ガイダンスという招集方法が加わりますので、現在より招集が強化をされてい  
くものというふうに考えているところでございます。

サイレンにつきましては、全団員に聞こえるということにはなかなかありません。  
天候等にも左右されるものでもございますし、その辺は御理解を願いたいという  
ふうに思います。

2名の消防局への派遣、通勤ということでございます。局に派遣ということでござ  
いますので、災害が起きたときには2名の職員も基本、消防局への招集ということ  
になります。

消防局の初動態勢でございますが、帯広市と近郊の派遣職員で初動体制はとって  
いくという想定になってございます。

以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 担当者のほうから細かく説明をいただきました。

いろいろサイレンの吹鳴については、私ども余り機械に明るくない年代かもしれませんが、携帯のメールだとか、そういう部分での周知ということでございます。

御多分に漏れず、本別町も高齢化が進んでございますので、なかなか高齢者の方々が、御夫婦で住んでいる方々のところに周知するとなると、ちょっと難しい部分があるかと思えます。

今回、消防の広域化ということで質問してございますので、防災の部分ではございませんけれども、大局的に見てそういう部分で今回の一つの区切りとしてメールも結構でしょうけれども、周知していくような方法を冒頭申しました中身で再度進めますか、周知をしていくべきでないかなと思っています。

それと、消防局に派遣される職員の方々の体制でございます。これについては、初動については今、担当のほうからありましたように、帯広近郊ということでのお話でございますけれども、それは十勝町村会長を町長やってございますけれども、帯広市とかということで、そのすみ分けといいますか、その辺はきちっとなっていると思えますけれども、その辺を近隣ですということになれば、本別町に残ってこちらで対応するということもあり得るということなのか、その辺をちょっと再度、2点ばかり確認させていただきたい。以上です。

議長（方川一郎君） 小坂総務課主幹。

総務課主幹（小坂祐司君） まず、職員の招集の絡みでございます。基本、局に派遣ということでございますので、大規模災害時はそちらの招集ということになると。帯広市と帯広市近郊、音更、芽室、幕別さん、近郊の職員が駆けつけての体制と、遠隔地にあってはその後招集ということになるかと思えます。

また、東日本大震災のように大きくなった場合、局にいけるということにはならない可能性も出てきます。その辺は臨機応変にこちらで待機をしていただいて、局とのやりとりをその職員もしていただくというような体制に臨機応変になるかというふうに思っているところでございます。

サイレンの周知方法ですけれども、これは団員の皆さんに携帯電話の電話番号とメールのアドレスを差し支えない範囲で、これは個人情報の絡みもありますので差し支えない範囲で同意をいただいている方に了解を得まして電話番号とメールを登録させていただいて、招集にあっては消防局のほうからそれにも流れるというようなことでございます。

それですので今やっている招集よりは2点ほど追加されますので、離れていてもメールで周知したり、電話で周知したりということで、招集の強化にはなるものというふうに考えてございます。

以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 今、答弁を聞かせていただきまして、ちょっと私も勘違いするところでしたが、携帯でのメール云々というのは団員さんのメールを聞いて署員さんも含めてでしょうが、そちらのほうで周知するというので、今、全国的に大きな災害が出たとき、Jアラートというのですか、そういうので私どもの携帯も周知受けるところもあるのですが、そういうことではないということですね。

ということは、携帯でのメールというお話だったものですから、やはり私は本別町独自でそういうこともできるのかなと思ったのですけれども、そうではなくて団員さんに周知するために携帯のメール云々という考え方をしているということですね。それであれば、またサイレンも小さくはなっていないのしょうけれども、お話を聞いたとおりでございますので、何か4月1号でも周知をしていくような方法が当然考えていると思いますけれども、その辺の考え方を再度聞かさせていただきたいということでございます。

議長（方川一郎君） 小坂総務課主幹。

総務課主幹（小坂祐司君） サイレンの吹鳴の周知に関しましては、2月15日号でサイレンが変わりましたということで周知をさせていただいているところであります。前の方法に変わったということで周知はさせていただいているところです。

今後にも必要に応じて必要であれば、またサイレンの吹鳴に関しては広報させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 続きまして、2問目の農業の振興について伺います。

本町の基幹産業であります農業は、取り巻く状況が厳しい中、今年の生産額、生産額についてはいろいろな数字がございますけれども、128億円に達したということをしてJAの担当から聞いてございます。本別町発展のためにも生産者の方々が安心して営農できる施策が必要と思いますが、考え方を伺います。

農業関連の質問は今年の9月定例会においても質問をしてございますけれども、新年度を迎えるに当たりの確な施策が必要と思っております。以下、2点についてお伺いいたします。

1点目として、主要作物でありますビートは今年の作付面積が約1,300ヘクタールであり、作付面積の増加が必要であると思っております。また、生乳生産においても4万トン弱の状況でございます。近年の農家戸数、酪農家の戸数も激減しておりますが、減少に歯どめをかけることをJA本別町や関係機関と協力し、充実した施策を展開すべきと考えますが、町長の考え方を伺いいたします。

2点目といたしまして、これからの農業は雇用を生み出す大きな要素を持った産業であることから、6次産業化を見据えた施策が必要であると認識してございませ

ども、町長の考え方をお伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の農業振興についての質問の答弁をさせていただきます。

本当に何回も質問の中でも答弁の中でも言っていますが、昨年の農業は本当に融雪が早くて、春の作付から順調に進んで干ばつ気味でないかと心配をするぐらいの天候でありましたけれども、小麦の収穫が始まって以来、ずっと順調にというか、今までにないぐらいの収量があって、非常に1年間の農作業に弾みがついたところでありまして、御質問にありますように農協の取り扱いで今のところの試算では128億ぐらいですが、それで非常に普段の農家の皆さん方の努力や、またそれぞれ環境条件整備などここでいい結果を生んだなというふうに改めて敬意を表しますし、また、史上最高というところも、非常にこれは最高はそれぞれ終わりませんから、また頑張ればそれをまた更新できるということの、そういう一つの礎にもなるのではないかなと思います。そんな思いでまた、しっかり日々、営農にいそしんでいただければなと思っております。

今、質問いただいたように、特にてん菜と乳量の確保ですけれども、てん菜も何回もやっていますし、農協とも随分、これずっと話しているのですが、やはり最初のビートの作付のうちの指標は1,540ヘクタールなのです。でも、それはやはりいろいろな環境の変化など含めて、一時は1,200、1,300切ってしまうと、もうそれでJAとも随分協議して、作付増に向けていろいろ知恵を絞ってどういう支援策をとったらいのかなど含めてずっと模索をしてきました。

最終的にコントラ的な方式、春の苗の移動だとか、そんなことも随分考えてやってきたのですが、いろいろやってきた中で今はビートを輪作体系の大きな一つですから、その輪作をしたところはその面積分、基盤整備をしっかりサブソイラー入れるだとか、いろいろな方式含めてやってきました。

おかげさまで、それらは定着して順調に今、進んでいるところでございまして、総体的な基盤整備の効果が総じて、相乗効果でできているということでもありますから、そしてまた気候がやはりこういう気候ですから、若干、やはり今までなかなか難しいと言われた直播も結構できるようになったり、直播に切りかえているというのが非常にふえてきたこともあるのですが、おかげさまで結果として収量がとれてきているということで、より春早くから秋遅くまでかかるこのビートの生産の一連の作業から、かなり軽減されるということを含めて、やはりビートというのは見直しされて、さらにまた一昨年からの糖分取り引き等、またこの交付金の増額が国に認めていただきましたので、一層また弾みがつくということになりましたので、これは八つの自治体の工場を持っている自治体、本当に一堂に胸なでおろして、少しでも増産体制になれば。ただ心配なのはTPPですけれども、それはそれでこれからの問題とし

て、とにかく現状はこのような形でしっかり、そういう意味でもやはり我が町は当然、工場のある町ですから、ほかの町に引けを取らないだけの生産量を誇らなければならないということです。糖分もそうですし、量的にもしっかりとした土づくりをしながら、このビートを増産していくということで、これからもこの大きな産業を支えるという意味も含めて、農業振興、大事な米作体系含めて、しっかりとこの増産体制に向かって種々の環境整備、またそれぞれの要望も含めてこれらの体制をとっていくということでありまして、この辺はJA等もちろんですが、北糖製糖工場ともそれぞれしっかりと協議をさせていただきながら、今、工場のほうでもう一つ提案、今、所長かわりましたけれども、前所長が言っていたのは、いろいろなことをやってもらって本当に成果が出ているけれども、もう一つ、工場としてぜひできれば、今後の課題としてやはり出荷する、わかりやすく言えばヤード、畑ごとにビートを作る道路の縁に堆積できるヤード、中に入っていったらどうしても天気悪いと畑なんかぐちゃぐちゃになって、そこにまた火山灰入れなければならない、ブルドーザーで引っ張らなければならないということが何年もありますから、それだったら圃場がかなり傷むので、そういうそのパドックというか、ヤードをしっかりと設けていくというような方法も一つ町も農協も含めて検討ということの課題も残して、協議する場を残していきましたので、それらを含めて現実にそうしたら農家がそれだけ面積を確保して、作付をやめてそこだけ確保できるかという、それもいろいろな状況がありますけれども、できればそのような方向のよしあしもちろんと協議して、できればスムーズに集出荷できる、そんな体制もできるようなことも考えていくということで、今、話をしています。

この特に農協との政策懇談会をやりますから、そのときには本当にいろいろな要請を含めてやっていくのですが、いつも言いますけれども、ただ残念なのは私ども畑を持っていないし、牛も飼っていないから、やはり現場が本当にその気になって頑張ってもらわないと、これはどうしようもないのだという話をしているのですが、その頑張るための条件だとか、環境整備は一生懸命、町ももちろんやらせてもらいますし、JAも含めてやってもらえれば、それら含めて資金対策だとか、いろいろなことをやるわけですがけれども、生乳に関しましては本当に五、六年前までといたら本当に100戸はいたのですけれども、毎年、下がって行って、2桁ずつ搾乳やめて、直接いなくなったわけではありませんけれども、作付の職種をかえて搾乳から和牛にかわったり、畑作にかわったりということで、64戸、また春からはまだ少し減るのではないかというようなことありますから、その分、全部、そうしたら既存の搾乳家の方々がみんな量をそろえ、カバーできるかということ、なかなかそうはいきませんので、ですからこれも本当に確かに365日、生き物飼っているという仕事というのはもうきつい仕事ですから、やはりある程度の年齢にいたらリタイアするというのは、これはもう本当にわからないわけではないのですが、でも少しでも現場に負担をかけないように役割分担しながら搾乳に専念していただけるということで、今まで牛の導入の

補助だとか、また牧場への助成だとか、支援だとか、また、それこそ優良牛の生産に対して改良牛飼いのその助成だとか、また含めて牛舎の環境の整備のそれぞれ空調までいきませんが、扇風機だとかいろいろな対策を講じながら、そして直接、やはり導入の補助金だとか含めて、また酪農ヘルパーだとか、また預託事業だとか、またこれから始まるコントラだとか、TMRだとか、そういうことを本当にいろいろ役割分担をして少しでも作業が軽減できて、この搾乳は搾乳で専念できるような、そんな環境含めて何といっても畜産の振興と乳量の確保はしていかなければならないと、こういうことは共通の課題として統一できていますので、もうちょっと早かったらなという気持ちはあるのだけれども、ここまでできましたから、これから本当にヨーイドンスタートでまた新たにそういう同じ方向に向かって、みんなで努力していくと、こういう体制をつくっていかうということでもありますので、それらも今、具体的に協議会もできて、また準備会というのですかできて努力していくということでもありますから、しっかりてん菜の作付の確保とさらに、この酪農家の乳量の確保に向けてしっかり取り組んでいきたいなというふうに思っております。

また、6次化の御質問でありますけれども、これもなかなか先ほどもちらっと言いましたけれども、農業者が全部それで6次化やるというのはなかなか難しいことですから、生産する人と、また加工する人と売る人と、こういう役割をしながらやっていくということにして、その生産するのにもそういう何を目的に生産するかというものをつくってもらって、そしてそれを活用してこういう商品をつくる、そしてまたどういう戦略で販売をしていくかと、こういう連携した6次化に持っていくということをして、今、想定をしながら、それぞれ6次化の講師を呼んで研修会やったり、また、キレイマメも通じて今までのそれぞれでき上がったものをさらに拡大していくような協議もしています。

先日、四国から先生も来ていただいて、具体的に農業塾を発端にして、この資料をいただいている先生ですが、具体的に試作したもので、全部見てもらって、これをどうのように展開したら量産できて、その販売までいくのか、そこまでの指導をいただいていますから、かなり商品としてはいいものができているなというのもあります。

残念ながら、本町は今、例えばチーズつくっているといったら農業大学校、アイスクリームつくるのも農業大学校、農大ぐらいしかないのです、農大が頑張ってくれただけで、ほかなかなか個人的にはないということになって、また乳製品もやるとことになって今度、工場の設置というのはかなり義務づけられて、投資が大きくなることを含めてなかなか、クリームつくるとか何とかでも。ちょっとハードルが高いものが家族はありますから、それらも含めて、今、起業化に向けてどうやっていくかということをしつかりと協議をさせていただきながら、それぞれ努力の中で今研究開発が進んでいます。

当然、うちの農産物加工施設の職員も大変、すぐれた指導力がありますので、彼と彼のまた人脈も生かしながらしっかりとこの農産物の物づくり館、要するにゲンキッチンいろいろな試作ができ上がってきておりますので、もう時期それらも含めて新しい芽が出てくるのではないかなというふうに思っておりますので、これら見据えた取り組みをしていきます。

あわせて、起業するためには起業家支援だとか、いろいろな支援、また新しい産品をつくるだけの開発の支援だとか、そういうのもありますから、それら含めてしっかりと希望する、また将来に向かってチャレンジできる環境を整えていきたいなと思っております。

何といっても循環できる農業の大事な原料がありますから、この原料を最大限に生かしたやはり6次化というのは一番やはり臨むところですし、我々も大事にしなければならぬと思いますので、それらを持続継続して、循環してまた新たな農業の振興にまた弾みがつくということでもありますので、人も心も金も循環できるようにまたそのような環境をつくるためにしっかりと関係機関を含めて支援をさせていただきながら推進していきたいと思っております。

以上を申し上げて答弁といたします。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長の答弁、冒頭にもありましたように、農業問題については私自身も何回か質問させていただいておりますし、今回もT P P関連では前段に2問ほどの質問が出ております。

町長のほうから、私も細かく質問させていただいていない部分まで細かく答弁をいただきました。細かく答弁いただいた内容については今定例会の予算委員会で一つ一つお聞きさせていただくということになるかと思いますが、大局的には町長、農業にも造形深いということもありますので、基盤整備が大事だということ、ビートの作付面積の流れ、生乳生産の状況等々、細かく報告もいただきました。

また、6次化に当たっての御答弁の中では農業大学のアイスクリームの関係まで話が及んでございます。これは、道立の農業大学校のことですから、それでどうのこうのとはございませんけれども、私が6次化ということで質問させていただいている部分については例えばの例でいきますと、町と農協がある程度の出資をした中で、いろいろな農作業のお手伝いだとか、例えば加工すべく原料を運ぶだとか、そういうこととあと販売する農産物加工施設ゲンキッチンを使うというのも一つの方法でしょうし、そういう部分でコントラクターだとか、T M Rとはちょっと違うような部分でこれからどういう展開を考えておられるのか、それが6次化に向けての考え方、再度、お聞きしたいという中身でございます。

予算等々については御答弁いただいても結構なのですが、予算委員会もございまして細かい中身についてはそういう流れでございます。

それと農業関係の大きな部分でございますけれども、基盤整備事業ということで構造的に農業の基本は基盤整備事業ということで前段、篠原議員のほうからもございましたとおり、町長のほうから答弁いただきましたので、この件については農業の振興という大きなお題目の中で質問させていただきますけれども、これは本来、30年からということで先ほどの答弁もあったようでございますけれども、切れ目なく進めることによって私が質問させていただいてございます生乳生産も今3万8,000トン、3万9,000トンでございますから、いい飼料の生産をより多くして、質のいい乳量を算出していくと、また畑の作物についてはビートを始め、本別の日本に誇れる豆の生産もいい土壌をつくることによって賄っていけないかというふうに常々認識してございますので、この辺は町長と考え方全く同じかと思っておりますけれども、細かい予算はいいのですけれども、どういう意気込みで新年度に向けてということでお題目も出させていただいてございますので、その辺の考え方を再度伺いたいということでございます。

農林課においては、町の農業政策を限りなく引っ張ってきていただいておりますので、長く課長を担っていただいております農林課長のほうからも農業のこれからのあり方という部分がもしございましたら、最後のほうで御答弁をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（方川一郎君） 冒頭、答弁を指名はできないことになっておりますので、こちらの配慮でやることでありますので御理解をいただきたいと思っております。

答弁、高橋町長。

町長（高橋正夫君） 今、6次化の中でということで、ちょっと質問の趣旨がどうなのかなというのがあれだけでも、6次化は物をつくって、生産して、加工して、売ってという6次化なのか、はたまた別な視点で6次化というものを考えているのか、これでちょっとわかりづらいなというふうに思ったのですが、意気込みということですけども、いつもですけども、先ほども言いましたけれども本町はやはり面積的に大きな町ではないですから、そして逆にその面積が大きくないけれども、畜産と畑作がちょうどバランスよくあったのですが、最近はもう間違いなく畜産のほうに6割強行って、畑作が4割ぐらいに下がってしまった。

ことしというか、一番史上最高だという先ほどから質問あったように128億ということなのだけでも、128億のうちの40数パーセントが畑作で、50数パーセント、約6割が畜産でしょう、金額が高いというのもあるのですけれども、でも畑作にしたらそのうちの例えば50億としたら、そのうちの50億、60億近いですが、ことしは128億ですから60億近いにしても、そのうちのやはり20数億、二十五、六億はそういうところ安定対策の国からの資金ですから、それを引いたら総生産、原料総生産というのですか、そうするとそんなに多くは伸びていないというのがあるの

です。

ですから、もうずっと見たら、それこそ何十年前からずっと100億なのです、うちは。ということは、畑作4品になってきているのだけれども、1.5次、2次含めて付加価値を高めるところがあったやつがだんだんなくなってきていると、そういうことも影響しているのです。

ですから、直接の計算できる小麦の値段だとか、またビートの値段だとかというのはわかるのだけれども、豆は相場が一時ある、大豆以外はあるのだけれども、総じて生産額を伸ばすという、言ってみれば収入をふやすという農業体制がなかなかとれていない、逆にいうとそういうのは少し縮小しているのかなと、そんなこともありますから、少しでもそれが拡大できるような、100億から110億、120億と徐々に、一気にはいかないけれども、徐々に伸びていくような、そういう作付の研究だとか、そういうのは必要ではないかなというふうに思っていますが、ただ、現実はいきなりそうはいかない、午前中に答弁もしましたけれども、やはり家族労働の中でこれだけの面積を経営をしているとなると、やはりなかなかほかのところにはチャレンジするだけの時間的な余裕も含めて難しいということであれば、とにかく畑作4品を中心に、しっかりと基盤をつくっていただいて、そしてそのほかに少しでも労働力も含めて余裕が出てきたらそれぞれいろいろな方向でチャレンジしていくという方法があるのですが、それを総体的にどう支援をしていくかとなると、なかなか個別のところではいるのだけれども、組織体として出ていない。やっと今、一つ出てきたのが若い世代の人含めてタマネギの加工をしたいと、こういうことが見えました。そこはそこで、しからは出口はどうするのか、ただ、ホクレンの中にいるのか、それとも若い世代が始まってきた人が何人いるのかということ、加工より本当に生食で出せない計画がはれないと、でき得れば生食で売りたいのだと、そうなれば生食で売るといったような量も含めてどうやって出口の応援をしてやれるか、こんなことを含めてずっといろいろなことがあるのですけれども、そういうこと含めてしっかりとこれは農協ともいつも共有しながら、そういう新しい作物に対してしっかりと道を開いていくと、そういう生産体制が安定していけるような方向をとっていこうということでお互いに知恵を絞っていくということなのですが、まだまだ入り口段階の話、総体的になっていないというのがありますが、これらも含めて本当に今こそ畑作4品、プラス1品、2品、何としてもこの輪作に入れるように、将来TPPでいろいろなことがあるかもしれないけれども、そのときにどうしっかりと新しい作物を含めて対応できるような、そういう足腰の強い農業体制をつくっていかうと、こういう話を今させていただいていますから、それが今、きっと総代会の中でもそのような話が少しずつでも出てきてくれればなというふうに思っていますが、そういう段階で今あるということをもまず御理解いただきたいなと思っております。

また、町と農協とどういうように手伝いをしていく、何かそういう方法は考えてな

いのかということではありますが、これらは本当にこういうことをやると、やりたいということが出てから、今のタマネギの話ではないですけれども、そういうこと含めてしっかりと本町のこの農業の作付の一つとしてしっかりと確立できるというのであれば、それはしっかりとお互いに協力しながら新しい本町の作物としての基盤をできるように応援していくと、こういうことで我々も農協も一緒に今、協議をしているところでもありますので、この辺を御理解いただければなと思います。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長のほうから、私が6次化と言ったのが理解できないということでございますけれども、町長のお話になっているのも御答弁が長くて私もなかなか理解できない部分があるのですが、おっしゃりたいことは大体わかります。

いずれにいたしましても、こういう議論をさせていただいて、農家で作ったものを運ぶ。運ぶとなったときに手間がいるのであれば、先ほどの篠原議員のときの答弁をしたように、例えば経験の深い人もおやめになってまだ浅い人もいますので、いろいろな部分でそういうお手伝いをしてくれる部分があるのではないかというように思っていますので、それで一つ目。

それで、二つ目といたしましては、それを持って行って町内で例えば豆を加工してどうのこうのというのは、これから町長が今おっしゃっているような形で展開していきける部分ではないかと思っておりますので、6次化、完全なスタイルの6次化にはなっていないかもしれませんが、そういう部分で造形を深くしていると。町長も今、答弁の中で、後段のほうでおっしゃっていましたとおりでございますので、その考え方で進むべきでないかと思えますし、同じことの聞き直しになるかと思えますけれども、予算細かくは決まって、入っているもの、入っていないものがございますけれども、基金の積立もある程度あるようでございますから、その辺も含めてタイムリーな政策を打つべきでないかと思っておりますので、再度見解を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） タイムリーの政策を打つべきでないかということですが、もちろんそのことはずっと考えて提案しているのですけれども、何回もこれまた同じこと繰り返すのですが、どうですか、こういうことをやりませんかと言っても、いやそれはさと、もっと言えば今さら畑作4品以外の物をつくっても、それはもう、それはできないというのが答えです。

だから、そこをまずそんなことを言わないで何とかならないかと言ってもなかなかそこはいかないので、4品なら4品でそこをしっかりとやりましょうと、もう何回も言うのですが、やりましょうと言いながらも違う物をやはりやっていかなければならないという、そういう人たちも出てきましたから、そこはそういう人が出てきて、ある程度のそういう固まりになる、組織になるとしたら、それは町も農協も一緒になって

応援していこうと、こういうことは今、確認していますので、それをやっていきたいなど。

できれば、そういうつくったものも出口も含めて、やはり生産体制、農業協同組合の職員も含めて応援していくと、そういうことにぜひしてほしいなど、それに対する環境だとか、条件整備だとか含めては我々、行政側のほうも全力投球で支援できると、こういうことの役割分担ですから、それが一つになってそういう方向に行きたいなど思っております。

問題は、そういうものをつくっているとか、例えばやってみたいという人たちが何人出てくれるかということなのですけれども、今、農業塾なんか若い人と話をすると、やはりそういう人がかなり多くなって、そういう人たちの連携というのがすごくできてきているのですね。ですから本当にそんなに遠くないうちにいろいろなことできるのでないかなと思っております。

その、今回やった2人ですから、今、農業大学校に学び直しに行っている若い人ですが、今期の新しい作物の成果発表会ありました。タマネギつくるのが大変難しかったと、北見まで行って教えてもらったけれども成果としてはかなり、苦労したけれども来年は今の約10倍つくりたいと、こういうような方向で、それも今まで、既につくっている仲間もいますから、仲間というか同世代の人もいますから、それら含めてやっていますから、こういうのも本当に本町としては今までにない作物が拡大していくのではないかなというふうに思いますが、そのようなことも応援できるような方式をしっかりとりながら、できればそれも乳製品の加工だとか、いろいろなところにも出てきければいいなというふうに思っていますから、そういう条件、環境含めて、しっかり応援できる体制は町と農協もスクラム組んでしっかりやっていくということの方向でいるということであります。

以上でございます。

議長（方川一郎君） 工藤農林課長。

農林課長（工藤朗君） 町長の答弁の補足というわけではございませんが、私も平成22年から今の農林課長の席について、いろいろと農業のお手伝いをさせていただいております。

6年間の間、農業関係の質問ということで46項ほどの御質問をいただいたということは、議会の中でも農業に対していろいろ心配をさせていただいている成果だったのかなというふうに感じているところでございます。

農家戸数の関係でございますが、試験場の計算でいきますとあと10年後には200戸になってしまうようなことがございます。本町の耕作面積1万ヘクタール、単純200で割ると約50町歩ほどをこれから1戸の農家の方が経営していかなければならないということで、これはちょっと大変なことになるのかなと思いつつも、帯広近郊では50ヘクタールほどの経営をされている農家もございまして、まだその

辺はちょっとできる可能性もあるのかなというふうに考えているところでございますが、200戸の農家の戸数という部分につきましては、農業経営ばかりではなくて、地域のコミュニティーといいましょうか、地域のいろいろな文化の伝承だとか、その辺のことが非常にきつくなるといいましょうか、地域社会が崩壊するという事ではないのですが、非常に厳しくなるのかなというふうには考えているところでございます。

また、今定例会でTPP関係で2問の質問をいただいております。本当にTPP、批准されれば大変厳しいというような印象を持っていますが、町独自で予算をどうする、こうするということができませんので、できれば私たちは町長の答弁にもあったように国の有利な補助をアンテナを高くして持ってくるというようなことが直近では一番できることなのかなというふうに考えているところでございます。

もう1点は、平成26年に策定いたしました本別町農業基本構想ということで、この基本構想につきましては農業者はもとより、関係機関で作成させていただいた基本構想でございます。この中には、これから本町が持つ課題が洗い出されておりますので、私たちはこの基本構想をもとに問題を解決していかなければならないというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、この問題解決には今後、引き続き関係機関が一丸となって取り組んでいかなければならないというふうに感じておりますので、議員各位におかれましても今後とも農業に関して御指導、御協力をお願いしたいというふうに感じております。

以上でございます。

4番（大住啓一君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次に、7番小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告をしております公営住宅、町営住宅の空き室状況と対策についてをお伺いをいたしたいと思っております。

以前は、公営住宅への入居を希望してもなかなか入居できない状況があったと認識しておりますが、最近の傾向として空き室となる公営住宅が大変多くなっているように思われます。

そこで、その現状と今後の空き室解消対策について町長のお考えをお伺いをしていきたいと思っております。

まず、1点目に過去1年間の公営住宅、町営住宅の空き室状況についてお伺いをします。

特にその中で半年以上にわたって空き室状態となっている公営住宅、町営住宅はどのくらいあるのかについてお尋ねをいたします。

2点目に空き室となっている公営、町営住宅の入居を促進するための対策についてお尋ねをしたいと思います。

3 点目に子育て世帯への支援の一つとして北 6 丁目や北 8 丁目の高層階、2 階、3 階のことを言っていますが、この空き室となっている公営住宅について入居費の助成を行ってはどうかと思いますが、考え方についてお伺いをいたします。

また、空き室状況が長く続いている比較的築年数が経過した一戸建ての町営住宅をペットと共に暮らす方に提供してはというふうに思いますけれども、町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 小笠原議員の公営住宅、町営住宅の空き室状況と対策についての御質問であります。

まず 1 点目の各 1 年間の空き室の状況でありますけれども、公営住宅、または特定公共賃貸住宅の場合で昨年の 4 月からは 4 戸、5 月は 8 戸、6 月も 8 戸、7 月は 7 戸、8 月は 13 戸、9 月が 18 戸、10 月が 19 戸、11 月が 18 戸、12 月が 16 戸、ことしの入りまして 1 月が 16 戸、2 月が 15 戸、3 月で現在で 15 戸となっております。ことしの 8 月以降、空き戸数がこれが 2 桁になってきているということでございまして、この状況を見ますと町営住宅の空き室の状況はこの町営住宅の場合で限定すると勇足の小学校のところ 1 カ所だけなのですが、これも昨年の 7 月から空いている状況になっているのですが、昨年の 4 月からの 1 年間の延べですけれども、35 戸ですね、ずっと延べであるのですが、そのうち 1 カ月から 2 カ月で入居したのが 14 戸入居しました。ということで、あと半年以上空き家になっている戸数が 12 戸ありまして、これがそのうち 10 戸が 3DK とか 3LDK の大きな住宅なのです。今まで大きなところというのは一番先に埋まったのですけれども、最近、大きなところというのは割と応募が少なくなってきて、これもここ 1 年ぐらい顕著な例ですね。こんなことになってきています。

また、反面、ここ数年前までは、北 8 丁目に賃貸マンションができたのが一番先なのですが、それまでは建て主の業者の方が来られたのですが、本別はいいところだから、もっともっと早くつくりたかったのだけれども、なぜか土地代が高くてなかなか我々のような業種では手が出せなかったというのですね。最近はこの空き地がふえてきましたので、土地の値段もかなり今までよりは安く、建てて土地も購入して、建てて、坪単価というのは、これは破格に安いのですと、これでなければやはりまかたしないのですよ。それが可能だからできたというのですが、それ以来、町内で個人の借家というのがありましたけれども、ああいう専門的な住宅の賃貸の業者が入ってきたというのは、この 5 年間で 1LDK で 52 戸、2LDK で 5 戸、都合 57 戸が新しくできたのですね。

これは、特に若い世帯の単身者がまず多いということと、夫婦世帯でもかなり入っているのです。それと、これはお風呂だとかボイラーが完備されまして、初期の投資がなくていいと、こういうことですから実に住宅を求める側については入居しやすい

ということになっているのが今の現状であります。

2点目の空き室の公営、町営住宅の入居を促進する対策でございますけれども、これ一つには今申し上げましたけれども、26年度から退去時まで今まで入居した人から退去していた浴室だとか、ボイラーだとか、湯沸かし器、テレビのアンテナとか、カーテンレールなどの備品を入居者の了解が得られればそのまま置いていっていただくということにしました。今までは退去するとき全部外したのですけれども、新しく浴槽入れるというのはいろいろお金がかかるなど含めて、今度、入る人がそれで了解いただければそのまま置いていっていただくということで、それらの効果というのですか、これまで2年間で16戸が何らかの備品を残してもらって、うち6戸の入居の実績があったということでありまして、入居者にこれらは非常に喜ばれているということもありますので、今後も入居時の初期の費用を抑えるために、これらの対策を要請をして、継続をしていきたいと、こう思っています。

二つ目は、個別改修による浴室の整備でございますけれども、25年3月に策定しました本別公営住宅の長寿命化計画、これを基本にして公営住宅の整備を実施しているところですが、比較的新しい住居においては随時、個別の改善工事によって浴室のユニットバス化だとか、給油設備などの整備を行っていく予定としております。

平成30年度からの向陽町の2棟6戸、新町の35年からの計画ですが、年度の前倒しだとか、それらの状況も見ながら、この対応も少し考えていかなければならないだろうと、こういうふうに思っております。

3点目の子育て世帯への支援の一つとして、高層階、2階、3階の空き室となっている公営住宅の入居の助成についての御質問ですが、高層階の2階、3階の空き室を限定しての助成につきましては、これはほかの平等性の観点から、今、ちょっと難しいのかなというふうに今、内部では協議をさせていただいていますが、また半年以上空き家になっている公営住宅の中には2階部分の住居が2戸、3階分の住居が3戸でありまして、近年、自分の階下に部屋があるというのは非常に音だとか何とかで気を使うというか、子育て世帯だからゆえに騒音の加害者になるということも懸念して、非常に敬遠されるという傾向もありまして、ニーズとしては、子どもがある程度大きくなった、就職するぐらいの年齢になれば同居をしているというようなことに移行しているというふうに思われますが、子どもが小さいうちはなるべく下の家に迷惑をかけないというような、そういうような懸念が非常に多くなってきていることもよく聞くところでもあります。

また、世帯は部屋数が多い住宅を希望する傾向ということですが、何分にも親の所得も上がっておりまして、まして子どもにも所得があるようになれば、所得要件に合わないために申し込みができないというような状況もありまして、このような状況が発生してきているところであります。

もう一つは、この公営住宅の申し込み基準よりも、所得が高い世帯に向けた対応す

べく所得の上限が設定されていないみなし特公賃としての運用、中間所得者層に入居の対象を広げるものも、また高階層、また大きい間取りの住宅に対する空き室の一つの方法と考えておりました、この所得の上限がないみなし特公賃としての運用をこれから図っていきたいなど、いかなければならないだろうなというふうに思っています。次に、一戸建ての町営住宅でペットと暮らす方式に提供してはどうかという御質問ですが、従来よりも公営住宅については入れかわりの入居者の動物アレルギーだとか、健康被害、また入居機会の阻害を防止するなどの理由でペットの飼育は禁止としているのが御存じのとおりだと思いますが、事、町営住宅においても同様の理由で準用されてきていることも、今までの経過であります。

現に、入居者の方から寄せられる苦情の内容には犬の鳴き声だとか、猫のふん害だとか、食害によるものが非常に多くて一戸建てから長屋の問題ではなくて、住宅地であれば必ず発生するという、そういう状況でもありますので、良心的な管理という面から見ても、やはりペットを飼育してよいとはなかなか言いがたい部分があることも事実であります。

しかしながら、例えばこれらは特例ですけれども、目の不自由な方が盲導犬と居住するような必要があるというときには、どうしてもこれは民間の借家を探せないなどやむを得ない理由のときには、一概に入居を断るということはできません。その方の居住機会を阻害することになりますから、管理面や退去時の対応などを慎重に検討した上で、特例的に対応することも必要な場面が出てくるというふうに思っておりますので、それらも含めて今の現状としての対応の答弁とさせていただきたいと思っております。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） ただいま町長から答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

いろいろ退去する方に必要なくなった備品を置いて出してもらおうとか、これは非常に物を大切にするというような観点からすると、とても大切だなというふうには思っているところでありますが、私は自分の中でこんなことを考えながら今、質問させていただいていますので、それをちょっと述べさせていただきたいと思っております。

人口の減少や高齢化が進んでいる中で、今後も本別町公営住宅等長寿命化計画に沿って公営住宅の建て替えや改修を行っていくとは思いますが、平成28年度に予定されていた栄町団地の建設については先延ばしをするという説明を先日、受けたところであります。

これは今までにはなかったことだろうというふうに考えられますし、公営住宅への入居希望が減少していることや、街中の先ほど町長からもありましたように民間の賃貸住宅にも空き室を知らせる表示が見受けられることなど、考えたときに栄町の公営住宅の建設を見合わせたことは賢明な判断ではなかったのかなというふうに私は今現

在、思っております。

しかし、近年、本町の人口の減少が加速していることや、ここ数年、民間による賃貸住宅の建設が行われ、提供されていることなどの影響もあり、公営住宅に空きが出ているのではないかなというふうに私自身も考えているところです。

特に北6丁目や北8丁目の先ほども御説明ありましたが、比較的広い現場を見せていただきました。担当の方に案内していただいて、それで8丁目については非常に日当たりも良好だし、どうしてここが1年も借り手がないのかなというふうに私自身は不思議に思っを見せていただいたというようなところであります。

先ほど説明がございましたけれども、実際に空きがあるということは続いて、これからも一過性でここですぐ、年度が変わった時点で埋まれば、それは素晴らしいと思いますけれども、ちょっとそこが考えにくのかなというふうに思うところです。

ですから、その辺を先ほども御答弁の中にありましたけれども、より一層の対応が必要なかなというふうに考えて、今回、質問させていただいているのですが、一般的に年齢を重ねて足腰が弱くなると2階や3階に上がるというのは大儀になりますよね、自分も2階建ての家を持っていると、子どもが家から離れた時点から2階へ上がる回数が減ると、これはやはりなかなか大儀なので上がらなくなると、これはやはり公営住宅の中でも起きてくるのではないかなというふうに考えていました。

しかし、公営住宅ですから、それを空けておくということにもいきませんし、北8丁目に限って言いますと、下のほうには、年齢の少し高い方に入っただいて、上のほうには若い方に入っただくというような仕組みであそこはつくったのではなかったのかなと、それによって8丁目の24戸ある公営住宅に入居されている方が世代間交流を行うために集会場のようなものも設置されているというところもきのう見せていただきました。

今、雪降っていますので、入り口が雪が積もったままですから、使われていないのが現状なのかなというふうに思いましたので、そこらのところも今から20年ちょっと前に建てられたところですから、それを求めてもどうなのかなと思いますけれども、やはりそこらも含めて先ほど町長がおっしゃられましたけれども、私は子育てを支援していくということは非常にこれからのまちづくりには欠かせないことだと思っております。

だから、上のほうに子どもさんが住んで、下の人たちがその音を迷惑と思うか、この町にこういう子どもさんたちがたくさんいるのだと、町民こそってそういうふうに見えるようなまちづくりを私はしていくことが必要。

それから、入った子どもさんを持った親御さんには下に住んでいる人もいるのだから迷惑をかけないような生活をしていくのが社会の中で生きていくことのひとつだよと、教育の仕方とかもあると思うのです。

ですから、そこらも含めて余り長く空くようであれば、平等性に欠けるというお話

もございましたけれども、やはり一つ考えて家賃を安くすることにはいかないでしょうけれども、子育てを支援するという観点から、もう一つそこを踏み込んで考えていってはどうかかなというふうに思っておりますので、その辺の考え方をお伺いをしたいと思います。

それから、ペットの飼育についてはおっしゃるとおりで、よその募集要項を見ても大概のところはペットはやはりだめですよとなっています。でも、条例とか、規則の中ではそれはうたわれていません、どこの町も。それで、一つだけ十勝の考えでだめですよとはうたっていないのですが、一応、近隣の人に迷惑をかけないような飼い方をする、それは約束事なのです。もし、近所から迷惑だという苦情が出たときには責任を持って自分がその動物を処分しなさいと、こういう決めをしている町があります。

それは実際にそういうふうに行われているかどうかわかりませんが、私、これは現在に合っているのではないかと思うのです。アニマルセラピーというのですか、動物とともに生活をして癒やしを受けるとか、それから子どもに命の大切さとか、尊さを教えるというようなことを生き物を飼いながら子どもに教えていく、それから子どもたちにはアトピーとかいろいろあるのですが、免疫性を高めるということで、動物と一緒に暮らすというようなことも行われておりますし、公営住宅の中ではなかなかそれが前は進んでおりませんが、一般の住宅の中ではペットと生活できるというところも調べてみたら、たくさんありますので、そこら辺のところも少しこれからは考えていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、その点をもう一度お伺いをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 恒常的にずっと続いて空き家になっている部分をずっと空けておくということは非常にもったいない話だし、住居環境についても余りいいことではないのです、そのとおりですから。制度的にということですか、可能であればその子育て支援だとか、家族の多い人たちに2階、3階の先ほど答弁しました3DK、3LDK、非常に今なかなか入居されないと。

御質問のとおり、なかなかそれなりの体力が元気なうちは2階、3階苦になりませんが、ある程度なると、なかなか2階、3階というのもついついおっくうになるというのも、それもそのとおりだと思います。

そういうことを含めて、御質問ありましたように新しく北8丁目だとかというところは全部南向きにして、日当たりよくして、そして1階のほうは割と高齢者に入ってもらって、2階、3階のそれは若い世帯、そこで集えるようにということで中に集会施設を設けておいて建ったのですが、それが目的がちゃんと機能できるような方法をとるといふことのほうに向かっていかなければならないなと思うのですが、そのときに不平等とか何とかというのはもちろんあるのですけれども、制度的にそのものが可

能だとすれば、この子育て支援とかいろいろな政策的な方法を駆使して、そこに入居してもらおう。そして、そこで多くの人が一つのコミュニティーとしてにぎわいを持たせてもらえるのだというようなこともイメージの中では持っているのですけれども、まだ、できるかできないかちょっとまだ結論が出ていませんので、もう少し研究させてほしいなというふうに思うのですが、できればそのような方向も含めて、まさに子育て支援の一助にでもなればなと思うのですが、可能であるかどうかはまだわからないわけですから、課長が答弁するとなると難しいことですから、これはもう少し時間いただいて、十分に検討させていただきたいなと思っています。

アニマルセラピーもそうなのですが、個人的にも何年も前からいろいろ言われているのです。うちのばあちゃんとか知っている人のあの人猫探して、猫いなくなったら探して大変なのだよと、だめだよと、居てもぜったいだめだと言うのだけれども、実際には飼っていたこともあるとかというようなこともあって、非常に寂しい思いをしているというのだけれども、気持ちはもうわからないわけでもないのです、充分わかるのだけれども、ただ個人住宅でない、公の住宅だから、そこまでどうなのかなというのも本当にいろいろあるし、実際に飼っていた人の後に入居した人がアレルギーで、それこそ毛からにおいから大変な思いで、幾ら改修しても、内装変えてもその条件が緩和されないというか、いろいろあるものですから、そういうものも含めて今までは、それは原則禁止ということにしていますから、その場所だとか何とか含めて、もし可能だということがあれば先ほど提案させてくれたような、もしこの人が何年かいて退去したらもう後は中を改修するだとか、別の人が入居することが余り条件としてはすぐわないなというところだったらどうなのかなという提案でありますけれども、それらも含めてもう少し時代といえどももちろん時代なのかもしれないけれども、ただそういう制約の中でやるということであれば、もう少しこれも研究させていただいて、できればほかのやっているようなところの事例も少しいろいろ調査させていただきなから、考えさせていただければなというふうに思いますので、今、何回か御質問いただければ、現状ではそれはだめですねとしか言いようがないのだけれども、何とかそのような方法も考えることを十分にやっていきたいなというふうに思っているところありますので、十分でないですけれども、そのようなことで答弁させていただきます。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 私、通告に子育て支援に限って、その部分を応援してはどうかというふうにして通告をしておりますけれども、私の考えの中では介護サービスの職員の方々が非常に不足していますよね。そういう方たちに向かっても、共栄の道の住宅を町が引き受けて、町営の住宅にして、そういう方に入居をしていただいているという、ありますよね、ケースが。

そういうような形で、それは公的なお金を入れていただいて建てている公営住宅ですから、物事が簡単にかえられるということはありませんと思うのです。でも、さっ

き町長もおっしゃっておられましたように、大きな部屋が1年も空いているわけですよ。26年の公営住宅の使用料は、山手の特公のところも入れて7,200万円ぐらいですか、そのぐらいの使用料が入って、その主な大きな部屋が1年も1年以上にもわたって5カ所も6カ所も空いたとすると、単純計算しても何百万円になるわけですね。そのほかにもあるわけですから。

そうすると、余り悠長なことは言うては私はられないと思うのです。皆さんの財産を運用しているわけですから、ですから長寿命化計画にのっとってやっていくことはわかっていますが、それとあわせて計画の変更することも例えば3年なら3年のスパンで見直しをかけるというのであれば、この現状を見たときにやはりもっと短い、極端に言えば1年ぐらいのスパンでこの先のことを考えているときは、これを実行していかどうかということを実際に考えて、取り組んでいって、やっとこれが少し解決するところに立つのかなというふうに私は思うのです。

誰もが想定しなかったことが起きたのだらうと思うのです、私もこういう言い方をするとおかしいですけども、なかなか公営住宅に入れないので、審議員の皆さんにお願いをしてほしいという口利きを頼まれたこともあります。私が何かを言ったからといって何も変わることはありませんよというふうにしてお話をずっとしてきましたけれども、そういうことをずっと議員にならせていただいて、ここ長くそういうお話を受けてきたのにもかかわらず、当然にこういうことが起こるといことは、これから先にもこれが引っ張る可能性だってないとは言えないのですから、それらも含めて見直しも含めて、それから不可能だと思われるようなことも積極的に町民の皆さんの理解を得なければならぬのであれば、町民の皆さんの理解をいただきながら、子育てや介護のサービス事業になってくださる方をどうしても確保したいので、そういうところに少し力を入れさせてほしいと言えば、私は理解していただけるのではないかなというふうに思うのです。

それと、ペットの話ですけども、私は勇足の町営住宅が1戸が空いているということが一つ考えたきっかけだったのです。長屋で3戸、4戸あるところでどうですかといっても、これはなかなか無理ですし、今、犬を室内で飼っても結構きれいに飼えるのです。自分の身の回りで家族がいたのですけれども、家族が突然なくなって、そこに猫がいて、その猫に救われているというお話を私は面倒をみてきているのです。それで、またそこでちょっと一つ勉強して、猫に常時話し掛けているから、寂しくはないというか、心の底はあると思います。でも、それで癒やされながら生きていけるというふうに自分で頑張っている姿を見ると、やはりそういう人もいるとしたら、そういう人にもそういうチャンスを試験的といって公共の物に試験的なものなんてないと言われるかもしれないけれども、私はできるのであればそういうことも一つ検討していくことが福祉でまちづくりとか、みんなで一つの家族として生きようという中で、1人も取りこぼしなくやっていける姿なのではないかなというふうに思うのです。

けれども、その辺、これについてもう一度お願いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 入居が厳しい時代というのは、つい去年まではあったのです。毎月、選考委員会を開いても、何回も申し込まなかったら入れないというのがずっと続いたのです。選考委員の人も大変だったのですけれども、急に去年の夏前ぐらいから埋まらなくなってきたというのがあるのです。

一時はもう職員も公営住宅に入っている職員何人かいたのですが、全部出てくれと、とにかく町民の人が優先で入れないで職員が入っているというのも、これもやはりまちづくりの職員としてはちょっと、なかなかそぐわないだろうということで、全員、職員は公営住宅から別の住宅に移ってもらったという経過もあるのですが、そんなことが本当につい最近だったのですけれども、こんなことがありました。

今、まさにこれから今、柏木町に14戸新しくまたできるのです。こうなるともう、もう時期ですから間違いなくあと1カ月ぐらいでまた、4月ぐらいから対応するのかなと思うのですが、物すごい勢いでつくっていますから、新しいところまでいくのです。

民間の建てて今まで割りとは何年かたったところは結構また空いてきているとかというのです、やはり先ほど言ったように張り紙してありますから空いているのですけれども、それにしてもまだ14戸からまだそれ以上も建つことですから、一層またこういう状況が長引くのかなというような気がしないでもないです。

半面、先ほど質問ありましたように介護の現場の職員、なかなか残念ながらそんなにそんなに高額な住宅には入居できないというような状況になっているのです。政策的に住宅を確保しようということでも来ました。

そういうことも含めて御提案いただいたような方法が政策的に公営住宅の中でもとれるとするのであれば、それも一つの方法だなと、それこそ空けておいて本当に住宅を空けておくことでせっかくの住宅が一定レベルを保てないというようなことが当然ですから、それらも含めて、またその中のコミュニティーを含めていい方法かなというふうに今、提案もいただきました。

それらも含めて、早急に実現できるかできないか含めて検討していきたいなというふうに思いますので、これもまたよろしくお願ひしたいなと思っております。

ペットに関しては、本当に気持ちはよくわかるのですが、一戸だけがということですが、まず周りの環境もというか、周辺の人たちの理解もということでもありますから、これらも本当にそれこそ慎重に対応しなければ、あそこでやったのにどうしてここはだめなのということにもなりかねないことでもありますので、それらについてはもう少ししっかりと理由から、環境、条件整備からしていかなければちょっと難しいかなと思いますので、それはもう少し時間をいただきながら、それぞれ研究を重ねながら対応させていただければと思いますので、また公営住宅のそれぞれの長寿命化の

計画については、やはりしっかりとまだ3年ですけれども、これはもうしっかり見直していかないと現実こうですから、このことも含めてやっていく、その前段でことしの新年度は栄町のやつはちょっと先送りして、改修のほうだけを先にしていくということに少しかえていきますので、建てたはいいけど今までのところがどんどん空いていくとなったら何もなりませんから、大事な大事な住宅政策ですから、しっかりとこれは現実にあわせた計画に見直しをしながら進めていきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上を申し上げて答弁とします。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） もう1点、ぜひ提案をしたいなというふうにして考えてきたことがあるのですが、公営住宅の入居の公募をネットで見ましたら、所得要件は15万8,000円以下ですと、それから特別な方については21万7,000円だったかな、そういう金額はあるのですが、例えば扶養が1人いる場合は幾らですとか、それから2人になるとこうですとかという、計算式も含めて少しわかりやすく出ていることによって理解を得ることができるのかなと。

私、自分が公営住宅というか、お金を払ってどこかへ住んだということがないので、そういうことを見るのが全く知らなかったのです。今回、勉強させていただいたのですが、よその比較してみたら、少しカラーで表をつくって、そのことを説明しているとかという町があるのです。そういうのは非常に見やすいなと、今の若い人たちは特にネットで調べて応募してくるといようなことがたくさんあるのだと思うのです。

だから、そこらを踏まえてもうちょっとわかりやすく説明がなされていると、そういうところにつながるのかなというふうに私は感じてきましたので、提案ですね、いかがでしょうか。

議長（方川一郎君） 能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖 豊君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるように、入居基準につきましては結構、複雑というか、なかなかわかりづらい部分がありますので、今後、町のホームページですとか、広報を通じましてわかりやすいような形で確実な計算というのはやはりうちに来ていただいて、そういう収入ですとか、お子さんの状況ですとか、そういう部分がありますので、そういう確実にわかるということではないのですが、ある程度、自分の中で多少は検討できるような、そういう入居基準についての部分につきましても今後、ホームページ等で載せていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

7番（小笠原良美君） 終わります。

議長（方川一郎君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時56分 休憩

午後 6時00分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） それでは、午前中に保留しました本別高校支援のあり方ということで一般質問を行います。

本年、本別高校入学希望者の減少が伝えられております。2月24日現在で新聞発表されました本別高校の本年度というか、今回の入学希望者は31名、倍率でいうと0.4倍、昨年は0.6倍ということですので、恐らく48名の希望があったかというふうに思いますので、非常に減少が大きいというふうに思います。

町として、希望者増につながる本別高校支援のあり方の今後について見解を伺っていきたいというふうに思います。

私初め、ここにいる多くの皆さんの母校でもある本別高校ですけれども、今回、私は大きな危機感を感じてこの質問を行います。

先ほど申し上げたように、本年の本別高校への出願者数が31人と昨年を大きく下回りました。町として、通学、制服、部活、学力などの分野に本別高校の教育を考える会を通して支援をしているところですが、なかなかその思うところの結果、入学者の増という結果がなかなか出ないということと言わざるを得ません。今、改めて本別高校への支援のあり方について検討すべきと考えます。

一つ目ですが、本別高校は文武両道、郡部の進学校という伝統があったと考えておりますが、この分野での支援のあり方について見解を伺います。

二つ目ですが、管内普通科高校への各自治体の支援の取り組みで、参考にすべきものはないか見解を伺います。特に、進学を中心に位置づけているような例はないかどうか伺います。

三つ目ですが、高校存続の運動は引き続き強力に進める必要があると考えます。本別高校の教育を考える会を中心に、小中高関係者のみならず、町民の皆さんの大きな支援の輪を広げることが今、喫緊の課題だと考えますが、見解を伺います。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君）〔登壇〕 阿保議員の本別高校支援のあり方につきましての御質問に御答弁を申し上げます。

1点目の本別高校が文武両道、郡部におきます進学校であることに関する御質問でございますが、管内におきましては本別高校は文武両道、郡部におけます進学校としての位置づけがなされているところでございます。

本別高校の教育を考える会におきましては、この特色がさらに進展するよう外部指導者の活用を初めといたしまして、文化、スポーツの各部への支援、学習面におきま

しては資格検定、模擬試験受講料の助成や主要科目の学習補助教材を提供するなど、学力向上のための各種支援策を講じてきたところでございます。

また、本別高校におきましても独自の取り組みといたしまして、放課後や長期休業中を活用いたしました学習サポートの実施や個別指導など、進路に対応いたしましたきめ細やかな取り組みを実践していくところでございます。

今後におきましても、本別高校の教育を考える会におきましてアンケート調査を実施するなどいたしまして、生徒及び保護者、高校の意向を反映しながら支援を継続してまいり所存でございます。

次に、2点目の各自治体の支援策で参考にすべきものは何かとの御質問でございますが、本町の支援策につきましては本別高校を考える会といたしましても管内及び管外の情報収集に努めながら、参考にすべき点は既に支援策として講じてきているところでございますし、本町ならではの策も取り入れながら、現時点では本別高校の実情にふさわしい支援となっていくというふうに思っているところでございます。

なお、他の町村において進学にかかわる支援という部分については、本町は先ほど申し上げましたが放課後の学習サポート、あるいは夏休み、冬休みの学習サポート等を行う教材の購入とか、そういった部分で支援をさせていただいておりますが、ほとんどはそういう進学の支援についてはおおよそ本町と同じような支援をしているところがほとんどというふうに考えてございます。

今後におきましても、引き続き他の自治体の支援策につきまして情報収集に努め、本町独自の新たな支援策も含めまして、適切に実施してまいり所存でございます。

3点目の高校存続運動を町全体に広げるべきとの御質問でございますが、本別高校の活動を知っていただき、身近な存在として感じていただくために、本別高校の教育を考える会におけるPR活動の強化や新たに本年は町民集会の開催をするなど、小中学校や各関係機関とも連携、協力しながらあらゆる広報を用いまして情報発信と啓発活動を実施してまいりたいと考えてございます。

以上を申し上げまして御答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） それぞれについて答弁をいただいたところですが、一つさらに伺いたいのは、考える会が中心になってさまざまな活動、あるいは道教委への要請行動など、これまで取り組んでいただいていると、それぞれ職業を持ちながら、しかも平日にそういうことをしなければならないということだと思っておりますので、非常な苦勞をかけているというふうに私は思っています。

P T A会長なども含んで考える会が構成されているというふうに認識しております。私が問いたいのは、それでは教育委員会として一定の方向性とか、指針を示すとか、町の姿勢ということがどうなのだろうということが多くの人に聞いたわけではありませんけれども、そういう意見もちらほらと聞こえるのも事実です。

実態としてどうかということはもちろん、私自身はわからないのですけれども、よく教育長などがお話するときに、もちろん町としては中学校までの義務性の部分をきちんとしなければならないという立場だと、それは十二分にわかっておりますが、高校の課題というのはもう私が言うまでもなく、そういう人たちがこれから行く学校の話ですから、その行き場所がなくなるとか、遠くになってしまうというようなことは、これはやはり大変な問題で、所管が義務性といっても、それとはまた別な意味で子どもたちの今後の進路を考えていくという点では、やはり大いにかかわるべきだと私は思うのです。

法的にそこまでは町として口出せないとか、そういうのはあると思います。あると思いますが、それはそういうことですから考える会というところにおいてお願いをしながら、いろいろなことを支援をしていくという形だというふうに理解しているわけですが、今、先ほど申し上げたように今度は教育委員会の制度も変わりまして、町長もかかわるということですから、町の政治行政としてこの部分をやはりしっかりと位置づける必要があるのではないかなと私は思うのです。

そういうことのまず議論をどのような形で進めているのか、大いにかかわってほしいという観点で物を申してるわけですが、その辺について考え方を伺いたいというふうに思います。

それから質問項目でいうと2番目になるかと思いますが、それぞれの子どもたちの考え方は今、入っている子どもたちの考え方はいろいろだと思います。この前、卒業式の後のロングホームルーム参加させていただいたのですけれども、いろいろな理由で本別高校に入っていると、皆さんが最後に口をそろえて言ったのは本当にこの高校に来てよかったということをおもって言っていました。それはそれでいいと思うのです。

ただ、もう一つの考え、親という立場でいうとやはり学力をより一層向上させるような、そういう取り組みも今ももちろん、先ほどおっしゃったように考える会を通じて支援をしているということは十分に理解をしておりますが、さらにという意味ではその部分が結構、違いが出てきている部分ではないかなと私は認識しているのです。

ですから、もちろんいろいろなやり方があります、もちろん来ている高校生の皆さんがみんなが進学ということではもちろんないわけで、専門学校も含めていろいろな進路を考えていらっしゃる、それはわかるのですけれども、ただ、やはり進学という面も大いに力を入れるということも保護者としての一つの希望というか、願いというか、要求だというふうに私は思うのです。たくさんの人に聞いたわけではないので、そういう意見もあるということで押さえていただきたいのですけれども、そういうことからいうと先ほどほかの町と比べて同じような取り組みをしていますということで、本別としては決して遜色はないということだというふうに思うのですけれども、例えば夏や冬休みの学習についても、もう一工夫とか二工夫という中で、これは全く私の私感ですが、私自身、予備校に通った経験もあるので、そういう専門家、校外

専門家を招いての集中講座とか、例えばの例ですけれども、それがいいか悪いか私ちょっとわかりませんけれども、そういうようなことも一つの本校の特色としてやってはどうかというような話を考える会とともに検討していくということは、一例としてあってもいいのではないかなというふうに思っておりますので、その学習面というか、進学をもう少し前面に出したような位置づけの取り組みということが考えられないのだろうか、町教委としてそういう部分を進学を位置づけるというような考え方というのはどうなのだろうということを再度、伺いたいと思います。

三つ目の町民の皆さんとともに、ここまでくると存続ということも含めてだと思っておりますが運動を強めていく必要があるというふうに思いますし、今年度の教育執行方針にも2クラスということはかなり厳しいというような趣旨で書かれていますけれども、本当に高校存続まで考えるような話になりつつあるというふうに私自身は先ほど申し上げたように危機感を持っています。

ですから、本別町には本別高校を卒業された方がかなり多くいらっしゃると思うのですけれども、そういう人たちと本当に手をつないで、力を合わせてそういう存続も含めた運動を盛り上げていくべきだというふうに思いますし、先ほどそういう町民集会を予定しているということなので、それはその一つとして非常に歓迎したいと思っておりますし、もう20年近く前になりますけれども、小学校のPTAの役員の中には小学校と中学校のPTAの皆さんと協力して全町的にたしかあれば存続ということの署名運動をやって、本当に私は本別高校出身ではないのだけれども、地元の高校なくなったら困るよねというような人も含めて協力をいただいたという経過がありまして、それが今、必要かどうかというのはちょっと私は今、判断はできないけれども、そういうような形で町民の皆さんと力を合わせていくというような考え方が必要だというふうに私は思うのですけれども、以上、3点について再度伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） 3点あったかと思いますが、まず1点目のもっと教育委員会として高校にかかわるべきではないかという御質問かと思いますが、私ども例えば校長会に小中学校の校長、それと高校の校長、毎月例会していますが、必ず高校という中では情報交換をさせていただいております。また、教頭会も同じであります。

数年前から高校とも高校の存続等については要望を聞きながら高校の支援について、高校が何を求めているかという、そのお話も十分聞きながら助成をさせていただいているところでございます。

ことは特に危機感を私も感じておりますので、高校の校長含めて小中学校の校長、それときのうは高校の教頭と小中学校の教頭と高校にかかわる情報交換をさせていただいております。

したがって、本町にとっては高校は決して私どもと関係ないということではございません。小中学生が進学、進路として本別高校がなくなると、本当の本町の教育

が根幹から崩れてしまうというようなことになりますから、これは是が非でも守らなければならないということで、今までも考えてやってまいりましたし、特に28年度においては相当、緻密な進学卒業者を確保するためには年間、スケジュールをきちっと立てて、緻密に行わないと難しくなってしまうなということで、昨日話し合いをしてございます。

年間の毎月の行う具体的な策も昨日、委員会として示めさせていただいて、学校側で当然、小学校も中学校も高校も教育課程の中で進めてまいりますから、なかなか忙しいというのがありますが、そんなことも言ってられませんので、ぜひ協力をしていただきたいということでお話をさせていただいてございます。

したがいまして、私どももこれまで以上に高校とも大いにかかわって来年、何とか2間口を確保したいというふうに考えてございます。

2点目の進学を前面に打ち出してというお話でございますが、今、ちょっと御質問にはなかったかもしれませんが、ちょっと高校も相当頑張っていますので、ちょっと紹介をさせていただきたいなと思います。

学習サポートを放課後に一、二年生については週3回、それと3年生は週に5回、学年ごとに言いますと年間に1年生は23日、2年生は28日、3年生は70日間、実施しております。夏休み、冬休みは9日間、学習サポートを行ってございます。これは1日、びっちりではありませんが、半日以上かけて行っているということでございます。

このように、これはほかの高校には負けないものの学習サポートというふうに考えてございます。今、現状はそういうことになっています。

今後、本町は先ほど申し上げましたとおり、十勝管内では進学校ということで、これは道教委のそうやって位置づけしていただいていますから、これはこうやったいいよという押しつけるわけにはまいりませんけれども、十分、高校と協議をしながら、特色でありますから、その特色をさらに伸びるようなことで私どもも、十分、話をしながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

3点目でございますが、町民の皆様と力を合わせてというようなお話でございましたけれども、ぜひ町民の皆さんにも一層の御支援をお願いしたいなというふうに思っております。そこで、早い段階、時期に町民集会を開きたいというふうに考えてございます。

本別高校卒業された方、あるいは同窓会でございますし、そういう方々ももちろんでございますが、町民挙げて、町民全体で本別高校を守っていかないと中卒者がどんどん減少していくのは間違いないところありますから、そういった部分では議員の皆さんももちろんでございますけれども、ぜひ町民の皆さんの御支援いただくようお願いをしたいなと思っております。

町民集会のお話をさせてもらいましたけれども、同時に今、考えている中で町民の

皆さんに、名称はちょっと別にしても、本別高校応援隊というようなものを組織したいなということも考えてございます。

中身については、これから既にいろいろなことは考えているのですが、さらに考えながら町議会の議員の皆さんにもぜひ参画をしていただければなというふうに思っています。

以上、御答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 前向きな取り組みをされていくというふうに受け取りましたけれども、先ほど申し上げたようにこれまで教育を考える会に非常に御苦勞をいただいていたというふうに認識しておりますし、決して丸投げではないと思うのですけれども、行政としていろいろなデリケートなこともありまして、表だっただかかわれないという表現が正しいのでしょうか。

そういうこともあったのかなというふうには想像はしていますけれども、ここに来て、やはりそれはもう先ほど教育長おっしゃったように本町に住む小中学生の課題なのだ、問題なのだという立場で多いにかかわっていくべきだと思いますし、それは先ほどの中でそういう決意だというふうに受けとめたのですけれども、ぜひそのことを今まで以上に強める必要があるというふうに思いますので、再度、そこを改めて伺いたいということと、もう一つ、これから町民集会も含めて考える会も含めて考えることだと思いますけれども、簡単に言うと本別高校を前面に押し出すような、言葉が適切ではないのですけれども外に向かって示せるような、そういうキャッチフレーズというのもちょっとそういう意味で言っているつもりはないのですけれども、こういう高校です、こういう高校を目指していますみたいな、そういうことも今後の町民の皆さんとの集会の中で、集会も含めて考えていくべきだと。

要するに特色ある本別高校なのだ、こういう特色があるのだというようなことを外に向かって大いに言っていけるような、そういうことも含めて、そのリーダーシップはぜひ教育委員会がとって、働きかけていくと、案を出していくというようなことも含めて今、私が話を聞いた町民の皆さんはそういうことも一つ考えて、要望したいというような話もしておりましたので、そのことも含めて考え方を伺いたいということと、最後にこれは私が考えているのですが、丸々高校は残りそうだと、丸々高校は厳しいのではないかという、いわゆる郡部の高校に対する言い方がありますがけれども、私自身それは間違いだと思います。そこに子どもたちがいる限りは、その高校、学校は必要なのです。だから、あっち残ってこっちは厳しいとか、こっちは残るけれども、あちはだめだろうとかと、そういう運動ではだめだと思うのです。

ですから、ぜひそこに子どもたちがいる限りは必要な高校は残すのだとそれは十勝全体でそういう意味では手を組んでいけるということだと私は思いますので、町長も含めてそういう立場で今後の運動を進めるべきだと私は思うのですけれども、その点

について伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） 3点あったかと思えます。

1点目、もっともっと高校にかかわっていくべきではないかという御質問でございますが、私どもある意味、昨年までは正直申し上げまして、教育という理念というものがあつたとしたら、それをちょっと余りにも尊重したかなというふうに反省といえますか、そういう思いもございませう。

こういう危機的な状況になりますと、そんなことも言ってもらえせんから、小中学校含めて大いにかかわっていかねばならないということで、既に校長、教頭、管理職にはお話をさせていただいているところでございませう。したがいまして、これから先に当たっても大いにかかわっていきたいと考えてございませう。

2点目の本別高校の特色等を考えながら、町外にアピールできるような、例えばキャッチフレーズ等を考えたらどうかという点につきましては考える会の皆様と、あるいは高校、小中学校の先生方とも研究し、考えてまいりたいというふうに思ひませう。

3点目の高校は今やもう98パーセント以上が中卒者進学しているのです。その進学率からいきますと、もう中学校と同じように考え方であるべきではないかというような議論もなされているように聞いてございませう。それが圧倒的な意見ということではないかと思ひませうが、そういう意味では、たしかに都市部においては4学級以上、いわゆるどういふ視点で考えているかといひませうと、進学という面を考えて、4学級以上なければなかなかに意見があると思ひませう。

そういうところから指針が出てきているということも大きな理由かなと思ひませうけれども、私ども郡部においては、もちろん進学、本別高校頑張っています、進学大事です、就職も大事です。しかし、一番大事なのは学校教育、義務教育の中で高校の教育がどうあるべきかというのは郡部においては知育、徳育、体育の部分が大切だろうというふうに思ひませうから、そういった意味では地元の高校に家から通うということは、とても大切なことだというふうに思ひませうので、今の郡部、このままいきます50パーセントが廃止になってしまうという状況でありますから、そういうことではなく、ぜひ全町がスクラムを組んで残していくべきというふうに私は考えているところでございませう。

以上です。

10番（阿保静夫君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次に、9番高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 午前中に保留をいたしました消防の広域化について質問させていただきます。

十勝管内の19市町村全ての消防署が本年よりとかち消防広域化によってスタートいたします。消防広域化については、平成21年4月に十勝圏複合事務組合に消防広

域推進室が設置され、本格的な協議が始まりました。この間、議員協議会でいろいろな議論がされ、平成26年12月の第4回定例会において広域消防事務組合の設立が議決されました。

4月のとちぎ広域消防局のスタートに向けて事前説明や事前準備が取り組まれていると思いますが、それらの意味を踏まえて改めて以下、3点についてお伺いをしたいと思います。

1点目ですが、3月の町広報でも周知されていますが、十勝の全市町村の119番通報の受け入れ先が帯広指令センターになり、そこから最も近い消防署に出動命令が出され、現場に行くこととなります。

そこで、1通報は一度帯広まで行き、各現場に出動が出されずと連絡時間の問題やさらには地域の実情を知る上でのロスがないのかというのが、これまでの不安の声としてはありました。当然、協議をしまして、そういったことについては適切に整備をしていくということになっているわけですが、先ほど言いましたようにこの適切な対処をするために出動指令が出され、対応できるために準備が進められていると思いますので、改めて帯広指令センターのシステムについて具体的にまず1点お伺いしたいと思います。

2点目でございますが、出動指令が現場に最も近い消防署となることとなりますので、これまでの経過の中では美里別、東上北部、活込、拓農、上拓農、清里、明美、月見台、新生は足寄消防署、上押帯南部、押帯南西部は土幌消防署、上押帯が上土幌消防署になると聞いています。

緊急通報による出動の受け入れに当たっては、消防団については本別町の出動ということになりますが、他町、そのほかについては他町の消防署、救急車が出動することになります。

火災はもちろんのこと、特に緊急の搬送に当たっては病院をどのように選ぶかということがあるわけございまして、説明によりますと基本的にはこれまでの町村ルールに基づいて行うということですから、本別町については町立病院ということになるのだと思います。

しかし、状況によっては判断をしなければならない場合があるということでお伺いしております。そこで、本別町の場合は例えば症状によっては直接、帯広の病院に搬送されることがありますけれども、その点についてはきちっと活かされているのか、それとまたそれぞれの直近の消防署から救急車が来て、これまた症状によってはそれぞれの消防署の地元の病院に搬送されることがあるのかということでお伺いをするとともに、こうした事態を考えますと当然、地元の説明についてはこれまで自治会等を通じて行っているということですが、いわゆる出動命令が出てくる直近の消防署と住民とのコミュニケーションというの、これ大事ではないかと思うのですが、その辺についてどういうふうにご検討されているのかお伺いをします。

3点目であります。今回の消防広域化に当たって新聞報道でありますけれども、全消防職員のアンケートでは多くの消防職員が不安な点として地理的不安が上がっていたと報道されておりました。これまでも消防職員、消防団の皆さんとは話し合っておられておられると思いますが、運用に当たってはいろいろな問題が生じるかもしれません。その意味では、スムーズにスタートさせるためにはこれからも消防職員や消防団の皆さんと話し合いをしていくべきというふうに考えておりますが、以上、3点についてお伺いをいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員の消防の広域化の質問の答弁をさせていただきますが、これにつきましてははいよいよ4月からのスタートでありまして、これに向けてそれぞれ説明会、また職員、団員の説明を含めてしっかりと対応させていただきながら、地域の理解も含めてこの理解をいただいてよいスタートをするというのが、これ1市18町村全体の取り組みでありました。

1点目の質問ですが、消防広域化後に119番通報で高機能の指令センターで受理することで、十勝全体として出動がおくれる心配はないのかというような質問かというふうに思いますが、これは今までもそれぞれシミュレーション含めてしっかりと対応して、また説明もしてきていますが、市町村の行政区域にとらわれずに災害箇所以最も近い署所、直近署所ということで、一番近いところから出動するというものでありまして、救急車、消防車が出動することは、その現場到着時間の短縮により救命率の向上などで住民サービスの向上が期待できるということで考えておりますので、高機能指令センターのシステムですが、センターでまず119番を受信しますと、発信地の位置情報、通知システムという機能によりまして指令大画面に通報の住所や情報や付近地図が瞬時に画面にあらわれてくるということでありまして、これは災害現場を速やかに特定するとか、また出動指令をかけるところ、これをしっかりとすぐに瞬時において、言ってみればナビシステムですね、これがしっかりと作動しますので、ここに消防車に搭載していますAVMというナビシステムも同じなのですが、このシステムが作動されて災害現場にスムーズに出動することができるということでありまして、出動が遅くなるということはもうないものと思っておりますし、逆にその出動が早まるということで御理解をいただければと思っております。

もし、出動であるとするならば、もう少し詳しくというのであれば担当のほうからも説明させていただきます。

2点目の各消防署の連携であります。現在、本別消防署が行っております救急出動、そして災害出動につきましては現行と変わらずに対応することとなっております。災害発生時に消防団に出動命令がかかるときは、本別の消防署も一緒に出動しますので、その出動指令がかかったときには現行のとおり消防署長の指揮のもとにそれぞれ活動していただくこととなりますので、例えば先ほど質問ありましたように、そ

れぞれ直近署所ですから、足寄だとか土幌、上土幌とか何とか、そういう場面においても消防団が消防署より先に到着した場合には先着している各消防の署の消防隊長の指揮のもとに活動して、管轄行政区域の署長が現場到着次第、指揮権が管轄行政区署長に移行して活動するために混乱はなく、スムーズに消防活動できると、このようにしっかりと体制をとるということでありまして、最終的に今月中も最終的な各消防署との打ち合わせをしっかりと行って、連携を再度確認しているということであり

ます。

3点目であります、とかち広域消防局の移行に当たっては、職員、団員にこれまでも研修会など事あるごとに説明をさせていただきました。また、その中での御理解もいただいているところですが、今後におきましてもさらにまた移行後、いろいろなことが出てくるかと思いますが、それらも含めて必要に応じてそれらの研修会も開催をしていきたいと、こう思っております。

今後とも防災に関しましては市町村の消防の連携体制を維持するという意味では広域化によるスケールメリットをしっかりと生かしながら、消防の予消防体制のさらなる充実に取り組んでいくところであり

ます。

さらにまた御心配の例えば直接搬送の件でありますけれども、それぞれ本別町と同じくやってないところも実はありました。それぞれ関連する消防署には、この本別町が今までやってきた妊婦さんだとか、また脳だとか、心臓の疾患を持っている人の直接搬送ということは、今までの本別の署の救急体制でやっていたことを直接、同じ体制でやっていただくと、こういうことを確認させていただいておりますので、それぞれ住民の皆さんにはより早く到着して、早くそろって搬送を直接していただけるということで、今までと変わらずに逆によくなります。

また、それらの地域のコミュニケーションなど含めては、それは消防署の中でまたしっかりと地域の中の地理的な条件などなど含めてよく御理解をいただく中での、そういう緊急体制に万全を期していきたいと、このようになっておりますので、どうぞ御理解いただいて御質問の答弁とさせていただきます。

以上であります。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 今、帯広の指令センターからそれぞれ消防署ですね、そして救急車とか消防車とつながってカーナビゲーションでその現地を把握をして、そこへ行くというようなことで、新聞や何かにもそういうふうには現地誘導ナビゲーションなどというような形で使われるというふうには実は報道されているわけですが、ただ、こうしたシステムについては、ここにもありますようにデータ入力ですね、一つはやはり通報される側は情報をきちっと適切に把握するということがまず大事だと、これは当たり前のことですが、通報する側は情報を適切に提供することによって、このナビゲーションが働いて速やかに私はいけるのだと思うのです。

それで、詳しく具体的にお聞きしたいのは、この入力内容というのですか、具体的に入力内容はどういう内容を入力されているのか、といいますのは、例えば通報して、それを把握するときに、当然、新しいデータですよ、住所と氏名ということなのか。ということは、住所と氏名ということになれば、これ十勝管内は日々変わっていますから、日々更新しなければならなくなるのですが、それはあくまでも住所でいくんだよということであれば、それは住所が変わっていくことはないわけですから、そういう意味ではその辺のところというのは具体的にどういう内容になっているのかおわかりになればお伺いしたいのと、もう一つ、通報のほうですが、広報にお願いということで今度は住所をちゃんと言ってほしいということですが、ただ、ではその住所を例えばどこからどこまで言えばいいのかということがあると思うのです。

例えば、私でいったら本別町北8丁目5の9と言わなければいけないのか、本別町北8丁目で来るのか、といいますのは基本的には住所、町名、番地ということでいいと思うのですが、ただやはり緊急ということになると大変、高齢者など含めて慌てますと、なかなかそれがうまく通じるのかというのが心配があるわけでありまして、そういう意味では私は例えば通報するときの住所についてはこういうことだよということ徹底する必要があるのではないかと思うのですが、そういったそれぞれの情報の適切によって一致をすることによって速やかに来るというのが私はそう思うので、その辺についてまずお伺いをしたいと思います。

それから、2点目でありますけれども、今、言われましたように基本的には例えば病院の搬送というのが一番、いろいろな問題を含んでいるというよりも、直接、その向こうの直近から来る消防署の人と住民がやはり接するところですよ、消火の場合は多少あっても、先ほど言ったように地元の消防署が行って、消防団が行って、消防署長が指揮をするということですから、それは日常の意味で住民とつながっていますけれども、救急車の場合は当然、新しいというか、例えば今までも聞いてみますと、そういう地区によっては例えば足寄消防署から来ているというような、救急車が来ているというようなことも聞いていますけれども、全体的にこれ広がっていくとその住民と消防署員とやはりコミュニケーションがないと私はなかなか行けないのではないかと思うのです。

それは、何回もやればコミュニケーションがとれるというものではないですよ。火災や緊急がそんなに起こってもらっては困るわけですから、やはり何らかの形でやはり全体的にそういうもの、そういうコミュニケーションをとる場というのを設けるべきでないのかというのが私の思いでありますけれども、そういったことについてどういうふうに考えておられるのか、以上2点についてお伺いをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 小坂総務課主幹。

総務課主幹（小坂祐司君） ただいまの高橋議員の御質問にお答えをしたいと思います。

データ入力でございますが、現在、ゼンリンの地図と照らし合わせながら住所、氏名を入れていっているところでございます。例えば新築の家ができたときには、私どものところに設置してあります端末で新たに入力をしていけるというシステムになってございます。

それから、通報の件でございますが、基本、住所、番地を言っていただければ幸いでございますが、先ほど申されましたとおり北8丁目だけでも地図は立ち上がることになってございます。そこから絞り込んでいくというような作業になるかと思えます。

ただ、固定電話ですとピンポイントで立ち上がりますので、北8丁目だけでも大丈夫でございます。携帯電話等に関しましては、GPS機能、それから基地局を經由しまして、ほぼその地点が出ますので、そこからまた絞り込んでいくというような作業になるかというふうに考えているところでございます。

2点目の病院搬送、救急のことでございますが、住民の方とのコミュニケーション、これは救急隊に任せて土幌、上土幌、足寄の救急隊と住民の方とのコミュニケーションはその場でのやりとりをしていただくとしかできないのかなというふうに感じてございます。

救急出動ですので、救急隊のほうはこの辺のコミュニケーション能力というのは持ってございますので、大丈夫だというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） もう一度お聞きしたいのですけれども、今、入力の部分というか、データ入力の部分でいくと、新規の部分は地元の消防署で入力するということですが、ちょっと細かい話をして申しわけないのですけれども、その新規の住宅というのは例えば役場とか、そういうところから情報を得て入力をするということになるということで受けとめていいのでしょうか。

それと2点目の関係ですけれども、例えば土幌消防署からの地区があります、その地区というのは今後、初動出動とかということに火災の場合は限られるけれども、救急車はみんなそうですよね。

そうすると、その住民と土幌消防署のそういう連携とかという、だから土幌消防の支署の人がその住民地区全体でいろいろな火災とか、そういういろいろなこと、これは地元がやってやるというようなものもあるのだけでも、そういうような形でコミュニケーションを交わすということではできないのかどうかというのが私の思いなのです。

これは、今、ここでどうこうということではないのかもしれませんが、何かそういった形をとったほうがやはりもっといろいろな意味でスムーズに進んでいくのではないかというふうに思うわけです。

それで、先ほど言いましたように従来ならこういった形でシステムが発動すれば、それはそのシステムが進むによって連携が生まれてくるとかというがあるのですが、

この緊急とか、くどいようですが火災というのは、そういうことを望むようなものではないですし、そう緊急はあるのかもしれないけれども、火災というのはそう起こるようなものでもないということもあって、やはりある程度、地元の住民との顔合わせというか、コミュニケーションというか、そういうものが私は必要ではないかと思うのですが、その点についてもう1回、お伺いします。

議長（方川一郎君） 小坂総務課主幹。

総務課主幹（小坂祐司君） 再度、高橋議員の質問にお答えしたいと思います。

新築の部分でございますが、これは建築同意、それから役場さんのほうからも回ってきて、私どものほうに住宅のデータが来ることになってございますので、それをもとにデータは入力していきたいというふうに考えているところでございます。

また、各署が出てくる部分のことにしまして、火災等にありましては現在、我々広域前ですが、上浦幌地区に協定を結びまして、救急、それから火災出動出ているところでございます。

消防活動の基本というのは同じでございますので、訓練等行わなくても連携が乱れるとか、混乱するとかということはありませんので、指揮命令系統さえしっかりしていれば我々の活動は混乱はないと、そういうことで各署との連携も混乱はないというふうに考えますが、地域住民とのコミュニケーションということですが、地域住民の方がそういう必要という要望があれば、我々としても各地区管轄の消防署と連携をとりまして、対応はしていきたいというふうに考えています。

以上です。

9番（高橋利勝君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午後 6時57分 休憩

午後 7時10分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番大住啓一君。

4番（大住啓一君） 議長の許可をいただきましたので、日中保留してありました人口減少対策について質問をいたします。

先月17日に平成27年国勢調査の速報値が北海道から発表されました。全道的にも人口減少に歯どめがかかっていません。本別町として、どのような対策を考えているのかお伺いいたします。

十勝管内の速報値を見てみますと、減少率が最も大きかったのは本別町の11.3パーセントであり、10パーセントを超えたのはほかに2町でございました。本町の人口の推移は平成12年の国勢調査が1万21人、平成17年調査が9,072人、平成22年調査が8,275人、今回が7,343人であり、前回調査より932人の減

少となっています。

まちづくりの基本となるのは人口です。人口減少は大きな問題であり、本別町においてもさまざまな施策が展開されましたが、残念ながら大きな成果があったとは思われません。

定住対策、少子化対策、高齢者対策、農業関係機関との連携による雇用の創出、さらに現存する企業への支援など、今後は大胆な施策の展開が必要と思いますが、町長の考え方をお伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の人口減少対策についての答弁をさせていただきます。

まず、人口減少対策、国勢調査の速報値が出ました。総じて、これは人口減少、国もそうですけれども、地方創生含めて人口減少を何とか食い止めようということで地方創生、また1億総活躍社会などなどの政策ができたわけですが、いずれにいたしてもこの人口減少には特効薬や即効薬がないと言われるだけに、全体としてさまざまな分野における施策の充実と着実な推進が必要というふうに考えておりますが、御承知のとおり昨年10月に策定をしました本町のまち・ひと・しごと総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づきまして喫緊の課題であります人口減少の克服に向けて、地域の特徴を生かした自立的で持続的な町を創造していくために、平成27年に5,000人程度の人口を維持することを目標とする長期的な展望を持ちながら人口減少に歯どめをかける取り組みを総合で一括、戦略的に進めるために重点的に取り組む施策の基本方針や5年後の数値目標についてを示したところであります。

御質問の中に、御提案がありました定住対策、また少子化対策、高齢者対策、農業関係機関との連携による雇用の創出、さらには現存する企業への支援などにつきましては、まち・ひと・しごと総合戦略にも掲げています四つの基本目標として、施策として取り組みながら対応することとしております。

本町の豊かな自然や地域資源など、本町ならではの個性と魅力を高め、地域の活性化、にぎわいと交流を創出しながら訪れてみたい、また住みたい、住んでみたいと思われるような魅力ある町の構築に向けた実効性のある地方創生を進めていくことが重要と考えております。

推進に当たっては、町民の皆様の検証や御意見を踏まえながら、計画、実行、点検、評価、改善の流れを確立しながら、財政の確保に努めながら計画的に推進してまいりたいと考えております。

御承知のとおり今回の国勢調査においてこの総人口が初の減少に転じ、また首都圏、また都市圏の一局集中の課題が明白になったところであります。相当、困難な状況が続くこととなりますが、本町としては町民の皆様との協働により、この局面に果敢に立ち向かってまいりたいと考えておりますので、御理解、御支援をいただきますよう

をお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長のほうから新しい事業といいますか、まち・ひと・しごと  
との関係で四つの基本目標ということでお話がありました。

私も先ほど述べさせていただきましたように少子化、定住、高齢者対策等々について  
もいろいろな部分で施策を展開していくべきと思っております。

数字で申しますと5年間で減ってきている数字が932人でございますから、1年  
間で186人。1年間で186人という数字は2日間で1人ということでございます。  
これは、とてつもない数字だというふうに認識してございますので、今、計画してい  
る、例えば一つの提案でございますけれども、高齢者対策の一つといたしまして28  
年から計画すべき予定になっているようでございますけれども、特別養護老人ホーム  
の関係でございます。これについては、20床と30年をめどに29人という収容人員  
でございますけれども、合わせて49名ということでございます。現行の50名の  
定員より少ない、また、高齢者の方々の施策の中では老人ホームが本別になかなか入  
れないということで、町外に出ていっている方が住所地特例、これは住所を移しても  
本別町の介護サービスの料金を支払っているという部分でございますが、昨年の定例  
会でもお話をさせていただいたとおり、17人おられるということでございますから、  
それらの部分の施策もここで1回立ち止まって人口減少に歯どめをかけるべく、大き  
な展開をしていくのも一つの方法ではないかと思うところでございます。

午前中、農業問題でもいろいろお話が出ました。既存の大きな会社、町長もおっ  
しゃっておりますように昭和30年の後半に北海道糖業、40年の後半には明治の工  
場ということで、ほかに類を見ないような大きな工場がございます。その関係者の方々  
とも協議を進めていく中で、規模も減らすことなく、これは一自治体が言ってもとい  
うことになるかもしれませんが、全町挙げて既存の恵まれた大きな会社に対す  
る支援策、これはJAとの協定、協議もございまして、町民の皆さん方の御理解もい  
ると思っておりますけれども、その辺を進んでいくべきではないかと思うところでござい  
ます。

定住対策につきましては、勇足にも定住団地が造成されております。私の承知して  
いるところでは12区画のうち4区画が終わっているのかなという認識でございます  
けれども、この辺もあと3分の1ですから、あと8区画なり、残っているとすれば大  
きな転換を、考え方の転換をすべきでないかというように思っているところでござい  
ます。

全国的に人口が少なくなってきていますので、数字だけ取り上げてどうのこうの  
ということではございませんけれども、今回の大きな数字の減少ですから、町民の皆さ  
んもきっとマスコミ等の周知の中で、相当びっくりしている部分もあろうかと思いま  
す。

これからは、本当に私ども議員も含めて、全町一丸となって対策を講じていくべきでないかと思っておりますので、今、何点か申し上げさせていただきましたが、町長の見解を再度、伺うものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） いろいろな角度で対策を講じなれば、なかなか定住の人口増につながらないというのがまさにそのとおりでありまして、それぞれ総合計画含めてずっと対応してきました。

前回のときには、前にも質問ありましたけれども、広報等調査というのですね、単純に将来、人口がどうやって推計するかということをやってきたのですが、実はこれは平成22年度にこの調査でいくと、平成12年国勢調査のときは1万21人ですから、これも前にも何回か申し上げましたけれども、これは本当に農業大学校だとか、本別の太陽の丘の工事だとか、高速の工事でたくさんの作業所、また人口移動がありまして、非常に大きな効果をいただいたところでありまして、それがずっと続きました。

このときはそうですけれども、その後の平成17年、この調査ではこの広報等調査では、予報ではこの本別の人口は8,245人になるという予報だったのです。ところが、おかげさまでこのときも9,072人実質確保しました。

また、前回の22年には7,219人に減ると、22年代には7,000人の前半になるということだったのですが、ここもおかげさまで8,275人と1,000人、ずっと上だったのです。

でも、これらを含めて今回、どうしてこの900人も、一定程度、ほかの町とそんなに変わらないだけの人口減少というのは、これは自然減だとか、社会減の中でもちろん細かいの分析はできませんけれども、おおよそなるのは今まで残念ながら120人ぐらい亡くなって、50人が60人が出生、生まれたということがあったのですが、ここ最近は120人ぐらい亡くなって、生まれるのが25人ぐらいになってどっと減ってしまうのです。それと、高校卒業して学校行くだとか、また、それから単身者が出るとか何とかいろいろ含めたりして、社会減含めて、やはりこういう人数になる。

それと、この中で今回の5年間で一番、要因として大きかったのはやはり高速道路関連の工事の定住人口が、全部ここで工事が終わりましたので、釧路線も、本別の山手にあるようなああいう宿舎から南3丁目にある宿舎から、それからそれぞれ公営住宅含めて本町に住所移していただいた家族の人たちが非常にいなくなったというか工事が終わったから出ていきました。

それとまた中学校の統合だとか、また小中高の間口減で教職員もかなり減ると、そういうことも含めて非常に要因として大きなものがあって、このような結果になったことでありますから、それらの状況も踏まえながらこれから人口減にどう歯どめをかけて、少しでも定住、また永住人口をふやしていくかということですが、今の御提案にありましたように、北海道糖業も明治乳業もそうですけれども、本町を支えていた

だく大企業二つは、非常に家族数がすごく少なくなっているものがあるものですから、それらは会社ともいつも協議をさせていただきながら、でき得れば北糖だかの機械の部分の本別の工場に集約していただいたとか、また明治乳業もそれぞれこの優秀な生クリームをつくってもらうとか、でき得れば四、五十人でいいですから、これは具体的なあれですけれども、ぜひ2次的な工場も本別に併設をしていただけませんかという話をしました。

残念ながら今の敷地の延長というのは非常に難しいなどなどの状況ありますけれども、それが今回、また根室のほうに新しくまた工場が増設されますが、やはり御質問にありますように事あるごとにそういう可能性のあるところに少しでもずっと声かけをしながら、少しでも多くの人口増加につながる、また工場が増設につながるような方策をとりながら、あわせて農業もそうですし、また商工業もそうですから、そういうこと含めて本当に子育て支援もその中に入るのですが、何とか本町に少しでも多くの方が住んでいただいて、生み育てる、そういう生んでいただいて育てる環境も少しでも緩和できて、この子育てに負担のかからないような、本別ならではの育てができるような、そんな体制をとっていかなければならないというふうに思っています。

勇足の住宅の団地の提案もありました。本当に当初は団塊の世代が都会から来て、議員もまだ職員で頑張っていたときのああいう計画ですから、なるべく広く持って、菜園つきでああいう大地の日差しの恵まれたところで大きな区画の中でゆったりと暮らしていただく、田園風景のあるところということで作りましたけれども、それも余っているとかが、残っているとかがという意味ではありませんけれども、4区画が住んでいただいて、それらのPRも含めてその全体的な住宅だとか、移住環境に向けてもっともっと力を入れながら、ぜひ誘致をするということ含めて午前中のふるさと納税の関係ではないですけれども、そういう有意義なところをぜひ、いろいろなこれらの方策も駆使しながら努力していきたいなど、いかなければならないというふうに思っていますし、そうしていきたいと思っています。

それぞれ定住、また農業関係、高齢者対策、少子化、これら含めて本当に先ほど言いましたけれども、地方創生の中でわずかな時間でありましてけれども、しっかりとしたこれからの本別の定住、これから人口増に向けた政策を具体的に4項目をやりながら、しっかりと常に見直ししながら、またPRを大きくしながら取り組んでいきたいというふうに思いますので、また御支援もいただければと思います。

以上を申し上げて答弁といたします。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長のその都度その都度という御答弁をいただきました。

私も先ほど提案させていただいた高齢者の方々の対策の中で老人ホームということと質問させていただいてございますけれども、町長の考え方、まだ伺っていなかったということと、町長先ほどほかの町村と変わらないという減少、それは本別の思って

いる人口と、ほかの小さなと言ったら失礼ですけれども、人口がございまして、一概に人口が減った数ではなくて、率で申しますと冒頭おっしゃいましたように11.何がしというのは残念ながら一番大きかったと、10パーセントを超えているのがほかに2町でございまして。個別の名前は差し控えますけれども、ほかは4パーセントとか6パーセントであったということでございます。

これは、立地条件だとか、いろいろな条件があろうと思っておりますけれども、町長もお話になりましたように平成12年の国勢調査のときには高速道路の作業をされる方々が100人、200人いたので1万人を超えていたというようなお話でございますけれども、過去は過去として、これから今、町長もお話になったように喫緊の問題として政策のある程度の変更も目指していくべきではないかというふうに私は思っておりますので、先ほど質問させていただきました提案といいますか、特別養護老人ホームの考え方だとか、勇足の定住団地について思い切って立ちどまるだとか、少子化対策については生まれてくる子どもさんが今20人程度というような町長もお話をされましたけれども、もっともっと医療政策だとか、住宅の政策だとかを思い切った政策を打って、本別に住んでいただくと、この12日には釧路空港までの高速道路がオープンしまして、釧路圏も相当アクセスがよくなってきています。向こうのほうからも、いろいろ仕事で本別町ということで、無料区間でございますから当然、そういう形もあり得るのではないかと思いますので、もっともっと大胆な施策打てるのではないかと思いますけれども、その辺を改めて町長のお考えをお伺いしたい。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 御質問のとおりでありまして、これから釧路圏、阿寒のインターまで来ますから、非常に交流人口もふえますし、そういう意味ではチャンスが広がってきているのではないかというふうに受けとめていますが、特に老人ホームの関係ですけれども、今、計画しているのは20と29ということですが、これは残念ながら50人にしていくと、広域型といってほかの町の人も入れるのやだという意味ではないですけれども、どうしてもいろいろなこの町の人も施設が足りなくなって、本町ということになれば、それは全部受け入れると、そうでなくてうちも今、この前の議論もありましたように、これら10人、または10数人がそれぞれの事情があるとして、本町からほかの施設にお世話になっている方いますから、希望する人が全部、全部ということではありませんけれども、できれば地元の人が優先的に利用できる、また入居できる施設ということで、地域密着型の小規模特養ということで計画をさせていただきました。

あと10年たつと本当に高齢者もどんどん少なくなっていくますから、そういうことも踏まえて、また介護保険の負担に踏まえて、それについてさらにまた、そこに合わせて高齢者住宅も併設をしながらしっかりと通いながら、また住みながら、そして最後はもし、介護度3以上になったら終の棲家ということで、それも本別町の住民

の皆さんが優先して利用できるということであれば、今よりもまだ利便性が高まるということでもありますから、これらをまず第一に確保しながら安心して来てくれる、住めるまちづくり。

そして子どもの支援は一部ですけれども、子育て支援、認定こども園だとか、また地域の放課後教室だとか、また医療費も中学生から、まだこれ審議これからですけれども出させていただきますが、例えばその年齢を延ばして、またきょうもお話がありましたように高齢者だけでなく、若い世代、子育て世帯が住宅難を緩和できるように、これは空き家対策なんか含めても、この公営住宅プラス空き家住宅など定住、移住含めてしっかりと対応できるような方法を短期間も、また長期間も含めて対応できるような方法もしながら、おためし含めて本別町に住んでもらう、そしてここでそれぞれこれからの定住につなげていくような方策を取りたいということでありまして、大きな企業に対する要請もそのとおり実行していきたいなというふうに思っております。

特に先ほど申し上げた創生、四つの項目ということですが、地域、何ととっても地域資源を活かして、農林業含めてこの元気な産業の雇用を確保して、安定した雇用を創出していくと。すそ野の広い農林業ですから、ここにしっかりとしたこの産業としての流れをつくっていききたい。

さらに地方への流れをつくるということで、新しい種類の流れをつくりながら、また本別に対する応援団、これは国が言っている地域応援団だけでなく、前から言っていますが町内をよく知っている方、近隣で本別町で何かをやりたい方々のそれらの積極的な登用を含めてしっかり現実に実効性のあるやはり政策をとっていききたいなと思っています。

もう一つは、結婚と出産、子育ての希望がしっかりとかなえられる、不妊治療など含めても今、さらに拡大しながら、さらにまた出産、子育ての希望もかなえられる環境をしっかりとつくり、少しでも多くの子どもたちが豊かに育ててもらえる環境づくりをやりようと思っています。

もう一つ、4点目ですが、これは将来にわたって元気な地域ということで、好循環を支える安心な暮らしということで、農業も林業も商工業も含めて、それぞれ起業化をしたい、また、そして何かをつくりたいなど含めても積極的な応援をしながら、これは商工会も農協も含めて、また企業も含めてしっかりと連携とりながら、よく言われるオール本別で子育てとか、定住だとか、雇用の確保に向けて最大限、この地方創生の事業の中でまずは全力を尽くしてやっていくと、こういうことで対応してもらいたいと思います。

また、それら含めていろいろまだ行き届かないところたくさんまだあると思いますが、ぜひともまた御支援をいただきながら実効性のある政策をとっていききたいなというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長のおっしゃる意味は理解できないわけではないのですが、空き家対策等々についてもタイムリーな政策だというふうには理解いたします。

ただ、高齢者の政策に限っていえば、老人ホームに入りたい方が昨年の定例会でも質問させていただいてございますけれども、44人の方があの時点で待機している方がいると。それと町長、今おっしゃったように地元の方、優先で49人の2カ所の49人で建てていくということでございますから、それはそれとしていいのですけれども、10年たてば高齢者の方がいなくなるから、それでいいのだというようなニュアンスにも聞こえました。

そうではなくて、今、まち・ひと・しごとで四つの基本目標があるという中で、近隣の町村との協調もしていくということでございますから、私どもの研修等々で行っている後志管内の老人ホームについても、やはり近隣町村から入っていただく老人ホームもないわけではございません。

こういう形で、老人ホームを大きくつくったから人口がふえるとかということではございませんけれども、今、町長がお話したような形で地元の方優先、それはありがたい話ですけれども、10年たったら高齢者がいなくなるから、44人の待機者がいてもいいのだというような、そういうつもりでは言っていないと思いますけれども、そういう部分でちょっと私どもに聞こえてくるものですから、その辺、1回、施策についても立ちどまって少子高齢化ということでございますから、少子化対策だとか、高齢者対策等々含めて、高齢者住宅も結構でございますけれども、やはり施設介護ということも念頭に置いていただいた施策の展開も必要ではないかというように考えておりますので、その辺の見解を再度伺うものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 高齢者対策、特に御質問でありますけれども、高齢者対策、今は特養、養護含めてありますし、またグループホームや高齢者住宅、またアメニティ含めて、これだけのやはり施設を、またそれで地域密着型、勇足、仙美里含めて、また清流町含めて、あれだけの地域密着型や高齢者住宅を設置しています。

それで、そういうことも条件として、また総体で考えながら、しからばこれからの老人ホームの建てかえの話になってしまうのですけれども、そういうことで待機者の状況、またこれからの高齢者の人口の推移、それら含めて介護するスタッフの確保、それと介護保険などなど含めての医療費や介護保険料などの負担などなど含めて、総合的に勘案して、この高齢者福祉計画の中でこのような方向をとっていかうということをそれぞれ健康長寿まちづくり会議を含めて、多くの福祉団体の皆さんや、またいろいろな角度からの検討の中のそういう方向性を出してきたということでもあります。

44名の待機者と言われる分については、これは前も議論させていただきましたけ

れども、それぞれ実態としては即入居するとか、希望とか含めて、そういう実態を含めて担当のほうからも少しお話をさせていただきますが、それが本当にそれだけのことが必要でニーズとしてあるならば、それはもちろんそれはこれから計画しながら、後期計画ありますから、やっていくということですから、それらを一つの要因となるかもしれませんが、そういう総体的に負担の問題、また支える人材の問題、そして将来推計の問題など含めて、そのような方向に出していくということでもありますので、直接、この人口減の中ではなかなか、まだそこまでいってないということですから、それも十分に参考しながら、人口、何といてもこれは一番大事なところですから、それらのバランスをとりながら、しっかりと考えていきたいなと思っております。

もう一度、その実態の部分については担当のほうから答弁させていただきます。

議長（方川一郎君） 井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君） お答えさせていただきます。

正確な数字については持ち合わせしておりませんが、記憶の中でお答えさせていただきますというふうに思っております。

特別養護老人ホームにつきましては、民間を含めた介護相談員、あるいはケアセンターの所長、包括支援センターの所長、老人ホームの職員含めて、年に4回、入所判定委員会をさせていただいております。

それぞれ入所申し込みのあった方を現在120名程度おりますけれども、それにつきましては皆さん御承知のとおり、平成27年4月から介護度が3以上でないとい入れない、入所できないという条件が付きましましたので、120名程度おりますけれども、その中の約50名程度が介護度3以上でございます。

その中で、緊急を要する方15名程度でございますけれども、居宅の方も実際にございます。ただ、アメニティーに入っている方ですとか、今、現在病院に入っている方ですとか、そういう方たちについても緊急を要する、例えばアメニティー本別に入っている方につきましても、自己負担金が若干高いものですから、経済的な問題ですとか、病院に入院されている方でも退院後に自宅に戻れない方、そういう緊急を要される方は大体10名から15名程度、いらっしゃいます。

以上でございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 特別養護老人ホームの実情までお答えいただきました。

冒頭、人口減ということでございますので、先ほどもお話をいただいたように釧路へのアクセス道路も今月、12日に開通するということでございますから、それらを転機としまして、大きな政策の転換だとか、実施に向けて、やはり町民の皆さんと町長も先ほどおっしゃったように商工会の皆さんだとか、JAの皆さんとも当然、協議はしていかなければならないと思っておりますけれども、やはりここは主役であります町民の方々といち早くそういう状況があればお話しして、情報公開をするということ

が基本でないかと思しますので、その1点だけ確認させていただきたい。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 常にやはりそこが一番大事なところですから、御質問のとおりそれは実施していくことと、そしてやはりそれぞれの団体が、言ってみれば経済団体含めて、そこが全力で頑張っていけるという環境をつくらなければ、人口減もにぎわいも、また発展もないわけですから、それはもうしっかりやっていただいて、あくまでもこの本町のまちづくりの基本であります、やはり自分の町は自分たちの手でしっかりとつくっていくのだと、そういうことを含めてこれら揺るぎなく、これからはしっかりと努めていくと、こういうことで私どもも全力で取り組んでいきいと思しますので、よろしくをお願いします。

以上であります。

4番（大住啓一君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、2番藤田直美君。

2番（藤田直美君） 議長のお許しがありましたので、通告しておりました1問、発達支援センター強化についての質問をさせていただきます。

発達支援センター内に子どもの育ちに関する相談窓口を一本化し、福祉と教育が一体となって継続的に支援する仕組みづくりや環境整備等の取り組みについての考え方を伺います。

少子化が進む中、文部科学省が公表した通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査の報告によると、知的、発達におくれはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示す発達障害と思われる児童生徒が全体の6.5パーセントで、年々増加傾向にあることが明らかになりました。

小中学校だけでも61万人ほどいる計算で40人学級では二、三人、30人学級ではクラスに1人から2人在籍している可能性があります。

本町でも平成27年12月現在、ことばの教室通者数は28名ありまして、通室、訪問、教育相談で利用があった件数が504件もあったと聞いております。

発達支援センターの相談として、保護者や関係機関から82件もあり、平成23年から発達障害での相談件数がふえてきているため、職員2名の体制では難しい、指導は難しい状況であると先日の所管事務調査において発達支援センターの支援の現況と今後のセンターのあり方など、検討されている内容の説明をいただきました。

指導や相談に関して専門職の配置や部局を横断したシステムの構築をもっと図るべきだと思ひ、一般質問で提言させていただくことにいたしました。

次の2点について伺います。

まず、一つ目に現在、幼児、児童相談は子ども未来課、就学児童生徒は教育委員会、母子保健は健康管理センター、障がい者福祉はケアセンターと部局が点在していてわかりにくいという声がございます。支援を必要とする子どもと、子どもの発達に不安

がある保護者の相談窓口を一本化し、福祉部門と教育部門の連携の強化を図り、発達や学校の生活について相談できる総合的な窓口をセンター内に設置する考えは伺います。

2点目に、総合的、横断的な人事配置をし、育児相談、専門的な療育相談や支援、いじめや不登校など教育相談に対応するため、心理士、言語聴覚士、医学療法士、作業療法士、保健師、スクールソーシャルワーカーなどの専門職による支援の実施をする考えはないか、以上、2点について伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 藤田議員の発達支援センター強化についての質問の答弁をさせていただきます。

それぞれ大事なところの質問をいただきましたけれども、所管事務調査で説明があったということですが、まだ案の案の案ですからせっかく質問していただいてもそのとおり行くということにはまずないということを押さえていただきながら、でも大事なことです。特に認定こども園ができ上がったら、それぞれ今の中央、南保育所が教室としていろいろ使えることなど含めて体制をとっていくようなことが今、内部で協議をしています。

特にこの発達支援センター、ことばの教室は長い間、頑張っていたのですが、もっともっと専門的な言語指導員だとか、今、言われたような人全員をそろえるということは不可能なことです。少しでもそういう前向いた支援ができるような専門的な見地からの子どもに、不安がある保護者の相談窓口も含めて、しっかりとした体制をとっていきたいなというふうに思っています。

ただ、私どもの本別町ぐらいのこの規模ですと、それぞれ声かけ合って横断して、いろいろな課との連携というのがとれますから、そういう意味では連携強化をもっともっとしっかりとしていかなければならないということで、実は昨年6月からこれらの発達支援センターの機能強化に向けてこども未来課だとか、総合ケアセンター、そして健康管理センターなどから担当職員7名がこの発達支援センターの機能強化のワーキング部会を設置して、今まで7回それぞれ会議を開催して、今後、本当に充実した機能強化に向けてということで今、協議を進めさせていただいています。

また、御質問にありますように発達に不安のある保護者の方の相談窓口というのは、あっち行ってください、こっち行ってくださいでなかなか、1回1回行ったところでまた同じことを説明するというのは、これは大変なことです。そういう実態もよくわかっていますので、一声かけて、そういう相談あったところにしっかりと、そういう関係者がみんなが集まれるような、そういう相談窓口をしっかりとことばの教室、発達支援センターということでつくってきたいなというふうに今のところ考えております。

さらに、子どもの年齢だとか、様態によってそれぞれ関係部局が連携して、相談を

受けますけれども、それは29年に認定こども園ができたときには、その機能も充実していきたい、まずこのように考えております。

2点目ですけれども、総合的、横断的な人事の配置ということですが、専門職員による支援の実施についての御質問でありますけれども、29年度に今、言いましたようにこども園の整備に伴って、中央と南が廃止となりますから、これをどちらかしっかりと活用させていただきながら、心理判定が可能な専任職員の配置などを子どもたちの療育支援を初め、家庭支援の機能など支援体制の強化はしっかり進めていきたいと、こう思っております。

現在設置の発達支援センターの機能強化のワーキング部会には、平成28年度から新たに、この中に御質問ありますように教育委員会もぜひ担当職員を加えさせていただいて、子育て支援部会と教育部会の連携をさらに強化して、保育、教育、福祉、保険、医療、就労へとつながる横の連携をしっかりと図っていききたいなと思っています。

さらに出産、就学前、学歴、就労へとつながる縦の連携、いわゆる生涯サポートを念頭に置きながら重層的で継続的なサポート体制を目指していきたいと思っておりますので、よろしく願いして答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 藤田直美君。

2番（藤田直美君） 再質問させていただきます。

相談支援に関してですが、気軽に相談できる体制整備ということで、教育支援も充実させるために発達や教育の相談窓口を一本化という希望をしているのですけれども、ここで東京都日野市の発達教育支援センターの紹介をちょっとさせていただきます。

発達教育支援センターとして、一昨年4月より開設していて、発達面、行動面、学校生活面における支援を必要とするゼロ歳から18歳までの子どもと子どもの育ちについて不安がある保護者の総合的な相談に対して支援する機関ということで、福祉部門と教育部門の部局がセンター内に設置されていて、全国的にも先進的な取り組みと聞いております。注目されているというふうに聞いております。

施設の特徴としては、別々の施設で業務していた発達支援推進チームと教育センターが一つのセンターに入り、総合的な相談支援を実施されていて、多様な専門職による支援を実施されており、情報が各関係機関で共有されることにより、何度も同じ説明する必要がなく、保護者の負担や学校現場での負担が軽減されているという報告がされております。

本別町の保護者の中には、気軽に相談したいと思っている人がたくさんいて、発達面だったり、子どもの行動面だったり、学校の先生に言われたことに納得がいかなかったりと、ちょっとしたことなのですがいつでも相談に乗ってくれてわかりやすい助言がほしいと思っている人がたくさんいることを感じているのです、普段から。

そのときに専門的な技術や相談員がいれば、保護者も安心して子どもの発達面のことですとか、学校のことですとか聞くことができるのではないかと考えております。

わかりやすさをもっと追求してほしいということなのですが、もう一つに人材の関係だったのですが、発達支援センター強化検討部会では、ワーキング部会という検討部会では専門的な療育支援ができる人の配置ということで、多機能型事業所として現在、保育士の方5名ほどの予定をされているのかなとちょっと、今、検討されている内容ですね。これからサービス管理責任者の講習や心理士の資格取得、療育スタッフに必要な技術の研修をして、力量形成をしていくと先日聞いたのですが、これからそういう勉強、研修を受けるのであれば技術の取得から人材育成までを考えるとかなりの時間がかかるのではないかと思います。

それなら、施設などで資格や経験のある人材を確保して、指導しながら人材育成をしていくべきではないかと思っております。作業療法士などは福祉の中では療育のスペシャリストと言われていて、自立のための訓練が必要な、子どもから高齢者までの幅広く対応する資格であると聞いておりますので、ジョブコーチなどにも適していると思われま。

現在の運営経費とセンター化に伴う個別給付の報酬や配置加算などを考慮などをして、再任用職をこれからするのかと思われまますが、人材の確保については十分に検討していただきたいと思っております。人材の育成の関係はお願いしたいと思っております。

あともう一つ、教育委員会が入ることで、現在、本町でも不登校に悩む子どもや保護者がいて理由はさまざまですが、原因がわからず担任の先生も困っていることが多いようです。

多くの親はどうしてうちの子がと思って、先生も思い詰まっている状態があると聞いております。全国的にも不登校は小学生で2万4,175人、中学生で9万5,181人、26年度ですが、前年度と比べて小中学生の不登校は7,000人もふえている状況だそうです。

不登校児の8割は病気とも言われていて、早期に発見して、早期に対処することが望ましく、その受け皿として発達教育支援センターとして相談窓口として担っていくべきではないかと思っております。

文部科学省の不登校対応のあり方についてでも、市町村教育委員会は教育支援センターと呼ばれる適用指導教室の整備の充実や指針づくりを進めているというふうに明記されております。

その人材育成の関係、不登校に関する関係などの考えを伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） わかりやすさということの希望があるということですから、そのとおりだと思うのです。

今の質問、答弁前後しますけれども、発達支援センターが窓口になるということについては、これはそのとおりでいいと思うのです。でも、そこで教育も何も全部できるということではなかなか難しいのかなと、これは教育部は教育として、それは本当

に専門的に相談を受ける、それは窓口は一本にして、そこからしっかり受けると。

おかげさまで今、発達障害持っているからいじめだとか、不登校ということでは決してありませんけれども、でもこれからの子ども子育てに向かっては、いろいろな悩みだとか、いろいろな食生活の関連も含めてあるのでしょうかけれども、特に発達支援という部分については非常にまた、全国的に御質問のようにふえてきておりますが、本町はそういうことも対応できるように、しっかりとした人材も配置しながらということをおもっております。

必ずしも保育士さんが研修を受けて資格を取るだけでなく、もちろん積極的にそういう資格だとか、そういう研修を積んでいただくというのも大事ですけれども、専門的に既にそういう業務に携わっていただいている人をこの本町に雇用させていただくということも大事なことです、そこも含めてしっかり対応していきたいというふうに思います。

どこまで所管事務調査の中でお話を聞いたかわかりませんが、そのような状況も含めて、今、職場でそれぞれの担当の中で共有されている方向なども含めて担当のほうからもう少し詳しく答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長。

子ども未来課長（大橋堅次君） 1点目の窓口の部分は町長が申し上げましたとおり、発達支援センターが担っていきます。そこで、本別町の場合はたらい回しという言葉がいいかわかりませんが、そういうことはしてありません。各課の連携を強化しながら、発達支援センターが窓口になって発達に不安がある、保護者の方の相談窓口として現在もそうですし、今後も進めていきたいと思ひます。

もう一つ、29年に向けての強化であります、本別町障がい者福祉計画というのが平成27年3月に策定されています。この障がい者福祉計画に基づきまして、本年、私たちが立ち上げましたワーキンググループがその計画に基づいて方向性を示して、先日の所管事務調査で方向性だけを案として説明をさせていただきました。

専門職の部分については、当然、今いる保育士が経験をして、そして心理検査ができるような形の研修も進めていきます。先ほど町長が申し上げましたとおり、必要な人材は当然、必要ですと町長が言っていましたので、それも検討しながら採用になるのか、どういうものが必要なのかということはこれから協議してまいります。

あと、最後の部分の不登校の部分については、私のほうからお答えはできません。以上です。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） 今、不登校の現状でございますが、小学校、中学校数人います不登校気味、不登校というのは文科で基準が定められておまして、連続して30日以上の場合は不登校ということになってはいますが、不登校気味というのは、出席したり出てこなかったりという状況が数人います。

まずもって不登校の生徒の対応は担任の先生が行います。担任の先生が家庭訪問も当然して、保護者との話し合いをいたします。という中で、もし難しくなってくれば、また管理職、教頭、校長が出てまいります。

さらに、中学校が主なのですが、スクールカウンセラーを配置してございます。本町に来ていただいているスクールカウンセラーは元教員をしておりまして、臨床心理士の資格を持っている方でございます。このスクールカウンセラーはほとんどの項目について相談に乗っていただいておりますが、この1年、2年は不登校にかかわる相談、あるいはいじめにかかわる相談はゼロでございます。

いずれにしても、今、学校の中の学校教育の中での相談業務については、そういう体制で特に私どもがこういうものをというようなニーズというのはいないやに思っております。

以上でございます。

議長（方川一郎君） 藤田直美君。

2番（藤田直美君） ちょっと前後するのですが、今の不登校の件なのですが、スクールカウンセラーの方が来て、そこでの不登校での相談はないということでしょうか。

スクールカウンセラーの方が生徒とお話をしても、職務上というのか、先生との情報は余り共有できないということ聞いたのです。先生もどうしてそういう状態なのかがわからないという話を聞いたことがありまして、それならこういうところで学校に行けなければここに来て、センターなどに来て、過ごして、学習がおくれないような状況をつくってあげるという、場所として担っていければなと思っておりました。なので、いじめも今ないということでもよろしいでしょうか。

あと、今現在何名いるかということと、小学校での状況、中学校での状況、先ほどの共通してということなのかというのをもう一度お聞きしたいと思います。

あと、ワーキング部会での今、検討されている内容を聞いてなのですが、やはり研修、専門職、十分に配置できない場合の職員の研修とか、スキルアップというのがとても大事になってくると思うのですが、相談支援体制についても十分連携とられていますとおっしゃっていて、連携の部分はずっと計画書、いろいろな計画書を見ても書いてあるのですが、実際に昨年は特別支援に対する進学に関係することだったので、教育相談で生涯福祉課、教育委員会、学校など、部局をいろいろなところで相談をして、行ったり来たりをして、またそこでの情報がうまく伝わらなかったために、保護者は大変、悩んでいたという経緯もございます。

なので、情報を共有するという連携は点在しているとなかなかとりにくいのかなと、相談に行っても、まず相談を聞いてもらう、ケース会議が開かれて、その後、今度は、子どもを連れていろいろなコーディネーターだとか、関係部署の人たちと会うという段階が今、とられていると思うのですが、やはり行ったときにそういう対応が子ども

と一緒に行ってすぐできるような状態があったらいいなと、細かい、小さなことでもそういうふうに分けられたらいいなという思いのお母さん方がとても多かったので、ちょっと時間がかかるですとか、まず最初にどこに行ったらいいかわからないというようなことも聞かれたことがあったので、やはりそういうことをやはり普及啓発の部分ですとか、そういうお母さん方にもっと周知してもらおうことも大事なのかなと思っております。

そこで、多様化している障がいの理解を多く人に知ってもらうためにということで、担当している部署の職員それぞれが進学に関して、発達支援に関しても熟知していることが基本だと思うのですが、例えば道から委託を受けてセンターを開設している帯広の障がい者支援道東地区センターきらぼしというところでは、地域の人はもちろんなのですが、保険、医療、福祉、教育、労働など、関係機関の職員や行政職員を対象とした研修とか講習などを行っているというふう聞いておりますが、本別町の行政にかかわっている方の参加が少ないというふうにもちょっと聞いたので、これはどういふふうに分けとめるべきかと思ひ、課長のほうも進んでいるといっていた芽室町や清水町の行政の方は大変、たくさん参加してらっしゃるという話も聞いております。

少ないという経緯なのですが、もっとほかにすばらしい研修があつて受けているのか、もしそういう研修を受けられているのであれば、保護者や地域の方にもっと知らせていただきたいと思ひますし、私は地域での理解促進のためには担当の職員の方がその研修を受けて、本別の町民に研修や講習会を開くぐらい熟知をして、もっと発達支援の関係ですとか、教育現場での指導に関しての理解を地域の人にしてほしいと思ひているのですが、その辺を伺ひます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 一つだけ私のほうから答弁をさせていただきますけれども、今、言われた一つの例で進学相談を、この発達支援センターでやるというのは、それは私は無理だと思ひますよ。それはやはり、学校現場で一番は担任も含めた直接、学習を指導していただいている先生と本人と例えば家族、親御さんですね、相談するというはまず基本ですから、それでどういふ方向にいくとかどういふとか。

そのことも、申しわけないけれども、すんなりと受け入れるかどうかというのもあるのです。お宅の子どもさんだったらここに行つても大丈夫ですよ、でも勇気出して行ってください。でも、ひょっとしたら私の子どもはずっと特別室にいたから、普通の学びは難しいのではないかと親が思つちゃう、そういうケースもあつたりして、いろいろなケースがあるものですから、やはりできれば子どもの未来に向かつて挑戦させるぐらいの気持ちでいってくれる相談と、どうしたらいいでしょうと、相談を受けてアドバイスしても、いやまた違ふところ、違ふところといつたら、なかなかそれがいけないです。

ですから、そういう意味ではまず教育の部分についてはやはり教育でしっかりやっ

てもら、ただ相談を一番先にするときの窓口は一本化、これいいと思うのです。具体的には相談はやはり教育は教育ですと、福祉は福祉でやっていくというほうが私はずっと効率よくなると。

先ほども質問ありましたけれども、職員も含めてそういうことでの相談を受けて、しっかりと対応できるようなスキルを身につけると、これらも絶対必要なことですから、責任的にそれはやっていかなければならないというふうに思います。

ただ、それだけでなく、専門職でないと間に合わないでしょうという質問が来るから、それはそれで本当に間に合わないということにならないように、そういう資格だとか、経験の持っている人たちも本町に来ていただいて、直接また指導していただく、そういうことも必要でないかなということでもありますので、また、担当のほうでももう少し補足があればぜひしていただきながら質問に十分に答えられるようにしていきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長（方川一郎君） 佐々木教育次長。

教育次長（佐々木基裕君） 不登校気味というお話がありましたので、その辺について若干、御回答させていただきたいと思います。

児童生徒が学級集団の中で学習したり、生活したりすることにつらさを抱きまして、人間関係も一因しているかと思いますが、学校を欠席するケースは確かにございます。

それで、それが即不登校ということに全てがつながるわけではございません。欠席される場合におきまして、学校と保護者及び医療機関が連携のもと、しばらくは家庭において感情の安定を図り、少しずつ学校生活に移行、または復帰できるよう段階を踏まえて通常の学校生活を送ることができる手だて、あるいは取り組みをしてございます。

ちなみに、不登校、それからいじめも全てそうでございますが、私、教育次長と教育指導主幹が今1人配置、教育委員会にしておりますので、各学期ごとに2回、3学期は1回ですが、それぞれ全小中学校を訪問いたしまして、管理者、時には個別の先生にいろいろな情報をお聞きして、私どものほうからも指導もしているところでございます。

それで、その中でもやはり不登校気味のお子さんはそれぞれありまして、教育委員会でも全て承知してございます。欠席の要因でございますが、体調の不調、それから怠学が大半を占めてありまして、人数につきましてはここで何名と押さえておりますが、それぞれの学校の人数は控えさせていただきたいと思いますが、確かに教育長の言ったとおり数名おります。欠席の要因は先ほどの言ったとおりでございます。

それで、学校におきましては、先ほども教育長がお話ししましたけれども、スクールカウンセラー等も配置しておりまして、スクールカウンセラーのほうに相談しづらいという保護者もいるということでございますが、スクールカウンセラーは週1回、本別中学校か勇足中学校に勤務してございますので、ぜひ、そちらのほうも利用して

いただきたいと思います。

また、学識経験者4名を教育相談委員として教育委員会では委嘱してございます。教育全般にかかる相談員ということで委嘱してございますので、何かありましたらそちらのほうに御連絡をいただければ対応しますし、また教育委員会内に24時間対応の教育相談フリーダイヤルというのを開設してございます。これは、私のほうの電話で対応してございますが、教育委員会のほうに電話が鳴りまして、それでも出ない場合、直接、私の個人の携帯に電話が入るというシステムでございますが、そういうところもございまして、どうぞ気軽に相談していただきたいと思いますし、この件につきましては全小中学校の児童生徒を通じてカードをお渡ししまして、何かあったらここに電話くださいということに周知をさせていただいておりますので、また今後も周知してまいりますけれども、そのような体制をとってございます。以上でございます。

議長（方川一郎君） 藤田直美君。

2番（藤田直美君） 先ほどほかに受けている研修がほかの職員の方もあるのかどうか、また、受けているのであれば保護者、地域の方に知らせてほしいということをお聞きしたのですが、それに対する考えを伺います。

議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長

子ども未来課長（大橋堅次君） 研修についての答弁をさせていただきます。

現在のことばの教室、発達支援センターには2名の保育士がいます。町の抱えています保育士も発達支援の研修会ですとか、いろいろな機関から来る研修会には積極的に参加をしています。

新年度につきましても、27年度以上の予算の要求をしましたところ、予算案のところに研修については入っておりますので、議決後は研修受けてしっかりと学んでいきたいと思っています。

議員が言いますとおり、学んできたことを関係する親御さん、さらには本別町の皆さんがそういう事を学びながら理解をして、皆さんが住みやすいまちづくりをしようと考えております。

以上であります。

議長（方川一郎君） 藤田直美君。

2番（藤田直美君） 最後になるかと思うのですが、ことしは中学校卒業後、通学や寄宿の関係で高等養護学校の進学をあきらめ、春から就労支援施設に通う子もおります。まだ15歳ということもあり、就労までにもう少し療育的指導や特支援教育を受けさせたかったと、保護者の方は進学させてあげられなかったことをとても残念に思っております。

義務教育を得た子どもから18歳を過ぎても、大学生になっても、就労についてからも継続的にセンターにおいても支援指導が受けられる体制づくりがこれからは重要と考えております。

発達教育相談、支援にかかわる専門の人が机を並べて仕事をすることによって、ワンストップ窓口、早い対応、情報の共有など、多方面からのアドバイスが支援の向上につながるとは思いますが、今後の検討課題にさせていただけるのか伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 質問している意味はよくわかります。

ことしも本別高校、例えば本別高校にということで、特別支援教育、特別支援教師ではないけれども特別支援年間で200時間を超える特別支援の事業をやっていただけ、そういうモデル校にもなりましたので、そういうことを含めて、本当に発達支援でここだけがどうしても弱いとか、こういうことだということは、もうなるべくその本別の地元に学校に行けるようにという、そういう体制も道教委が全国のモデル事業で本別高校を選んでくれてやっておりますので、そういうことも、また一つのきっかけにして、教育長も私どもも何度か道教委に行って、さらなる支援のお願いをしているのですが、モデル事業で始めたばかりなので、今からそれは拡大するのかなかなか、今は言えないけれどもしっかりと、それが近いうちに教室につながったり、時間をまた大幅に延長していただくような方法などもありますから、そういう道を開きながら子どもたちの本当に未来に向かってどういう選択が進路として一番いいのかということも含めて、これは真剣に私どもも捉えさせていただきます。

それまでのやはり保護者の皆さん方のそういう積極的な子ども、先ほど言いました子どもを信じて、そこに挑戦させるというような、そういう親の決断もしていただけるように、それぞれ必要な相談窓口含めて、コミュニケーションをしっかりとつながりながら、そういう支援をしていきたいなと思いますので、きょうの質問を無駄にしないように、いただいたものをしっかりと対応できるように、そしてまた、子育て、本当に頑張っている保護者の皆さん方に少しでも期待と安心を持っていただけるように最大限の努力してもらいたいと思いますので、これからまたいろいろな面でアドバイスをいただければと思いますので、以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

2番（藤田直美君） 終わります。

議長（方川一郎君） これで、一般質問を終わります。

傍聴者の皆様方に申し上げます。

今回もナイター議会を開催させていただきました。長時間にわたってお疲れのところ、傍聴していただきましてまことにありがとうございます。

当町議会の取り組みに対しましても、今後とも御指導と御協力をお願いいたしたいと思えます。また、御理解もいただきたいというふうに思えます。

傍聴していただいた皆さん方に、改めて厚くお礼を申し上げまして、ナイター議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。  
本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散会宣告（午後 8時21分）

## 平成28年本別町議会第1回定例会会議録(第3号)

平成28年3月9日(水曜日) 午前10時00分開議

### 議事日程

- |        |         |                                   |
|--------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1  | 議案第 20号 | 本別町行政不服審査会条例の制定について               |
| 日程第 2  | 議案第 21号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 3  | 議案第 22号 | 本別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正について       |
| 日程第 4  | 議案第 23号 | 定住自立圏形成協定の変更について                  |
| 日程第 5  | 議案第 24号 | 本別町過疎地域自立促進市町村計画について              |
| 日程第 6  | 議案第 25号 | 平成28年度本別町一般会計予算について               |
| 日程第 7  | 議案第 26号 | 平成28年度本別町国民健康保険特別会計予算について         |
| 日程第 8  | 議案第 27号 | 平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について        |
| 日程第 9  | 議案第 28号 | 平成28年度本別町介護保険事業特別会計予算について         |
| 日程第 10 | 議案第 29号 | 平成28年度本別町介護サービス事業特別会計予算について       |
| 日程第 11 | 議案第 30号 | 平成28年度本別町簡易水道特別会計予算について           |
| 日程第 12 | 議案第 31号 | 平成28年度本別町公共下水道特別会計予算について          |
| 日程第 13 | 議案第 32号 | 平成28年度本別町水道事業会計予算について             |
| 日程第 14 | 議案第 33号 | 平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について       |

### 会議に付した事件

- |       |         |                                   |
|-------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 20号 | 本別町行政不服審査会条例の制定について               |
| 日程第 2 | 議案第 21号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 22号 | 本別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正について       |
| 日程第 4 | 議案第 23号 | 定住自立圏形成協定の変更について                  |
| 日程第 5 | 議案第 24号 | 本別町過疎地域自立促進市町村計画について              |
| 日程第 6 | 議案第 25号 | 平成28年度本別町一般会計予算について               |
| 日程第 7 | 議案第 26号 | 平成28年度本別町国民健康保険特別会計予算について         |
| 日程第 8 | 議案第 27号 | 平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について        |
| 日程第 9 | 議案第 28号 | 平成28年度本別町介護保険事業特別会計予算について         |

日程第10	議案第29号	平成28年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
日程第11	議案第30号	平成28年度本別町簡易水道特別会計予算について
日程第12	議案第31号	平成28年度本別町公共下水道特別会計予算について
日程第13	議案第32号	平成28年度本別町水道事業会計予算について
日程第14	議案第33号	平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について

出席議員（12名）

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	吉井勝彦君	総務課長	大和田収君
農林課長	工藤朗君	保健福祉課長	村本信幸君
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	能祖豊君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	毛利俊夫君	総務課主幹	小坂祐司君
建設水道課長補佐	高橋優君	総務課主査	長屋聖子君
教育長	中野博文君	教育次長	佐々木基裕君
社会教育課長	菊地敦君	学校給食共同調理場所長	久保良一君
農委事務局長	郡弘幸君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巢正樹君	総務担当主査	松本恵君
総務担当副主査	塚谷直人君		

## 開議宣告（午前10時00分）

### 開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

### 日程第1 議案第20号

議長（方川一郎君） 日程第1 議案第20号本別町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第20号本別町行政不服審査会条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、行政不服審査法が50年以上ぶりに全面改正されましたことに伴い制定するものであります。

行政不服審査制度とは、国民が行政処分に関しその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続きのことですが、今回の行政不服審査法の全面改正は、簡易な手続きによる救済手段の充実、拡大を図った内容となっており、また、不服申し立てに対する裁決について判断の妥当性を点検するため、有識者からなる第三者機関いわゆる審査会を設置するよう定められたため提案するものであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町行政不服審査会条例。

設置。

第1条、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第2項の規定に基づき、法の規定によりその権限の属された事項を処理するため、町長の付属機関として、本別町行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置くことができる。

本町の処分等に対する審査請求につきまして、その裁決の客観性や公正性を高めるため、第三者の立場から、審理員の行った審理手続の適正性や法令解釈を含め、審査庁である本別町の判断の適否を審査する機関として、その事件ごとに附属機関として設置することを定めております。

組織。

第2条、審査会は、委員5人以内をもって組織する。

委員。

第3条、委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

第2項、委員の任期は、その委嘱の日から当該委員の委嘱に係る当該事項に関する調査

審議が終了した日までとする。

第3項、町長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、これを解任することができる。

任期につきましては、第1条の規定によりまして、設置につきましては事件ごととすることから、その任期を審議終了の日までと定めております。

また、第3項、罷免でございますが、心身の故障のため職務が執行できないとき、又は委員の非行が認められた場合、委員の適正を欠くことが考えられるため定めております。

委員の守秘義務。

第4条、委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

審査過程におきまして、個人情報に接する機会があります。守秘義務の遵守を求める必要性が高いと考えられることから定めております。

会長。

第5条、審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

第2項、会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

第3項、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

庶務。

第6条、審査会の庶務は、総務課において処理する。

委任。

第7条、この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

行政不服審査法の施行日が条例の施行日となるため定めております。

以上、議案第20号本別町行政不服審査会条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 今まで自治体がこういう形で不服審査委員会というのを持ってなかったということだと思っておりますけども、今までどういうふうにかこの種のものを扱っていたかというのが第1点と、それから、審査会の委員になる方は相当いろんな知見とか考え方というのが必要になると思われそうですが、その委員の構成とか選出について、どのような考え方を持っているのか伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） まず1点目の現行でございますが、今までは審査請求に、町民の方が町に対して不服の申し出がある場合については担当課のほうで、その文書受付をいたしまして、その中で協議をいたしまして決裁等受けまして、本人にその旨の通知を行なっております。これからは審査会を通すというようにかわってきております。

審査委員の選出につきましては、まだ具体的には決めておりませんが、町内にいらっしゃる有識者の方から選んでいきたいというふうに考えております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号本別町行政不服審査会条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号本別町行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第21号

議長（方川一郎君） 日程第2 議案第21号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第21号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、先ほども説明させていただきましたが、行政不服審査法の全面改正などによりまして、関係条例の改正の必要が生じたので提案するものであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

本別町行政手続条例の一部改正。

第1条、本別町行政手続条例（平成9年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

これは行政手続法の一部改正に伴います字句の整理であります。

続きまして、本別町情報公開条例の一部改正。

第2条、本別町情報公開条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条・」を「第15条」に改める。

条の変更に伴います字句の整理であります。

第15条を次のように改める。

審査請求等。

第15条、この条例による公文書の公開の請求に対する処分又は不作為に不服のある者は、審査請求をすることができる。

第2項、この条例による公文書の公開の請求に対する処分又は不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

不服申立てにつきまして、審査請求と異議申立ての一元化に伴います規定の整理、及び不作為事件を諮問対象に含めております。

第15条の次に次の1条を加える。

審査会への諮問。

第15条の2、この条例による公文書の公開の請求に対する処分又は不作為について審査請求があったときは、裁決をする町長又は実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該審査請求について、遅滞なく、本別町情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて、当該裁決をしなければならない。

第1号、審査請求が不適法であり、却下する場合。

第2号、裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（第三者から当該公文書の公開について反対の意思を表示した書面が表示されている場合を除く。）

これにつきましても、審査会に対する諮問及び審査請求の不備に係る取扱いについて明文化をしております。

第16条第1項中「前条第2項の不服申立て」を「前条の審査請求」に改める。

本別町個人情報保護条例の一部改正。

第3条、本別町個人情報保護条例（平成16年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第27条の次に次の1条を加える。

審理員による審理手続に関する規定の適用除外。

第27条の2、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

これにつきましては、行政不服審査法で定められました審理員制度について、審議会な

ど別の裁決機関が存在する場合については、その手続きの公正性が確保されることにより適用を除外しております。

第28条を次のように改める。

救済手続。

第28条、実施機関は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査会についての裁決を行わなければならない。

第1号、審査請求が不適法であり、却下する場合。

第2号、裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（第三者から当該保有個人情報の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）

第3号、裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合。

第4号、裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合。

これにつきましては、不服申立てについて、審査請求と異議申立ての一元化に伴う規定の整理、及び不作為事件を諮問対象に含めるものとしたことによります。

続きまして、固定資産評価審査委員会条例の一部改正。

第4条、固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「固定資産評価審査委員会規程」の次に「(昭和52年規程第3号)」を加える。

これは字句の整理です。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

第2号、審査の申出に係る処分の内容。

第4条第3項中「申し出」を「申出」に改め、「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

これにつきましては、地方税法の一部改正によります字句整理及び記載事項の追加となります。

第6項、審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

行政不服審査法施行令第3条第1項の規定によりまして、審査申し出人が資格を書面によるものとされたことから、その資格を失った場合も書面での届出を規定しているもので

あります。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

第2項、前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がなされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

地方税法の一部改正に伴いまして、電子情報処理組織における申請が認められたことによる追加となります。

第6条に次の1項を加える。

第5項、委員会は審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

第1号、主文。

第2号、事案の概要。

第3号、審査申出人及び町長の主張の要旨。

第4号、理由。

決定書の公平性、透明性を確保する観点から、必要記載事項を具体的に定め、決定書の真正性を担保するため記名押印することとしております。

次に、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正。

第5条、証人等の実費弁償に関する条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

証人等に関する規定の準用。

第4条、第1条に規定する者以外の者で、町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人等として旅行したのに対し、そのために要した実費を弁償する場合は、別に法令の規定により定めるものを除くほか、前2条の規定を準用する。

不服申立てにおけます審理等におきまして参考人として出頭又は参加した者については実費弁償をすることを定めております。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

経過措置の原則。

第2項、行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置。

第3項、第5条の規定による改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以降の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以降である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

以上、議案第21号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第22号

議長（方川一郎君） 日程第3 議案第22号本別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第22号本別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正につきまして、提案内容の御説明をさせていただきます。

乳幼児等の医療費助成につきましては、平成22年8月にそれまで小学生までを対象にしていたものを中学生まで拡大し、平成26年8月からは課税世帯の小中学生の1割負担分も助成対象としてきております。

今回の改正につきましては、18歳に達した日以後の年度末まで対象範囲を拡大し、子育て世代の支援をしていこうというものです。

受給資格者は本町に住所を有する乳幼児等の親権のある保護者等となっており、今回改正分の対象者数は170名程度と見込み、新年度予算に対象経費を計上しております。

なお、施行日は受給者証の切り替えとなる8月1日からとしております。

それでは、改正文を朗読して提案にかえさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

本別町乳幼児等医療費助成に関する条例（昭和55年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「満15歳」を「満18歳」に改める。

第10条中「（満12歳に達したとき（誕生日の前日）は、その達した日後の最初の4月1日から）」を削る。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成28年8月1日から施行する。

適用区分。

2、改正後の本別町乳幼児等医療費助成に関する条例第6条の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療費の助成については、なお従前の例による。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 対象者170名程度と見込んでいるということですが、まずこの条例の一部改正に伴う対応というのは、本町独自の対策としてやるのかどうかということを確認したいと思います。

それから、予算に計上されているということなのですが、8月からということなので、金額はどれ位を見込んでいるのか伺いたと思います。

議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 今回の拡大部分については、本町独自で実施するものでございます。

予算については、あとで予算のほうで出てまいりますけれども、約300万円を想定しております。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 22 号本別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号本別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第 4 議案第 23 号

議長（方川一郎君） 日程第 4 議案第 23 号定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 議案第 23 号定住自立圏形成協定の変更について、提案理由の説明をさせていただきます。

定住自立圏構想は、中心市と周辺市町村がそれぞれの魅力を活かしながら、相互に役割分担し、連携と協力により圏域全体で必要な生活機能を確認し、地方圏への定住を促進する自治体間連携の取り組みです。

十勝圏域においては、中心市である帯広市が圏域全体の暮らしに必要な都市機能を整備し、周辺市町村においては、農林水産業の振興や、豊かな自然環境の保全を図るなどして圏域全体の活性化を目的とし、平成 23 年 7 月 7 日、帯広市と 18 町村がそれぞれ 1 対 1 の協定を締結した後、計画期間を平成 27 年度までの 5 年間とする十勝定住自立圏共生ビジョンを策定し、19 項目にわたる取り組みを進めてきたところであります。

この度、平成 28 年度からの取り組みに関し、各市町村の担当者会議、市町村長会議、十勝管内有識者会議などといった各段階における協議と検討を重ね、今後の課題として、しごとの創出や交流人口の拡大、安心して暮らせる生活基盤の強化などに取り組む必要があることから、これまでの協定に基づく 19 項目に加え、新たに高齢者の生活支援体制の構築、スポーツ大会の誘致、航空宇宙産業基地構想の推進、結婚を希望する若者の支援、

圏域レベルのデータ集積・活用の5項目を盛り込み、24項目とするほか、計画期間を市町村における地方版総合戦略との整合性を鑑み、平成28年度から平成31年度までの4年間とする第2期共生ビジョンの策定作業を進めてきたところであります。

この度、こうした経過等を前提に、現協定の追加、拡充等の協議が整ったことから、協定第3条にて連携する取り組み及び役割分担項目を規定する別表第1から別表第3までの一部変更のため、議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決をいただきたく提案するものであります。

それでは、協定書の朗読などにより、御説明させていただきます。

なお、括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

帯広市、以下、甲という。と本別町、以下、乙という。は、平成23年7月7日に締結した定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

以下の部分につきましては、協定に基づく24の項目ごとの表となっており、取組む内容、それから、甲の役割とあるのは、帯広市の役割、乙の役割とあるのは、本別町の役割でございます。

また、今回新たに追加をする5項目と字句の修正等をする3項目を合わせ、8項目が変更となりますが、これ以外、残りの16項目は変更がございません。

新規に追加した項目と修正を行った項目のみ、朗読若しくは説明させていただきますので、御了承いただきたいと思っております。

別表第1、第3条関係。

生活機能の強化に係る政策分野。

1、医療。

(1) 救急医療体制等の確保ですが、「救急医療体制」の語尾に「等」を入れるとともに、「三次医療機関」としていたものを「三次救急医療機関」に、「救命救急センター」の語尾に「等」を入れ、修正しております。これは、協力、支援体制の拡充を図ることを目標とする語句の修正であります。

(2) 地域医療体制の充実は、変更ありません。

2、福祉。

(1) 地域活動支援センターの広域利用の促進と(2) 保育所の広域入所の充実は変更ありません。

(3) 高齢者の生活支援体制の構築ですが、これは新たに追加された項目で、取り組み内容は、高齢者の徘徊などについて広域での情報共有や対応体制の構築を図るとともに、圏域が抱える介護士不足等の問題解決に向けた取り組みを進めるとし、甲と乙の役割ですが、アとして、徘徊時における捜索や連携などにより、徘徊時の高齢者やその家族を支援するもの、イとして、介護士不足等の問題解決に向け甲乙が協議し、連携して取り組みを

進めるものであります。

### 3、教育。

(1) 図書館の広域利用の促進と(2) 生涯学習の推進は、変更ありません。

(3) スポーツ大会等の誘致ですが、これは新たに追加された項目で、取り組み内容は、スポーツ大会等を誘致するため管内におけるスポーツ施設の利用調整や宿泊環境についての連携体制を強化するほか、大規模な大会等に対応できる施設、設備環境を充実するもので、甲の役割として、ア、乙及び競技団体等と連携し、大会等の開催情報の収集・共有や誘致活動を行う。

イ、大会等の開催に必要な競技施設・宿泊施設等に関する管内調整を行う。

ウ、大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実するとしており、乙の役割として、ア、甲及び競技団体等と連携し、大会等の開催情報の提供や誘致活動に協力する。

イ、甲が行う競技施設・宿泊施設等に関する管内調整に協力する。

ウ、大規模な大会等に対応できる施設、設備環境を充実するとしています。

### 4、産業振興。

(1) 農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進では、財団法人十勝圏振興機構が平成25年4月に公益財団法人とかち財団に移行したことに伴い、名称の修正を行っており、その他は変更ございません。

(2) フードバレーとかちの推進については、変更ありません。

(3) 企業誘致の推進では、以前は取り組み内容、甲乙の役割とも圏域内での連携体制の構築に向けた調整を行う旨の記載がありました。従前は、企業誘致のための協議会が圏域内に2つ存在していましたが、平成26年3月に一本化、統合されたことに伴い、これを削除しております。

次のページをお願いいたします。

(4) 中小企業勤労者の福祉向上、(5) 広域観光の推進、(6) 農業振興と担い手の育成、(7) 鳥獣害防止対策の推進については、変更ありません。

(8) 航空宇宙産業基地構想の推進ですが、新たに追加された項目で、取り組み内容として、圏域における航空宇宙産業基地に関する調査研究や啓発活動、関係機関との連絡調整を行い、構想の推進を図るもので、甲の役割は、とかち航空宇宙産業基地誘致期成会の事務局として、関係機関等と連携した取り組みを進めるもので、乙の役割は、構想の推進に向け、関係機関等と連携した取り組みを進めるとしております。

### 5、環境。

(1) 地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築。

次のページをお願いいたします。

### 6、防災(1) 地域防災体制の構築。

別表第2、第3条関係。

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野。

1、地域公共交通。

右のページに移りまして、2、地産地消の推進、3、(1)移住・交流の促進については、変更ありません。

(2)結婚を希望する若者の支援ですが、新たに追加された項目で取り組み内容として、北海道が推進する結婚支援ネットワークの構築に参画、協力し、結婚を応援する気運の醸成や結婚支援事業の活性化を図り、結婚を希望する若者を支援するもので、甲の役割は、結婚支援ネットワークに参画し、北海道とともに総合調整を行い、関連事業の実施等に協力するとし、乙の役割として、結婚支援ネットワークに参画し、関連事業の実施等に協力するとしています。

次のページをお願いいたします。

別表第3、第3条関係。

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野。

1、人材育成。

(1)職員研修及び圏域内人事交流については、変更ありません。

2、データ分析。

(1)圏域レベルのデータ集積・活用でございますが、新たに追加された項目で、取り組み内容として、定住自立圏の施策の効果的な推進を図るため、ビッグデータ等を活用し、さまざまな角度から十勝圏の現状分析を行うもので、甲の役割は、大学や関係機関等からなる実行委員会を組織し、事務局として分析を進めるもので、乙の役割は、必要なデータの提供や分析の一部を行うなどして実行委員会に協力するとしています。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成の年月日でございますが、協定の締結は議決をいただいた後、3月中に協定の締結を予定しているところでございます。

甲は、帯広市長米沢則寿。

乙は、本別町長高橋正夫とするものでございます。

以上、議案第23号定住自立圏形成協定の変更についての提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号定住自立圏形成協定の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号定住自立圏形成協定の変更については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第24号

議長(方川一郎君) 日程第5 議案第24号本別町過疎地域自立促進市町村計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋企画振興課長。

企画振興課長(高橋哲也君) 議案第24号本別町過疎地域自立促進市町村計画につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現行の過疎地域自立促進特別措置法につきましては、10年間の時限立法でございましたが、平成22年3月の法改正により平成28年3月を終期とする6年間の期限延長がされたところです。更に、東日本大震災の発生により、進捗に大きな遅れが想定されるとして、平成24年6月の法改正により、平成28年度から平成32年度までの5年間の延長がされたところです。

本別町における過疎対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、現行の過疎地域自立促進特別措置法に至るまで、長年にわたり計画を策定し、各種施策を講じてきたところです。

この度の期限延長に伴いまして、本町として引き続き過疎地域自立促進のための施策を推進する必要があり、計画案について平成28年2月19日に北海道との協議が整ったことから、今回、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項に基づき、議会の議決をいただきたく提案するものでございます。

計画の概要でございますが、期間は平成28年度から平成32年度までの5年間の計画となっております。

効果でございますが、本計画を国に提出することにより、過疎債、補助事業における補助率のかさ上げなど、国の特別措置を受けることができることとなります。

別冊の本別町過疎地域自立促進市町村計画を参照願います。

計画の構成につきまして、目次を参照していただきたいのですが、分類、項目とも国の作成要領に基づくものとなっております。また、第6次本別町総合計画、後期計画と計画期間を同じくしており、まちづくりの整合性から基本となる姿勢や考え方につきましては

同様の趣旨となっているところであります。

なお、内容の説明につきましては、要点のみとさせていただきますので御理解をいただきたいと思っております。

1 ページ目、1 の基本的事項。

( 1 ) 本別町の概況、ア、町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要につきましては、説明を省略させていただきます。

イ、町における過疎の状況でございますが、1 番目の人口等の状況は、昭和40年から45年の11パーセントをピークに、平成22年までおおむね8パーセントから10パーセント程度の減少率で推移をしてきており、減少の要因は、新卒者の町外流出、離農、官公庁、民間事業所等の縮小合理化等による就労の場の減少、加えて出生率の低下、生活文化、医療面での地方と都市との地域間格差による都市への志向による町外転出等としております。

2 ページ目をお願いいたします。

これまでの過疎法に基づく対策ですが、これまでの社会資本整備等によりまして、町道の改良率、舗装率、下水道整備普及率は向上してきており、町民の皆さんが住みよい快適な生活環境の整備を進めてきているとしております。

現在の課題であります。過疎対策はこれまで推移してきているものの、人口減少が進むことは地域の衰退、さらには地域コミュニティや生活利便機能が失われるなどの様々な問題が懸念されることから、地域経済の活力を維持する仕事を生み出すとともに、町外への人の流出を止めつつ、町内への人の流れをつくりだすことを一体的に進め、人口減少を最小限に抑制する対策に取り組むこととしております。

今後の見通しでございますが、これまでの経過から、雇用対策、定住施策、子育て環境の充実が大きな課題となっていることから、地域資源を最大限活用した産業の振興、農商工連携を柱とした新たな産業を興し、あらゆる場での仕事づくりを進めるとともに、命と暮らしを守るため、子どもを産み育てやすい環境の整備、保健、医療、福祉の一体的なサービスの提供を進める施策の展開をすることとしております。

ウ、町の社会経済的発展の方向の概要ですが、本町は十勝東北部に位置し、十勝と釧路圏、北見圏の3つの経済圏の要所にあたり、地理的に優位性を発揮できる要因を持っています。食や景観などの豊かな地域資源の発掘、磨き上げを進めながら、地域の魅力を発信し、来町者が増加するよう、近隣自治体と連携しながら各種施策を進めてまいります。

次に3 ページ目の( 2 ) 人口及び産業の推移と動向についてですが、ア、人口の推移と今後の見通しですが、本町の人口の推移は、社会減と自然減を要因に減少が進み、厳しい状況にありますが、各種施策の積極的な展開によって、平成32年で7,100人を努力目標とするものです。

次に6 ページ目をお願いいたします。

イ、産業構造、各産業別の現況と今後の動向についてですが、この間の公共事業の縮小

等は本町経済に大きな影響を及ぼしており、平成17年以降、第2次産業の就業人口比率が大きく減少しています。今後も経済環境は厳しいことには変わりはありませんが、地域資源を最大限に活かしながら、国、道の施策と融合し、効果ある各種施策に努めることとしております。

7ページ目の(3)町の行財政の状況、ア、行財政の現況についてですが、歳入の大きな部分を占める地方交付税は、国の厳しい財政状況により今後も本町の財政運営に与える影響は非常に大きく、また自主財源である町税等につきましても、人口や事業所の減少により厳しい状況にあります。財政の健全運営を基本としながら国の経済対策を活用した事業実施による財源の確保と各種施策の厳選、財源の重点的、効率的配分に徹し、まちづくりの推進につながる諸施策を優先的に実施してきたところです。

また、財政構造の面では各財政指標を健全化水準にすべく努力し、経費の節減、合理化に努めてきたところです。

今後も多様化する行政ニーズを的確に対処しながら、過疎からの脱却、自立促進に向けた対策を推進する必要があるとしております。

9ページ目をお願いいたします。

(4)地域の自立促進の基本方針についてですが、第6次本別町総合計画基本構想にて目指すまちづくりの姿、将来像と同様の方針としております。

10ページ目をお願いします。

このページに記載されております 番から 番までの施策分類につきましては、総合計画の施策大綱の分類と全く同一としているところであります。

11ページ目からは、部門別の内容となり、個別の項目、名称、順序だては、過疎計画として全国統一の作成方法にならったものとなっております。

## 2、産業の振興。

(1)現況と問題点では、13ページ目の上段まで、アの農業、イの林業、ウの商業、工業、エの観光、レクリエーションの分野における現況と問題点を整理しております。

13ページ目の(2)その対策をお願いいたします。ア、農業につきましては、平成25年度に策定しました本別町農業基本構想により、関係機関と連携を密にして、諸施策の実現に向けた取り組みを推進していくとし、土地基盤整備、農商工連携、畜産振興、環境保全型農業、家畜伝染病予防対策等について推進していくとしています。

イ、林業につきましては、担い手の育成や確保、林道網の維持や民有林の新植、下刈、除間伐事業に対する助成、町有林の整備を進め、健全な森づくりに向けた事業を推進していくとしています。

次のページをお願いします。

ウ、商業、工業につきましては、商業環境の整備、後継者や担い手の育成、起業家支援、地域経済の活性化につながる企業立地を促進するとしています。

エの観光、レクリエーションにつきましては、魅力ある観光地づくり、観光消費額の増

大を図ることを目的に、情報発信、観光拠点の整備、地域産業の連携システムの構築を進めるとしています。

14ページ中段以降が想定している計画となっております。

18ページ目をお願いいたします。

3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進。

(1)現況と問題点では、20ページ中段まで、アの市町村道、イの交通、ウの通信、情報、エの地域間交流の各分野における現況と問題点を整理しているところです。

20ページの(2)その対策といたしまして、アの市町村道につきましては、関係機関と連携した道路網の整備、人に優しい道路網の整備、橋りょうの長寿命化を図ることとしております。

イの交通につきましては、ふるさと銀河線代替バスをはじめ、本別・浦幌生活維持路線バス、町有バスの安定運行に努めるとしております。

ウの通信、情報につきましては、高速通信網を最大限に活用し、住民が利用しやすい教育、医療、防災等、あらゆることで高速通信網を利用するシステムを整備促進するとしております。また、防災行政無線の更新につきましては、新たな方式も見極めながら慎重に整備を進めることとします。

エの地域間交流につきましては、引き続き国際交流研修事業や地域間交流研修事業を行い、青少年等の育成に努めるとしております。

21ページ中段以降が想定している計画でございます。

22ページをお願いいたします。

4の生活環境の整備。

(1)現況と問題点では25ページまで、アの水道施設から、キのその他まで7項目にわたり、各分野における現況と問題点を整理してございます。

26ページの(2)その対策といたしまして、ア、水道施設につきましては、安定した水の供給、安全でおいしい水の供給に努め、未普及地域の解消に努めてるとしております。

イ、下水道処理施設につきましては、快適な生活環境を確保するとともに、公共下水道区域以外の地域につきましても、個別排水処理事業による整備を推進するとしております。

ウ、廃棄物処理施設につきましては、今後も町民の皆様の協力と理解を得ながら、ゴミの減量化、資源として利用できるものなど、分別のさらなる徹底を図り、また、し尿処理については十勝環境複合事務組合と連携して処理体制の見直しを行います。

エ、火葬場、墓地につきましては、新たな火葬場施設の整備について検討を進めるとともに既存施設の維持管理に努めるとし、また、本別霊園の園路整備や造成など計画的な整備を推進するとしております。

オ、消防施設につきましては、地域住民の救命率向上のため、消防、救急関連施設、機材などの計画的な整備を進めるとしてございます。

カ、公営住宅につきましては、本別町住宅政策推進計画を基本に、社会状況の変化に対

応した、人に優しく福祉と連携した公営住宅等の整備を推進するとしております。

キ、その他につきましては、公衆浴場の維持運営支援や本町に安心して住み続けることができる居住環境づくりを推進し、街路灯や防犯灯などの周辺環境整備を行い、安全な住環境づくりに努めていくとしております。

28ページ以降が想定しております計画となっております。

30ページをお願いいたします。

5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進、(1)現況と問題点では、31ページ中段まで、アの保健からオのその他まで、それぞれの分野における現況と問題点を整理しているところがございます。

31ページの(2)その対策としてですが、ア、保健につきましては、日常における生活習慣の改善や疾病を予防する一次予防に一層の重点をおいた対策を推進し、また、健康な子どもを産み、育てる母子保健事業の充実と認知症予防を含む精神保健の充実を図るとしてあります。

イ、高齢者福祉につきましては、本町の第6期銀河福祉タウン計画において、老朽化した特別養護老人ホーム等の建てかえに関し、地域密着型の特別養護老人ホームを2カ所整備する方向であり、第6期計画期間中に1カ所目を整備、第7期計画期間において2カ所目を整備するとしてあります。引き続き、町全体の介護基盤のあり方についての検討を進めるとともに、介護、予防サービスの充実、住まいの確保と生活支援サービスの充実、医療との連携を図り、住み慣れた本別で生涯を過ごすことのできる包括的なケア体制整備を進めるとしてあります。

ウ、児童福祉につきましては、保護者の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないように、子どもの最善の利益を考慮した保育を行い、子どもが就学前教育から小学校へとスムーズに移行できるような体制づくりを確立します。また、安心して子どもを預けられる環境づくりや、きめ細かな相談体制を充実させ、子育てに関する様々な情報を提供するとともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組むとしてあります。

エ、認定こども園については、子どもの健やかな育成を主眼に置き、家庭の状況によって利用できるサービスが制限されず、また将来的にも一定の集団規模を確保していくため、本別町就学前教育・保育のあり方、方針に基づき、幼保連携型認定こども園の整備を行い、一体的なサービスの提供を行っていくとしてあります。

オ、その他につきましては、介護保険制度の円滑な介護サービスの提供と健全な保険運営、もの忘れ散歩のできるまちを目指した認知症高齢者や家族に対する支援施策の充実を図ります。また、自立と共生の地域社会づくりをめざす、障がい者保健福祉を推進し、福祉に視点を置いた協働のまちづくりを進めるための地域福祉施策を推進し、また、乳幼児等の医療費の一部助成について、少子化対策として制度の拡大をまいります。

33ページの下段以降が想定している計画であります。

36ページをお願いいたします。

#### 6、医療の確保。

(1) 現況と問題点では、現況と問題点を整理しているところでございます。

(2) その対策として、町民の方がいつでも安心して適切な医療を受けられるよう、医療ニーズの多様化や疾病構造の変化に対応できる診療体制の充実と幅広い医療活動の推進を図ることとしております。

37ページが想定している計画となっております。

38ページをお願いいたします。

#### 7、教育の振興。

(1) 現況と問題点では、アの幼児教育から、オのその他まで、各分野における現況と問題点を整理しております。

39ページ目の(2) その対策として、ア、幼児教育につきましては、子ども・子育て支援新制度により、平成28年度から本別カトリック幼稚園が特定教育施設となり、本別町が事業者である幼稚園に対して施設型給付費を支給します。

イ、学校教育につきましては、特色ある教育内容の充実、個性を伸ばす教育活動の充実、特別支援教育の充実、教職員研究、研修活動の充実を進めるとしております。

ウ、学校関連施設につきましては、今後も計画的に充実した施設整備に取り組み、学校給食については地場産品を取り入れた特色ある給食を提供するとしております。

エ、集会所、体育施設等につきましては、社会教育施設の整備と活動の充実、スポーツ施設の充実を進めるとしております。

オ、その他につきましては、生涯を通して学びあいながら社会参加に取り組むことのできる体制を整え、生涯の各時期における社会教育の充実に努めるとし、また、本別高校の教育を考える会への支援、ふるさと銀河線代替バス通学定期購入助成、体育協会補助金などを行っていくとしております。

40ページ中段以降が想定している計画としております。

42ページ目をお願いいたします。

#### 8、地域文化の振興。

(1) で現況と問題点を整理しております。

(2) その対策として、地域文化活動の促進、身近な地域文化財産の保護、活用を進めるとし、以下が想定しております計画となっております。

43ページをお願いいたします。

#### 9、集落の整備。

(1) で現況と問題点を整理し、(2) その対策として、自主的自治会組織の育成強化、連携意識の高揚、自治会組織の見直しと地域集会所の整備を進めるとしております。

以下が想定した計画となっております。

45ページをお願いいたします。

10、その他地域の自立促進に関し必要な事項として、(1)の現況と問題点では、ア、協働のまちづくり、イ、移住者対策、ウ、地球温暖化対策の3項目について整理しております。

(2)その対策として、ア、協働のまちづくりでは、町民の皆様や地域が自らの課題に関心を抱き、目的や意識を共有し、自らの責任において自発的な活動が展開できるよう住民と行政の横断的なパートナーシップの構築を目指すこと。

イ、移住者対策では、移住相談、受入体制の整備や、積極的な情報発信に取り組むとともに、移住者向けの支援を行うとしています。

ウ、地球温暖化対策では、地域資源を活用した新エネルギーを公共施設に積極的に導入し、普及促進を図るとしております。

46ページが想定している計画となっております。

47ページをお開きください。

事業計画、平成28年度から32年度、過疎地域自立促進特別事業分についてですが、各分野、部門別計画の計画項目のうち、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持や活性化その他の住民が将来にわたり安全、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業に該当するものを再掲したものとなっております。

1番目の産業の振興では本別きらめきタウンフェスティバル、3、生活環境の整備では住まいの環境整備促進事業、5、医療の確保では町国保病院救急医療の確保事業、6、教育の振興では本別高校の教育を考える会補助金、8、集落の整備では自治会運営関連の事業を計画事業としているところでございます。

以上、議案第24号本別町過疎地域自立促進市町村計画についての提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) ここで、暫時休憩します。

休憩宣告(午前11時03分)

再開宣告(午前11時15分)

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第24号の質疑からとします。

質疑に入ります。ありませんか。

阿保静夫君。

10番(阿保静夫君) 農業の高齢化対策と後継者対策という点について、この計画上でどのような考え方で提起されているかということを知りたいと思います。高齢化や後継者対策は、農業に関わらないというふうには思っております。商業の分野でも、あるいは福祉の分野でも同じ状況だとは思いますが、農業で見れば、例えば結構高齢化でも農業が行なわれている状況とか、現時点で切り取れば、コントラクターなどの活用で、かな

り高齢になっても持続可能な状況も一部で生まれているという現状を見たときに、この計画全体の中で農業の部分の、高齢化になっても農業を持続していくというような、そういうものに向けての計画の考え方がどこで示されているのかなという点が1点と、それから先ほど申し上げたように後継者ということであると、あらゆる産業や事業でも同じことだとは思いますが、農業についてのこの計画におけるその部分についてはどのような中身になっているのか伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 工藤農林課長。

農林課長（工藤朗君） 阿保議員から、農業の高齢化に対応する部分はこの計画のどこに記載されているのかというような御質問でよろしかったでしょうか。農業の問題については、昨日の私のほうからちょっと答弁をさせていただきましたが、この計画書でいけば16、17ページの部分でございますが、今阿保議員おっしゃったとおり、本町の農業形態といいましょうか、形態につきましては家族経営が多いというようなことで、営農期間を継続させるためにはどのような方策を取ればいいのかというような、多分その辺の問題でお聞きをいただいたというふうに思いますが、実際ですね、16ページのその他のほうの部分で、例えば土づくりだとかいろんな部分で大きくですね、高齢化に対応する事業という大きな名称では上がってはおりませんが、この事業全てがですね、高齢化といいましょうか、本町の農業者の方の営農の延長ができるような対策になっていくのかなというふうに、大きな目で見ただけであればそのような考えをしていただいても構わないのかなというふうに考えています。

ということで、新年度も特段、営農が伸びるというような名称で事業等は組んでおりませんが、全てのことが営農の延長につながるのかなというふうに考えているところです。以上です。

議長（方川一郎君） 郡農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（郡弘幸君） 阿保議員からのですね、後継者対策ということで、私どものほうでは後継者の配偶者対策ということで、従前どおり17ページの上段5行目ですか、グリーンサポートセンターのほうへ運営事業補助をいたしまして、婚活の支援等を引き続き行なっていく予定でございます。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号本別町過疎地域自立促進市町村計画についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号本別町過疎地域自立促進市町村計画については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第25号ないし日程第14 議案第33号

議長(方川一郎君) 日程第6 議案第25号平成28年度本別町一般会計予算についてないし日程第14 議案第33号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件についてを一括議題とします。

初めに、平成28年度各会計予算の提案理由の大綱についての説明を求めます。

砂原副町長。

副町長(砂原勝君) それでは、私から、平成28年度本別町各会計予算編成の考え方、及び大綱について御説明を申し上げます。

先に、国の地方財政対策について申し上げます。

国の中期財政フレームの中で、2015年まで地方の一般財源総額の実質的確保が約束されていましたが、2016年以降、これが担保されるかどうか注目されておりました。昨年6月30日、閣議決定されました新計画、経済財政運営と改革の基本方針2015では国、地方とも歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの取り組みを評価し、聖域なく徹底した見直しを進めるとされ、注目の地方の歳出規模、及び一般財源の総額については2018年度、平成30年度まで、2015年度地方財政計画の水準を下まわらないよう実質的に確保するとの付記がなされたことから、今後3年間は大きな変動はないものと考えています。

これを受け2月9日、平成28年度地方財政計画が閣議決定をされましたが、内容は通常収支分で8兆5千759.3億円、前年度に比較して0.6パーセントの増、別枠の東日本大震災分は1兆7千799億円で、11.3パーセントの減となりました。

地方税や地方交付税の地方一般財源は、総額で6兆1千679.2億円、対前年比0.2パーセントの増となっています。

歳入中、地方税は全体で3.2パーセントの増ですが、市町村民税は2パーセントの減となり、地方は以前厳しい経済環境にあります。

次に、自治体の主要財源となります地方交付税は、総額で1兆6千700.3億円、対前年546億円、0.3パーセントの減となりました。

次に歳出では、まち・ひと・しごと創生事業費は昨年同様1兆円、新たに創設された重点課題対応分として2,500億円が計上されたものの、歳出特別枠の地域経済基盤強化雇用等対策費は4千億円の大減額となりました。

地方財政の不足額は5兆6,063億円で、対前年度比28.3パーセントの圧縮となり、

赤字地方債であります臨時財政対策債の大幅抑制から、国は地方財政の質的改善が図られたとアピールしているところでございます。

こうした状況を踏まえ、本別町の平成28年度の予算編成にあたりましては、国が補正予算で創設した地方創生加速化交付金の活用を図るため、3月補正の地方創生と新年度予算の事業の住み分けを行い、一体的に予算編成を行いました。

新年度予算編成の重点としては、総合計画に掲げた主要課題、新たな仕事づくりの創造、少子高齢化過疎対策、高速道路網、高速通信網の利活用、環境型社会、地産地消及び各種計画の推進を基軸に据え、高橋町長が先に掲げた政策の実現に意を注ぐとともに、人口減対策として本別町人口ビジョン総合戦略を推進し、町民が安全、安心のできる生活基盤の向上を図り、合わせて将来の財政基盤の安定に配慮をしたところであります。

それでは次に、各会計の概要について御説明を申し上げます。

一般会計予算書の210ページをお開きください。

本別町予算総括表、一番下の合計欄ですが、一般会計と6特別会計、2企業会計の予算総額は118億6,024万6,000円で、対前年比4.1パーセントの増となりました。

上段の一般会計は67億6,951万円で、対前年度5億3,206万9,000円、8.5パーセントの増ですが、3月補正の地方創生事業組替分を含めると9.2パーセントの増となります。

一般会計の増加要因としては、農林水産業費が43.0パーセントの増、民生費が27.1パーセントの増、土木費が23.5パーセントの増であります。

特別会計では、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険事業、介護サービス事業、簡易水道の各会計は微増、微減でございますが、公共下水道は8.3パーセントの増で、污水管渠新設工事、終末処理場機器更新工事の計上によります。

企業会計では、水道事業会計中、資本的収支1,860万円の減は、機器更新工事等の起債対象工事の減によります。

病院事業会計の資本的収支の大幅減は、病院屋根防水工事の完了、及び医療機器、MRIの更新が終了したことによります。

次に、予算書の9ページをお開きください。

1、総括。歳入でございますが、右端、比較欄の増減の大きいものについて説明いたします。

1款町税の総額は9億143万7,000円で、8,606万7,000円、1.0パーセントの減となりますが、内容は、町民税の個人所得割が対前年度844万9,000円、2.6パーセントの減によるものです。

その他、町税では、固定資産税が0.9パーセントの増、軽自動車税は税率改定により12.1パーセントの増、町たばこ税は5.1パーセントの減になります。

6款の地方消費税交付金は、27年度実績増により対前年度3,529万3,000円、26.0パーセントの増になります。

9款地方交付税は、対前年度8,872万1,000円、3.2パーセントの減を見込みましたが、総務省の地方財政対策では、総額で0.3パーセントの減となっておりますが、本町の普通交付税の算定にあたっては、基準財政需要額の個別算定経費及び包括算定経費の増減要因、及び公債費の算入額、国調の人口減の影響などを精査したものです。

次に、13款国庫支出金、対前年度3億2,252万1,000円、66.0パーセントの増は、認定こども園施設整備関連補助金として1億9,154万円、社会資本整備総合交付金事業、道路事業分補助金として2億8,677万6,000円の計上によります。

次に、20款町債は、対前年度1億7,146万5,000円、30.5パーセントの増で、増加の要因は橋りょう長寿命化事業が4,170万円、道営美蘭別地区営農用水事業が9,630万円、幼保連携型認定こども園施設整備事業が8,320万円が主なものでございます。

次に、10ページ、11ページの歳出をお開きください。

比較欄の増減額の大きいものでは、3款民生費、対前年度3億2,512万2,000円、27.1パーセントの増は、幼保連携型認定こども園整備支援分が3億696万7,000円、私設幼稚園の新基準移行に伴う施設型給付費2,464万円の計上が主なものです。

6款の農林水産業費、対前年度1億4,642万2,000円、43.0パーセントの増は、道営畑地帯総合整備事業費3,208万円の増、工事が本格化いたします道営美蘭別地区営農用水事業費9,651万2,000円の増が主なものです。

次に8款土木費、対前年度2億2,403万9,000円、23.5パーセントの増は、小型除雪車3,131万2,000円、橋りょう長寿命化事業1億6,328万8,000円の増、新町団地1,115万3,000円等の計上によります。

9款の消防費、対前年度5,881万1,000円の減は、前年度に小型動力ポンプ付水槽車型の更新を完了したことによります。

12款公債費は、対前年度8,473万円の減となり、今後とも起債の計画的な発行に努めてまいります。

次に、人件費の総額でございますが、全会計の職員、準職員の人件費総額は23億4,084万8,000円で、対前年度4,920万6,000円、2.1パーセントの減となります。一般会計では5,631万9,000円、4.3パーセントの減となります。

投資的経費の普通建設事業費は12億3,961万7,000円で、対前年度5億4,412万6,000円、78.2パーセントの増となり、補助事業分は8億7,526万1,000円、対前年比で113.3パーセントの増、単独事業分は3億6,435万6,000円で、前年比27.7パーセントの増となります。

特別会計、企業会計を含めた投資的経費総額は16億6,135万6,000円となります。

基金の繰り入れ額は2億4,505万円で、対前年度4,100万円の増、職員退職手当が増加しています。基金は、27年度において取り崩し額に対し、積み戻し額が超過する

見込みであり、総額への影響はないものと考えております。

以上が、平成28年度予算の概要であります。本町の将来を見据えた事業や、緊急の諸課題に取り組み、町民生活に密着した事業の推進と、町民生活の安定に配慮した予算となりました。

一方、町財政は税込、交付税等の一般財源が伸び悩む中、歳出では社会保障費の増、企業会計、特別会計の繰り出し金の増加など、厳しい財政環境にあります。予算化した大型事業や新規事業の財源確保に努めるとともに、職員一丸となって予算の効率的執行に努めてまいります。

以上、平成28年度予算編成の大綱、及び概要の説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これより各会計について順次提案理由の説明を求めます。

議案第25号平成28年度本別町一般会計予算について。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第25号平成28年度本別町一般会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

ただいま、副町長より予算の大綱につきまして御説明を申し上げましたので、私からは事項別明細書により、新規事業を中心に増減の著しい部分に絞って御説明をいたしますので御了承願いたいと存じます。

まず、予算書の1ページをお開きください。括弧書きの朗読は省略させていただきます。

平成28年度本別町一般会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67億6,951万円と定める。

飛びまして、第4条、一時借入金。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

それでは次に、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

各科目にわたります1節の報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人員費については、添付資料の給与費明細書で説明させていただきます。

211ページをお開きください。

1、特別職に係る給与であります。本年度の欄を御覧ください。

長等は3人、町長、副町長及び教育長であります。

議員は12人、その他の特別職は391人、計は406人で、報酬から共済費までの総額は1億543万円で、対前年498万6,000円の増となっております。国勢調査員が減になっているものの、選挙立会人の増によるものであります。

次の212ページ。

2、一般職であります。職員数は前年度より2名減の138人、給料5億2,662万円、職員手当4億8,324万4,000円、共済費1億8,901万5,000円で、合計は11億9,887万9,000円となり、対前年5,106万2,000円、4.1パーセン

トの減であります。

減額の主なものは、教育長の人件費を特別職へ移動したこと、給料及び共済費で退職者が増えたこと、また、増額となった職員手当は、3年に1回の退職手当組合負担金清算納付金6,338万3,000円によるものであります。

以下、職員手当の内訳及び次ページ以降の給料及び職員手当の増減額の明細等については、説明を省略させていただきます。

戻りまして、事項別明細書の48ページをお開きください。

歳出であります。各科目の給与費等の説明は、省略をしておりますので御了承願います。

なお、各施設の管理人賃金については、北海道における最低賃金額との整合性を図り、平均約3.0パーセント単価アップをしております。

また、昨年度と比較し、皆増している事業があります。本来は、継続事業でしたが、平成26年度の補正対応としまして、地方創生に係る地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業交付金事業を実施したため、平成27年度当初予算から組み換えをしておりますので、御理解をお願いします。

48ページ、1款1項1目議会費8,265万8,000円は、対前年548万5,000円、6.2パーセントの減であります。昨年度統一選挙のため、議員の共済費の減額が主なものです。

50ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費7節賃金中臨時雇賃金1,635万7,000円は、この科目の人数は、本別高校卒業生のワークシェアリング2名分を含めた10人分を計上しております。

次の8節報償費中謝礼金弁護士相談8万1,000円は、法令及び判例の解釈等専門知識が必要な場合に対応するためであります。

次の記念品代中、ふるさと納税200万円は、対前年より100万円の増額ですが、本別町個性あるふるさとづくり寄付金に寄付をされる町外者の方が増える見込みによるものです。

下段にあります、9節旅費中、普通旅費410万2,000円、対前年154万5,000円の増額は、オーストラリア、ミッチェルへの派遣旅費3名分を計上したことによるもの、次の特別旅費414万8,000円は、対前年81万1,000円の減額で、自治大学校への研修を継続するとともに、小松島市への派遣及び十勝圏複合事務組合派遣が増えたものの、内閣府への実務研修が終了し減少したことによるものです。

飛びまして55ページ、13節委託料中、上から4行目、ストレスチェック39万6,000円は、労働安全衛生法が改正され、労働者が50人以上いる事業所では平成27年12月から年1回、ストレスチェック検査を常時使用する労働者に対して実施することが義務付けられましたため実施するものであります。

その下の職員採用試験総合適正検査6万円は、看護師、介護士等本町独自で採用する職

員に対して、性格検査及び事務能力検査を実施し、町職員として適正かどうか判断するものであります。

次の57ページ、18節備品購入費406万5,000円は、議員控室用椅子、机で、275万1,000円、役場応接室用の応接セット一式、131万4,000円で購入するものです。

次の58ページ、3目財政管理費13節委託料中、新地方公会計制度導入支援業務355万9,000円は、平成29年度から新基準による地方公会計制度導入に対応することによるものであります。

飛びまして62ページ、6目財産造成費13節委託料中、町有林造林事業1,098万9,000円は、対前年777万3,000円の増額で、新植2カ所で5.66ヘクタール、下刈3カ所で8.68ヘクタール、準備地拵2カ所で15.94ヘクタールの事業となります。

次の64ページ、8目企画費1節報酬14万6,000円及び次の9節旅費中、費用弁償9,000円は、まち・ひと・しごと創生推進委員会に係るものであります。

飛びまして68ページ下段にあります、10目電算事務処理費13節委託料中システム修正1,408万3,000円は、マイナンバー制度導入に対するシステム改修及び新地方公会計導入に伴うシステム改修によるものです。

飛びまして72ページ、14目基金費25節積立金中1番下、個性あるふるさとづくり400万円は、対前年200万円の増で、昨年度の実績を見込み計上しております。

次の74ページ下段、2項徴税费2目賦課徴収費13節委託料中、標準宅地鑑定評価業務委託料475万2,000円は、3年毎の固定資産税の評価変えの準備に伴うものであります。

飛びまして78ページ、4項選挙費2目参議院議員通常選挙費995万5,000円は、参議院通常選挙執行経費を計上しております。

次の80ページ、5項統計調査費2目諸統計調査費68万円は、対前年498万6,000円の減額は、昨年度の国勢調査実施によるものであります。

次の82ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、85ページ、下段の19節負担金補助及び交付金中、下から5行目、社会福祉協議会、高齢者就労センター運営費265万円、対前年185万円の増額は、登録会員数の減少等により事業収入減に伴う財政支援によるものです。

次の87ページ、20節扶助費2億5,578万9,000円は、対前年954万5,000円、3.9パーセントの増で、主な要因としては、介護給付・訓練等給付事業の利用者の増加によるものです。

次の、28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金1億4,764万8,000円は、対前年3,304万5,000円の増額で、財政調整分2千万円によるものであります。

次の88ページ、4目臨時福祉給付費1,001万8,000円につきましては、昨年に引き続き、平成26年4月の消費税率引き上げに伴う低所得者への影響緩和のための給付

措置として、市町村民税が課税されていない方に3,000円支給し、対象者は1,500人を見込んでおり、また、賃金引上げの恩恵のおよびにくい低所得者の障害・遺族基礎年金受給者にアベノミクスの成果を行き渡らせる事を目的とした給付金として、先ほど述べました臨時福祉給付金の対象者のうち、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けている方に3万円支給し、対象者は110人を見込んでおります。

なお、その他必要経費を計上しておりますが、全額、国からの補助金で対応されることになっております。

次の91ページ、2項老人福祉費1目老人福祉総務費7節賃金175万9,000円は、対前年179万6,000円の減額で、国庫補助対象経費の減額によるものです。

次の93ページ、13節委託料中、とかち東北部、本別、足寄、陸別、広域連携事業358万円は、3町広域連携で特定空き家対策支援業務を行うものであります。

下段の、2目養護老人福祉施設費7節賃金中、準職員賃金463万4,000円は、対前年543万8,000円の減で、職員の人事異動によるものです。

次の95ページ下段、13節委託料中、介護サービス738万5,000円は、対前年342万3,000円の減となりましたが、利用人数の減によるものであります。

次の96ページ、4目高齢者福祉施設費、飛んで101ページ上段、15節工事請負費399万6,000円は、勇足ゲートボール場屋根の葺き替え工事を行うものであります。

下段、3項児童福祉費1目児童福祉総務費15節工事請負費、認定こども園用地整備工事400万円は、こども園建設にあたり、開発行為申請に伴い、許可を得るために、本工事7,200平方メートル、排水工事226平方メートルを整備するものです。

その下、19節負担金補助及び交付金中、次の103ページ、1番上、認定こども園施設整備事業2億7,474万円は、幼保連携型認定こども園整備に伴う施設整備補助金です。

予算説明資料の1ページをお開きください。

右側の事業説明ですが、認定こども園を整備する釧路カトリック学園へ財政支援するもので、保育所等整備交付金、厚生労働省1億3,824万円、認定こども園施設整備交付金、文部科学省5,330万円、本別町補助金8,320万円、合計で2億7,474万円となります。

左側の財源内訳ですが、事業費は、2億7,474万円で、国庫支出金1億9,154万円、地方債が8,320万円であります。

なお、備考欄にありますが、総事業費8億1,168万2,000円に対しまして、国庫補助金、町補助金を除いた5億3,694万2,000円を釧路カトリック学園が支払うこととなりますが、平成29年度から平成42年度までの14年間、本別町が釧路カトリック学園に助成することとなります。なお、総事業費は、あくまでも設計による積算でありますので、工事入札後、事業費は確定します。

103ページに戻りまして、上段、交付金、地域子ども・子育て支援事業132万3,000円は、幼稚園の一時預かり事業として、本別カトリック幼稚園へ交付するものです。

その下、20節扶助費中、施設型給付、幼稚園2,464万円は、本別カトリック幼稚園を利用する児童の保護者に対し、給付するものですが、サービス提供事業者であります本別カトリック幼稚園が代理受領するものであります。

いずれも、子ども子育て支援法により、平成28年度から新制度に移行することに伴い、本別カトリック幼稚園に対し支出するものです。

その下、21節貸付金2,800万円は、地域総合整備資金貸付金を活用し釧路カトリック学園に、無利子資金の貸付を行うものであり、貸付金の元金についてのみ、後年時返済するものであります。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前12時01分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算の提案理由の説明を続けます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 102ページをお願いいたします。3款民生費3項児童福祉費2目児童福祉施設費からまいります。

中ほどにあります、8節報償費、放課後子ども教室教育活動推進員486万4,000円は、対前年243万2,000円の増で、仙美里地区に放課後子ども教室を開設することによるものであります。

次の104ページ、3目常設保育所費7節賃金中、臨時雇賃金保育士2,475万2,000円は、対前年337万円の増で、職員1名退職に対応するものであります。

飛びまして108ページ、4目特別保育費7節賃金中、パート等賃金、保育士141万8,000円は、支援を必要とする幼児に対応することによるものです。

次の110ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費19節負担金補助及び交付金中、次のページ、上から10行目、不妊治療費助成事業90万円は、対前年67万5,000円の増で、新たに男性不妊治療を助成対象とするとともに、助成限度額を7万5,000円から15万円に拡大するものであります。

飛びまして116ページ中段、5目医療給付費12節役務費中乳幼児等医療費270万円は、対前年51万8,000円の増、次の20節扶助費中、乳幼児等2,410万9,000円は、対前年283万5,000円の増額ですが、乳幼児等医療費助成を高校卒業、18歳到達年度末まで拡大することによるものであります。

飛びまして120ページ下段、2項清掃費3目し尿処理費19節負担金補助及び交付金中、次のページ、汚水処理施設共同整備事業588万円は、対前年度490万6,000円の増で、十勝環境複合事務組合の加入市町村が共同処理する汚水処理施設を新設するため増額となっております。

次の3項上水道費1目水道公営企業費19節負担金補助及び交付金2,154万3,000

0円は、対前年747万8,000円の増額で、給水収益が減少したことによるもので、その下、2目簡易水道費28節繰出金6,291万4,000円は、対前年875万3,000円の増で、大型事業の償還開始による町債償還元利及び収益収支不足分が増加したことによるものです。

次の4項病院費1目病院公営企業費3億6,039万4,000円は、繰出基準に基づいて支出します病院事業会計への負担金、補助金、出資金であります。前年度より2,840万3,000円の減で、19節負担金補助及び交付金、救急医療確保経費などで前年度より257万4,000円の減額、次のページ、下段の24節投資及び出資金が医療機械器具整備事業の減などで、2,582万9,000円減額となったことによるものです。

次の5款労働費1項1目労働諸費13節委託料中、季節労働者雇用対策業務委託料450万7,000円は、冬季間の雇用対策として、教職員住宅等2棟4戸の解体業務を行うもので、延べ244人の雇用創出を見込んでおります。

飛びまして131ページ、6款農林水産業費1項農業費5目農地費15節工事請負費中、農業基盤整備促進事業1,770万円は、別添の予算説明資料3ページをお開きください。

農業基盤整備促進事業ですが、右側、事業説明欄の本年度の事業は、明渠排水工事250メートルで、1,770万円であります。

左側の財源内訳ですが、事業費は、1,770万円で、国庫支出金が973万5,000円、地方債710万円、一般財源は86万5,000円であります。

予算書に戻りまして、131ページ下段、19節負担金補助及び交付金中、道営畑地帯総合整備事業7,808万円及び下の多面的機能支払交付金4,400万6,000円は、別添の予算説明資料5ページをお開きください。

右側上段の全体事業説明ですが、この道営畑地帯総合整備事業の負担割合は、国が52パーセント、北海道が28パーセント、受益者が20パーセントであります。受益者20パーセントのうち通称パワーアップ事業として、仙美里地区において、国が5.25パーセント、北海道及び本別町が各3.625パーセントを補助し、農家負担を7.5パーセントに、勇足、本別地区は、国が6.25パーセント、北海道及び本別町が3.125パーセントを補助し、農家負担を7.5パーセントに軽減する事業であります。

中段の事業説明欄の本年度の事業は、仙美里地区が区画整理26.2ヘクタール、暗渠7.9ヘクタール、事業費7,400万円、勇足地区は区画整理37.8ヘクタール、暗渠40ヘクタール、事業費は1億1,640万円、本別地区は区画整理50.0ヘクタール、暗渠12ヘクタール、事業費は2億円であります。なお、事業主体は北海道であります。

左側の財源内訳ですが、事業費は町負担分の7,808万円で、国庫支出金2,366万円、道支出金が1,256万円、その他は、受益者分担金で2,872万4,000円、一般財源が1,313万6,000円あります。

次に7ページ、多面的機能支払交付金は、中段の事業説明欄の本年度事業4,400万6,000円は、環境保全活動として農道、農業用排水路などの維持管理を行うもので、継続

の15地区及び新地区1カ所の取り組みに対する交付金であります。

左側の財源内訳ですが、事業費は町負担分の4,400万6,000円で、法制化による増額で、道支出金が3,300万4,000円、一般財源が1,100万2,000円であります。

予算書に戻りまして、133ページ、6目営農用水管理費1番下の19節負担金補助及び交付金中、道営美蘭別地区営農用水事業1億1,683万7,000円は、別添の予算資料の9ページをお願いします。

右側上段の全体事業説明ですが、事業期間平成25年度から平成33年度までとなっており、平成25年度水源調査、平成26年度の新規地区調査を経て、平成27年度から本格的に着手し、平成28年度からは本工事が開始されます。

道営事業費の負担割合ですが、国が45パーセント、北海道及び本別町が27.5パーセントとなり、非農事業費は全額町負担となります。なお、平成25年度から平成35年度の全体事業費は、24億685万3,000円を予定しております。

中段の事業説明欄の本年度の事業は、道営事業費として、測量試験費・工事費3億6,500万円、非農事業費として、測量試験費・工事費1,596万7,000円となっております。

左側の財源内訳ですが、事業費は町負担分の1億1,683万7,000円で、地方債が1億1,660万円、一般財源が23万7,000円であります。

予算書に戻りまして、133ページ、2項林業費、飛びまして137ページ1番上、2目林業振興費19節負担金補助及び交付金中、未来につなぐ森づくり推進事業1,552万9,000円は、別添の予算資料の11ページをお願いします。

右側上段の全体事業説明ですが、この整備事業の負担割合は、北海道が16パーセント、本別町が10パーセントの補助であります。森林所有者負担を軽減する事業であります。

中段の事業説明欄の本年度の事業は、対称面積111ヘクタール、事業費は1,552万9,000円あります。なお、事業主体は北海道であります。

左側の財源内訳ですが、事業費は1,552万9,000円で、道支出金が837万9,000円、一般財源が715万円あります。

予算書に戻りまして、飛びまして136ページ、7款1項商工費2目商工業振興費、次の139ページ、19節負担金補助及び交付金中、本別町商工会いきいき商品券事業600万円は、1万円の商品券を4,000セット、プレミア率15パーセントを上乗せするものであります。

次の140ページ、3目観光費11節需用費中、修繕料、観光施設28万円は、対前年1,018万5,000円の減で、本別公園内にあります施設の屋根塗装修繕等が完了したことによるものであります。

飛びまして144ページ、5項農産物加工施設費18節備品購入費193万2,000円は、農産加工施設用備品として、室内殺菌器3台、麹発酵器1台、チーズ用ボイル層2台、

チーズ用熟成庫1台を購入するものです。

次の146ページ、8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう費、次のページ、18節備品購入費、小型除雪車3,131万2,000円は、別添資料の13ページをお願いします。

右側の事業説明ですが、現在の小型除雪車が老朽化により更新するものです。冬季間はロータリー除雪車とし、夏の間は、道路路肩の草刈使用のアタッチメントを備えるものです。

事業費、小型除雪車1台3,131万2,000円です。

左側の財源内訳ですが、事業費3,131万2,000円、国庫補助金1,637万6,000円、地方債830万円、一般財源は663万6,000円です。

予算書にお戻りください。

151ページ、2目道路維持費15節工事請負費中、町道歩道拡幅化バリアフリー工事290万円は、北5丁目の町道北西3条通りの歩道拡幅及び段差解消を図るもの。

次の町道補修工事1,900万円は、町内全域で面積は2,000平方メートルを見込んでいます。

次の16節原材料費中、材料費1,197万6,000円は、道路補修用砂利の購入が主な要因であります。

次の3目道路新設改良費2億4,160万7,000円は、対前年1,834万4,000円の減額です。

右側の説明欄の事業別で説明しますが、上から道路新設改良人件費3,612万5,000円は、この目の人件費合計、次の道路新設改良事業148万2,000円は、9節旅費11節需用費14節使用料及び賃借料の事務費、次の地方道路整備事業2億400万円は、予算説明資料の15ページをお開きください。右側中段、事業説明ですが、事業路線は、町道美蘭別活込横断道路改良延長20メートル、函渠1箇所、補償、町道東中西中間道路、改良延長80メートル、調査設計委託、用地買収、補償、町道美里別川沿道路、改良延長430メートル、補償、町道負箆西4線道路、改良延長200メートル、調査設計委託、町道勇足元町5号通り、改良延長159メートル、舗装延長164メートル、補償、事務費を含めて総事業費2億596万1,000円の5事業であります。

左側の財源内訳ですが、事業費2億596万1,000円、国庫支出金1億3,260万円、地方債7,300万円、一般財源36万1,000円となっております。

以下、この表の説明は省略させていただきます。

予算書に戻りまして、150ページをお願いします。

下段、4目橋りょう維持費、次のページ、13節委託料9,100万円、15節工事請負費1億1,970万円、17節公有財産購入費135万円、22節補償補填及び賠償金25万円は、別添の予算説明資料の21ページをお開きください。右側中段、事業説明ですが、本別町管内橋梁長寿命化事業として、仙翠橋、第十号橋、第三号橋の橋梁架替補修調査設

計委託3,400万円、愛のかけ橋外、橋梁点検委託5,650万円、銀栄橋外、物価調査50万円、銀栄橋、黎明橋の橋梁補修、架換工事1億1,970万円、銀栄橋、第三号橋の用地買収、補償160万円、事務費118万3,000円で、総事業費2億1,348万3,000円となります。

左側の財源内訳ですが、事業費2億1,348万3,000円、国庫支出金1億3,780万円、地方債5,830万円、一般財源1,738万3,000円となっております。

予算書に戻りまして、152ページ下段にあります、4項都市計画費2目公園費、次のページ、11節需用費中、修繕料、都市公園等380万5,000円は、対前年200万円の増で、遊具4カ所、草刈機の修繕が主なものです。

下段にあります、18節備品購入費、集草機484万1,000円は、使用不能により公園用集草機1台を更新するものであります。

次の156ページ、5項住宅費1項住宅管理費、一番下13節委託料中、次のページ一番上、向陽町団地公営住宅改善設計230万円は、平成30年度から実施の個別改善事業に向けて、実施設計を委託するものです。

その下、新町団地耐力度調査35万3,000円、及び15節工事請負費1,080万円は、別添予算説明資料の27ページをお開きください。右側の事業説明ですが、新町団地公営住宅改善事業として、屋根修繕5棟20戸1,080万円、耐力度調査35万3,000円で、総事業費1,115万3,000円となり、左側の財源内訳は、事業費1,115万3,000円、国庫支出金557万6,000円、一般財源557万7,000円となっております。

予算書にお戻り下さい。下の19節負担金補助及び交付金中、住宅改修費等2,490万円は、昨年度からの継続事業ですが、町内業者を利用して本別町内の自宅をリフォームする場合、工事費が20万円以上は10万円、100万円以上は30万円の助成をするものです。

その下、住宅新築助成事業1,200万円は、本別町内に一定規模、金額以上の自宅を新築し居住した際、町内業者を利用した場合は100万円、町外業者を利用した場合は20万円の助成を行うものです。

次の2目公営住宅建設費1億2,269万3,000円は、対前年120万5,000円の増額となります。

159ページ中段の右側、説明欄の事業別で説明しますが、上から公営住宅建設人件費1,613万7,000円は、この目の人件費合計、次の栄町公営住宅建設事業24万4,000円は、9節旅費、11節需用費、14節使用料及び賃借料の事務費、19節負担金補助及び交付金、次の栄町公営住宅整備事業1,729万6,000円は15節工事請負費、次の向陽町公営住宅建設事業4万8,000円は12節役務費、次の向陽町公営住宅整備事業8,896万8,000円は15節工事請負費、22節補償補填及び賠償金となります。

それでは、予算説明資料で説明をさせていただきます。

29ページをお開きください。

まず、栄町団地公営住宅整備事業です。

右側の事業説明ですが、道路整備・改良36.96メートル、舗装395平方メートル、団地内給水整備35メートル、総事業費1,729万6,000円となり、左側の財源内訳は、国庫支出金864万8,000円、地方債860万円、一般財源4万8,000円となっております。

次の31ページをお開きください。

次に、向陽町団地公営住宅改善事業です。

右側の事業説明ですが、コンクリートブロック造り平屋建て1棟5戸、屋外、外構改善8,866万8,000円、事務費35万9,000円、補償補填及び賠償金30万円、総事業費8,932万7,000円となり、左側の財源内訳は、国庫支出金3,811万2,000円、地方債3,820万円、一般財源1,301万5,000円となっております。

予算書にお戻りください。

次に160ページをお願いします。

9款消防費ですが、本年4月から、とかち広域消防の運用が開始されることに伴い、昨年度と変更になっております。

第1項消防費1日常備消防費は、とかち広域消防事務組合、消防局分は共通経費として議会費、公平委員会費、監査委員費、指令センター費、一般管理の事務費等となっており、1,589万6,000円であります。

次の、とかち広域消防事務組合、本別分は、個別経費として本別消防諸費、施設費、職員費など、本別消防署運営に関する経費で、1億6,486万7,000円となっております。

次の2目非常備消防費ですが、これは本別消防団経費です。昨年度までは、池北三町行政事務組合への負担金でしたが、4月から本別町へ移管されるため一般会計予算で処理することになります。

1節報酬347万円は、団員98名分の年報酬です。

7節賃金216万7,000円は、分遣所を管理するため嘱託職員1名を配置するものです。

9節旅費中、費用弁償972万7,000円は、団員の災害出動、訓練出動、警戒出動に対するものです。

次の164ページ、10款教育費1項教育総務費2目事務局費7節賃金中、臨時雇賃金260万4,000円は、本別中央小学校に確かな学力を育むため、1名の臨時講師を配置するものです。

次の167ページ下段、4目諸費8節報償費中、勇足地区コミュニティスクール推進委員会54万1,000円は、文部科学省の事業指定を受け、勇足小中学校において、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティスクール導入に向けた調査、準備を行うも

のです。

下段の19節負担金補助及び交付金、次のページ、下の方にあります、国際交流研修340万円は、隔年で実施しておりますオーストラリアミッチェル訪問で、中高校生11名を派遣するものであります。

下段の2項小学校費1目学校管理費、飛びまして173ページ、15節工事請負費、本別中央小学校改修工事139万4,000円は、中央小学校の職員用トイレを改修するものです。

その下、18節備品購入費中、学校管理用備品、本別中央小学校67万7,000円は、印刷機1台、リヤカー1台、仙美里小学校146万5,000円は、学校林売払いによる整備で、ジャングルジム1機、平行棒1台を購入するものです。

その下、学校施設等備品47万6,000円は、本別中央小学校テレフォン装置を更新するものです。

次の175ページ、2目教育振興費18節備品購入費中、教材振興備品、本別中央小学校29万4,000円は、包丁収納ケース、気体測定器、日本地方別地図等、勇足小学校35万5,000円は、カラー大玉、ライン引き、セーフティマット等を購入するもので、教育機器備品、本別中央小学校1,202万9,000円、勇足小学校469万4,000円、仙美里小学校396万9,000円、合計2,069万2,000円となりますが、このうち2,053万7,000円が、児童用パソコン70台を更新するものであります。

次の特別支援学級備品、勇足小学校95,000円は、タブレット型パソコン1台及び液晶テレビ1台を購入するものです。

その下、3目学校建設費13節委託料1,162万1,000円は、勇足小学校大規模改修工事に伴う実施設計を委託するものです。

一番下段の3項中学校費1目学校管理費7節賃金、学校公務補469万7,000円は、対前年234万8,000円の増で、退職者の補充にあたり、嘱託職員として採用するものです。

飛びまして181ページをお願いします。

2目教育振興費11節需用費中、教師用指導書185万3,000円は、平成28年度から中学校で使用する教科書が採択替えになったことによるものです。

2段下、18節備品購入費中、教材振興備品32万1,000円は、理科実験教材4点を、教育機器備品、本別中学校454万8,000円、勇足中学校334万4,000円は、合計で789万2,000円となりますが、このうち、746万3,000円が生徒用パソコン購入となります。

下段、4項社会教育費、飛びまして190ページ、4目資料館費、次の193ページ、15節工事請負費631万8,000円は、昨年の強風で被害を受けた資料館の屋根を全面改修するものです。

飛びまして197ページ、5項保健体育費2目スポーツ振興費7節賃金中、体力増進セ

ンター管理賃金 285万9,000円は、対前年度 35万5,000円の増で、夜間の開館時間を1時間延長することによるものです。

飛びまして201ページ、16節原材料費 241万2,000円は、野球場の黒土、太陽の丘野球場の芝生用の土、種、肥料等を購入し整備を行うものです。

次の18節備品購入費中、ウォーキングマシン 450万4,000円は、体力増進センターにマシン3台を配置するものです。

次のページ上段、3目体育施設費 15節工事請負費中、本別町体育館トイレ改修工事 54万1,000円は、体育館1階のトイレを改修するものです。

206ページをお開きください。

12款1項公債費 1目元金 5億5,610万2,000円、次のページ、2目利子 6,833万5,000円を合わせた元利償還金の計は、6億2,443万7,000円で、前年度と比較して8,473万円の減額であり、公債費適正化計画に基づき、起債発行額を抑制してきたことによる借入残高の減少が要因であります。

以上で歳出を終わりにして、12ページをお開きください。

歳入につきましても、主なもののみ説明させていただきますので御了承ください。

12ページの町税につきまして、副町長から説明がありましたので、省略させていただきます。

14ページをお願いします。

2款地方譲与税 1項自動車重量譲与税から16ページ8款1項地方特例交付金までは、平成27年度実績見込み及び地方財政対策の概要等を参考に、それぞれ計上しております。

次の9款1項1目の地方交付税についても、副町長から説明を申し上げましたので説明を省略させていただきます。

下の11款分担金及び負担金 1項分担金 1目農林水産業費分担金 2,872万4,000円は、対前年 1,147万4,000円の増額であります。これは、道営畑地帯総合整備事業が増額したことによるものであります。

飛んで、24ページをお開きください。

13款国庫支出金 1項国庫負担金 1目社会福祉費負担金 5節児童福祉費負担金 1,625万2,000円は、本別カトリック幼稚園とへき地保育所に対する子どものための教育・保育給付費の国庫負担分となります。

次の2項国庫補助金 2目民生費国庫補助金 3節児童福祉費補助金中、保育所等整備交付金 1億3,824万円は、厚生労働省分の補助金、次の認定こども園施設整備交付金 5,330万円は、文部科学省分の認定こども園建設に伴う補助金です。

次の4目農林水産業費国庫補助金 1節農業費補助金中、農業基盤整備促進事業 973万5,000円は、農業基盤整備促進事業に対する補助金であります。

下の農業整備事業 2,366万円は、道営畑地帯総合整備事業において、受益者負担軽減分を国が補助するものであります。

その下、5目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金2億8,677万6,000円は、町道整備5事業、橋りょう長寿命化事業及び雪寒車両購入に対する交付金であります。

次の2節住宅費補助金、公営住宅整備事業等5,348万6,000円は、栄町団地公営住宅整備事業、向陽町団地公営住宅改善事業及び新町団地公営住宅改善事業に対する交付金であります。

次のページ、6目教育費国庫補助金1節小学校費補助金中、コミュニティ・スクール導入等促進事業補助金17万円は、勇足コミュニティ・スクール導入に向けた補助金であります。

次の14款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金、次のページ、6節児童福祉費負担金1,111万1,000円は、本別カトリック幼稚園とへき地保育所に対する子どものための教育・保育給付費の道負担分となります。

下段にあります、2項道補助金2目民生費道補助金2節老人福祉費補助金中、地域づくり総合交付金350万円は、とかち東北部広域連携事業に対する補助金です。

次の31ページ上段にあります、4節児童福祉費補助金中、放課後子ども教室推進事業補助金266万2,000円は、対前年148万3,000円増で、勇足地区と本年度から仙美里地区に新設したことにより増額となっております。

その下、地域子ども・子育て支援事業補助金822万7,000円は、利用者支援、一時預かり事業等子育て支援事業に対する補助金であります。

次の4目農林水産業費道補助金2節林業費補助金中、未来につなぐ森づくり推進事業費補助金837万9,000円は、対前年521万1,000円の増で、植栽・準備地拵え事業が増加したことによるものです。

飛んで34ページ、16款1項1目寄付金1節総務費寄付金400万円は、個性あるふるさとづくり寄付金で、実績により計上したものであります。

次の36ページから39ページにかけて、17款繰入金2項基金繰入金は、15基金で、総額2億4,506万1,000円の繰り入れを計上しましたが、前年度と比較し4,100万円の増額となっております。

主なものでは、37ページ、1目の財政調整基金は、財源調整として対前年と同額の1億9千万円、2目の減債基金は、公債費償還一般財源として、前年同額の1千万円、8目の酪農ヘルパー振興基金も昨年同額の280万円、38ページ、13目個性あるふるさとづくり基金は、本のまち夢づくり講演会に35万円、農産物加工施設備品購入に190万円、合計225万円を充てるものです。16目職員退職手当基金4千万円は、3年に1度の退職手当組合からの精算金に対応するため繰り入れております。

42ページ、19款諸収入5項1目7節雑入中、45ページ、下から6行目のスポーツ振興くじ助成金は、体力増進センターウォーキングマシン事業に493万5,000円を充てるものであります。

次のページ、20款、町債でございますが、一番下の計の欄、7億3,349万6,000

0円で、対前年1億7,146万5,000円、30.5パーセントの増ですが、主な要因は、栄町団地公営住宅建替事業債は3,950万円の減となりましたが、橋りょう長寿命化事業債が4,170万円の増、道営美蘭別地区営農用水事業債が9,630万円増、幼保連携型認定こども園施設整備補助事業債が8,320万円増、向陽町団地公営住宅改善事業が3,930万円増になったことによるものです。

なお、臨時財政対策債などを除く普通建設事業でも、4億1,150万円で対前年2億3,740万円、236.4パーセントの増となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。次に6ページをお開きください。

6ページの第2表、債務負担行為、事項、学校法人鉏路カトリック学園が金融機関より借り入れる本別町幼保連携型認定こども園建設事業資金に係る元利償還の助成。

期間、平成29年度から平成42年度。

限度額、学校法人鉏路カトリック学園の自己資金を除いた建設事業費8億1,168万2,000円を限度に町が助成する平成28年度本別町幼保連携型認定こども園施設整備補助金を控除した額を元金として元金に係る利息との合計。

事項、農地流動化資金に対する利子補給。

期間、平成28年度から平成39年度。

限度額、利子補給対象額1千万円に対する利率年0.8パーセント以内の利子相当額。

7、8ページの第3表、地方債。

起債の目的、公共事業等、限度額2,120万円。

公営住宅建設事業、限度額4,790万円。

地域総合整備資金貸付事業、限度額2,800万円。

緊急防災・減債事業、限度額550万円。

辺地対策事業、限度額8,290万円。

過疎対策事業、限度額3億5,690万円。

臨時財政対策債、限度額1億9,109万6,000円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、平成28年度一般会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

よろしく、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午後 2時23分 休憩

午後 2時40分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第26号平成28年度本別町国民健康保険特別会計予算について。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第26号平成28年度本別町国民健康保険特別会計予算について、提案内容の御説明をさせていただきます。

予算書に入る前に、平成28年度における国保運営の概要について説明をいたします。

予算編成上の国保の加入状況見込みにつきましては、総体で年平均の被保険者数2,496人、内訳としまして、一般被保険者数が2,455人、退職被保険者数が41人、世帯数を1,345世帯と見込んでおります。

前年度当初予算時における被保険者数と比較しますと1.0パーセント、24人の減となっています。

なお、加入割合は1月末現在の人口、世帯数で申しますと被保険者数で32.5パーセント、世帯数で36.1パーセントの加入割合となっています。

それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億3,978万3,000円と定めるものでございます。

第2条の一時借入金につきましては、借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

6ページをお開きください。

歳出の合計の欄ですが、概要を申し上げますと予算総額は前年度当初予算総額に対しまして161万8,000円、0.1パーセントの減と、ほぼ横ばいとなっております。

次に歳入歳出予算事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

17ページ、18ページをお開きください。

3、歳出であります。次の19ページ、20ページ上段、1款総務費2項徴税費1目賦課徴収費19節負担金補助及び交付金につきましては、対前年11万4,000円の増で、十勝滞納整理機構への依頼件数を昨年7件から10件にふやしたものです。

下段の2款保険給付費1項療養諸費2目退職被保険者等療養給付費は、前年比1,471万9,000円と大きく減額しておりますが、これは平成20年度に後期高齢者医療制度が施行された際、国保加入者が64歳以下で被用者年金加入20年以上等の方が適用される退職者医療制度が廃止されることとなりましたが、経過措置として平成26年度までは退職者医療制度が継続され、平成27年度以降はこれまで該当になった人も全て一般被保険者として加入することとなり、対象被保険者数の減によるものでございます。

25ページ、26ページをお願いします。

下の段の8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費13節委託料中の一番下、特定健診未受診者対策として351万円を計上しております。町では成人病等の予防対策として特定健診受診を奨励しておりますが、未受診の方々も相当数おられることから、その方々に対してのアンケート調査、取りまとめ、電話等での受診への勧奨業務を専門の業者に委託をして受診率向上に結び付けようとするものです。

29ページ、30ページをお願いいたします。

8款保健事業費3項健康管理センター事業費1目施設管理費15節工事請負費186万

9,000円は、健康管理センターの屋根及び煙突の修繕工事を行うものです。

戻りまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳入です。1款1項国民健康保険税につきましては、次ページ、一番上の段の計の欄、対前年0.5パーセント、135万2,000円の増、2億9,669万5,000円で、昨年とほぼ同額の予算を見込んでおります。

13ページ、14ページをお願いします。

10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3節その他一般会計繰入金のうち、一番下の財政調整分は、同じページの下段に基金繰入金3,640万円を計上しましたが、歳入歳出不足分2千万円を一般会計から繰り入れを行い調整をしたものです。

なお、繰入後の基金残高につきましては、約6万8,000円程度になる予定となっております。

最後に国保財政は厳しい財政運営を強いられておりますが、地域経済の低迷や社会的負担増などを考慮し税率については改正を行わず運営をし、かつ平成30年度から始まる国民健康保険の北海道への広域化も注視しながら、医療費の適正化と健康管理事業の一層の強化を図っていく所存でありますので、よろしくをお願いいたします。

なお、35ページ以降の添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第26号平成28年度本別町国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

議長（方川一郎君） 次に、議案第27号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第27号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、提案内容の御説明をさせていただきます。

予算書に入る前に、本特別会計の概要について説明をいたします。

本医療制度は、全道の市町村で構成される北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定や医療給付の審査、支払いなどを行い、広域連合の特別会計で療養給付費や高額療養費などの給付関係が予算化されております。

一方、市町村では保険料の徴収業務や各種申請、届け出など窓口取次業務を行い、本特別会計では被保険者から徴収した保険料と保険料軽減に係る公費補助分である保険基盤安定分及び広域連合事務費などを広域連合へ支出する予算内容となっております。

本町の後期高齢者医療における年間平均被保険者見込数につきましては、1,610人としております。前年度当初は1,620人で、10人の減を見込んでおります。

それでは予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,497万8,000円と定めるものであります。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

9ページ、10ページをお願いします。

3段目の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3.3パーセント、378万5,000円減の1億1,250万3,000円を北海道後期高齢者医療広域連合へ納付金として納付し、このうち広域連合の事務費負担金として321万円、保険料等が1億929万3,000円で、保険料の内訳として、保険料分が7,353万4,000円、保健基盤安定制度の軽減分が3,576万9,000円となっております。

戻りまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳入ですが、1款1項1目後期高齢者医療保険料は前年比4.1パーセント、311万1,000円減の7,353万4,000円を計上しております。本町における後期高齢者医療の年間平均被保険者見込数1,610人分の保険料で、一人当たり4万5,673円の収納を見込んでおり、全道平均の1人当たり保険料6万1,583円の74.2パーセント程度となっております。

2款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましては、対前年比2.2パーセント、94万3,000円減の4,109万2,000円は、歳出で説明いたしました保険基盤安定制度3,575万9,000円と一般事務費533万3,000円の合計であります。

以上で、議案第27号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 次に、議案第28号平成28年度本別町介護保険事業特別会計予算について。

村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 議案第28号平成28年度本別町介護保険事業特別会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,502万8,000円と定めるもので、対前年度比0.8パーセント増となったところであります。

平成28年度の介護保険事業特別会計は、第6期介護保険事業計画の2年度目として、計画に基づき執行することとなります。

第1号被保険者につきましては、2,872人を見込み、高齢化率は38.6パーセントと推計しております。

それでは、事項別明細書により歳出から主な内容につきまして御説明申し上げます。

13ページ、14ページをお開きください。

3、歳出。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費19節負担金補助及び交付金中、ほんべつ福祉セミナー14万1,000円は、介護人材確保対策として、町内事業所の介護福祉士の皆

さんが中心となり、介護福祉士養成校等の学生を対象に本別町の介護現場を紹介するとともに、本別町の魅力をPRするものです。

次の15ページ、16ページ。

2款保険給付費1項介護サービス諸費は、介護保険事業計画に基づくもので、1目介護サービス給付費につきましては、居宅及び施設介護サービス給付費の合計で、前年度と比べ628万2,000円、0.8パーセント増の7億8,648万3,000円を計上しております。

17ページ、18ページをお開きください

4款地域支援事業1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費13節委託料は、通所型介護予防事業796万6,000円を計上しております。

19節負担金補助及び交付金中、介護予防・生活支援サービス事業費419万6,000円については、平成27年度の介護保険法改正による新しい介護予防・日常生活支援総合事業により、訪問型サービスと通所型サービスについて実施するものです。

下段の2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費11節需用費中、印刷製本費、認知症ケアパス75万6,000円は、認知症の人やその家族の方が、症状の進行に応じた具体的なケア方法や、利用できる医療、介護サービスなどをわかりやすくまとめたもので、リーフレットを作成し、配付するものです。

13節委託料生活支援体制整備事業400万円は、多様な生活支援、介護予防サービスが利用できるような地域づくりを支援するため、生活支援コーディネーター1名を配置するものです。

以上で歳出の説明を終わりました、7ページ、8ページをお開きください。

歳入であります、1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料1節現年度分は、2,872人、1億7,878万9,000円を見込んでおります。

中段にあります、3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費国庫負担金1節現年度分1億4,680万円は、標準給付費に対して、国の負担割合である施設分15パーセント、居宅分20パーセントで計上しております。

下段の2項国庫補助金1目調整交付金6,782万6,000円は、給付費の7.94パーセントを見込み、2目地域支援事業交付金1,229万8,000円は、交付限度額に対して介護予防事業は25パーセント、包括的支援事業、任意事業は39パーセントを計上しております。

下段の4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1節現年度分2億3,918万7,000円は、給付費の28パーセント、次の2目地域支援事業交付金370万3,000円は、交付限度額の28パーセントで計上しております。

9ページ、10ページをお開きください。

5款道支出金1項道負担金1目介護給付費道負担金1節現年度分1億3,082万7,000円は、給付費に対して、道の負担割合である施設分17.5パーセント、居宅分12.

5パーセントで計上しております。

中段の3項道補助金1目地域支援事業交付金614万9,000円は、交付限度額に対して介護予防事業は12.5パーセント、包括的支援事業・任意事業は19.5パーセントを計上しております。

一番下、7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金の総額は、1億4,190万2,000円で、前年度と比較し407万3,000円、3.0パーセント増となっておりますが、次の11ページ、12ページの上段、4節低所得者保険料軽減繰入金232万9,000円は、低所得者の第1号被保険者保険料の軽減措置によるものであります。

なお、この軽減措置については、消費税による公費負担の仕組みが設けられたことによるもので、国が2分の1、道が4分の1を負担することになっておりますが、それぞれ116万5,000円と58万2,000円を一般会計で計上しております。

なお、23ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、平成28年度本別町介護保険事業特別会計、歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

議長（方川一郎君） 次に、議案第29号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計予算について。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君） 議案第29号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案内容の御説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,367万円と定めるもので、前年度と比較しまして、318万3,000円、率にして1.1パーセントの減になったところであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

3、歳出。

1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費2億4,710万4,000円は、前年度と比較しまして281万2,000円の減額となっております。

減額の主なものは、2節給料3節職員手当等で、事務職、介護職の人事異動等によるものでございます。

増額の主なものにつきましては、7節賃金中、準職員賃金、介護職、調理員等の人事異動等によるものでございます。

12ページ、13ページをお願いします。

18節備品購入費中、特殊浴槽406万1,000円は、平成6年9月に購入しました現

特殊浴槽、耐用年数 8 年でございますけれども、数年前より故障が多発しておりまして、その都度部品交換をして対応してきたところでございますけれども、在庫部品がなくなりまして供給できないことによります更新であります。

14 ページ、15 ページをお願いいたします。

2 項 居宅介護サービス事業費 1 目 居宅介護支援事業費 3,368 万 8,000 円は、総合ケアセンターの居宅介護支援事業所の運営経費で、介護支援専門員の人件費及びケアプラン作成業務の経費でございます。

下段、2 目 介護予防支援事業費 287 万 8,000 円は、地域包括支援センターの介護予防支援事業所の運営経費です。

次に歳入にまいります。

6 ページ、7 ページをお開き願います。主なものにつきまして説明させていただきます。

2、歳入。

1 款 サービス収入 1 項 1 目 介護給付費収入 1 億 9,866 万 6,000 円は、対前年 66 万 7,000 円、率にして 3.2 パーセントの減額となっております。その主な要因としましては、平成 27 年の介護報酬改定が大きな要因となっているところでございます。

次に 8 ページ、9 ページをお願いします。

4 款 繰入金 1 項 他会計繰入金 1 目 一般会計繰入金 5,077 万 4,000 円は、前年度より 125 万 5,000 円の増額となっております。

これで、歳入の説明を終わらせていただきます。

なお、18 ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、平成 28 年度本別町介護サービス事業特別会計の予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） 次に、議案第 30 号平成 28 年度本別町簡易水道特別会計予算について。

能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖豊君） 議案第 30 号平成 28 年度本別町簡易水道特別会計予算について、提案内容を説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 4,472 万 3,000 円と定めるもので前年度より 259 万 4,000 円の増となったところであります。

地方債。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表、地方債によるものであります。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、8,000万円と定めるものであります。

次に、本年度の給水計画であります。給水戸数、給水人口は、勇足、仙美里、美里別3カ所の簡易水道を合わせて432戸、1,242人、年間総配水量26万8,000立方メートルを計画しております。

それでは事項別明細書により歳出から説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開きください。

3、歳出ですが、1款1項簡易水道費1目一般管理費12節役務費中手数料、水質検査は3年に1回の浄水全項目検査が不要のため対前年24万4,000円減の261万1,000円となっております。

14ページ、15ページをお開きください。

2目維持修繕費15節工事請負費の工事内容は、計量法による8年ごとの量水器337箇所の更新工事、勇足簡易水道で浄水場の混和地急速攪拌機の更新工事、町道勇足元町5号通りの道路改良に伴う配水管移設工事を実施するものです。仙美里簡易水道では残留塩素計の更新、美里別簡易水道では、町道美里別川沿道路改良工事に伴う配水管移設工事、及び下活込橋橋梁添架工事を実施するものです。

16節原材料費は、量水器更新工事の量水器337基分であります。

16ページ、17ページをお願いいたします。

3款1項公債費1目元金では対前年125万7,000円増の2,836万1,000円となっております。なお、年度末の未償還元金は6億1,789万3,000円となる見込みであります。

次に8ページ、9ページにお戻りください。

2、歳入であります。1款分担金及び負担金1項負担金1目簡易水道費負担金525万円は町道勇足元町5号通り及び町道美里別川沿道路の道路改良に伴う補償金ですが、今まで使用していた事による減耗があるため、約37パーセントの補償率となっております。

2款1項使用料及び手数料1目水道使用料1節現年度分は対前年13万1,000円減の4,059万1,000円を見込んでおります。

下段の4款1項繰入金1目一般会計繰入金は、対前年875万3,000円増の6,291万4,000円となっております。

10ページ、11ページをお開きください。

下段の7款1項町債1目簡易水道事業債は、前年度より170万円増の3,530万円となっております。

次に4ページをお開きください。

第2表、地方債であります。起債の目的、簡易水道事業、限度額を3,530万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りであります。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、平成28年度本別町簡易水道特別会計予算の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） 次に、議案第31号平成28年度本別町公共下水道特別会計予算について。

能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖豊君） 議案第31号平成28年度本別町公共下水道特別会計予算について、提案内容を説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6,731万6,000円と定めるもので、前年より4,342万3,000円の増となったところであります。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものであります。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものです。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものです。

平成26年度末における下水道の普及状況ですが、下水道普及率は66.77パーセント、水洗化率は90.05パーセント、浄化槽を含めた生活排水施設総合普及率は、81.58パーセントとなっております。

次に事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

13ページ、14ページをお開きください。

下段の1款総務費2項施設管理費1目管渠管理費11節需用費中、修繕料、管渠・ポンプ所汚水ポンプ353万8,000円は3年に1回実施する南部及び東町汚水ポンプ所の修繕および汚水柵の修繕等を実施します。

2目処理場管理費、次のページ15ページ、16ページをお願いします。

13節委託料中、下水道管理センター3,200万2,000円は下水道管理センターの運転管理委託で対前年16万3,000円の増となっております。

3目個別排水処理施設管理費の対前年20万3,000円の増額は、浄化槽の管理基数の増によるものです。

2款土木費1項下水道費1目下水道新設費、次の17ページ、18ページをお願いいたします。

13節委託料中、汚水管渠調査設計1,420万円は認可変更および南広場汚水管渠調査

設計で、その下、処理場調査設計 8 2 0 万円は長寿命化計画策定等であります。

1 5 節工事請負費中、公共下水道污水管渠新設工事 2, 5 1 0 万円は南広場の污水管渠新設工事及びマンホール等の改修工事で、その下、公共下水道終末処理場機器更新工事 9, 6 0 0 万円は汚泥脱水機の更新工事を実施するものであります。

2 目個別排水処理施設新設費 1 5 節工事請負費 1, 8 1 3 万円で、浄化槽 8 基を新設するものです。

次の 1 9 ページ、2 0 ページをお願いいたします。

3 款 1 項公債費 1 目元金は対前年 4 1 万 4, 0 0 0 円増の 2 億 4, 4 3 7 万 2, 0 0 0 円。2 目利子は対前年 5 6 7 万 2, 0 0 0 円減の 5, 5 2 8 万 2, 0 0 0 円となっておりますが、既往債の支払い完了によるものであります。

なお、年度末の未償還元金は 2 7 億 7, 6 5 5 万 6, 0 0 0 円となる見込みであります。

次に 9 ページ、1 0 ページにお戻りください。

歳入であります。中段の 2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目公共下水道使用料は 6, 9 1 4 万 5, 0 0 0 円、2 目個別排水処理施設使用料は 1, 1 4 6 万円を見込んだものです。

4 款 1 項繰入金 1 目一般会計繰入金は対前年 5 6 3 万 3, 0 0 0 円増の 2 億 6, 4 5 1 万 8, 0 0 0 円となっております。

次の 1 1 ページ、1 2 ページをお願いいたします。

下段の 7 款 1 項町債 1 目土木債は、前年度より 1, 4 2 0 万円増の 1 億 4, 5 1 0 万円となっております。

次に 4 ページをお開きください。

第 2 表、債務負担行為であります。平成 2 8 年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る利子相当分負担については、期間を平成 2 8 年度から平成 3 3 年度までと定め、限度額を貸付残額に対する利子相当額とし、下段の平成 2 8 年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る債務の損失補償については、期間を平成 2 8 年度から平成 3 3 年度までと定め、限度額を貸付元金と遅延に係る延滞利子相当額とするものであります。

次に 5 ページの第 3 表、地方債につきまして、起債の目的、公共下水道整備事業の限度額を 6, 1 3 0 万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額を 1, 4 3 0 万円に、下水道事業資本費平準化債の限度額を 6, 9 5 0 万円にするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りであります。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、平成 2 8 年度本別町公共下水道特別会計予算の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） 次に、議案第 3 2 号平成 2 8 年度本別町水道事業会計予算について。

能祖建設水道課長。

建設水道課長（能祖豊君） 議案第 3 2 号平成 2 8 年度本別町水道事業会計予算につい

て、提案内容を説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量は、給水戸数を2,645戸、年間総給水量を53万2,700立方メートル、1日の平均給水量を1,459立方メートル、主要な建設改良事業につきましては、原水及び浄水施設整備事業費3,326万円、配水施設整備改良事業費5,748万8,000円、営業設備整備事業費3,198万2,000円を予定しているところであります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款水道事業収益と支出の第1款水道事業費は、それぞれ対前年104万8,000円増の1億6,252万9,000円と定めるものであります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,940万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,057万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額883万円で補てんするものであります。

収入の第1款資本的収入では、対前年1,860万円減の7,750万円、支出の第1款資本的支出は、対前年137万6,000円増の1億5,690万5,000円と定めるものであります。

第6条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めるもので、事項、公営企業財務会計システム機器賃借料、期間、平成28年度から平成32年度まで、限度額、356万5,000円であります。

2ページをお開きください。

第7条の企業債であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるもので、起債の目的、原水及び浄水施設整備事業の限度額を3,080万円、配水施設整備改良事業の限度額は4,670万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りであります。

第8条の一時借入金については、限度額を1億円と定めるものであります。

第10条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与で、対前年64万7,000円増の3,948万2,000円であります。

第11条の一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は、高料金対策として対前年47万8,000円増の2,154万3,000円であります。

第13条のたな卸資産の購入限度額は594万1,000円と定めるものであります。

次に、予算説明書により、主な事業内容について説明させていただきます。

18ページ、19ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入ですが、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益は、対前年420万2,000円減の1億2,459万8,000円を見込んだところであります。

2項営業外収益、対前年521万1,000円の増は、一般会計補助金の増額が主な要因

であります。

20ページ、21ページをお願いいたします。

支出であります。1款水道事業費1項営業費用1目原水及び浄水費、次のページ、23ページをお願いいたします。

中ほど、修繕費ですが、対前年83万9,000円増の135万2,000円となっております。浄水場バック注入機分解整備が主な要因です。

2目配水及び給水費、次のページ、25ページをお願いいたします。

上から4段目、委託料は、上水区域全域の配水管排泥作業を行うものです。

次のページ、27ページをお願いいたします。

中ほど賃借料中、財務会計システム・機器賃借料71万3,000円は水道事業の財務会計システムの更新によるものです。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入であります。1款資本的収入1項1目企業債、対前年1,860万円の減は、支出の工事請負費等の減額によるものです。

支出であります。1款資本的支出1項建設改良費1目原水及び浄水施設整備費、工事請負費3,024万円は、浄水場の現場操作盤の更新工事であります。

2目配水施設整備改良費、工事請負費3,827万6,000円の内容は、山手町ポンプ場送水ポンプ更新、向陽町ポンプ室テレメータ新設、南広場水道管整備、町道上本別山沿い通り水道管整備工事を行うものです。

3目営業設備費3,198万2,000円は、計量法により8年で更新する量水器の購入費と工事費で本年度は638台の更新であります。

次のページ、32ページ、33ページをお願いいたします。

2項企業債償還金につきましては、3,417万5,000円であり、年度末の未償還元金は9億4,855万8,000円となる見込みであります。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、平成28年度本別町水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） 次に、議案第33号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について。

毛利病院事務長。

毛利病院事務長（毛利俊夫君） 議案第33号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

業務の予定量、第2条であります。病床数は、一般病床60床、年間入院患者数1万9,345人、年間外来患者数5万2,731人を予定いたしました。1日平均患者数では、入院患者で53人、外来患者で217人となり、昨年度と比較しますと、入院は前年度と

同数、外来では3人減少しておりますが、前年度実績などを勘案しながら見込んだところ  
であります。

新年度の診療体制は、当面、内科は医師2名、外科1名、耳鼻咽喉科1名の常勤医師4  
人体制で運営をしていく予定であります。

また、昨年度、帯広協会病院からの派遣が中止となっております整形外科につきまし  
ては、帯広北斗病院から、4月からになります。週1回の支援を受ける見込みとなりまし  
たので、より充実した診療体制が提供できるものと考えております。

また、大変厳しい状況ではありますが、引き続き医師確保に努めてまいりますので、御  
理解と御協力を賜りたいと存じます。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款病院事業  
収益は12億1,107万9,000円で、前年度当初比896万5,000円、0.7パー  
セントの減、支出の第1款病院事業費用は12億6,597万3,000円で、前年度当初  
比5,760万6,000円、4.4パーセント減としたところであります。

収益収支は、差引き5,489万4,000円の赤字予算の計上となりますが、現金支出  
を伴わない減価償却等を除いては、黒字を確保する予算としたところであります。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、収入の第1款資本的収  
入は9,311万3,000円で、前年度当初比5,639万7,000円、37.7パーセン  
トの減、次の2ページになりますが、支出の第1款資本的支出は1億1,983万1,00  
0円で、前年度当初比5,434万4,000円、31.2パーセント減の予算といたしました。

企業債、第7条であります。起債の目的、医療機械器具整備事業、限度額1,740万  
円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでありますので省略させていただきます。

一時借入金、第8条、一時借入金の限度額は1億円と定めるものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第10条は、職員給与費7億7,  
988万7,000円、交際費50万円とするものであります。

他会計からの補助金、第11条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、一時借  
入金支払利息13万7,000円、医師看護師等研究研修経費300万円、退職手当組合事  
前納付金666万8,000円、基礎年金拠出金公的負担経費1,792万8,000円であ  
ります。

次の3ページ、たな卸し資産の購入限度額、第13条は1億7,993万5,000円と  
定めるものであります。

重要な資産の取得及び処分、第14条、700万円以上の重要な資産の取得は、医療器  
械器具で、画像管理システム1式、逆浸透精製水製造装置1式を予定するものでございま  
す。

次に、予算説明書により主な項目について説明させていただきます。

21、22ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入であります。1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益は4億8,749万4,000円で、前年度比0.7パーセント減、1日平均単価を2万5,200円で見込んだところであります。

2目外来収益は3億4,802万4,000円で、前年度比0.2パーセント増といたしました。1日平均単価は6,600円を見込み、1日平均の外来患者数は前年度の実績などを勘案し、前年度比、3人減の217人を見込んだものであります。

3目その他医業収益3節一般会計負担金1億5,159万7,000円、次の23、24ページ、2項医業外収益2目他会計補助金2,773万3,000円、及び下の3目負担金交付金1億1,067万円を合わせた2億9千万円は、一般会計からの繰入金で、前年度と同額となっており、収益的収支における繰入基準額は3億2,634万6,000円のうち、88.9パーセント分を当初予算で計上したところでございます。

7目繰入金1節国民健康保険特別会計繰入金900万円は、国保特別会計から繰入れを受けるもので、内訳は健康管理センター事業に係る医師人件費分600万円及び国保調整交付金300万円を当初予算で見込むものであります。

次に25、26ページ、支出であります。1款病院事業費用1項医業費用1目給与費は、7億7,988万7,000円、前年度比1.4パーセント増の計上といたしました。給与費の内訳は、正職員が60名、臨時職員等が48名で、前年度と同数の総数108名の予算計上となります。

増の要因といたしましては、共済掛金率の変更及び期末手当支給率の改正が主なものであります。

2目材料費1節薬品費7,503万3,000円は、入院、外来収益の9.0パーセント分を見込み、前年度比7.0パーセント減で、前年度実績を勘案したものです。2節診療材料費6,904万9,000円につきましても、患者数の減や手術などの実績を勘案し、前年度比8.2パーセント減であります。院内に設置した医療材料等委員会を通じて、価格と数量などの適正化を引き続き推進してまいります。

3節給食材料費1,406万3,000円は、普通食939円、特別食1,060円を見込んでおります。

3目経費2節報償費5,499万8,000円は、前年度比587万2,000円の増であります。昨年3月に退職後、週1回の外来及び当直支援を受けている医師に係る分を当初予算で計上した事が主なものであります。

次の27、28ページ中段、8節燃料費中、A重油は対前年度比320万7,000円の減で、単価下落によるものであります。

11節修繕費705万5,000円は対前年度比241万1,000円の増ですが、職員住宅修繕129万6,000円は、築28年を経過した職員住宅1棟の屋根塗装経費を計上するもの、下の器具、器材等の滅菌装置であります。オートクレーブ真空ポンプ交換11

8万4,000円は、経年劣化により交換を行うものであります。

一番下の15節委託料は対前年度比162万3,000円の減ですが、呼吸器内科医師派遣が昨年4月末に終了した事が主な内容でございます。

次に31、32ページ中段、4目減価償却費は、対前年比5,776万4,000円の減ですが、1節建物減価償却費中、耐用年数が15年を経過した、病院本館、空調、給排水、電気の各設備の償却完了に伴うものが主なものであります。

以上で収益的収入及び支出の説明を終わらせていただき、39、40ページをお願いします。

資本的収入及び支出の支出であります。1款資本的支出1項建設改良費3目固定資産購入費4,012万1,000円は、右の上段の画像管理システム2,090万4,000円及び3段下の逆浸透精製水製造装置1,118万2,000円は、別添の予算説明資料、最後から2枚目の47ページをお開きください。画像管理システムですが、本機器はMRI、CT、レントゲン装置で撮影した画像や胃カメラなどの検査画像を一元管理し保管する装置で、医師が診断時に接続した端末で画像を参照するシステム運用を行っております。本装置は平成21年に導入し本年度で7年目を迎える事から、不具合も発生し、また画像保存容量が限界となる事などから更新をするものです。

左の事業費は2,090万4,000円で、財源内訳は2,090万円が地方債で、うち1,040万円が過疎債、一般財源が4,000円であります。

次に49ページをお願いします。逆浸透精製水製造装置ですが、本機器は透析治療時に血液から不純物を取り除く際に使用する精製水を製造する装置で、平成12年の病院移転改築時に導入し、耐用年数7年のところ、本年度で16年を経過し、大幅に耐用年数を超えて使用している状況にあります。また、故障時の部品供給が困難な状況となり更新するものです。左の事業費は1,118万2,000円で、財源内訳は900万円が地方債で、うち450万円が過疎債、その他216万円は、医療施設等整備基金からの繰入金で、一般財源が2万2,000円あります。

予算書に戻りまして、39、40ページ、その他の機器といたしましては、導入後18年を経過し、眼科診察時に不可欠なスリットランプの更新379万円、呼吸器疾患の症例対応に有用な気管支内視鏡の購入145万8,000円など、9品目の購入を予定するものであります。

次に35、36ページに戻っていただきまして、収入であります。1款資本的収入1項1目企業債1,740万円は、医療機械器具整備事業に係る病院債、2項出資金1目他会計出資金7,023万7,000円は、企業債償還元金の3分の2分及び一般会計が借り入れる過疎債分を一般会計から出資を受けるものであります。

次の3項負担金1目他会計負担金15万7,000円を合わせた7,039万4,000円が資本的収支に係る一般会計からの繰入額となりますが、収益的収支と合わせた一般会計繰入金の総額は、前年度比2,840万3,000円、7.3パーセント減の3億6,03

9万4,000円となります。

4項繰入金1目他会計繰入金231万円は、医療機器購入に係る、国保調整交付金を国保会計から繰入れを受けるものでございます。2目医療施設等整備基金繰入金300万5,000円は、支出の機械及び備品購入費中、逆浸透精製水製造装置及び電動ベッドの購入財源として基金から繰り入れする事といたしました。

なお、添付資料の説明は省略させていただきます。

以上、平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（方川一郎君） 以上で、各会計予算の提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております議案第25号平成28年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第33号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件については、議長を除く11名の委員をもって構成する平成28年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思ます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号平成28年度本別町一般会計予算について、ないし、議案第33号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件については、議長を除く11名の委員をもって構成する平成28年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 3時46分 休憩

午後 3時51分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました、平成28年度各会計予算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に高橋利勝君、副委員長に、阿保静夫君と決定いたしました。

以上、報告といたします。

#### 散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

議事の都合により、10日を休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。  
したがって、10日は休会とすることに決定しました。  
なお、10日から21日までの12日間は休会となります。  
再開は、3月22日、午前10時であります。  
これをもって、通知済みとします。  
本日は、これで散会します。  
御苦労さまでした。

散会宣告（午後 3時52分）

# 平成28年本別町議会第1回定例会会議録(第4号)

平成28年 3月22日(火曜日) 午前10時00分開議

## 議事日程

- 日程第 1 行政報告
- 日程第 2 (平成28年度各会計予算審査特別委員会委員長報告)
- 議案第25号 平成28年度本別町一般会計予算について
- 議案第26号 平成28年度本別町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第27号 平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第28号 平成28年度本別町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第29号 平成28年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第30号 平成28年度本別町簡易水道特別会計予算について
- 議案第31号 平成28年度本別町公共下水道特別会計予算について
- 議案第32号 平成28年度本別町水道事業会計予算について
- 議案第33号 平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程第 3 議案第34号 本別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第35号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第36号 町道の路線廃止について
- 日程第 6 議案第37号 平成27年度本別町一般会計補正予算(第12回)について
- 日程第 7 意見書案第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書
- 日程第 8 意見書案第2号 T P P協定の国会批准をしないことを求める意見書
- 日程第 9 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件  
(総務常任委員会、産業厚生常任委員会、  
広報広聴常任委員会)
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
(閉会中の継続調査申出書)
- 日程第11 議員派遣の件

会議に付した事件

- 日程第 1 行政報告
- 日程第 2 (平成28年度各会計予算審査特別委員会委員長報告)
- 議案第25号 平成28年度本別町一般会計予算について
- 議案第26号 平成28年度本別町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第27号 平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第28号 平成28年度本別町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第29号 平成28年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第30号 平成28年度本別町簡易水道特別会計予算について
- 議案第31号 平成28年度本別町公共下水道特別会計予算について
- 議案第32号 平成28年度本別町水道事業会計予算について
- 議案第33号 平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程第 3 議案第34号 本別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第35号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第36号 町道の路線廃止について
- 日程第 6 議案第37号 平成27年度本別町一般会計補正予算(第12回)について
- 日程第 7 意見書案第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書
- 日程第 8 意見書案第2号 T P P協定の国会批准をしないことを求める意見書
- 日程第 9 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件  
(総務常任委員会、産業厚生常任委員会、  
広報広聴常任委員会)
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
(閉会中の継続調査申出書)
- 日程第11 議員派遣の件

出席議員(12名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君

5番 山西 二三夫 君  
7番 小笠原 良美 君  
9番 高橋 利勝 君

6番 黒山 久男 君  
8番 方川 英一 君  
10番 阿保 静夫 君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	高橋 正夫 君	副 町 長	砂原 勝君
会 計 管 理 者	吉井 勝彦 君	総 務 課 長	大和田 収君
農 林 課 長	工藤 朗君	保 健 福 祉 課 長	村本 信幸君
地域包括支援センター所長	飯山 明美 君	住 民 課 長	千葉 輝男君
子ども未来課長	大橋 堅次 君	建 設 水 道 課 長	能 祖 豊君
企画振興課長	高橋 哲也 君	老人ホーム所長	井戸川 一美君
国保病院事務長	毛利 俊夫 君	総 務 課 主 幹	小坂 祐司君
建設水道課長補佐	高橋 優君	総 務 課 主 査	長屋 聖子君
教 育 課 長	中野 博文 君	教 育 次 長	佐々木 基裕君
社会教育課長	菊地 敦君	学校給食共同調理場所長	久保 良一君
農委事務局長	郡 弘幸君	代 表 監 査 委 員	畑山 一洋君
選 管 事 務 局 長	大和田 収君		

職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	鷲 巢 正 樹 君	総務担当副主査	塚 谷 直 人 君
---------	-----------	---------	-----------

## 開議宣告（午前10時00分）

### 開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

### 日程第1 行政報告

議長（方川一郎君） 日程第1 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 町国保病院におけるノロウイルスの院内感染についての行政報告をさせていただきます。

3月13日、外科疾患による入院患者さんに下痢症状が出現したため、検査を実施したところ、ノロウイルスの陽性反応が確認されました。同日、1名の患者さん、翌日には4名の患者さん及び職員2名から陽性反応が確認され、病棟での感染拡大が認められましたため、帯広保健所に報告したところであります。

3月20日現在の感染者は、入院患者さんが9人、職員が5人の計14人で、感染症の症状は発症時には嘔吐、下痢などがありましたが、概ね数日後には症状が消失または軽減され、3月17日以降の発症は激減していますことから、終息に向かっているものと考えられます。

この間の対応といたしましては、マニュアルに沿った感染予防対策や、発生日から病棟の一斉消毒などを実施しておりますが、この様な結果になりましたことは大変遺憾に思っているところであります。

今後におきましては、早期終息に向け引き続き保健所に指導をいただきながら、病院職員が一丸となり対応し、また、再発防止に向けては、感染拡大原因の検証やマニュアルの最終的な点検も必要になると考えています。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

### 日程第2 議案第25号ないし議案第33号

議長（方川一郎君） 日程第2 議案第25号平成28年度本別町一般会計予算について、ないし議案第33号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上9件を一括議題とします。

以上9件について、委員長の報告を求めます。

平成28年度各会計予算審査特別委員長高橋利勝君、御登壇ください。

各会計予算審査特別委員長（高橋利勝君）〔登壇〕 報告いたします。

委員会審査結果報告。

本委員会は、平成28年3月9日、第1回定例会において付託を受けた下記事

件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

記、1、事件。

議案第25号平成28年度本別町一般会計予算について。

議案第26号平成28年度本別町国民健康保険特別会計予算について。

議案第27号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について。

議案第28号平成28年度本別町介護保険事業特別会計予算について。

議案第29号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計予算について。

議案第30号平成28年度本別町簡易水道特別会計予算について。

議案第31号平成28年度本別町公共下水道特別会計予算について。

議案第32号平成28年度本別町水道事業会計予算について。

議案第33号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について。

2、委員会開催日、平成28年3月16日、17日。

審査の結果。

議案第25号平成28年度本別町一般会計予算について、原案可決。

議案第26号平成28年度本別町国民健康保険特別会計予算について、原案可決。

議案第27号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。

議案第28号平成28年度本別町介護保険事業特別会計予算について、原案可決。

議案第29号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、原案可決。

議案第30号平成28年度本別町簡易水道特別会計予算について、原案可決。

議案第31号平成28年度本別町公共下水道特別会計予算について、原案可決。

議案第32号平成28年度本別町水道事業会計予算について、原案可決。

議案第33号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、原案可決であります。

以上、報告といたします。

議長（方川一郎君） お諮りします。

本案9件の委員長報告に対する質疑は、議会運営基準104により省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略することに決定いたしました。

これから、議案第25号平成28年度本別町一般会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第25号平成28年度本別町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第25号平成28年度本別町一般会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第26号平成28年度本別町国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第26号平成28年度本別町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。お座りください。

したがって、議案第26号平成28年度本別町国民健康保険特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第27号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

阿保静夫君、御登壇ください。

10番(阿保静夫君)[登壇] 議案第27号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対の立場からの討論を行います。

後期高齢者医療制度の保険料は2年に1度見直され、特に昨年度の改定では大

きく保険料が引き上げられました。北海道連合においては、これまで財政安定化基金を活用するなどして保険料アップを少しでも抑えようと努力してきた経過もあります。しかし、地方自治体だけの努力では、保険料高騰を抑えるには限界があります。

私は、後期高齢者医療制度がかつて参議院では廃止すべきとの議決を得ていることをはじめ、年齢によって医療に差別が持ち込まれる、世界に類を見ない制度であること、消費税増税でますます高齢者の負担がふえていることなどから、この制度は一刻も早く廃止、見直しされるべきものと考えます。

私は、長生きした人々への負担増を強いる本制度に反対する、地方からの声を上げる観点も含め、本会計予算に反対の意思を表明するものです。

議員各位の御理解をお願いします。

議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで、討論を終わります。

これから、議案第27号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第27号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第28号平成28年度本別町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第28号平成28年度本別町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。お座りください。

したがって、議案第28号平成28年度本別町介護保険事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第29号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第29号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第29号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第30号平成28年度本別町簡易水道特別会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第30号平成28年度本別町簡易水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第30号平成28年度本別町簡易水道特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第31号平成28年度本別町公共下水道特別会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第31号平成28年度本別町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第31号平成28年度本別町公共下水道特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第32号平成28年度本別町水道事業会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第32号平成28年度本別町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第32号平成28年度本別町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第33号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についての討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第33号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第33号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第34号

議長(方川一郎君) 日程第3 議案第34号本別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 議案第34号本別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、人事行政の運営等の状況の公表事項について、条例の改正の必要が生じたので提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

本別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

第8号、職員の退職管理の状況。

第3条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

第5号、職員の休業に関する状況。

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

第2号、職員の人事評価の状況。

この第3条は、公表に関する報告事項を定めております。人事評価制度の導入に伴いまして、勤務成績の評定を削除し、新たに、職員の退職管理の状況、職員の休業に関する状況、及び職員の人事評価の状況を追加するものであります。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

これは、行政不服審査法の改正に伴う文言整理であります。

附則。

施行期日。

1項、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

経過措置。

第2項、改正後の本別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号の規定は、同条例第4条の規定による平成28年度分以降の業務の状況の報告について適用し、平成27年度における業務の状況の報告については、なお従前の例による。

以上、議案第34号本別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号本別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号本別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第35号

議長（方川一郎君） 日程第4 議案第35号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田課長。

総務課長（大和田収君） 議案第35号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の改正の必要が生じたので提案するものであります。

改正内容は、地方公務員法第24条第6項、これにつきましては、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めると定められております。今回、地方公務員法第24条中の1項が削除されたため、改正するものであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

第1条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

職員の給与に関する条例の一部改正。

第2条、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

本別町国民健康保険病院職員の旅費に関する条例の一部改正。

第3条、本別町国民健康保険病院職員の旅費に関する条例（昭和48年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上、議案第35号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第36号

議長(方川一郎君) 日程第5 議案第36号町道の路線廃止についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

能祖建設水道課長。

建設水道課長(能祖豊君) 議案第36号町道の路線廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

今回は2路線の廃止を提案しております。

これまでの栄町公営住宅の建て替え事業に伴い、道路改良工事を進めてきておりますが、現在の町道栄町8号通りと町道栄町9号通りの道路利用形態が変更となり、この2路線の道路がなくなることから、路線廃止を提案したところであります。

提案内容であります。道路法第10条第3項の規定に基づき町道の路線を次のように廃止するものであります。

次のページをお願いいたします。

廃止する路線。

路線番号136、路線名、町道栄町8号通りは、起点から終点までの総延長95.80メートルの全路線を廃止するものであります。

次の、路線番号137、路線名、町道栄町9号通りにつきましても、起点から終点までの総延長76.70メートルの全路線を廃止するものであります。

以上、町道の路線廃止について提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号町道の路線廃止についてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号町道の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第37号

議長(方川一郎君) 日程第6 議案第37号平成27年度本別町一般会計補正予算(第12回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 議案第37号平成27年度本別町一般会計補正予算(第12回)について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成27年度国の補正予算に係る、T P P 関連政策大綱に基づく事業の追加及び通知番号、個人番号カード関連委任事務の補助金が確定したことによるものであります。

それでは予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,565万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億2,232万1,000円とする内容であります。

それでは、歳出から御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費19節負担金補助及び交付金185万円の減額は、通知番号、個人番号カード関連委任事務の負担金確定によるものであります。

次の段、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金1,750万円の増額は、平成27年度国の補正予算に係るT P P 関連政策大綱に基づく事業の担い手確保・経営強化支援事業が採択され、コンバイン1台購入に対する補助金であります。

続きまして歳入に入ります。

上の段、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金185万円の減額は、歳出で説明いたしました事業確定によるものであります。

次の15款道支出金2項道補助金4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金1,750万円の増額は、これも歳出で説明いたしました、担い手確保・経営強化支援事業の採択によるものであります。

以上、平成27年度本別町一般会計補正予算(第12回)の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

阿保静夫君。

10番(阿保静夫君) 3ページ、4ページの補助金の関係です。担い手確保・経営強化支援事業ということで、コンバインの導入に対する補助ということなのですが、補助内容とか補助率、それから受益者の負担率というか負担額、それから償還年限など、中身について少し伺いたいというふうに思います。

議長(方川一郎君) 工藤農林課長。

農林課長(工藤朗君) 阿保議員からの御質問にお答えいたします。

ただいま議案の説明にもございましたとおり、今回の補正につきましてはT P P関係の予算でございます。国のほうでは、平成27年度補正予算ということで、4,008億円のうちT P P関連予算3,122億円、そのうち53億円がこの担い手確保・経営強化支援事業に割り振られております。

内容につきましては、非常にハードルの高い事業といいましょうか、若干ですね、内容につきましては農地中間管理機構を活用した、人・農地プランの地区内の事業、地区内で経営する経営体ということと、機械導入により経営全体の売り上げが10パーセント以上、経営コスト10パーセント以上削減ができるという、そういうような見込みのある経営体の人を受けられるというような事業でございます。

したがって、27年度に比べて10パーセント売り上げを上げる。10パーセント経費を下げるというような、非常にハードルの高いというような事業でございます。

採択の基準につきましては、ポイントの高い順からということでございますが、例えば経営面積の拡大だとか、法人化をされているだとか、そういうようなことでポイントを積み上げていきまして、そのポイントの高い順から、この部分につきましては採択をしていくというような形になっています。

今回の補正につきましては、本町では5地区10件、1億2,341万円、事業費ベースでございますが、申請といいましょうか要望がございました。そのうちの、1地区1件、予算額にしましては事業費で3,780万円の事業費、そのうち半分の1,750万円が補助を受けるといったような形でございます。

なお、この事業につきましては、補助残の部分につきましては融資を受けるといったようなことで採択になるというような事業でございます。以上です。

議長(方川一郎君) 阿保静夫君。

10番(阿保静夫君) 非常にハードルの高い事業ということで、それでも本別で該当になった方がいるということは、それはそれですばらしいことだと思いますが、ただ、これは小麦のコンバインですよね。去年の小麦の状況と比べて10パーセントアップというのはかなり高い目標なんじゃないかなというふうに思いますが、その辺も採用になったということはクリアになっているということだと思うのですが、補助率は50パーセントということだというふうに理解しました。

償還年限は、その融資の中身によってそれぞれかわると。例えば、何年間で償還というのは、それぞれの融資の中身でかわっていくということによろしいでしょうか。

議長（方川一郎君） 工藤農林課長。

農林課長（工藤朗君） この事業につきましては、ちょっと説明不足だったのですが、申しわけございませんが、事業費3,780万円のコンバインを買います。そのうちの約2分の1の1,750万円が補助金で出ます。残りの自己負担の部分については、必ず融資を受けなければならないということがございますので、それぞれの経営体の中で、融資の年月は決まるというふうに考えているところです。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号平成27年度本別町一般会計補正予算（第12回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号平成27年度本別町一般会計補正予算（第12回）については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 意見書案第1号

議長（方川一郎君） 日程第7 意見書案第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

9番（高橋利勝君）〔登壇〕 意見書案第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、提案理由の説明については案文の朗読をもってかえさせていただきます。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書案。

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、激しく揺さぶられることによって、あるいは身体への強打によって、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じます。この突然の動きによって、文字通り脳は頭蓋骨内で跳ねまわされ、よじられ、脳細胞が引っ張られて損傷を受け、脳内に科学的な変化を生じます。脳しんとうを受傷しても通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合もあります。

主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、だるさ、めまい、物が二重に見えるあるいはぼやけて見える、頭痛または軽度の頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応の鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多彩であり、また症状は、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数カ月間発症しないこともあります。

特に高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味がわからなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁などが発症した場合、症状が数カ月かかることがあり、まれには永続的な身体的、感情的、神経的、または知的な変更が発生します。さらに、脳しんとうを繰り返すと、永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなりますし、死に至る場合もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは、避けるべきです。

この病態は、Scat 2やScat 3、Scatとはスポーツによる脳しんとう評価ツールのことであります。において客観的な診断方法が確立されており、すでに国際オリンピック委員会をはじめ、FIFA、IIHF、IRB、F-MARC等で採用され、Pocket Scat 2に於いては各種スポーツ団体で脳しんとうを疑うかどうかの指標として使用されています。

平成24年7月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、更に平成25年12月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提起され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されていますが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまい、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独を感じ、最悪うつ状態に陥ってしまう人も多く、特に罹患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされ見過ごされ、引きこもるか施設にあずけられるかの二者択一になっているのが現状です。

また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査が遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題をも後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊へと陥っていく家族も多く、事故調査を蔑ろにしてしまうがために同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状です。

よって、政府においては上記の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じる

よう強く要望いたします。

記。

脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について。

1、教育機関での周知徹底と対策。

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員にポケット S c a t 2 の携帯を義務づけること。併せて、むち打ち型損傷、若しくは、頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は本人の訴えだけでなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、経過観察を促すこと。

2、専門医による診断と適切な検査の実施。

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、C T ・ M R I だけでなく神経学的検査の受診も義務付けるとともに、S c a t 3、12歳以下の場合はチャイルド S c a t 3 を実施し、対応できる医療体制の構築を進めること。

3、周知、啓発、予防措置の推進と相談窓口の設置。

脳しんとうについて、各自治体の医療機関窓口等に対応の出来る職員の配置を求め、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

4、園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止。

保育園・幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者に連絡するとともに第三者調査機関を設置し迅速に事故調査、及び開示を行うよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣でございます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りします。

これから、意見書案第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 意見書案第2号

議長(方川一郎君) 日程第8 意見書案第2号T P P協定の国会批准をしないことを求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫君、御登壇ください。

10番(阿保静夫君)(登壇) 意見書案第2号T P P協定の国会批准をしないことを求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

T P P協定の国会批准をしないことを求める意見書案。

T P P協定は本年2月4日に署名を終え、各国での批准作業に入りました。政府は交渉過程でも、また「大筋合意」後もその全容を示さないまま「T P P対策費」を含む補正予算を組み、28年度予算にも計上しました。約2,900ページとされる協定及び付属書の公表も本年2月2日となるなど、きちんと精査する時間もないままに国会で批准を求めるのは、国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、あまりにも拙速と言わざるを得ません。T P P協定は、少なくともG D Pで85パーセント以上6カ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。

協定の内容も、米麦での輸入拡大、牛肉、豚肉での関税引き下げなど重要農産品5品目すべてで大幅譲歩を行い、加えて重要5品目の3割、その他農産品では98パーセントの関税撤廃を合意しています。また、今示されている合意は通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあります。これでは十勝農業始め、地域農業は立ち行きません。

また、T P Pは透明性や規制の緩和を求め、医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規制や制度に対して、その規制緩和要求ができる仕組みになっています。まさに国の主権が脅かされるといっても過言でない内容も含まれています。

よって、このような問題が多い、国会決議にも反するT P P協定の批准は行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣です。

皆様の賛意のほど、よろしく申し上げます。

議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

矢部隆之君。

1 番（矢部隆之君） 一、二点、ちょっと提出者に確認をしたいのですが、今回の T P P 協定の国会批准をしないということを求める意見書ということなのでは、この文面から見てですね、何をもって批准をしないというふうなことを求めるのか、その辺の提出者の考え方をちょっと聞きたいと思います。

この文面を見ていますと、余りにも拙速だからだめなんだよというような意味なのか、それから一番後段のほうに出てきます国会決議にも反する T P P 協定の批准を行なわないということで、同じ提出者がですね、1 2 月の段階でも同じような T P P 関連の意見書を出しておりますけれども、それとの整合性がどうとれているのか、これについてちょっと伺いたいと思うのです。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

1 0 番（阿保静夫君） お答えしたいと思います。

2 つの内容かというふうに思います。なぜ批准反対か、その根拠はという趣旨と、1 2 月に提案しました、内容を明確にするとともに万全な対策をという趣旨の意見書だったと思いますが、それとの整合性はという 2 点だというふうに思います。もし違えば、あとでまた補足的に質疑をお願いしたいと思います。

まず、なぜ批准に反対かというのは、残された国会手続きはもう批准だけということになっておりますので、いわば最後の砦というような意味合いももちろんありますし、先般道内の全ての農協に調査したアンケート調査があって、非常に、例えば、内容を評価しますかということでは 8 1 パーセントの単協組合長が評価しないと、それから、影響は重大か、少ないか、非常に重大だということが過半数を占める。それから、先ほど上がった国会決議、御承知かと思いますが衆議院、参議院、それから与党である自民党でも同じ趣旨で決議をしております。1 0 項目ほどあったかと思いますが、その中の一番代表的なものと言うと、少なくとも重要 5 品目についての協議に入った場合は、関税撤廃はしないということが中身に入っております。そこからいくと、完全に自ら決めた決議にも反してる内容で進めてきてるということです。

そういうことを考えたときに、国会で批准されるということは基本的にはあり得ないというふうに私は考えておりますし、御承知のようにスタートは絶対反対でスタートしてきますよね。十勝の 3 0 団体も全てそのところで一致をして、ずっとスタートしています。どんどん内容はかわって行って、最後は重要 5 品目は守るというところまでいったのかなというふうに理解しておりますが、そういうような経過も踏まえた中で、先ほど申し上げたように、国会批准というのが私どもが皆で、3 0 団体が皆で主張してきた T P P 反対だということの最後の砦だというふうに私は思っていて、今回の意見書を提出した次第であります。それが 1 番目の、なぜ今、批准反対なのかということのことです。

12月については、これは林議員のほうからも同様の質疑がありまして、中身についてということなのですが、12月の段階では、御承知のように十勝の30団体で、まず農業を守るということを最優先でね、中身を明らかにするとともに、内容を明確にせよという趣旨の決議があげられまして、それと同様内容で、じゃあ本別の議会でもそれで一緒にあげましょうという趣旨で、このときは多くの方が賛同していただいでですね、意見書が採択になったという経過であります。

いずれにしても、この間の一般質問等の中身でも御承知のとおり、先ほどの農協の例も申し上げたとおり、賛成という立場ではないんだということが明確になってきたということですね。そういうことですから、そういう中で基幹産業の農業を守るということはもう当然のことだという立場で、運動が現時点でも進められているというふうに理解しています。十勝全体でも批准反対ということで、かわっていないというふうに理解をしているところであります。

議長（方川一郎君） 矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 国会での論議と申しますか協議と申しますか、そういった部分につきましてはですね、ここのちょうど3段目ですか、補正予算を組んだり、28年度予算でも計上しているということを提出者は認めているわけで。これは国会でも民主的な方法で衆議院だとか参議院だとか議員を選んで、国会のほうで十分協議をなされてくる。また、12月の段階での意見書にもあるように、暮らしを守るためにですね、持続的な発展ができる万全な対策を取るよということでの意見書だったと思うのですけれども、そういったことでの国会での論議も今後もされていくだろうし、今言ったような予算等もある程度つけてきているということが1点ありまして、全く何もやっていないということではないと思うのですけれども。じゃあ、そういったことをやってきている中で、国会決議にも反するTPP協定の批准は行なわないというふうにここで断定していますけれども、どうしてそうなるのかと。12月の段階ではそういうふうなことで、国に対する意見書を提出をして、それほど情勢的にはかわってきているというように私は認識しておりませんが、先ほども言ったようにですね、民主的な方法で国会に送り出して行っている議員さんたちの中での協議をしていただいているので、国会決議にも反するというので、ここにこういった確定的な文言を入れるのはどうかなということをおっしゃったものですか。その辺の考えについてお伺いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 繰り返しになろうかと思えます。その部分も12月の第4回定例会のときに御質疑がありまして、もう運動はやめるといことなのかなというような趣旨だったというふうに思っております。それで、12月の時点ではまだ批准という段階ではもちろんないわけで、対策を万全にするということと内容を明確にするということが2本柱ということで、十勝全体の決議も含めてああいう意見書の中身になったわけです。その状況は現時点でもかわっておりません。まだ批准についての国会審議は始まっておりませ

ん。報道では24日から始めるような話が出ておりますが、私の知る限りではTPPに関する国会での質問は、まだ二、三点しかないというふうに思っております。そういう中でも、先ほど申し上げたように、例えばこういう明確な答弁があるのですが、そもそも参議院と衆議院での国会決議、及び与党の決議の中で、重要5品目に関する関税撤廃の協議は、そういう話になったら行わないと。それは行わないという中身が第2項か第3項にあったと思うのです。ところがこの国会の答弁では、そもそもTPPには関税撤廃をやめるといような協議はしないということが答弁されたんですよね。これはまさしく、私たち素人でも、決議のほうでは関税撤廃に入ったら協議そのものもね、椅子を蹴ってと言っていないのですけれども、協議は中止するといような趣旨の話があったのに、国会の正式答弁では、そもそもTPP協定ではその話しはないんだといような答弁をしているわけですよ。だからそういう点でも全く、私たちやっぱりTPP反対で運動してきたという立場で言うと、それ違うんじゃないのということがまず第1点ありますし、それから、もちろん数字のことは私もそういう意味では素人なのですが、ただ1つ言えることは、関税全撤廃になったときに、GDPの伸びはこの程度だといっておりました。御承知かと思えます。それで今、一部関税化で全撤廃にはなっていない中で、最初に言っていた数字以上のGDPのプラスがあるんだと、これ完全に矛盾ですよ。そういうことが平気で説明しているという現状です。ですから、中身は研究者によっては、国の発表された数字の10倍位の数字を、同じ計算様式でやったら10倍位違いますよと、影響額がですね、そういう話もされていて。例えば重要5品目では1兆円を超えるといような数字も出されております。本当に、一言で言えば、現時点でも内容を明らかにされていないと。それで何が批准だというのが正直な気持ちですし、十勝の30団体が続けてきた運動の延長線上では、こういう要望をするのが当然だといふふうに思います。

議長（方川一郎君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

山西二三夫君、御登壇ください。

5番（山西二三夫君）〔登壇〕 反対の立場から意見を述べさせていただきます。

TPP協定は2月4日署名されましたが、政府はTPP対策については、TPP関連政策大綱を決定し、この政策には十勝など、畑作中心地の産地パワー事業や、肉牛生産の赤字補てんの法制化など、十勝が要求していた内容が大綱に概ね盛り込まれました。

十勝農業者トップ関係者からの一定の評価が出来ていると声が上がっているところであります。

農業者の方々も、自ら努力をしようとする方も多く出てきています。

農業支援として、帯広市は本年度予算に農業者支援のためのTPP対策として、農業振

興、次世代農業への融資事業、新たな作物の導入に取り組む生産者支援など、ＴＰＰ対策に取り組んでいます。

北海道もＴＰＰ協定の大筋合意を踏まえ、農業の国際競争力の強化を図る必要があるとして、地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき、産地パワーアップ事業費を新規事業として予算組みをいたしました。

農業後継者の組織である農協青年部の総会が今月にありました。この青年部総会において環太平洋連携協定、ＴＰＰの合意に伴い、意欲ある営農を継続するとして特別決議を採択いたしました。

ＴＰＰは合意したが、本年から積極的に取り組み、十勝農業が先頭集団を走って行かなければならないと前向きに積極的な農協、生産者がふえてきています。

今後ＴＰＰによる、農業者が少しでも不安のない、農業をよくする後継者を育てるかを国に求め、生産者の不安を払うことのできるような、国に万全の対応を政策実行を求めていくことが大事ではないかと思うわけであります。

今この時期に、本別町議会として、政府に対してＴＰＰ協定の国会批准をしないことを求める意見書は、本当に本別の農業、十勝の農業のためになると私は思いません。

ＪＡグループ北海道は、ＴＰＰから北海道農業、地域社会、命、国民、暮らしを守ろうと訴えています。

以上、述べたとおり、今この時期でのＴＰＰ協定の国会批准をしないことを求める意見書を本別議会から政府に求める意見に反対をするものであります。

議員各位の賢明な判断をよろしくお願いいたしまして、反対の意見とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋利勝君、御登壇ください。

９番（高橋利勝君）〔登壇〕 原案に賛成の立場から、意見を述べさせていただきます。

ただいまＴＰＰに関してですね、政府が政策大綱を発表したり、また補正予算、それから新年度予算にその対策を盛り込んで評価を受けているというお話しがありました。私はそういうふうには聞いておりません。

１つは、まだＴＰＰ協定そのものが施行されてもないのに、なぜ対策を打たなければいけないのか。それは、ＴＰＰ協定そのものに問題があるということ私は認めているからだと思っています。

また、今それぞれの事業についてもお話しがありました。私たちが聞いておりますのは、今その対策は、今日まで農業者が求めてきた対策であり、直接ＴＰＰと関係するものではないというお話しを聞いています。

また、十勝の中でも十勝の農民組織の方は引き続き反対を表明しております。

このように、当事者である農家の皆さんの将来を考えたときに、私は今ＴＰＰ協定を認めること、批准をするということは我が国の農業にとって、更に厳しい状況に追いこむの

ではないかというふうに受け止めています。

よって、このＴＰＰ交渉の批准反対には賛成するというのでございますので、議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで、討論を終わります。

これから、意見書案第２号ＴＰＰ協定の国会批准をしないことを求める意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 起立少数です。

お座りください。

したがって、意見書案第２号ＴＰＰ協定の国会批准をしないことを求める意見書は、否決されました。

#### 日程第９ 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（方川一郎君） 日程第９ 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生、広報広聴、各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第７５条の規定によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴、各常任委員長から申し出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

#### 日程第１０ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（方川一郎君） 日程第１０ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### 日程第11 議員派遣の件

議長(方川一郎君) 日程第11 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

#### 閉会宣告

議長(方川一郎君) これで、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第1回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午前 11時15分)

地方自治法第125条第2項の規定により署名する。

平成28年 3月22日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 高 橋 利 勝

署名議員 黒 山 久 男

署名議員 矢 部 隆 之